

社会科学年報

第 46 号 2012

論文

- お茶のブランド・マーケティング 梶原 勝美
- 近代中国における漢冶萍公司与盛宣懷（I） 加藤幸三郎
- 写真分析による大学生の食生活調査 佐藤康一郎
- 片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家 高梨 健司
- 戦後日本における「住むこと」の社会学探究の可能性
：nDK= 家族モデルと「空間規範」分析、その未踏の可能性 平井 太郎
- リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と上海大都市圏の発展（その2）
..... 福島 義和
- 予算における国債費見積りの課題 藤井 亮二
- Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society
—The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan
..... Hiroshi Mori, Yoshiharu Saegusa, and John Dyck

研究ノート

- 国民的安全保障国家から諸帝国による世界分割へ？ 桑野 弘隆

所報

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 46 号

2012

目 次

〈論文〉

お茶のブランド・マーケティング……………	梶原 勝美	3
近代中国における漢冶萍公司与盛宣懷（Ⅰ）……………	加藤幸三郎	17
写真分析による大学生の食生活調査……………	佐藤康一郎	35
片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家……………	高梨 健司	53
戦後日本における「住むこと」の社会学探究の可能性 ：nDK=家族モデルと「空間規範」分析、その未踏の可能性	平井 太郎	85
リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と上海大都市圏の発展（その2） ……………	福島 義和	105
予算における国債費見積りの課題……………	藤井 亮二	115
Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society —The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan ……………	Hiroshi Mori, Yoshiharu Saegusa, and John Dyck	123

〈研究ノート〉

国民的安全保障国家から諸帝国による世界分割へ？……………	桑野 弘隆	145
所報……………		169
編集後記……………		180

お茶のブランド・マーケティング

梶原 勝美

目 次

1. はじめに
2. お茶について
3. 産地ブランドの確立
4. 緑茶飲料のブランドの登場
5. お茶のブランド・マーケティング
 - 1) 生産者個人のブランド
 - 2) 農業生産法人、協同組合による企業化
 - 3) 夢のコラボレーション
 - 4) 原材料としての新たな展開
6. おわりに

1. はじめに

かつてイザヤ・ベンダサンが『日本人とユダヤ人』の中で日本では安全と水は無料、すなわち、ただであるといった^(注1)が、それだけではなくお茶もただであった。ところが、現代の日本では多くの日本人は浄水器をつけた水道水を飲んだり、あるいはミネラル・ウォーターを買って飲むようになり、水はただではなくなりつつある。安全についても警備会社の発展を見れば明らかなように、安全をお金で買う人が多くなり、ただではなくなりつつある。

しかしながら、お茶についていえば、現在でもただである。外国人が驚き、不思議がるように、日本では今日でも日本食のレストランや料理屋に行けば、何もいわずともお茶が出る。もちろん、このお茶は勘定には含まれず、ただである。お代わりも自由で、何杯飲んでもただである。その一方、コーヒーはそうではなく、

お店ではセットでなければ、注文すれば必ず料金を取られる、すなわち、有料である。

知り合いのお宅でも会社でも、どこへいってもまずお茶をといってお出るのが、お茶、すなわち、日本茶といわれる緑茶である。このように日本におけるお茶はいわば空気のようなものである。もちろん、美味しいお茶菓子があれば、お茶の味も一段と引き立つことになる。緑茶はお茶の木の若葉を摘んだものを乾燥させた茶葉を急須に入れ、熱湯を注ぎ、それを飲むものである。つまり、お茶は乾燥し、ブレンドする過程が入るが、紛れもなく農産物の一種であると考えられる。

しかしながら、それまで長い間無料であったはずのお茶が缶やペットボトルに入れられ、有料で売られるようになった。しかも多くの消費者は次第に何の抵抗もなく有料のお茶を飲むようになってきた。このドリンクとしての緑茶飲料にはすでに数多くのブランドがあり、それらのブランド・マーケティングの展開が市場において競争裏に行われている。その結果、これまでお茶といえば、茶葉からお湯で抽出した飲むお茶を連想していたが、この農産物としての茶葉だけではなく、加工飲料のドリンクとしての緑茶飲料のブランドまで含むすべてがお茶として認識されるようになってきた。

農産物のブランド・マーケティングについてはすでに論じた^(注2)が、そこでの考察は農産物ははじめとした一次産品についてのものであった。

本稿では、日本を代表する農産物のひとつであるお茶について、加工製品を含め、ブランド・マーケティングの観点から考察を試みてみたい。

2. お茶について

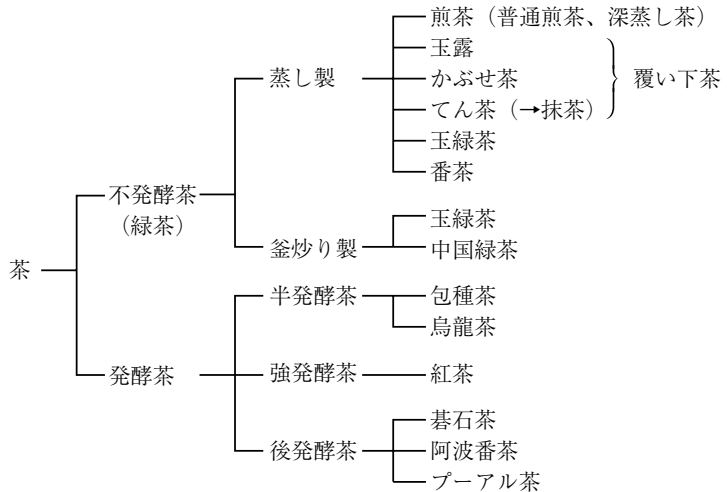
茶には、緑茶、紅茶、ウーロン茶などいろいろな種類があるが、すべて同じチャ（学名 *Camellia* (L.) O. Kuntze）という木の新芽から作られる。形、色、香り、味が様々な茶があるのは、その作り方が異なるからである（注3）。茶の原料は、緑茶も紅茶も同じチャという木の新芽から作るが、緑茶向きの中国種（*var. sinensis*）と紅茶向きのアッサム種（*var. assamica*）の二つの大きなグループがある。日本では茶の種類は右上の図表1のように分類されている（注4）。

周知のようにわれわれ日本人が飲むお茶である緑茶が人の口に入るまでにはいくつかの工程がある。まず、生葉を収穫し、それを乾燥させながら成形操作を繰り返して煎茶特有の針のような細長い形状の荒茶ができ、その重量は生茶の5分の1程度になる。このような荒茶をブレンドし、さらに乾燥させつつ、独特の香りや味を引き出したものが製茶になる。この製茶をわれわれ消費者がお湯で抽出して飲むのが緑茶、いわゆるお茶である。

平安時代の日本に中国より薬として導入されたことからわかるように、緑茶には様々な効能があるといわれてきている。そのもととなる茶葉に含まれる成分は右上の図表2であり、茶葉特有の成分と生理活性は次ページの図表3のようにまとめられる（注5）。

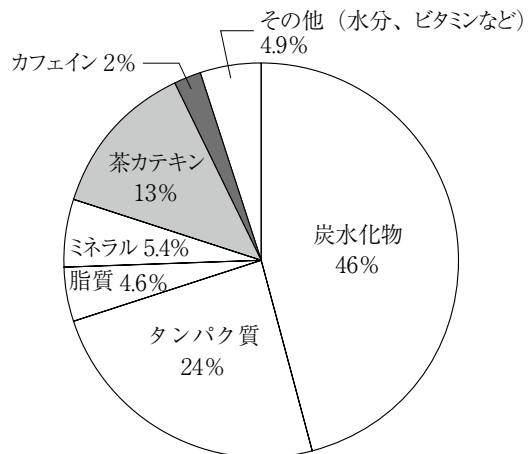
日本では多くの地域で茶の栽培がおこなわれ

図表1 茶の分類



出所：武田善行『茶のサイエンス』p.133、筑波書房、2004年。

図表2 茶葉に含まれる成分の割合



100g 当たりの g 数（重量%）

出所：伊勢村護、藤森進編著『緑茶パワーと健康のサイエンス』はじめに x、アイ・コーポレーション、2004年。

ている。因みに2010（平成22）年度におけるお茶の生産、すなわち、生茶収穫量・荒茶生産量の都道府県別上位10位までのランキングは次ページの図表4である。これを2004（平成16）年度と比べるとランキングは上位5位までは不動であったが、福岡県が7位から6位に上がり、奈良県が6位から7位に下がり、10位だった長崎県が12位に下がり新たに愛知県が10

図表3 茶葉に含まれる成分の割合

緑茶成分	機能・効能
水溶性成分（70～80％）	
カテキン類（10～18％）	抗酸化、抗突然変異、抗がん、抗動脈硬化、血中コレステロール上昇抑制、血圧上昇抑制、血糖上昇抑制、血小板凝集抑制、抗菌、抗ウイルス、むし歯予防、抗腫瘍、抗アレルギー、腸内フローラ改善、消臭、環境ホルモンの作用抑制、脳障害軽減
カフェイン類（2～3％）	中枢神経興奮、睡眠防止、強心、利尿、抗喘息、代謝充進、体熱産生促進
テアニン（0.6～2％）	精神リラックス、抗がん剤の作用増強、アルツハイマー病予防
γ-アミノ酪酸（0.1～0.2％）	血圧上昇抑制、抑制性神経伝達
フラボノール（0.7～1.2％）	毛細血管抵抗性増加、抗酸化、血圧降下、消臭
複合多糖（0.6％）	血圧上昇抑制、抗糖尿病
ビタミンC（60～260mg％）	抗壞血病、抗酸化、がん予防、風邪予防
サポニン（0.4％）	抗喘息、抗血圧低下、抗肥満
食物繊維（3～7％）	胆汁酸排泄促進、血漿コレステロール低下、肝機能改善
不溶性成分（20～30％）	
タンパク質（24～31％）	栄養素
食物繊維（32～44％）	便秘防止、大腸がん予防
ビタミンE（17～68mg％）	抗酸化、がん予防、抗不妊
β-カロテン（3～21mg％）	抗酸化、がん予防、免疫反応増強
フッ素	むし歯予防
亜鉛	味覚異常防止、皮膚炎防止、免疫機能低下抑制
セレン	抗酸化、がん予防、心筋障害（克山病）防止

出所：同上、はじめにxi。

図表4 茶の都道府県別生産量

2010年			2004年		
都道府県	生茶収穫量	荒茶生産量	都道府県	生茶収穫量	荒茶生産量
1. 静岡県	148,900	33,400	1. 静岡県	197,300	44,200
2. 鹿児島県	119,200	24,600	2. 鹿児島県	123,500	25,200
3. 三重県	33,200	7,100	3. 三重県	33,300	7,640
4. 宮崎県	17,400	3,570	4. 宮崎県	18,600	3,780
5. 京都府	12,100	2,640	5. 京都府	13,800	2,950
6. 福岡県	10,900	2,280	6. 奈良県	12,200	2,920
7. 奈良県	8,210	2,050	7. 福岡県	10,900	2,260
8. 佐賀県	7,080	1,570	8. 佐賀県	9,770	2,170
9. 熊本県	6,830	1,380	9. 熊本県	9,200	1,860
10. 愛知県	4,610	929	10. 長崎県	5,370	1,060

出所：農林水産省作物統計書（トン）

（トン）

位に上がっている。しかしながら、その生産量は押し並べて減少している。たとえば、生茶収穫量でいえば、首位の静岡県は197,300トンから148,900トンへと大きく減少し、第2位の鹿児島県も123,500トンから119,200トンへと減少している。このように日本における茶の主要

な生産地はほぼ固定化されているが、その生産量は2004年から2010年の6年間に渡り、じり貧傾向にあるものと思われる。

茶の生産量の減少は茶に対する需要の減少に他ならない。そこで、茶の需要の増加を図らなければならない。それには需要の中心をなす飲

用としての茶だけではなく、その他の用途における需要の増大と新用途の開発が必要である。たとえば、飲用だけではなく、茶そば、和洋菓子などの食用の原料としての茶、抗菌材、消臭剤、染色剤といった工業用原材料としての利用、また医療用の新薬の原材料として、さらには民芸品の原材料、そして茶畑の景観を観光に利用するといったものが考えられる^(注6)。

しかしながら、これらの飲用以外の用途や新用途の開発には莫大なテマ・ヒマ・カネ・知識・ノーハウが必要であり、通常の茶の生産者である農家ができるものではない。それらは農業者以外の大企業ないし業者に依存し、農業者はその原材料の生産、提供をするにすぎない。

そのため、飲用としてのお茶の付加価値を高めるブランド化が求められる。お茶はそのまま食する農産物ではなく、加工のプロセスが必須のものであり、かつまた主要な需要をなす飲用についていえば、茶葉を急須に入れ、お湯を注ぎ、抽出したものを飲むのが通常であり、ティーバッグ以外の日本茶、すなわち、緑茶はたとえばブランドが付加されていたとしても消費者の目に直接触れることはなく、ブランド認識にはかなりなハードルがあるものである。このような緑茶に対し、マーケティングの観点からの先行研究が開始されているのは興味深い^(注7)。

3. 産地ブランドの確立

お茶には数多くの産地ブランドがすでに存在している。たとえば、「静岡茶」、「宇治茶」^(注8)、「狭山茶」などである。「静岡茶」は一番有名なお茶であり、上述したように静岡県は茶の生産量が2010年には（生葉）148,900トンを超え日本一であり当然であるが、「宇治茶」は一番美味しいといわれているが生産量は宇治が属している京都府が第5位の（生葉）12,100トンであ

り、量的評価ではなく質的な評価が高い産地ブランドといえる。この「静岡茶」、「宇治茶」は全国的に知れ渡っている産地ブランドといえるが、一方、「狭山茶」は埼玉県の在である狭山と東京の在の産物であり、東京周辺のローカルな産地ブランドであるが、その埼玉の茶の生産量は2010（平成22）年ではランキング外の13位の（生葉）3,390トンにすぎない。もちろん、そのほかにも多くのローカルなお茶の産地ブランドがあるのはいうまでもない。

因みに日本全国にわたるお茶の産地ブランドを都道府県別に北から南へ次に挙げてみる^(注9)。

岩手県 — 「気仙茶」
 宮城県 — 「桃生茶」
 秋田県 — 「檜山茶」
 茨城県 — 「猿島茶」、「奥久慈茶」、「古内茶」
 栃木県 — 「鹿沼茶」、「黒羽茶」
 埼玉県 — 「狭山茶」、「川越茶」
 千葉県 — 「佐倉茶」
 東京都 — 「東京狭山茶」
 神奈川県 — 「足柄茶」
 新潟県 — 「村上茶」
 富山茶 — 「バタバタ茶」
 石川県 — 「加賀棒茶」
 山梨県 — 「南部茶」
 長野県 — 「伊那茶」、「赤石銘茶」
 岐阜県 — 「揖斐茶」、「白川茶」、「恵那茶」、「下呂茶」、「津保茶」、「郡上番茶」
 静岡県 — 「静岡茶」、「川根茶」、「やぶきた茶」、「沼津茶」、「富士茶」、「朝比奈玉露」、「足久保茶」、「本山茶」、「両河内茶」、「庵原茶」、「梅ヶ島茶」、「岡部茶」、「棒原茶」、「金谷茶」、「天竜茶」、「藤枝茶」、「掛川茶」、「菊川茶」、「小笠茶」、「袋井茶」、「渋川茶」、

「ぐり茶」など。

愛知県 — 「西尾茶」、「足助寒茶」、「新城茶」、「宮崎番茶」、「三河茶」

三重県 — 「伊勢茶」、「度会茶」、「飯南茶」、「鈴鹿茶」、「大台茶」、「亀山茶」、「水沢茶」、「伊賀茶」など。

滋賀県 — 「朝宮茶」、「政所茶」、「土山茶」、「水口茶」

京都府 — 「宇治茶」、「宇治番茶」、「和東茶」、「両丹茶」

兵庫県 — 「丹波茶」、「母子茶」、「やしろ茶」、「あさぎり茶」、「朝来みどり」

奈良県 — 「大和茶」、「月ヶ瀬茶」、「福住茶」、「柳生茶」、「山添茶」

和歌山県 — 「色川茶」、「川添茶」、「音無茶」

鳥取県 — 「鹿野茶」、「智頭茶」

島根県 — 「出雲茶」、「大東番茶」

岡山県 — 「美作茶」、「作州番茶」

広島県 — 「世羅茶」

山口県 — 「小野茶」

徳島県 — 「阿波番茶」、「相生番茶」、「歩危銘茶」

香川県 — 「高瀬茶」

愛媛県 — 「新宮茶」、「久万茶」、「鬼北茶」、「宇和茶」

高知県 — 「碁石茶」、「土佐番茶」、「土佐茶」、「仁淀茶」

福岡県 — 「八女茶」、「星野茶」

佐賀県 — 「野茶」

長崎県 — 「彼杵茶」、「世知原茶」、「島原茶」

熊本県 — 「くまもと茶」、「矢部茶」、「相良みどり」、「岳間茶」、「水源茶」

大分県 — 「因尾茶」、「津江茶」

宮崎県 — 「日向茶」、「五ヶ瀬茶」、「都城茶」

鹿児島県 — 「鹿児島茶」、「知覧茶」、「えい茶」、「薩摩茶」、「宮之城茶」、「みぞべ茶」、「たからべ（財部）茶」など。

沖縄県 — 「山原茶（やんばるちゃ）」

これらのお茶の産地ブランドは北海道、青森県を除いて、それぞれ歴史的、地域的に確立されてきたものであるが、厳密に言えば、いずれもブランドではなく擬似ブランド^(注10)の産地ブランドである。「静岡茶」を想定してみれば明らかなように、同じ「静岡茶」といっても生産者により味、香り、色などが微妙に違い、必ずしも標準化されてはいない。もちろん価格もばらばらである。また、もし「静岡茶」に何か不都合があれば、どこに問い合わせをすればいいのか、静岡県庁なのか、静岡市役所なのか、静岡農協なのか、あるいは「静岡茶」を買い求めた小売店なのか、分からない。つまり、責任の所在が不明確である。そこで、多くの消費者は多分面倒くさいのでクレームを諦める可能性が高い。したがって、「静岡茶」はブランドではなく、擬似ブランドの産地ブランドとみなさざるを得ない。

しかしながら、責任の所在を明示した「静岡茶」の商品がある。たとえば、次の写真1にみられるようにパッケージの裏には問い合わせ先があり、販売者も株式会社佳彬と明示されている。

写真1 静岡茶



表



裏

品質には万全を期していますが、お気付きの点がありましたら、当社までご連絡ください。
 ■この商品に関するお問合せは、
 (株)佳彬「お客様相談室」
 Tel.03-3706-5755

販売者
 株式会社 佳彬 OA
 東京都品川区世田谷4-7-5
 TEL.03-3706-5755

る一見ブランドのようなものがある。この「静岡茶」という表示は個別企業、業者の商標にはならず、ブランド名ではない。株式会社佳彬の「静岡茶」ということも考えられるが、パッケージの表にやぶきたくき入り「静岡茶」とあり、あくまでも産地とモノの表示である。したがって、この商品は産地ブランドの「静岡茶」を表した擬似ブランドであり、ブランドではない。

4. 緑茶飲料のブランドの登場

長い間、無料であったお茶を加工飲料、ドリンクとしてブランド化し、それに成功したのが株式会社伊藤園の「お〜いお茶」である。それまでも有料なお茶がないわけではなかった。私の知っている限りでは、和風喫茶店で和菓子とともにメニューに載っている玉露などのお茶、そして、その昔、駅弁と共に売っていた、当初は素焼きの容器、その後容器はプラスチックに変わったが、その容器に入れられたお茶だけかもしれない。

従来、商品としての飲料にはアルコール、炭酸、砂糖が入っており、一方、お茶にそれを入れるのは考えられない^(注11)。したがって、飲料としてのお茶を有料で売るとは長い間考えられなかった。それを覆したのが、伊藤園の「お〜いお茶」である。はじめての緑茶飲料のブランドの登場である。ここにお茶は自分自身もしくは主婦、あるいは、会社でのお茶くみ係の女性などが急須から入れたものを飲むといういわば自家生産・消費から新たに商品として生まれ変わったのである。農産物としての茶葉ではなく、それを原料とした加工飲料、すなわち、ドリンクとしての緑茶飲料のブランドの誕生である。なお、表示には緑茶（清涼飲料水）とある。

ここで緑茶飲料のブランドのパイオニアとな

った伊藤園の「お〜いお茶」の事例を簡単にみることにする^(注12)。

1968年…(参考)「お〜いお茶」のフレーズを世に広めたCM。

1985年…(参考) 世界で初めての緑茶飲料「缶入り煎茶」の発売開始。

1989年…「お〜いお茶」ブランドの誕生。「伊藤園お〜いお茶新俳句大賞」キャンペーン開始。

1990年…世界で初めてのペットボトル入りの緑茶飲料を発売。

1993年…(参考) アサヒ「十六茶」発売。

1999年…「お〜いお茶新俳句大賞」の応募作品が100万句を突破。

2000年…業界初の「ホット対応ペットボトル製品」の販売開始。
(参考) キリン「生茶」発売。

2002年…累計販売本数が50億本突破（500mlペットボトル換算）。
(参考) 「お〜いお茶」ではなく、同じ製品を‘TEA’S TEA’ブランドと再創造しアメリカ市場進出^(注13)。

2003年…「お〜いお茶」が全ての茶系飲料の中で販売量No.1ブランドとなる。

2004年…(参考) サントリー「伊右衛門」発売。

2007年…(参考) 日本コカ・コーラ「綾鷹」発売。

2006年…累計販売本数が100億本突破（500mlペットボトル換算）。

2009年…累計販売本数が150億本突破（500mlペットボトル換算）。

2011年…現在、「お〜いお茶」はペットボトル入り6種類（「お〜いお茶」「お〜いお茶 濃い味」「お〜いお

茶 ほうじ茶」「お〜いお茶 玄米茶」「お〜いお茶 玉露の旨み」「お〜いお茶 まろやか」)、ティバック4種類、粉末タイプ3種類、茶葉7種類へとブランド拡張^(注14)。

伊藤園はパイオニアとしての苦勞があり、中でもお茶の風味を失わずに酸化を防ぐことが難しく、商品化まで10年の歳月をかけようやく出来たのが、1985年に発売した缶入り「煎茶」であったが、初の無糖飲料としてのお茶は市場の消費者には受け入れられなかった^(注15)。そこで、1989年にブランド「お〜いお茶」を創造し、展開したところ、1990年代に入り、消費者の支持を受け、急激に売り上げを伸ばし、今日まで発展してきたのである。換言すれば、ドリンクとしての緑茶というモノではなく、CMで評価の高かったフレーズから創造した「お〜いお茶」というブランドが消費者に多くの情報を発信し、それが消費者に受け入れられ、評価と支持を得たことになる。したがって、ブランドの重要性が「お〜いお茶」の事例から明らかとなる。

その後、続々と追随ブランドが市場に現れた。追随したブランドの多くは大手飲料企業のブランドであり、競争が激化してきているが、「お〜いお茶」は現在でも40%前後のシェアを保持し、20年間、トップ・ブランドを続けている^(注16)。その間の「お〜いお茶」の累計販売本数が150億本とすると生まれたばかりの赤ん坊から死にそうな老人まで日本人一人当たり約120本、年平均6本飲んでいることになる。驚くべき数字である。このように「お〜いお茶」は強力なブランド力を持ち、展開企業の伊藤園は大企業になった。換言すれば、中小企業であった伊藤園がブランド「お〜いお茶」を創造・展開、すなわち、マーケティングを開始して、

それに成功し大企業へと発展したのである。その成功の秘密は何でもない。ブランド・マーケティングの成功である。第一に、パイオニア・ブランドであること、第二に、常に、新たな改良を行い、業界をリードするとともに、それらを消費者に情報として発信していること、第三に、ブランドのCMだけではなく、たとえば、お〜いお茶新俳句大賞など、消費者へ独自の情報発信を行っていることなどである。

したがって、伊藤園はこれまでただ、無料であったお茶を有料の飲料として商品化し、「お〜いお茶」を創造し、展開することにより、紅茶、コーヒー、コーラといった砂糖入りか炭酸入りのドリンク飲料の中に新たに無糖飲料の市場を創り、消費者の評価・支持を得てきたのである。その成功の背景には、お茶は日本人になじみが深く、日常的に飲んでいるものであり、しかも砂糖を入れないのでダイエット・ブームに適うものであったことがあげられる。また、健康ブームでお茶の成分であるカテキンが注目されたのもフォローの風となった。その結果、「お〜いお茶」の成功は消費者の価値観とライフスタイルを変えたのである。つまり、お茶はただ、無料から有料へ。お茶は入れるものから買うものへ。お茶は持ち歩きができるものへ。健康のため有糖から無糖へ。それを後押ししたのがコンビニエンス・ストアであった。「お茶にお金を払うという発想自体があり得なかったのだが、それを自然なものに変えたのが、コンビニでの弁当販売だ。顧客は弁当を買い、一緒にお茶も買っていく。コンビニチェーンが競って店舗数を伸ばしていった90年代、『お〜いお茶』も大きく売り上げを上げていった^(注17)」。

因みに「お〜いお茶」の表示には販売者株式会社伊藤園とある。したがって、同社は「お〜いお茶」の製造者ではなく、販売者であり、換

言すれば、同社はメーカーではなく、ブランド所有者、展開者、すなわち、マーケターということである。

現在、市場には、伊藤園の「お〜いお茶」の追随者として、サントリーの「伊右衛門」^(注18)、キリンの「生茶」^(注19)、アサヒの「十六茶」^(注20)、コカ・コーラの「綾鷹」^(注21)などがあげられる（写真2、参照）。それらのブランドのマーケティング企業は製造者の場合と販売者の場合との両者があるが、いずれの場合でも、ブランド・マーケティングの展開に成功し、ナショナル・ブランド‘NB’となり、なかでもキリンの「生茶」は中国、東南アジアでも展開され、今やリージョナル・ブランド‘RB’へ発展している。なお、その他にも数多くの緑茶飲料のブランドが展開されている^(注22)。

写真2 緑茶ブランド



5. お茶のブランド・マーケティング

前述したお茶のブランドは緑茶飲料、すなわち、ドリンクとしての加工製品であり、厳密には農産物のブランドとはいえない。現時点では農産物としてのお茶のブランドは見当たらないが、それは可能なことなのであろうか。そこで、お茶のブランド化、すなわち、ブランディングの可能性のいくつかの方向性について次に考察を試みてみたい。

1) 生産者個人のブランド

日本のお茶の生産者は小規模多数であり、アメリカの農産物のブランド、「サンキスト」や「チキータ」のようなブランドを想定することは現状では不可能である。ブランド展開の対象となるのは不特定多数の消費者、顧客であり、しかも標準化と情報発信が必要であり、その結果、小規模なお茶の生産者である農家個人では標準化と情報の創造、発信が困難であるといわざるを得ない。

しかしながら、全く不可能なことではない。たとえば、生産者が自己のブランドを創造し、自己のHP（ホームページ）を開設し、情報発信をすることによって、特定の消費者を顧客にするマニア・ブランドまで展開することは可能なことだと思われる。そのブランドとは生産者個人の名前かもしれないし、情報とは彼の顔写真とか無農薬・有機栽培とかいったアピールであるかもしれないが、マニア・ブランドの後の展開についてはいくつかのものが考えられる。

- ①マニア・ブランドのままで、少人数のファンである特定の顧客だけを対象にして、ブランド拡大を試みない。
- ②マニア・ブランドの成功を背景に、多くの仲間の農業者を取り込み、生産規模を拡大し、資本を充実させ、企業化を図り、マニア・ブランドからローカル・ブランド‘LB’そしてナショナル・ブランドを目指す。
- ③マニア・ブランドの成功を背景に、多くの仲間の農業者とともに農業生産法人を設立し、ブランドは法人のものとして継続使用し、ナショナル・ブランドを目指す。

2) 農業生産法人、協同組合による企業化

小規模の農家であるお茶の生産者ではブランド化するには多くのハードルがあるため、まず、農業生産法人が協同組合を作り、ブランド・

マーケティングを試みる可能性が考えられる。

- ①「ポンジューズ」^(注23)のお茶版—愛媛県青果販売農業協同組合連合会（その後、愛媛県農業協同組合連合会に改組され、現在ではその子会社の株式会社えひめ飲料）が創造・展開・管理している「ポンジューズ」のビジネス・モデルをお茶に適用し、緑茶飲料のブランドを創造し、展開することである。すなわち、お茶の緑茶飲料としてのブランド化である。
- ②お茶の農業生産法人、協同組合が企業化し、6次産業化し、自らのブランドを創造し、小売部門を展開したり、自らのお茶処のチェーン化を試みる。
- ③お茶の農業生産法人、協同組合が企業化し、大手の小売業者と製販同盟を結び、ブランド化を展開すること。これには茶葉と緑茶飲料のブランド展開が考えられる^(注24)。
- ④お茶の農業生産法人、協同組合が企業化し、小売業者ではなく、大手のレストラン・チェーンないしはカフェ・チェーンと製販同盟を結び、主として、茶葉のブランド展開をすることが考えられる。

3) 夢のコラボレーション

お茶のブランド化において、一番のネックは情報の創造ではないだろうか。多くの日本人はすでにお茶についての知識、情報を持っている。そのような消費者に受け入れられるような情報の創造には、何か新たな情報の付加が必要となるかもしれない。そこで、お茶に関して素晴らしい情報を持っているが、未だブランドとしては使われていない茶道を利用するのはどうか。もし、可能であれば、お茶のカリスマとして情報価値の高い茶道の家元とコラボレートするのはどうか。それが実現すれば、「伊右衛門」が多くの消費者にとってそれまでほとんど知られていなかった京都・福寿園を持

ち出して成功した以上のインパクトがあるブランドになるのはほぼ間違いのないことであると思われる。

茶道の家元、たとえば、表千家印のお茶がブランド化されたならば、その情報は消費者に計り知れないインパクトを与えるものとなるであろう。しかしながら、その実現は残念ながら不可能なものかもしれない。

4) 原材料としての新たな展開

お茶の飲料だけではなく、原材料として新たな展開を試みることもそのひとつかもしれない。すでに論じたようにお茶を原料とした茶そばやお菓子は数多くみうけられるが、新たな用途にチャレンジすることも挙げられる。お茶のエキスのサプリメントだけではなく、新たな情報の創造に基づくブランドの誕生がみられはじめている。たとえば、緑茶カテキン飴・テアニン飴、粉末緑茶、緑茶染繊維、お茶の石鹸、茶まくら・茶入浴・緑茶消臭剤、緑茶和紙商品・多孔体緑茶樹脂粒、光触媒カテキンフィルター、カテキンミスト（スチーム式加湿器）などである^(注25)が、後述するお茶の石鹸の悠香（ゆうか）「茶のしずく」以外のものは、まだ商品化されただけの段階であり、現時点ではブランド化されたものとはいいがたい。しかもそれらの商品化をなした開発者は、お茶の小規模生産者である農業者ではなく、農業以外の企業ないしは業者である。

お茶のブランド・マーケティングにはこれまでの単なる小規模な農家を作る農産物としてのお茶では不可能かと思われる。生産者である農民個人がビジネスへ転身し、ブランドを創造し、起業するか、個人ではなく共同で企業化するか、あるいは、外部から企業が新規参入するか、いずれにせよ不特定多数の消費者に対し、情報発信と責任を明確化し、標準化・規格化を実現す

ることを前提に、消費者に評価・支持される新しい価値ある情報の創造が必須のことである。

それを実現し、強力なブランド力をもつようになったのが、化粧品販売の株式会社悠香が創造・展開している「茶のしずく」である。同社は生産を外部に委託しているブランド企業であり、同ブランドを通信販売によって販売している。HP^(注26)を利用した次のような情報の発信「肌へのやさしさにこだわり、厳選した天然成分を使用しています。無農薬栽培茶カテキンと様々な植物のエキスの相互作用により、美肌へ導くのです。……お茶の成分効果である乳化作用で毛穴の中のメイクの脂汚れを溶かし出すため、肌を傷めず簡単にお化粧落としができます。」と有名な真矢みきのテレビCMのコピー「あきらめないで。あなたの肌。」で一世を風靡したが、小麦アレルギーの問題が起り、現在、ブランド・クライシスの瀬戸際にある^(注27)。もちろん、同社は農業者でも農業生産法人でもなく、それ以外の一般企業である。

6. おわりに

これまで考察したように農産物のお茶のブランド・マーケティングについていえば、現状の延長線からでは多数の小規模農家が特定の地域でつくる擬似ブランドの産地ブランドがいいところである。したがって、現状では農家主体のお茶のブランド・マーケティングは困難なものかもしれない。

しかしながら、お茶のブランドの主体が小規模農家ではなく、農業生産法人や協同組合が企業化するか、緑茶飲料のように外部の企業がそれになれば、多くの可能性が考えられる。しかも市場は日本だけではなく、中国、台湾、韓国、東南アジアといった国々もあり、ブランド化に成功すれば、ローカル・ブランドからナショナ

ル・ブランドへ、そしてリージョナル・ブランドへの展開が考えられる。さらに、すしをはじめとする日本食の世界的なブームを背景に日本茶としての緑茶のグローバル・ブランド‘GB’への道も決して不可能なものではなく、十分実現可能なことである。それを実現するのは、現状では、緑茶飲料の「お〜いお茶」、「生茶」、「伊右衛門」、「綾鷹」の中のいずれかのブランドであるかもしれない。しかもひとつではなく複数のブランドがグローバル・ブランドへと発展することも大いにあり得ることであるといえるであろう。

もちろん、リージョナル市場にはウーロン茶、グローバル市場には紅茶、コーヒー、コーラといったライバルの飲料が数限りなく存在^(注28)し、さらに同じ緑茶にもライバルとしての中国茶、韓国茶もあるが、日本の緑茶飲料のブランドはブランド・マーケティングによって、それらのライバルに打ち勝つ可能性が十分あるものと思われる。その力強い手助けとなるのが、日本食であり、また、「日本ブランド’JAPAN brand’」である。

日本の緑茶飲料のブランドがグローバル・ブランドへと展開されるようになった暁には、日本食にともなう飲料から脱皮し、緑茶飲料のブランド企業はブランド・イメージを拡大し、たとえば、無糖であることから健康飲料として、また、安らぎやリフレッシュを与える飲料として、競合する多種多様なお茶だけではなく、コーヒーや炭酸飲料のコーラにも大きな影響を与えることになるであろう。現在の日本市場における激しいブランド・マーケティング競争の中から勝ちあがったブランドがグローバル・ブランドの有力な候補となると思われる。

いくつかの緑茶飲料のブランドがグローバル化に成功すれば、その結果、原料としてのお茶の需要は増大し、生産量も増大するものと思わ

れる。ただし、その生産は日本のお茶の産地に限定されるわけではなく、コストの関係から農業技術を移転し、お茶の生産に最適な日本以外の国や地域になるかもしれないのも当然のことである。

もちろん、お茶を原材料とした夢の新製品のブランドがいずれは創造され、展開されると思われるが、そのブランド主体となるのは農業者ではなく、農業以外の一般企業がなしえることになるであろう。

したがって、日本のお茶の生産者である小規模農家は現状に甘えることなく、今後、ますます進展すると思われるお茶のブランド化を考慮しなければ、蚊帳の外に置かれてしまうことになるかもしれない。換言すれば、モノとしてのお茶づくりを続けるだけの生産者はお茶のブランドの原料生産者となり下がるか、頑張っても規模の小さい特殊な市場やマニア向けの市場に限定されることになるのは十分に考えられる。一度、停滞したお茶の需要を盛り返し、その増大を図るには、たんに茶葉を生産するのではなく、そのブランド化を試みなければならない。それにはモノ・コンシャスではなく、ブランド・コンシャスの人材が必要となるものと思われる。しかしながら、農業の6次産業化がいわれているにもかかわらず、現状では、本格的なブランド化がみられない。恐らくブランド化をなしえるような人材は農業の世界ではなくビジネスの世界から出現するものと考えざるを得ないといえよう。

お茶のブランド化とは、農業としての茶葉の生産に新たな競争と可能性をもたらし、それとともにお茶生産の活性化だけでなく、生産者である農業者に考える農業、創造する農業への道を示唆するものでもある。同時に、お茶のブランド化はすべての者に大きな成功の可能性を秘めたチャレンジを意味するものでもあると考

えられる^(注29)。

(注)

- 注1 イザヤ・ベンダサン『日本人とユダヤ人』p.14、山本書店、1970年。
- 注2 梶原勝美「農産物のブランド・マーケティング—日本の現状と展望」SMJ（専修マネジメントジャーナル）創刊号、専修大学経営研究所、2012年3月。
- 注3 紅茶には「リプトン」、「トワイニング」をはじめとした茶葉のブランド、産地ブランド、また、ウーロン茶にも多くの飲料ブランドや産地ブランドがあるが、本稿はお茶を緑茶に限定し、すなわち、茶＝緑茶として論じるものである。
- 注4 武田善行『茶のサイエンス』pp.132-135、筑波書房、2004年。
- 注5 伊勢村護、藤森進編著『緑茶パワーと健康のサイエンス』はじめにx-xii、アイ・ケイコーポレーション、2004年。
- 注6 武田善行、前掲書、pp.54-56。
- 注7 岩崎邦彦『緑茶のマーケティング』農山漁村文化協会、2008年。
- 注8 京都府は宇治茶の栽培や入れ方、歴史に詳しい人を「宇治茶伝導師」（仮称）に選び、海外でのPR活動に参加してもらい取り組みを始める。海外で宇治茶の知名度が低いため、京都の茶文化との関わりといった奥深さを伝導師が広め、宇治茶の輸出増につなげてく。生活スタイルの変化や景気低迷で茶葉の需要が減少し、宇治茶など高級品も苦戦が続いている。そこで、府は宇治茶のブランドを高め、輸出拡大を図ろうとしている —— <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20111224-00000022-kyt-126>（2011/12/24 閲覧）。
- 注9 <http://wkp.fresheye.com/wikipedia>（2011/11/01 閲覧）。
- 注10 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.51-54、創成社、2011年。
- 注11 ただし、タイ王国で売られている緑茶飲料には砂糖が入っており、甘茶のようである。タイでは麒麟のブランド「生茶」が日本のものとは異なり現地の消費者の好みに合わせて砂糖が入っている（その後、2007年には無糖の「生茶」も発売）。もちろん、なかには現地の日本食レストランが展開している「富士」のよう

に例外的に砂糖が入っていないブランドもある。また、現地の緑茶飲料のブランドのいくつかは日本をイメージして、たとえば、「OISHI Green Tea 緑の茶 おいしい緑茶」というように日本語のブランドおよびロゴを使っている（写真3、参照）。

写真3 タイ市場での緑茶のブランド



注12 <http://www.itoen.co.jp/oiocha/burandstory/index.html> (2011/10/28閲覧)。

注13 浅島亮子「伊藤園全米で『お〜いお茶』を売る!」pp.84-87、週刊ダイヤモンド2004/07/17。最近、「TEA'S TEA」は日本でも展開されている。たとえば「TEA'S TEA NEWYORK THE ダージリン100」、「TEA'S TEA NEWYORK ベルモット&オレンジティー」などがあげられるが、販売者株式会社伊藤園、お客様相談室イトウエンという表記である。しかし、「TEA'S TEA NEWYORK MILK 50% ROYAL MILK TEA」のブランド企業は株式会社伊藤園ではなく、製造者株式会社ホテイフーズコーポレーションとあり、一方、お客様相談室はイトウエンとあり、上記の「TEA'S TEA」ブランドと同じである。

注14 なお、自動販売機に「伊藤園茶の間緑茶」が売られており、表示を見ると販売者伊藤園、商品取扱者大塚食品株式会社とあり、伊藤園は「お〜いお茶」だけではなく、一種の製販ブランドも展開していると思われる（写真4、参照）。

注15 山本明文「伊藤園お〜いお茶緑茶」p.60、月刊コンビニ、2008年12月号/第11巻第12号、商業界。

注16 石井淳蔵「20年間シェア一位『お〜いお茶』に学ぶ市場の創り方」プレジデン48(3)、pp.151-153、2010/01/18。

注17 山本明文、前掲論文、p.60。

注18 緑茶（清涼飲料水）、販売者サントリーフ

写真4 製販ブランド



ーズ（株）。峰如之介『なぜ、伊右衛門は売れたのか。』すばる舎、2006年。

注19 清涼飲料水、製造者キリンビバレッジ株式会社。

注20 清涼飲料水（十六茶）、製造者アサヒ飲料株式会社。

注21 緑茶（清涼飲料水）、販売者コカコーラカスタマーマーケティング(株)。

注22 たとえば、プライベート・ブランド「PB」 「SEVEN & I PREMIUM 緑茶」があり、多くのナショナル・ブランドがコンビニエンス・ストアで500ml 147円で販売されているのに対し、98円で販売されている。

注23 梶原勝美、前掲書、p.12。

注24 なお、たとえば、「お〜いお茶」を展開している伊藤園がお茶の樹を植えて「お〜いお茶」のための茶畑をつくる「茶産地育成事業」を2001年から宮崎県都城地区で始め、その後、大分県などにも拡大しているが、ここでの生産はあくまでも原料としての茶葉づくりであり、お茶の生産者によるブランド化とは関係がないものである——<http://www.itoen.co.jp/ochazukuri/index.html> (2011/10/28閲覧)。

注25 伊勢村護、藤森進編著、前掲書、pp.174-195。

注26 <http://www.yuuka.co.jp> (2011/12/05閲覧)。

注27 「茶のしずく」のブランド企業、株式会社悠香はブランド・クライシスに対する危機管理が十分にできていなかったようである。結局、製造物責任（PL）法に基づく損害賠償の提訴が起こった——<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20111223-00000024-yom-soci> (2011/12/23閲覧)。同社の対応から、ガス湯沸かし器の「パロマ」

と「ナショナル（パナソニック）」の事例に基づく教訓を学んでいなかったことが推測される。ブランド情報は企業だけではなく、消費者も創造するものである。同社はブランドを守るために消費者からのクレーム（苦情）というマイナスの情報に接した時点で早急に新たな情報を共創すべきであった。また、すでに2010年1月には小麦アレルギーによる健康被害の報告が国民生活センターから消費者庁へあったが、官僚の事なかれ主義のためか対処が遅れた——<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a>（2011/12/10閲覧）。

注28 たたとえば、中央アジアのキルギス共和国

には伝統的な飲料であるマクスムがある——梶原勝美「キルギスのブランド『ショロー』」専修商学論集第87号、2008年7月；梶原勝美、前掲書、pp.87-94。

注29 なお、本稿では論じていないが、すでにグローバル・ブランドとなっている紅茶のブランド「リプトン」、「トワイニング」——磯淵猛『二人の紅茶王 リプトンとトワイニングと』筑摩書房、2000年——のブランド・マーケティングについての事例研究に関心がわくが、それは今後の課題としたい。

※付記：本稿で使用した写真はすべて筆者が撮影したものである

近代中国における漢冶萍公司与盛宣懷（Ⅰ）

加 藤 幸 三 郎

1) はじめに

周知のように『日本資本主義分析』では、その第一篇・第二篇で、「労働手段生産の見透しの確立」について指摘・言及されている。その指摘は、日清戦争後における八幡製鉄所の創設と、その原料たる大冶鉄の輸入・確保とも関連して、「戦前日本資本主義」における「半封建的日本資本主義」の特質の一端を示すものとして言及されている¹⁾。

その含意は、戦前期日本資本主義の形成・確立過程の特質は、すでに世界的規模で「産業資本」が確立している段階であるために、「労働手段は輸入・設置」という関係にあり、たとえば、「大阪砲兵工廠」装置の基礎たる「工作機械」はオランダからの輸入であり、「海軍工廠の前身」たる横須賀製鉄・造船所の工作機械はフランスからの輸入であり、幕末の島津藩における「集成館」場合もイギリスから工作機械を輸入していたのである。

普通先進国では、まず紡績業が発展し、その後で機械生産が続く過程を歩むのに反し、後進国日本では、真先に「軍工廠」が創設され、後になって紡績業・製糸業の模範工場が形成されてくるのである。本来鉄は、近代生産の骨格をなす労働手段の原材料であるが、同時に鉄は軍器の主材料であることに留意すべきである。かかる鉄の確保のために、結局始めから「帝国主義的傾向」・「帝国主義の形」で日本の「産業資

本が成立」するのである。

以下、釜石製鐵所の創生事情にも言及するが、昨年3月の「東日本大震災」に関連して、私なりに被災地の将来の復興・発展に期待する微意をもつことをも記しておきたい。

2) 官営八幡製鉄所の創設と原料問題

以下、主として三枝博音・飯田賢一編『日本近代製鉄技術発達史』（東洋経済新報社、昭和32年刊。なお『工部省沿革報告』も引用されている）に拠りつつ幕末期以降の本邦製鉄業の形成過程を検討し、大島高任の果たした歴史的役割をはじめ、官営八幡製鐵所の形成・展開の跡を辿ってみよう。

① 八幡製鉄所創設の前提（大島高任と「洋式高炉」）

すでに藩政期の水戸藩では、盛岡藩医の子息で、蘭学を通じて「西洋砲術・採鉱」を学んだ大島高任を招き、「反射炉」によって「鑄砲＝モルチール砲」を完成、試射を経て江戸に回送されたという。その大島高任は、水戸藩の「鑄砲技術の中心」にいたが、「砲鑄造用」の原料銑を砂鉄銑に仰いでいては、量質ともに到底国防兵器の鑄造を完うすることはできないことを痛切に感じ、鉄鉱石から原料銑を求めるべく各地を採訪・渉猟したという。その結果、南部藩の大橋鉄山（現在の岩手県遠野市から仙人峠を

越えた釜石鉄山)を発見したのである。自分でここにヨーロッパ式の溶鉱炉建設の計画をたて、安政三(1856)年11月、南部藩に申出たのである。翌安政四(1857)年3月に築造が始められた「洋式高炉」は、同年秋には工事を終え、12月1日に「吹試し」が行われた。恐らく日本で最初のものであろう(引用書17頁、図6 大橋高炉 参照)。²⁾

明治維新後、岩手県閉伊郡甲子村大橋鉄鉱山・橋野村鉄鉱山・左比内村鎌ヶ峯鉄鉱山・栗林村鉄鉱山を総称して「釜石鉄山」とよんだが、『工部省沿革報告』によれば、明治6(1873)年7月「官堀場」に指定され、翌7(1874)年5月21日「開鑿ノ業ヲ創始シテ」釜石支庁が置かれている。しかし、同年11月29日に「更ニ橋野、佐比内、栗林ノ三坑開採ハ官行ヲ寝ムルヲ以テ、人民ノ借区ヲ許シ、大橋鉄山ハ来年(明治八年)二月二十八日ヲ期シテ釜石支庁ニ交付スベキ」ことが発令された。つまり、官営(工部省所管)釜石鉄山は、はじめ大橋・橋野・佐比内・栗林の四鉄山のみを官行として、これを中心に採鉄・製錬の業務を開始したのである。このように、釜石鉄山官行のことは、大島高任らが、鉄鉱石を釜石の岩鉄に求め、大橋に高炉を築造し、とにかく慶応年間まで製鉄稼行を持続し、相当の成果を挙げたことにあることは疑いない。また当時の明治政府が釜石鉄山に期待をかけたのは、想像以上のものであったようである。

② 明治初期の鉄業政策

だがそもそも明治政府が鉄業の振興をはかったとき、重要視したのは鉄ではなかったといわれる。初めは、まず金・銀・銅に着目したと考えられる。それは、院内鉄山(秋田県雄勝郡、後、古河市兵衛に払下げ)、小坂鉄山(秋田県鹿角郡、久原庄三郎に払下げ)、生野鉄山(兵

庫県朝来郡、三菱に払下げ)、佐渡金山(新潟県佐渡市相川、三菱に払下げ)といった諸鉄山の官収や各鉄山局による経営の動きからも判明しよう。むしろ「製鉄」への要求は、明治3(1870)年に工部省が創設され、造船や鉄道敷設が急務になってからのことである。明治4(1871)年2月には、陸中国諸鉄山の開発に関して「稟議」が許可されている。

「鉄山ノ事業タル之ヲ緩慢ニ付スルトキハ失費多クシテ収益少シ。而シテ本邦従来採掘ノ方タル迂遠ニシテ失費多シ。故ニ鉄山師ヲ外国ヨリ聘傭シテ開採ノ業ヲ執ラシメ、御国人ヲシテ之ヲ習得セシムルコト方今ノ急務ナルヲ以テ、該業ニ熟練セル外国人ヲ倩ヒ、而テ先ヅ陸中諸鉄山ヲ開鑿セシメン」と。ついで同年9月、「官坑開堀ノ業ヲ盛ニスルノ目途ナルヲ以テ」英人ゴットフレーが鉄山師長として雇入れ、「陸羽地方ノ巡検」を命ぜられている。一方の46歳の大島高任は鉄山助として、同明治4年暮から有名な「岩倉使節団」に随行して欧米諸国視察の旅に出ている³⁾。

さきのゴットフレーは「陸羽等ヲ巡検セシトキ」閉伊郡鉄山は良山であると復命したといわれているから、必ずしも釜石鉄山を目指していたものとは考えられない。さきの『工部省沿革報告』では、高任が帰国した翌(明治6年7)月に「鉄山権頭吉井享モ亦巡検シテ官坑ト為ス可トシ」、同月釜石(大橋・橋野・佐比内・栗林)は官堀場と決定されたのである。前述のように翌7(1874)年5月には「開鑿ノ業ヲ創始シテ釜石支庁ヲ置」かれることとなった。その設置に際してまず現地に行き、全般の計画を立案・指揮したのは、工部大輔山尾庸三であり、ついで「創置ノ事ヲ弁理」したのは、ほかでもない鉄山助大島高任と鉄山寮六等出仕粕林之助であった。翌6月大島高任は、雇外国技師L・ビヤンヒーとともに釜石に出張し、熱心な討議

の末、鈴子を「熔鋁所」建設地点とすることに決済された。かくて工場建設が始まり、鋁石測量、高炉および付属設備の築造、鉄道建設、採鋁・運鋁・焼鋁・燃料といった難問に取り組んでゆくのである。

③ 鋁石測量と鉄道敷設

採掘作業において先立つものは鋁石測量であるが、『工部省沿革報告』（以下、『報告』と略す）で見ると、この測量に当たった技師については、ゴットフレーのみがあがっているが、前述のビヤンヒーのほかになおもう一人、米人 Benjamin S. Lyman も測量に当たった。大橋鉄山のうちの前山の測量には、採鋁のため横坑道若若干間を穿掘したという。その当時でも大橋鉄山内の新山・前山の両山は採鋁のためにそれぞれ隧道開鑿中であつた。鋁量であるが、「今回予ノ略算スル所ニテハ、只鋁石露出を採取スルノミニテ少ナクモ新山二十万噸、元山二十二万噸ヲ得ルハ蓋シ難キニ非ルベシ」と報告されている。官営釜石鉄山の廃止後、なぜこの官行が失敗に終わったかが、振返って考えられたのであるが、それは、採鋁の不行届・測量の甚だしい不十分さなどが、その原因にあげられるのである。

つぎに高炉および付属設備の築造は、何時ごろに行われたのであろうか。『報告』では、明治11（1878）年11月2日に「此ヨリ先高炉付属暖風炉ヲ新設シ、其工竣ルヲ告グ。此日運転試験ス」とあり、また明治13（1880）年9月10日「高炉及付属諸器誠ノ装置竣成スルヲ以テ此日製鉄ノ業ヲ創始ス」とあり、振返れば、明治8（1875）年10月に釜石村鈴子に「熔鋁所、其他器誠所等建設ノ地ト定」められてから、工場敷地の選定以降、製鉄設備がすべて完成するまでに、まる5年の歳月が費やされたことになる。

ところで、この高炉の計画や築造に当たった技術者は一体誰であつたのか。大島高任は明治8

年10月以降、生野銀山・半田銀山・小阪銀山等の技術指導に相ついで携わっていたから、勿論高任ではない。『報告』でも、高炉築造が行われていたころの釜石支庁（明治10年1月、官制改革で釜石鋁山分局）の主任は、毛利重輔と粕林之助とで、後者は技術者とはいえ、彼等を高炉築造の当時者と看做すことはできない。実は官営釜石鋁山における製造諸設備は、すべてイギリスから輸入し、その計画と築造ならびに操業の指導とをイギリスの技師に仰いでいたのである。溶鋁炉二基は「英国ノ学士ホルブス氏ノ計画ニ成ル」といわれるが、どのような人物か、また来日の時期も不明である。二基の「溶鋁炉」は何れも鈴子分局内にあって、イギリス式鉄皮式高炉（容積は各々三千五百立方尺）であつた。

「其高サ凡ソ六十呎、上部ノ径四呎八吋、最広部ノ径十一呎、底部ノ径四呎六吋ニシテ、四箇ノ送風管ヲ備へ、其上部ニハ鉄製円錐形ノ蓋ヲナシ、礦炉ヨリ出ル所ノ瓦斯ハ直チニ之ヲ外部ニ導カズ、大ナル鉄管ヲ經過シテ三箇ノ暖炉ヲ暖メ、又鉄管ヲ径テ気罐室ニ至リ、送風器ヲ運転スル汽罐ヲ沸騰セシメ、迂回シテ高ク煙突ヨリ空中ニ飛散ス」（引用資料、39頁所載の「図10」を参照）と。

前述したように、明治7年11月には、採掘鋁山として大橋鉄山が、ついで翌明治8年6月には「熔鉄用ノ薪炭材ヲ伐採及種樹スルノ地」として岩手県閉伊郡甲子村の小川・田畑その他が定められ、同年10月に釜石村の鈴子が工場建設地に選ばれ高炉が建設されたのである。さらに製鉄作業が円滑に進められるためには、当然これら三地点を結ぶ運輸・交通の実現が計画されねばならない。

大橋鉄山より釜石港に至る運鋁鉄道敷設は、明治7（1874）年10月、当時の鉄道寮傭イギリス人建築師 C. Shepherd（明治3年来日、新橋

～横浜間の鉄道建設に当たり、建築師長 E. Morel の没後は建築副役として、師長代理をつとめ、複線化や鉄橋の改築に努めた）によって略測と計画とが行われ、翌 8 年 5 月鉄道寮補助工師（建築助役）イギリス人 G. Persel を釜山寮土木師として、建設工事に当らせたのである。（ただし、Shepherd も明治 8 年 8 月の在任中に病没）。このほかにアメリカ人鉄道局備土木工師長 Holtham, Edward G も鉄道敷設の技術指導に参加したようである。起業は、明治 9（1876）年 9 月、竣工は「本線釜石ヨリ大橋ニ達スルモノ」は明治 13（1880）年 9 月、また「小川山支線ニ布設シタル支線」は翌 14 年 9 月であった。軌間は 838mm という特殊な官営釜山鉄道で、当初は鉄鉱石、製鉄用木炭の輸送を行い、15 年 3 月からは、一般旅客・貨物の輸送も行った。しかし、同年 12 月採鉄・製鉄事業の廃止とともに、営業を停止した。その後この鉄道のレールは機関車（いわゆる“弁慶型”の蒸気機関車）とも、設立計画中の阪堺鉄道会社（現在の南海電気鉄道）に払い下げられた（日本国有鉄道『日本国有鉄道百年 写真史』昭和 47 年刊、34 頁）。

④ 釜石釜山分局の廃止・払下げと田中長兵衛

同じ明治 15（1882）年 12 月に釜石釜山分局を廃止することに決定した明治政府は、翌年より釜山所有物の整理や損失金の計算等残務整理に着手、まず諸官省の要求に応じて所属物件を譲渡することとなった。『報告』によれば、明治 16（1883）年 3 月には、付属風帆船千早号が三池釜山分局へ、4 月には鉄道敷地および橋梁が（鉄道は取除いで）公道用として岩手県へ、5 月には旧官舎 12 棟が陸軍函館分遣砲兵隊士官官舎へ、さらに 6 月にはまだ竣工をみたばかりの所属汽船小菅丸が大蔵省をへて農商務省へと交付されている。

ついで民間へは、明治 17（1884）年 3 月に、大阪の政商藤田伝三郎ほか 20 名の要請が容れられて、運鉄路に布設されていたレールおよび機関車その他の付属品が大阪・堺間の鉄道設置用として売却された。また同じく政商浅野総一郎もこの釜山分局払下げに着目し、旧鍊鉄工場の鉄板や旋盤を自分の深川セメント工場へと払下げをうけている。つまり釜石釜山の場合、明治政府の「工場払下概則」の線に沿った払下げでありながら、本質的には製鉄事業の失敗に依る政府の経営放棄であったから、事業の採算への見通しがなんら約束されていない以上、民間実業家の中から進んで製鉄設備を購入したり、ましてや釜山経営を引継いでいこうなどという人物は容易に現れてはこないのも当然であった。結局当時の大蔵郷松方正義の慫慂もあって、当時糧食関係の陸海軍御用達であった田中長兵衛（事実上は二代目）に引継がれたのである《引用書、82～83 頁所載の写真参照》。

田中長兵衛は、旧官営工場内の地所・残存鉄鉱石や木炭等の払下げもしくは借用をうけ、自店の横須賀支店長であり、女婿でもあった横山久太郎を管理者として赴任させ、現地での職工募集や工場整備にあたらせ、また一子安太郎（後の二代長兵衛）を東京・築地海軍造兵廠の鉄冶金技術者大河平才蔵や向井哲吉（のちの八幡製鉄所技監）のもとにやって、製鉄の理論と実際とを習得させ、さらに釜石製鉄所についても種々画策させるなど、素人とはいえ着々と準備を進めたという。幸いに現場の技術担当者としては、旧工部省時代の熟練者なかから、高炉作業の主任として高橋亦助を、ついで機械設備の主任として村井源兵衛を雇い入れることが出来たのである。「技術者」といえば、この両人のみで、ほかは殆どが素人たちばかりであった。旧官営時代の 25 トンの「大型高炉」ではもとより手に負えないので、新たに煉瓦づくり

の「小高炉（大島式および日本式）」を築き、銑鉄試験を行うことにした。送風には水車を利用して吹子をもって冷風を送り、燃料には木炭を使用したのである。失敗につぐ失敗を重ねた挙句、ようやく円滑に出銑を見ることが出来たのは明治19（1886）年10月であった。

かくて明治20（1887）年2月、田中はさらに旧官営鉾山敷地及び設備等残存のもの一切の払下げを出願して許可を得、同年7月釜石鉾山田中製鉄所を創立したのである。さらに釜石村鈴子ほかに、甲子村大橋にも高炉2基をたて、ついで栗林村橋野・上郷村佐比内にも増設するというように、事業規模をつぎつぎに拡張していった。この拡張の方式は、第一に「薪炭ノ便利ヲ得」る必要から、「漸次弁利ノ地ヲ撰」んで溶鉾炉を増築するというやり方であったが、当然炉の要領はいずれも日産5トンないし6トン半といった小型のもので、送風動力には水車を使う段階のものであった（引用書、86頁、図18の溶鉾炉の写真、参照）。この方式をとったのは、一つは燃料木炭調達が自然条件に制約されていたからであるが、他方また（少なくとも明治23年代まで）釜石銑鉄に対する確固たる需要がまだ欠けていたからであった。

⑤ 釜石鉾山田中製鉄所の経営と大阪砲兵工廠

田中製鉄所によって、再び釜石鉾山の製鉄業が勃興する気運を迎えたとはいえ、岩手県の鉾山製鉄は、在来の鳥取一県のみ砂鉄（鑪・たたら＝和鉄）製鉄高の半分ではなかった。砂鉄銑に対する岩鉄銑の比は8対2ではなかったのである。釜石銑鉄は確固たる需要に結びつかねばならない。この課題に対して見事に解決を与えたのは、他でもない明治中期までの製鋼分野での代表とも云うべき「大阪砲兵工廠」であった。周知のように、この大阪砲兵工廠は、明治3（1870）年従来、旧幕府の長崎製鉄所の

機械と職工を大阪城内に移設したのが起源で、当初は大阪造兵司といわれ、明治12（1879）年に大阪砲兵工廠となった。この大阪砲兵工廠では、明治21（1888）年から田中製鉄所の銑鉄の「鋼」への精錬作業と「軍器製造」とを試みていたが、同23（1890）年、釜石銑で試製した「弾丸」と「イタリア・グレゴリー銑」による「弾丸」との比較試験を行ったところ、「日本銑（釜石銑）」が「外国銑（グレゴリー銑）」に比して決して劣らぬものであることが立証されたのである。その「比較試験報告」では、つぎのように記されている。

「当工廠ニ於テ従来海岸砲ノ各種弾丸製造ノ為メニハ伊太利国産グレゴリー鑄鉄ヲ用ヒ來リシト雖、凡ソ弾丸製造ノ原料ヲ外国ニ仰グハ策ノ得タルモノニ非ザルヲ以テ、内国産ノ原料ヲ以テ之レニ代用センヲ希図スルコト茲ニ二年アリ。然ルニ本邦陸中釜石ニ産スル鑄鉄ハ其質不良ナラズ且ツ其資源モ饒カナルヲ知り、此鑄鉄ノ性質ヲ研究セシニ、一種ノ方法ニ依リ之レヲ精錬スルトキハ、グレゴリー鑄鉄ニ彷彿タル原料ヲ得ベキヲ発見セリ。因テ此精錬鑄鉄ヲ以テ各種ノ弾丸ヲ製スルニ、其理学的性質ト云ヒ、器械的試験ノ結果ト云ヒ、豪モグレゴリー鑄鉄ニ異ラザルノミナラズ、或ハ此外国品ニ稍々優ルノ証跡ヲ得タリ」と。

このように、大阪砲兵工廠が釜石銑の精錬やそれによる軍器製造に払った苦心は並々ならぬものであって、この釜石銑によって軍工廠は「本邦兵器ノ製造上ニ新面目ヲ開ク」ことが可能となり、一方釜石鉾山田中製鉄所は、大阪砲兵工廠にはじめて自己の銑鉄の強力な需要先を見出し、新たな発展の基礎を築くことができたのである。同工廠では、従来群馬県の中小坂鉄山や広島鉄山等、かつての釜石分局の銑鉄にもとづいて火砲・弾丸を試製して成功せず、鋼砲製作を一時断念して鋼砲製造法の研究に移り、

三転して漸く釜石銑に活路を得た過程が示されているといえよう。

加えて、大阪砲兵工廠からの大量発注と時をほぼ同じくして、釜石鉾山田中製鉄所へは、国内の近代的都市の形成に伴う「水道用鉄管」の需要が増大し始め、加えて紡績業や鉄道業などの展開につれ、その需要も増大を示し始めてゆくのである。こうなると、あの5~6トン炉数基による寡少の生産では、到底鉄鋼需要に応ずることができない。砂鉄でなく鉄鉾石を原料とし、燃料には木炭でなくコークスを用い、送風には水車動力ではなく、汽力や電力によって熱風を用い、そして最も科学的に高炉を操業しゆくことが必要であった。かくて旧工部省釜石鉾山時代の25トン高炉2基を復活させて、銑鉄の多量生産が初めて可能となり、この過程を通じて近代製銑技術の基礎が確立し、日清戦争期の鉄鋼需要の増大にも促されて、田中製鉄所の飛躍的發展がもたらされてゆくのである。

ところで、かかる良質銑鉄の多量生産という新しい課題に田中製鉄所が対応できたのは、田中長兵衛父子たちの経営努力が与って大きかったことはいうまでもないが、それとともに、野呂景義・香村小録の技術指導があつてはじめて実現されたことも強調されなくてはならない。後に明治37(1904)年に官営八幡製鉄所の160トン高炉が惨めな失敗を引き起した際にも、野呂景義は技師たちを指揮して、八幡製鉄所の高炉作業を輝かしい成功へと導いた人物であるが、彼は明治25(1892)年に農商務省臨時製鉄事業調査委員会に委員として、釜石鉾山及び田中製鉄所の調査を行い、その際、一つの結論として官営時代の旧高炉を再操業すべきことを田中長兵衛にすすめ、併せて技術上の注意と指導とを与えていたのである。そこで田中は翌明治26年に、工学博士野呂景義を田中製鉄所の顧問に迎え、同時に野呂の工科大学における教え

子香村小録(当時、農商務技師試補)を現場の技師(長)に招き「大高炉」の復活に立向うこととしたのである。野呂自身の「記録」から様子を伺ってみよう。

「当時釜石に於ては尚少量の木炭銑のみを製造し、其方法たるや亦甚だ幼稚たるの評を免れず。余が明治二十五年該山を視察したる時の記録を見るに、高炉は鈴子工場に三個、大橋工場に二個あり。各其形状異なり、大なるものは高さ四十尺余、内部の最大径六尺なり。各炉に付属する熱風炉二個あり、交代して常に其一を使用す。送風機は高さ三尺、幅二尺八寸、長さ四尺位の木製櫃輪にして、各炉に一組即ち二個の輪ありて水車を以て之を運転せしむ。但其内二個の発動力に気罐を用ふ。送風機は七十糎位なる低度の圧力を有し、先ず熱風炉に入り摂氏三百度内外に熱せられて、水を以て冷却されたる径二寸八分の羽口二個を通して炉内に入る。熱風炉は長さ四尺、径七寸の円形の鑄鉄管二十五乃至二十七本を横臥して架設したる高さ六尺、幅八尺、長さ十七尺の煉瓦造の一室にして、燃料には高炉瓦斯を利用せり。鉾石は鉾質と之を用ひて製造する所の銑の品位とに随ひて、一度乃至三度之を焙焼す。之に用ふる焼鉾炉は高さ八尺乃至十二尺、内径四尺余なる小炉にして、鈴子工場に三個、大橋工場に八個あり。燃料に木炭の粉末を利用し、鉾石一噸を一度焙焼するに二十五貫目を要する。鑄製に要する石灰石の量は鉾石100に対し10乃至15にして、木炭は銑100に対し平均約200とす。而して鉾石の歩合は平均六割とす。出銑高は毎二十四時間に高炉一座に付平均五噸位なるも、送風機に使用する水量の多寡、炉内の状況等により大差あり。当時東京における釜石銑一噸の売価左の如し。

特別一号 26円50銭

一 号 24円50銭

二 号 22円50銭

三 号 19円50銭

白 銑 23円50銭

銑価の低廉なる右の如き所以は、主に工賃並に木炭代価の廉なるに由るべし。当時釜石鉄山が使役する坑夫職工等を合し凡そ一千二百人にして、其賃金は大略平均一人一日二十銭乃至二十五銭位に止まり、亦木炭の代価は工場著（着カ）十貫目十五銭内外なり。

当時余が最も不利益なりと感じたるは、木製送風機と横臥鉄管熱風炉との二者なり。木製送風機は漏風多きのみならず時時修繕を要し、随て停風頻繁に亘り炉内の調子を損し、又横臥鉄管は高熱に耐へず。然るに釜石の鉾石は製煉上比較的高熱度を要するを以て其破損甚しく、五、六十日にて取換を要せり。此二欠点は漸次改良せられ、送風機は鉄製と成り、熱風炉は直立鉄管に改造せしを以て、大に破損の程度を減ぜしのみならず、高熱に耐ゆるを以て操業上大なる進歩を見るに至り、殊に木炭の消費高に著しき差を生ぜり。即ち銑一〇〇に付一六三乃至二三一の木炭を要したるものが、一二六乃至一七二となり、即ち二割二分乃至二割六分を減少せり（然れども、元來鉄管熱風炉は建設費低廉にて、低熱度には利益なるも、釜石の如く高熱を要する場合には、然らざるが故に、今日にては全部煉瓦熱風炉に改築せられたり）。

事業の前途愈々好望なるを以て明治27年（實際は26年と考えられる）に至り旧工部省が廃棄したる高炉を再興する事となり、此時余は其計画の委嘱を受け失敗の跡を調査するに、前述製鉄事業調査会の報告の外、左の欠点あるを発見せり。

（一）一基の煙突を以て熱風炉と汽罐に共用したるを以て、高炉瓦斯は比較的抵抗少き汽罐の方へ余計引かるゝを以て、熱風炉に冷却を來す恐あり。故に汽罐専用として別に低き鉄板の煙突を建築せり。爾來釜石に

於ては熱風炉と汽罐には各別に煙突を設くる事とせり。熱風炉のみなりとも総て一個の煙突を以て数個の炉に供用するは操業上不自由のみならず、實際上不経済なり。

（二）高炉内部の形状に不満足の点あるを以て次図の如く改築せり（図省略。以下略）

高炉再興着手は明治27年、同年11月吹立とあるが、同じく野呂景義の書いた事業調査会関係の記録では、「はじめは木炭吹とし、翌二十七年八月に至って北海道夕張炭によるコークスのみを用いて製銑作業を行った」となっている。

とにかくわが国における本格的なコークス高炉製銑の出発だったのである。当初の田中製鉄所銑鉄生産高は約8千トンであつたが、翌年にはコークス銑の大量製出によって一躍1万3千トンとなり、同年の銑鉄全国生産高約2万トンに対し、はやくも65%という過半を占めるまでになったのである。

その後、釜石鉾山田中製鉄所では、同33（1900）年に銑鉄再精錬用の5トン炉をつくつて「チルド砲弾用原料銑」を大阪砲兵工廠へ供給し、同年鈴子の5トン高炉では、わが国最初の合金銑を製出し、さらに翌34年6月には旧大型高炉の残りの一基の作業を開始した。36（1903）年からは、ガス・水道用鉄管の鑄造作業のほか、小型平炉を新設して製鋼作業を、また旧工部省時代の圧延機を再生して鋼材製造作業をも始める等、拡張を重ねて次第に民間製鉄業の独自の道を切り開いていったのである。明治34（1901）年に、官営八幡製鉄所の製鉄鋼作業が開始されたが、同年2月の八幡の「溶鉾炉火入れ」に当っては、「職工の熟練者を釜石より借りたき旨の依頼」があり、「田中製鉄所の最も優秀なる山崎勘介・笹山兵二郎等七名」が選抜されて八幡に赴き、同所の操業を助けており、また八幡製鉄所の製銑・製鋼用原料として多くの鉄鉾および釜石銑が八幡に送られたこ

とも特筆に価しよう（引用書94頁以下）。

3) 初期議会における官営八幡製鉄所 設立をめぐる議論と経緯

① 明治20年代の近代産業の展開と鉄鋼業

明治20年代に入ると、大阪紡績を先頭にして近代的な綿糸紡績業が展開し、さらに鉄道業や金融業もこれに続いて急速に展開した。明治初年以來の明治政府による「万国対峙・富国強兵・殖産興業政策」の唱導のなかで、わが国鉄鋼業の脆弱性・後進性に対して、第二回帝国議会（明治24年）に「官営（海軍省所官）製鋼所設立案」が提出されたことに留意しておきたい。

「兵備上ノ危険、経済上ノ損害」を慮って「一大官営製鋼所の建設案」が提出されたのである。明治政府が同「設立案」を提出するに至るまでには、官民の間に「製鉄所の建設ないし鉄鋼産業」をめぐり、さまざまな事態が生れている。

巷間に伝えらるところでは、日本製鉄会社（資本金百万円、製鉄を主眼としたものの、実際は木造船の建造、電話用銅線の製造が主であったが、明治24年11月に解散）が設立された明治21（1888）年ごろから、翌々23年にかけては、明治政府は、やがて開かるべき帝国議会対策に大奮であって、「軍備拡張・条約改正・殖産興業」等の重要課題を果たすためには、いかに議会の「予算審議権」調整・処理するか苦心を重ねていたのである。したがって、政府にとっては、製鉄業の如き巨額な資金を必要とする立案に取り組むことは不可能であった。だから、明治21年に創立された「日本製鉄会社」が明治23年「恐慌」で崩壊すると、国民の間から「わが国においては近代製鉄工場は成立しうるか否や」という与論が轟然と巻き上がるのも当然であった。たとえば、

イ)「鉄ハ我国ニ於テ製造スルヨリモ寧ロ外国ヨリ輸入ルニ如カズ」という安易な海外依存説。

ロ)「我日本人民開花ノ点度恐クハ未ダ同明銅鉄ノ境域ニ進入セリト云フ可カラズ。

サレバ今日俄カニ大鉦炉ヲ築造シ銑鉄ノ業ヲ営マント欲スルハ、無乃大早計ノ所為ニ庶幾カラシカ」として「極メテ少量ニシテ崇高ナラザル銅鉄最上ノ品種少許リヲ製造シ、以テ現ニ使用セル所ノ刃物等ヲ改良シ或ハ海陸軍所用ノ製鉄材料等ニ使用セバ、多少外国ノ輸入ヲ防遏シ其公益タル必ズ多カラン」とする漸進主義的な小規模製鉄所論。

ハ)「製鉄所ハ宜シク国民共同ノ所有トシ〇〇省ノ監理ニ附シ陸海軍用軍器ノ原材ヲ製造スルヲ主業トスベシ」とする国防の充実に第一義とする積極的な官営製鉄所建設論。

当時の「製鉄業の振興」に対する考え方の代表的なものをあげると以上の三説なのであるが、野呂景義・牧野毅・有島武・添田寿一・小花冬吉らは、いずれも官営製鉄所の建設を積極的に提唱した先覚者だったのである。さきの日本製鉄会社などの失敗を通じて、最早民間事業として製鉄所をおこすことが困難であることを痛感した政府は、彼等の意見を容れて、官営による製鉄所の設設計画立案を決意したのである。

政府部内の中心は大蔵大臣松方正義であって、一方彼を動かしたのは、野呂・有島らで、彼等は、松方の後援を得て明治24（1891）年、第一帝国議会閉会の直後より、官営による一大製鉄所建設運動を開始したのである。同年11月の第二帝国議会における海軍省所官製鋼所設立案上程は、その最初の結実であった。

当初松方首相（兼大蔵大臣）は、諸製鉄所設立案を検討した結果、野呂景義の原案にもとづ

いて製鉄所設立予算書を作成し、大蔵省管理によるものとして議会上に上程するのであった。しかし閣議では、所管は海軍省に置くことが決議された（主たる理由は、内地鉄鋼材料の大半が海軍省であった）ため、海軍省内に予算調査会を設置して、さらに具体的な計画案をたてることとなった。その「製鉄所設立案取調委員の構成は、海軍少将相浦記道を委員長に、海軍主計総監本宿宅明・同大技監原田宗助・同志道貫一・同前田亨・同少技監原二郎・同大尉山内万寿治（のちに、呉海軍工廠を設立して15センチ砲製造などの兵器国産化を推進した）ら海軍軍人を主体とし、陸軍少将牧野毅及び野呂景義がこれに加わったのである。陸軍側から、特に牧野毅が加わったのは、軍需用資材供給の面で海軍・陸軍との相互協定が必要だったからである。野呂がただ一人文官（東京帝国大学工科大学教授）として加わったのは、彼が当時の鉄冶金学界で第一人者であったばかりだけでなく、海軍側が彼の「製鉄所建設案」を積極的に取り入れようとしたからである。野呂案は、製鋼業を先に確立し、漸次製鉄に及ぶことを目的とし、そのための原料鉄は外国より購入して「平炉鋼・鍊鉄・坩堝鋼」を製造することにあった。海軍省はこの「野呂案」を若干修正し、同明治24（1891）年11月に開会予定の第二帝国議会に対し、「海軍省所管製鋼所設立費予算案」を提出する準備を整えたのである。

つまり政府は、当時の政策上、議会上に先立って製鋼所設立計画を発表して議論を振起することを図るべく、同年7月末に右の「製鋼所設立予算案」を「軍艦製造・砲台建築」等の予算とともに公表したのである。だから、第二帝国議会開会を目前に控えて俄然製鉄所建設の賛否をめぐる論議が盛になってきたのである。当時は、内地製の鉄鋼材の生産高は、全国合計でも2万トンに達しなかった時代であったから、一ヶ所

において、3万トンを製造するという大規模製鋼所建設案の公表は、当時としては、国民の注目を一気に集めることになった。

他方、政界にあつては「政費節減・民力休養を唱導する」在野党が政府予算案の大削減を試みることによって「藩閥政府」に対抗しようとし、活発な運動を展開していたのである。当時の藩閥政府は、頭から議会と政党とを敵視する傾向が支配的であったから、この第二帝国議会開会の劈頭、松方総理大臣兼大蔵大臣は衆議院において、その施政方針を述べ、「海軍省製鋼所案」にふれて、つぎのように演説した。

「我国も亦一国の名誉を保ち、各国と競争裡に馳駆致す以上は、今日国力の許す限りは国防と国家経済とを目的となし、其事業の内最も急なるものを選び、決行しなければならませぬ。決して一日も緩慢に付し置くことは出来ませぬ。国防の必要に就きましては、先ず陸軍では兵器弾薬の改良、砲台の建築、海軍では船艦の製造が最も急要であります。

然るに兵器船艦の製造には、最も必要の材料たる鋼鉄は皆海外より輸入を仰がねばならぬ。其れがため年々巨万の金を海外に擲つのみならず、一旦事あるときは、此必要欠くべからざる材料を輸入するの途忽ち絶ゆるの次第にて、実に兵備上の危険、経済上の損害共に甚だしき訳ゆえ、政府は此危険と損害とを避くる為め、新に一の製鋼所を創立するの議を決して、其の経費を二十五年度の予算に組込んで置きました。……」

しかし衆議院予算委員会は査定の方針を定めて、第一 官吏の俸給を減額すること、第二 新事業は基礎極めて確実なるものの外着手せざること、等を開示し、前半においては、「政府に縷々予算査定案に不同意を唱へたるに拘らず、遂に六百有余万の削減に同意された」という事例を強調して、「製鋼所設立費（二十五年度歳出に係わるものは十四万百九十六円）」を軍艦

製造費とともに悉く削除してしまったのである。

これに対し、松方首相は、予算案の第一読会において、「実に廿五年度の予算は節約すべきものは節約し、減少すべき者は減少し、及ぶ可きだけ切詰めたるものにして殊に憲法第六十七条の歳出に就ては、此の以上の廃除削減に同意する余地豪も之れあることなし。故に政府は議事の始に於ても、又議事の終りに於ても、此の歳出に関しては、断じて予算委員の報告に同意する能はず。政府は終始を一貫して徹頭徹尾不同意を明言して憚らず」と猛然反対を唱えたが、民党の勢力は依然とて強く、たまたま同月22日衆議院の予算本会議において、樺山資紀海相がふたたびさきの予算委員会でのべたような製鋼所案の説明をし、さらに衆議院側の軍艦製造費・製鋼所設立費の削除方針に反論（いわゆる「蛮勇演説」）したことが、政府敗北の直接原因となってしまったのである。

「海軍の事は其の道の心得のあるものでなければ御分かりにならぬ。……今日の新事業二件を削除せられたといふが如きは、……本大臣に於て遺憾千万である。此の何回の役を経て来た海軍であって、今此の国権を汚し、海軍の名誉を損じたことがあるか。斯くの如く、今日海軍のみならず即ち現政府である現政府は斯くの如く（原文ノママ）、内外国家の多難を切抜けて今日迄来た政府である。薩長政府とか何とかいっても、今日国家の安寧を保ち、四千万生霊の安全を保ったといふことは誰の功である……」。

この演説は、たちまち大波乱の動機となり、自由・改進黨の憤激を買い、杉田定一・中村弥六・島田三郎らの反対演説を浴び、翌二十三日の予算案採決の結果、大多数をもって、軍艦製造費・製鋼所設立費等は否決されてしまい、政府も「国事を以て是の如き議会の賛劃に託するの国家の昌運と臣民の福利と相容れざること

を信ず」という上奏文を提出し、議會を解散してしまったのである。

かくて、第二帝国議會解散ののち、まれにみる選挙干渉・弾圧（各地で騒擾がおこり、死者25人、負傷者388人）のなかで、第2回臨時総選挙（明治25年2月15日）がおこなわれたが、内相品川弥二郎はその選挙干渉で引責辞任に追い込まれている。この結果、第一次松方正義内閣が誕生した。5月2日から第三帝国議會が開かれ、波瀾を予想のうえで、政府は26日にふたたび「製鋼所設立費225万円案」を議會に提出した。しかし、同案は予算委員会で全く削除され、28日の本会議も、予算委員会の査定に同意し、海軍省予算「製鋼所設立費225万円案」は再び否決されてしまったのである。その表向きの理由は、「製鉄原料調査」の不備にあった。だから、製鋼所の建設そのものには賛成であった一部議員からは、期せずして同議會に対して「製鋼原料並びに製鋼試験に関する建議案」が提出されたのである。貴族院における明治25（1892）年6月8日「読会」の上可決された。その議案はつぎのとおりである。

「製鋼所設立は我国の軍備及經濟上最も必要なることは本院の認むる所なり。然れども製鋼に使用する原料の調査及び試験並びに製鋼所設立の組織に関する政府の調査未だ充分ならず。故に本院は政府に於て製鉄事業調査委員会を設け是等の調査を施行せんことを希望す。因つて茲に之を建議す。」

この建議にもとづいて、第三議會閉会直後の6月17日、農商務大臣河野敏謙は製鉄事業調査委員会に関して、つぎのような「閣議稟請」をおこなったのである。

製鋼事業調査委員会ノ件

製鋼所設置案ノ議ハ第二回及第三回帝国議會ニ向テ海軍省所管トシテ提出相成候、両回共否

決ニ相成候得共其否決ノ趣旨タル原料ノ調査及其ノ製鋼ノ試験等未ダ確実ナラズト云フニアリテ、製鋼所ノ必要ナルコトハ帝国議會モ亦認ムル所ニ有之、既ニ第三回議會に於テ、貴族院ヨリ製鋼事業調査委員ヲ設ケ原料及製鋼所組織ニ係ル調査ヲナサンコトヲ建議セリ、右ノ調査ハ本大臣ニ於テモ必要ト認候条、内閣ニ於テ右調査委員会ヲ命ゼラレ、其調査ノ事務ハ本大臣ノ管理トナシ、右委員ヲシテ（一）鉄鉍存在量ノ調査、（二）其鉄鉍ヨリ銑鉄及鋼鉄ヲ製造スル試験、並ニ（三）製鋼所組織ニ係ル調査ヲ為サシメ、其調査ノ結果ニヨリ更ニ第四帝国議會に向ッテ製鋼所設置ノ議案ヲ提出相成可然。別紙調査委員人名相添閣議請フ。

（別紙）

製鋼事業調査委員

陸軍少将	牧 野 毅
大蔵省国際局長	有 島 武
農商務省鉍山局長	和 田 維四郎
海軍大技監	原 田 大 助
工科大学教授工学博士	野 呂 景 義
海軍大技士 子爵	内 藤 政 共
工学博士	長谷川 芳之助

農商務大臣の請議によって、上記7名は、明治25（1892）年6月28日付をもって「製鋼事業調査委員」に任命され、ただちに、①製鉄原料の調査、②銑鉄および製鋼の試験、③製鉄所の組織に関する調査などの三分野にわたる議題の設置に際して、はじめ海軍省は陸・海軍、農商務三省および鉄道庁から適当な者を選んで委員を構成し、内閣に直属させて調査を行う意見をもっていたが、たまたま農商務大臣より閣議要請があったので、調査事務を農商務大臣の管理に委ねたのである。そして7月1日付で提出された「上申書及び決議書」となると、その目的が大いに変化し「軍用ノミナラズ、汎ク国家

ノ需要ニ応ズル製鉄所ヲ設置スルコト」を決定し、さらに「海軍ノ軍務ノミヲ主管トスルヨリハ、寧ロ汎ク全国ノ産業ヲ管理スル所ノ農商務省ノ所管トスルヲ以テ適當ナリ」とし、内地鉄鉍石を原料とする製鉄工場の設置や官営広島鉄山の併合をも提案している点に注目しておきたい。

ここでいう「製鋼原料ノ調査」とは、岩手県下仙人鉄山、新潟県下赤谷鉄山、長崎県下多比良鉄山、中国ノ砂鉄、北海道ノ砂鉄、南海各地ノ硫化鉄鉍など、さらに「製鉄所ノ目的」については「審議ノ末、単ニ軍用ノミナラズ汎ク国家ノ需要ニ応ズル製鉄所ヲ設置スル」こととし、「海陸軍ノ需要ニ応ズルヲ目的トシ、其ノ一ケ年ノ製出高僅ニ八千噸ニ過ギズ。然ルニ我国ニ於ケル鉄ノ需要ハ年ヲ逐テ増加シ、毎年十余万噸ノ供給ヲ外国ニ仰ギ、内地ノ産出ハ僅ニ二万噸ニ過ギズ。今ヤ鉄道敷設法ノ実施ニ依テ全国ノ鉄道ヲ拡張スルニ於テハ、其ノ敷設及将来維持ノ為要スル所ノ鉄量亦尠ナカラズ。此ノ如ク其ノ需要ノ大ニシテ年々増加スル鉄ヲシテ、悉ク外国ノ輸入ニ仰グハ国家經濟上甚ダ不利ナリ。故ニ我国ニ設置スベキ製鉄所ハ独リ軍用ノミナラズ汎ク国家ノ需要ニ応ズルヲ以テ目的トシ、少クモ一ケ年五万噸ノ鉄類ヲ製出シ、尚漸次其ノ製出額ヲ増加スルヲ以テ必要ナリト確信スルニアリ」と。

さらに、「製鉄所設立ノ方法」として、「官設トスル」のは、審議の結果、「今回設置スベキ製鉄所ハ更ニ大ナランコトヲ欲ス。今此ノ大事業ヲ民設ニ俟タンカ、巨額ノ資本ヲ要シ其ノ収益ハ永遠二期セザルベカラズ。故ニ若シ之ヲ民用トセバ、政府ヨリ充分ノ補助ヲ与フルモ株式組織ノ会社ニ委任スルコト能ハザルハ、従来ノ株式会社ノ成績ニ依テ多言ヲ要セズシテ明ナリトス。又一個人ニ於テ此ノ大事業ヲ起スルガ

如キ大資本家ニシテ且適當ナル人物ヲ得ルコトハ、我国甚ダ其ノ人ニ乏シク到底行フベカラザルモノナリトス。之ヲ官設トスルトキハ民設ニ於ケルガ如ク収益ヲ以テ目的トセズ、軍事上ノ必要ト国家經濟上ニ利益アルヲ以テ、国家事業トシテ之ヲ官設スルヲ適當ナリト認メタルナリ。其ノ官設製鉄所ノ所管ニ至テハ、何レノ官庁ニ於テ之ヲ管理スルモ固ヨリ其ノ目的ヲ變更セザル以上ハ妨ゲナシト雖モ、汎ク国家ノ需要ニ応ズルヲ以テ目的トスルトキハ、海軍ノ軍務ノミヲ主管スル海軍省ノ所管トスルヨリハ、寧ロ汎ク全国ノ産業ヲ管理スル所ノ農商務省ノ所轄トスルヲ以テ適當ナリト認ムルナリ」と。

さらに「製鉄所設立ノ位置」については、「之ヲ審按スルニ、製鉄所ヲ設立スベキ地ハ海陸運ノ便アリテ原料ヲ廉価ニ得ベキ地ニシテ、工場ニ要スル水料ヲ供給シ且防禦線内ニアリテ有事ノ時ト雖ドモ安全ナル位置ヲ占メザルベカラズ。今斯ノ如キ地ヲ求ムルニ、大阪、神戸、若クハ下関海峡内ニアラン歟。然レドモ其ノ何レノ地最モ此設立ニ適當ナルヤハ实地調査ノ上ニアラザレバ確定シ難シ。故ニ委員中ニ於テ实地ノ調査ヲ遂ゲタル上確定スルコトニ決シタリ」と。さらに「諸經費ノ予算」であるが、「且製鉄所中更ニ製鉄工場ヲ設置シ、又広島鉄山ヲ付属セシムルモノト仮定セバ、製鉄所設立ノ經費ハ大凡三百万円ヲ要ス」という。

河野農相は、この議決書の主旨を至当のと認め、閣議を請い、明治 25 (1892) 年 8 月 2 日付ヲもって内閣の裁可をえた。なお、これよりさき横須賀海軍造船部における製鉄原料使用試験担当の必要から、「委員 海軍少技監 宮原二郎 (宮原水管式気罐の発明者)」が追加・任命されたので、結局調査委員は計八名となり、ほかに農商務省鉱山局および地質調査所の技師数名も加わって、さきの方針どおり製鉄原料その他の事項について鋭意調査あるいは試験が進

められた。委員外で調査に参加した技師たちの分担は、鉄鉞調査は大塚専一・西山省吾・香村小録の三名、耐火煉瓦試験に高山甚太郎・香村小録の兩名。コークスの試験に高山甚太郎。別子銅山の貧鉞利用試験に今泉嘉一郎。以上のほか製鉄・製鋼および砂鉄利用の試験、ならびに製鉄所計画およびその予算調査等にかんしては、委員の野呂景義が前記技師たちを指導しつつその任にあたつたのである。

そして明治 25 年 9 月 30 日、後藤農商務大臣に対して次のような調査結果を報告したのである。

製鉄事業調査委員復命書

製鉄事業調査ノ方針ニ関シ委員等本年七月一日付ヲ以テ、茲ニ其方針ニ基キ調査タル結果ヲ開陳セン

一、製鉄原料ノ調査ハ (別紙第一号) 好結果ヲ得、釜石仙人赤谷及北海道砂鉄ノ四ヶ所ニ於テ存在スル鉞量千五百六十五余噸、之ヨリ得ル所ノ鉄鉞少クモ七百三十六万余噸アリ、此他未ダ測定セザルモ鉄鉞ノ多量ニ産出スル所少カラズ、我国製鉄ノ供給ニ不足ヲ告グルコトナキハ斷ジテ疑ナシ。況ンヤ製鉄業起レバ随ッテ益々其原料ヲ発見スベキニ於テオヤ。

二、製鉄及製鋼試験ノ成績ハ (別紙第二号) 最モ好結果ヲ得、外国輸出品ト比較シ更ニ優劣ナシ。製鉄業ノ基礎トナルベキ原料ノ調査及試験ノ成績此好結果アリ。製鉄所ヲ興スモ更ニ顧慮スル所ナシ。

三、製鉄所設立ニ要スル諸經費ノ予算ハ (別紙第三号) 其二十五年度ニ於テ議會ニ提出シタル予算ト相違アルハ、設立ノ目的ヲ改メ軍用ニ止マラズ汎ク国家ノ需要ニ供スルモノトシ其規模ヲ大ニシタルト、製鉄業ヲ加ヘ又広島鉄山ヲ付属セシメタルトニ依ル

モノナリ。而シテ其損益ニ至リテハ応分利益アルハ疑ヲ容レズ。

製鉄所設立ノ位置ハ大阪、神戸、若クハ門司海峡ノ内ニ於テ選択スルヲ以テ適当ト認ム。然レドモ其設立ヲ議定セラレタル後ニ非ザレバ確定シ難キ事項アルヲ以テ、其位置ハ当局者ニ委任スベキモノト思考ス。又製鉄所職員ノ組織ハ別紙第四号ノ如ク定メラレ適当ナルベシ。

右及報告候也。

明治二十五年九月三十日

工學博士長	長谷川 芳之助
海軍大技士 子爵	内 藤 政 吉
工科大学教授工學博士	野 呂 景 義
海軍少技監	宮 原 二 郎
農商務省鉱山局長	和 田 維四郎
海軍大技監	原 田 宗 助
大蔵省国債局長	有 島 武
陸軍少将	牧 野 毅
製鋼事業調査委員	
農商務大臣伯爵	

後 藤 象 二 郎 殿

追テ製鉄事業ニ関スル詳細ノ報告書ハ
編纂ノ上進達可仕候也

さて、明治20年代前半といえ、周知のように尾崎紅葉、幸田露伴、坪内逍遙、北村透谷、森鷗外さらに樋口一葉といったような明治文学の花盛りであったが、他方の政治の世界は、改進黨・自由兩党が民党として依然連合運動を繰返すといった情勢にあった。

そのため、慎重に事態が推移してゆくが、製鉄所設立に対しては、かねてより積極的な態度を表明していた貴族院は、政府当局が国防上、経済上不利であるにも拘わらず、「製鉄所設立費」を請求せず、その「調査費」のみを提出したことを、前後の措置を誤りたるものときめつ

け、進んで製鉄所の設立建議案を可決してゆくべきとし、対する衆議院とは対照的な出方を示してゆくのである。否決どころか、それに先立って政府の計画した新しい事業に対してことごとく反対の意思を表明したのである。河野広中の「動議」に代表される「断然たる処決」をせまってゆくのである。政府にたいする「不信」というよりも「政権の掌握を目的」とするための反対だったのである。

たとえば、第四議會で河野広中は次のような言辭をもって、政府攻撃を試みてゆく。「藩閥と情実とは依然としてある。……官海は殆ど私党の養成所となりました。……内務省は如何であります。長州出身の人でなければ、長官となることが出来ないではありませんか。鉄道も亦た左様である。陸軍省も……北海道長官も……。

藩閥情実の弊害を脱却して、ただ経済上政府が議會の信用を得るに足るだけの改革を行へば、我々は此四つのもの（一国の生活、国家の教育、外交、国防）に向かつては、積極的に之に向かつて賛成しようと思います」と。

つまり、民党のこうした反対にもかかわらず、政府は主張をかえようとはしなかったのである。といって、議會もまた譲らず、国民はこの局面の打開されんことを願うという状態にまできていた。そこへ局面を一変させる事態がおこったのである。つまり、民党がついに屈服したのである。明治26年2月10日のことである。

これよりさき第四議會の劈頭、伊藤博文首相は登院途中馬車から落ち怪我をしたため、内相井上馨に臨時首相代理を託し、彼に施政方針の説明を行わせた。回復した伊藤は、議院に登壇し民党と激論を交わしたが、しかし民党の必死の反対にあつて圧倒され、万策尽きた感があった。藩閥政府の雄たる伊藤博文には、こうしたときに最後の戦法が残されていた。それはほかでもない。「大詔煥発」なるものを仰ぐことだ

った。その「大詔」は、

在廷の臣僚及び帝国議會全各員に告ぐ。
……国家国防の事に至っては、苟も一日も
緩くするときは、或は百年の悔を遺さむ。
朕茲に内廷の費を省き、六年の間毎歳三十
万を下付し、又文武の官僚に命じ、特別の
情状あるものを除くの外、同年月間其俸給
十一分の一を納れ、以て戦艦費の補足に充
てしむ。朕は閣臣と議會に倚り、立憲の機
関とし、其の各々権域を慎み、和協の道に
由り、以て朕が大事を補翼し、有終の美を
成さむことを望む。

明治二十六年二月十日

御 名 御 璽

これでは、議會政治はひとたまりもない。群
議もお“しまい”である。政府は詔勅中の製艦
下付金ならびに官吏納付金につき、予算原案に
修正を加えたのである。かくて、大詔煥発以後、
一挙にその勢力をくじかれてしまった民党は、
多年の査定方針を擲たざるをえ得ず、やむなく
政府の同意しうる程度において、予算案を審査
し直したのである（この時の尾崎行雄の「政府
反対演説」は少なからず注目を引いたが、それ
もついにその功を奏しなかったから、人々は、
これを「討死演説」と呼んだという）。もちろ
ん、予算委員会審査の修正案がなんの異議もな
く両院を通過することとなったのである。かく
て「建艦予算案」は悠々と成立したのである。
「製鉄事業調査費」修正に対しては、のち貴族
院から原案復活の要求がしきりにおこったが、
いかに深傷を負った衆議院とてもそれには応じ
なかったのである。

しかし、「製鉄所設立建議案」は、衆議院に
よって否決されたとはいえ、貴族院の建議をみ
たので、第四議會閉会后、政府はさらに製鉄事

業に関する調査を続行することを決定、農商務
大臣の下に「臨時製鉄事業調査局」を設置し、
さらに協議を重ねて、明治26年4月22日に後
藤農商務大臣によって「臨時製鉄事業調査委員
規程」が制定・発布されたのである。この規程
によれば、諸般の事務は農商務省鉱山局長の掌
理のもとに進められることとなり、これまで一
応仕上げられた「製鋼所建設案」がここに政治
的にも仕上げられることとなった。「臨時製鉄
事業調査委員会」の審議調査事項は以下の通り
であった。

- 「① 各地ニ産出スル製鉄原料ヲ調査シ其採掘
及運搬ノ方法ヲ研究スルコト
- ② 各地ニアル鉄鉱ノ銑鉄及可鍛鉄ヲ試製ス
ルコト
- ③ 煉瓦石骸炭等製鉄ニ必要ナル物品ノ製造
ヲ調査スルコト
- ④ 製鉄所設置ニ関スル調査ヲ為スコト
- ⑤ 外国ニ於ケル各種鉄類ノ製造法ヲ調査ス
ルコト
- ⑥ 製鉄所ニ要スル諸器械ノ便否価格及購買
方法ヲ調査スルコト
- ⑦ 外国ニ於ケル重ナル製鉄所組織及經濟上
ノ状況ヲ調査スルコト
- ⑧ 製鉄所ニ使用スル職員及職工ノ養成監督
等ニ係ル事項ヲ調査スルコト
- ⑨ 外国製鉄事業及鉄ノ需要供給ニ関スル状
況ヲ調査スルコト

なお、ここで従来の委員の名称が「製鋼事業
調査委員」であったのに、この時から「製鉄事
業調査委員」と改められたか、その理由を確認
しておく必要がある。

はじめ政府の計画では、軍用上の必要から製
鋼を最大の目的としたのであった。しかし、第
二回帝国議會以来議會の意向は、あるいは軍事
的な見地から国防を主とし、あるいは社会的需
要による經濟を主として、その一方に偏ること

は出来ないことにあった。明治25年に設けられたさきの「製鋼事業調査委員会」は、製鉄所の目的をひとり軍用のみならず、広く国家一般の需用に応ずるものと決議したこと、さらに内閣もまた同委員会の決議を是認し、議会も委員会と同様の意見を持つこと等によって、「製鋼」を「製鉄」に改め、以後製鉄事業及び「製鉄事業調査会」とも一切が、農商務省の管轄に属することとなったのである。

さて、「臨時製鉄事業調査委員」であるが、はじめ委員長に農商務次官齊藤修一郎が任命され、ついでつぎの人々が任命されたのである。

農商務省鉱山局長	高橋伸次
農商務技師・工学博士	野呂景義
農商務技師	大塚専一
農商務技師	山際永吾
陸軍少将	牧野毅
海軍大技監	原田宗助
海軍大技士 子爵	内藤政共
鉄道庁技師工学博士	仙石貢
農商務省技師工学博士	高山甚太郎
従四位 候爵	黒田長成
従三位 子爵	由利公正
従三位 男爵	小澤武雄
正五位 男爵	菊池武臣
従五位	和田維四郎
正六位	島田三郎
(のち、浅香克孝に交代)	
従六位	柏田盛文
工学博士	長谷川芳之助
	小室信夫
	田部長衛門
	波多野伝三郎
	和田彦次郎
	栗原亮一
	小林樟雄

井上角五郎
千葉胤昌
加賀美嘉兵衛

以上のように、当初農商務省の計画では、大体大蔵省・陸軍省・海軍省・鉄道庁・工科大学より高等官各1名、および農商務高等官2名をもって製鉄事業調査委員とし、全般の事務を臨時製鉄事業調査局長に掌理させる予定であったが、ひきつづき委員となった野呂・長谷川・和田ら採鉱冶金（学）関係者の数に比して、衆議院議員——その多くが実業家たちに結びつき利害関係の多い議員たち——がおよそ半数を占めていることも留意する必要がある。

この調査委員会では、第1回の会議で「決議5項（目）」を後藤農商務大臣に具申し、以後8回にわたる会議を重ね、本来の技術上・経営上の諸問題の調査を進めたのである。

その調査のうちで、注目すべきものは、第一に釜石鉱山に関するものであって、かつての官営時代の際に失敗した原因を探求し、結論として「第一ニ釜石鉄山及仙人鉄山ニ製鉄原料ノ多量ナル事、第二ニ製鉄事業失敗ノ原因ハ鉄鉱ノ欠乏ニ非ラザル事」などを強調している。それは、官営時代の釜石製鉄に対する批判として、決定的なものであった。さらに、野呂景義の調査を中心にして、起業資金総額三百六十万八千九百九十円からなる「製鉄所起業予算」が作成された。この起業費によって設立された製鉄所は、「兵器用ノ鋼鉄ヲ初メ、レール、鉄板、鉄線等ニ至ルマデ総テ製造スルコト」を目標とし（たとえば、一カ年製造高レール類三万九千六百二十トン、鋼竿類二万五千四百五拾五トン、銅板一万一千六百六十七トン、鍊鉄竿類五千二百十七トン、鍊鉄板二千四百トン）、そのため「地金」としては年間銑鉄六万トン、ベッセマー鋼塊四万二千トン、マルチン鋼塊四万二千ト

ン、鍊鉄地金九千トンをつくる鉄鋼一貫的な計画である。だから、それには高炉三基・コークス炉百基をはじめ、ベッセマー製鋼炉二基・マルチン製鋼炉十基、さらに六種におよぶ圧延機械十組等が含まれていて、その上に殊に兵器用上等鋼を製造するために坩堝鋼炉・水圧鍛鋼機が加えられている。

しかし、同委員会は27年度における経費がないため、26年度末をもって解散した。

なお、この間明治26年12月の第五議会に衆議院議員青山朗（国民協会）より製鉄所設立建議案が提出されたが、これもまた否決され、やがて衆議院は解散となってしまったのである。

翌27（1894）年5月15日、第6回帝国議会が開かれた。貴族院から再び「製鉄所設置建議案」が提出され、可決された。提案者は子爵内藤政共・男爵小澤武雄である。小澤が貴族院で行った演説の大意は次の通り、

「抑々製鉄事業ノ調査ハ既ニ前年ヨリ委員ヲ設ケ、委員ハ孜々トシテ調査ニ務メタルガ為、鉄鉱原料ノ有無及使用材料等モ明瞭トナリ居レバ、最早製鉄所ヲ設立シテモ懸念ハアルマジ。且ツ此ノ事業ハ国家經濟上ニ関スル頗ル大ナルモノアルガ故ニ、政府ノ意向ハ私立会社ヲ設立セシメテ相当ノ補助ヲ與フルニアルコトハ、曾テ前ノ後藤農商務大臣ノ陳述ニ依リテ知ルヲ得タリト雖モ、徒ニ私立会社ノ興起スルヲ俟ツハ事實際限ナキモノナレバ、速ニ製鉄所ヲ設立シテ此ノ国家急施事業ノ進行センコトヲ望ム」。

農商務省としては、後藤象二郎の製鉄所民営方針決定以来、製鉄所を民設とする意向を持っていたから、明治27年度予算の中に製鉄事業費を編入することはしなかった。貴族院から再び建設案が提出されたのはその故だが、榎本農商務相は貴族院に対して、「予ノ就任後製鉄調

査事業ノ未ダ完結ヲ告ゲズシテ殆ンド中絶シタルガ如キヲ見、甚ダ遺憾ニ堪ヘズ。來ル二十八年度ノ予算ニハ其ノ計画費用ヲ編入シ、議會ノ協賛ヲ得ント欲ス」と答えたのである。

期間は4日間をもって閉会されたため、政府より製鉄事業に関する予算案を上程することはなく、また貴衆いずれの議院よりも製鉄所設立に関する建議案は提出されなかった。しかし「製鉄所設立」へ積極的な意思表示がなされたことは見落せない。すなわち、衆議院は全院一致して「征清事件に関する国民の意思を表明せむが為め」の建議案を上程するに際し、その理由説明の一部に、「軍備の拡張は、我帝国の最大の急務に属し、要地に警備を充足し、砲台を築設し、軍艦を増勢し、武器を改良し、“製鋼所”を設け、船渠を建設する等、凡そ国防兵備に関する事項につき、速に施設するの必要を認めればなり」という項目をつけ加えて、軍備拡張のための製鋼所を設けんとする意思を表明したのである。日清戦争が重要な契機となって、従来むしろ製鉄所設置には反対の態度を一貫してとってきた衆議院から、却って積極的に「製鋼所」を設立しようという気運がおこったわけなのである。

このように、日清戦争の最中、軍備の整備・拡張の急務に伴って製鉄所設立への気運は、澎湃として高まってきたのである。「製鉄所民営案」を持っていた榎本武揚農商務大臣は、新たな事態に際会して製鉄事業対策擁立の重要性を思い、遂に明治27（1894）年12月25日、製鉄所を官設とすべき意見を閣議に提出したのである。榎本農商務相が持論を変えるに至った理由は次の通りであった。

「篤ト熟考スルニ製鉄事業ハ其ノ規模極メテ宏大ニシテ巨額ノ資本ヲ要スルニ拘ハス其ノ収益ハ之ヲ永遠二期セザルベカラザルヲ以テ、仮令政府ニ於テ一己人ニ相当ノ保護ヲ與ヘ以テ該事

業ヲ経営セシメントスルモ、奮テ自ラ其ノ任ニ當ラントスルガ如キ大資本家、恐ラク今日我国經濟上ノ情况ヨリ推測スルモ其ノ人ヲ得ルコト難カルベク、去トテーノ株式会社ヲ組織シテ之ニ委任セシメンカ、スル国家必要ノ事業ヲ挙ゲテ彼ノ保護金ニ垂涎シ、株式ヲ弄ブ投機者流ノ掌中ニ帰セシムルトキハ、啻ニ其ノ成功ヲ望ムベカラザルノミナラズ却テ弊害百出ノ端ヲ開クノ虞ナキ能ハズ。故ニ此ノ際政府ハ断然該事業ヲ以テ国家事業ト為シテ之ヲ官設シ、其ノ充分發達スルノ日ヲ待テ之ヲ民業ニ移スノ方針ヲ執ランコト、初メヨリ之ヲ民業ニ委スルニ比スレバ万全ノ効果ヲ見ルベキヲ信ズ」。

この榎本農商務相の意見にもとづいて、政府はふたたび製鉄所の官営方針を定め、折から召集された第八回帝国議会上に臨んだのである。

天皇が広島に移った大本営から、開院式の詔勅を賜るという異常な情勢のもとで、日清戦争二度目の議会＝第八回帝国議会が明治27（1894）年2月24日に開かれた。繰返すまでもなく、日清戦争は後進国たる日本資本主義の発展にとって、政治的・経済的にも重要な画期であったことはいうまでもない。さらに注目すべきは、衆議院議員たちの対政府感情の急変であった。たとえば、衆議院予算委員長であった武富時敏（立憲同志会）は「従来衆議院は、政府の予算編成の方針に慊らず、十分の整理緊縮を加えて、国民の負担を軽減せしむるの余地あると信じ、議会開会毎に、この方針を以て政府と衝突し来れり。然れども今や外征の大事件あり。国家の急務は、復た予算を以て政府と争ふを許さざるものあり。乃ち事の緩急輕重を計り、其の大体に於ては、忍むで政府の提案に協賛を與振ることとせり」と演説し、これに対してかつての民党の關將尾崎行雄が「政府をして内閣の憂を抱かしめず、専ら力を外事に用いしむるを必要とする今日に於いて、忍むで衝突を避くる

方針に出でたる委員会の査定は、最も機宜を得たる処置なり」という賛成演説までも行ったのである。いまや衆議院の態度は一変し、挙げて政府の施策に協力を示すようになったのである。

しかし、政府は第八議會では、「日清戦役のための新規事業は興さざるの方針」をとり、製鉄事業に関しても、調査上なお不備の事項を明瞭にすることをはかつて、調査費三万三千九百円余を請求したのである。もちろん、この製鉄事業調査費予算案は無修正で予算会議および本会議を通過した。今度は、そのみでは、国家に「忠誠」を誓う面々のもの足りるはずがない。衆議院の栗原亮一ほか6名は、この議会開会の翌日の明治27（1894）年12月25日、つぎのような「製鉄所設置建議案」を提出したのである。「曩ニ数回政府ヨリ本案ヲ提出セシニ當リ本院ノ之ヲ否決シタルハ、原料ノ存否・技師ノ成否ノ付、当局者自ラ其責ニ任ズルコト能ハズト明言シタルニ依ル。而シテ今や政府ニ於テ右数項ノ調査已ニ終了シ、内外ノ形勢モ愈々其ノ急ヲ告グルモノアルガ故ニ、政府ハ宜シク速カニ適當ノ方法ヲ案ジ、設計ヲ立テ、以テ帝国議会上ノ協賛ヲ求ムベシ」。

この「建議案」を提出した栗原亮一の所属政党は、第二回帝国議会上以来「官営製鉄所」の設立に反対しつづけてきた自由党だったのである。これに続き、第四および第五議会上にわたって「製鉄所設立建議案」を提出し、いずれも自由党を中心とする民党によって否決されてしまった吏党派の国民協会からもまた一お株をとられた形だが一早川竜介によって、明治28（1895）年1月11日に同様の「建議案」が提出され、同時に審議されることとなったのである。

やがて「栗原案」を中心に第一読会が開かれた。のち「建議案」は「製鉄所設置審議案審査特別委員長早川竜介・加賀美嘉兵衛（理事）・栗原亮一・千葉胤昌・内藤久寛・阪田昌熾・木

村誓太郎・川村順之助・小柳卯三郎ら九名に付託されて、ついに明治 28（1895）年 2 月 4 日本会議に上程され、衆議院で大多数をもって可決された。第二回帝国議会上に上程されてからまる 4 年目であった。

製鉄所設立建議案

製鉄事業ノ軍備上及經濟上ニ必要ナルハ固ヨリ言ヲ俟タズ。今や我国内外ノ形勢ハ頗ル其ノ急ヲ告グルモノアリ。而シテ此ノ大事業ヲ起スニ方テハ、完全ナル調査設計ヲ要スルハ論ナキナリ。政府ニ於テモ猶確實ナル材料調査ヲ遂ゲンガ為メニ經費ヲ要求シ、議會ハ之ヲ協賛シタリ。然レドモ設計準備ノ調査ニ就テハ未ダ其經費ヲ要求セズ。若シ之ヲ後ル、コト一年ナレバ即一年ノ損アリ。宜シク速カニ之ガ完成ヲ期スベシ。即チ製鉄所ノ位置得失ヲ調査スル事、建議計画ニ係ル製図ノ事、諸機械製図ノ事、運搬ノ便否及物価ヲ審査スル事、鉱山ノ視察及銑鉄購入ノ方法ヲ講究スル事、諸機械ノ価格・購入

手續ヲ取調ル事、在外技師ヲシテ外国工場ニ於ケル技術上ノ実況ヲ觀察セシムル事、専門家ヲシテ外国工場建築及事務上ノ視察ヲ為サシムル事等ノ如キハ、最モ急ヲ要スルモノナリ。而シテ其費額ハ凡四万六千円ニ過ギズト云フ。政府ハ宜ク其經費ヲ精算シ、本年度ニ於ケル予算追加トシテ帝国議會ニ協賛ヲ求ムベシ。敢テ之ヲ建議ス。（未完）

注)

- 1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』（『山田盛太郎著作集』第二卷、第一篇生産旋回＝編成替え、第一、第二編旋回基軸、第三 基本的展開）19 頁、154 頁。同『文庫版』23 頁、219 頁、小林賢斎編『資本主義構造論』（日本經濟評論社、2001 年刊）、第 2 章 II 産業資本確立と編制、82 頁、96 頁、
- 2) 三枝博音・飯田賢一編『日本近代製鉄技術発達史』東洋經濟新報社、昭和 32 年刊、8 頁以下。
- 3) 田中 彰『岩倉使節団の歴史的研究』（岩波書店、2002 年刊）、27 頁、「表 1-1」および末尾、第一表・333 頁参照。

写真分析による大学生の食生活調査

佐藤 康一郎

はじめに

2008年1月6日の天声人語に「(前略) 現代っ子の食生活を『ニワトリ症候群』と呼ぶそう
だ。独りで食べる『孤食』、朝食を抜く『欠食』、
家族がばらばらなものを食べる『個食』、好き
なものばかり食べる『固食』。頭を取ればコケ
ッココとなるからだ。新しい年、鶏の鳴かない
日が一日でも多くなればいいと願う。」という
件がある¹⁾。言い得て妙であるが、大学生の食
生活はまさに「孤食」、「欠食」、「個食」、「固
食」の陥穽だらけである。

他にも、朝食欠食の増加、加工食品や特定食
品への過度な依存、過度なダイエット志向、生
活習慣病の増加などさまざまな食生活の問題が
指摘されている。

これまで大学生の食生活についての種々の調
査が実施され、「女子学生の食知識と食行動に
正の相関があること」²⁾や「自宅外通学生の朝
食の欠食割合が高く、食事準備の負担感から外
食が主となること」³⁾、「自宅通学生や自炊をす
る者、食生活の基本を守る学生の方が食事につ
いての満足度が高いこと」⁴⁾などが明らかにな
っている。また、近年では、「毎日の食生活に
対する意識と実態の相違が存在し、調理技術や
知識は持っていても食事をとらない学生が存在
し、とくに自宅外通学生に顕著であること」⁵⁾
という成果も得られている。

本研究は、専修大学生をサンプルとして写真

分析による食生活の現状を調査することで、若
者による食品の消費動向を把握するとともに、
食生活に関する若者の意識を明らかにする。す
でに2007年度に本学商学部の神原教授と共同
研究を行ない、携帯電話を用いて学生の食生活
調査を一度実施しており、一定の成果を得た¹⁾。
しかし「携帯電話の画像の解像度の限界」、「食
事量の計測不能」、「どのように作られたどうい
う料理なのかの分析の限界」、「聞き取り調査の
未実施」などの限界と課題が残った。

そこで今回は、補助筆記用紙を用意し、被験
者に記録をしてもらい、被験者の食事の状況を
より克明に記録し、調査の精度の向上を期した。
聞き取り調査では、何を」「どのくらい」食べ
るかだけではなく、「いつ」「どこで」「誰と」
「どのように」食べるかについても留意した。
なお、調査は2009年7月10日午前0時より7月
16日24時まで実施した。

1. 大学生の生活

共立メンテナンスが実施した「イマドキ大学
生の一人暮らし生活実態調査 (2011年調査)」

- i) これらは、2度の学会発表にて公表している。
日本商品学会東日本部会大会 (2007年10月27
日開催 於: 東北学院大学) での「大学生の食
生活調査 - 写真分析による問題抽出 -」、日本
商品学会西日本部会秋季研究大会 (2007年11月
10日開催 於: 西南学院大学) 「大学生の「食卓」
- 写真分析による食のシーン調査 -」である。

では、自宅外通学生は、自炊派が73.3%を占め、コンビニ派（9.3%）や外食派（12.3%）を大きく離していることがわかる。そして1ヶ月の食費は21,306円となっている。前年の調査では、21,845円であったので、2.5%ほど減っている。生活費の平均金額は117,187円で、前年の調査の118,867円と1.4%ほど減ったことを考えると食費にしわ寄せがいつていることが窺えるⁱⁱ⁾。

自炊比率の高いことや1日当たり700円前後で食費をやりくりしていることに加えて、朝食を毎日食べている学生は29.7%、週3日以上は朝食を食べている学生になると74.0%となり意外に堅実な生活を送っていることが察せられる。

また、毎日の食事は68.7%が自炊をしていて、「お昼はお弁当を作って持って行く」「安い食材（安売りの時間帯）を狙って買う」「なるべく外食をしない」など、節約のための自炊といった役割もあることがわかる。食事をとるときに一番重要だと思っていることは「バランス（40.0%）」「健康（17.0%）」「規則正しさ（6.3%）」と、63.3%が健康面に気遣っている。

日本私立大学連盟の2010年の第13回学生生活実態調査でも授業期間中における1か月の食費（自宅通学者は外食費）は以下のようになっており^{vi)}、上記の調査などとほぼ同水準であると考えられる。

図表 1 授業期間中1カ月の食費

	2006年調査	2010年調査
日本私立大学連盟平均	16,900円	14,800円
専修大学生平均	16,800円	15,700円
自宅通学者 (専修大学生)	12,800円	11,400円
自宅外通学者 (専修大学生)	22,100円	21,000円

ii) 服飾費が最も下落幅が大きく、10,128円（2011年）から7,940円（2010年）と21.7%も下落している。

また、日本学生支援機構の調べⁱⁱⁱ⁾では、大学生（昼間部）2008年の年間生活費は平均68万円となっている。この調査では平成12年以降、生活費はずっと低下の一途をたどっている。経済状況を反映して自宅通学生の割合が増えていることや生活費を切り詰めていることなどがその大きな要因である⁷⁾。

実際の食生活に目を向けると、「朝食の摂取率」は、平均70.3%であったが、自宅外生に限るとなお約6割に留まり、男子は56.0%と低い傾向が出ている。「食生活で困っていること」（いくつでも選択）では、「栄養のバランスがとれない・偏食がある」41.6%が最も多く、「食費の負担が大きい」31.9%、「カロリーや糖分が気になる」26.4%、「食べ過ぎる」25.9%、「食事の準備や片づけが面倒」25.4%が続く。「特にない」は自宅生21.9%、下宿生6.8%と差が大きい。下宿生の53.7%は「栄養のバランスが取れない・偏食がある」、45.4%は「食事の準備・片づけが面倒」と答えている。また「食べ過ぎる」や「カロリーや糖分が気になる」については男女差が大きいことが分かった⁸⁾。

男女別・生活形態別の食事選択のポイントを見てみると、2008年の中国四国農政局の調査^{iv)}から以下のような知見が得られている⁹⁾。

男性（自宅通学）：「味（好み）」＞「値段」＝「考えていない」＞「栄養バランス」＞「量（満腹感）」＞「カロリー・ダイエット」＞「用意する（作る）手間」

男性（自宅外通学）：「値段」＞「味（好み）」＞「栄養バランス」＞「考えていない」＞「量

iii) 調査は1968年から隔年で実施している。今回の調査対象期間は2007年12月～2008年11月で、学部生の有効回答は11,760人であった。

iv) この食生活に関するアンケートは、中国四国農政局が2008年6月から7月にかけて中国四国9県の大学・短大計30大学の学生1,693名を対象に実施した。

(満腹感)」>「用意する(作る)手間」>「カロリー・ダイエット」

女性(自宅通学):「味(好み)」>「値段」>「栄養バランス」>「カロリー・ダイエット」>「考えていない」>「量(満腹感)」>「用意する(作る)手間」

女性(自宅外通学):「値段」>「味(好み)」>「栄養バランス」>「カロリー・ダイエット」>「考えていない」>「用意する(作る)手間」>「量(満腹感)」

これらを総合すると、先述のように自宅外通学生は、21,000円前後の食費で生活するため、食事選択のポイントで最も重視するのが、「価格」であり、自宅通学生は自宅で食事をとる率も高いため、「味(好み)」が最重要視されている。また、自宅通学生も食費が潤沢であるわけではなく、今回の調査においても、なるべく自宅から弁当を持参する学生(男女とも)が目立ち、日々母親から500円を受け取ってくる男子学生もいた。

この500円という金額は自宅外通学生からもよく聞かれた値で、学内で買う飲料と学食での昼食の合計金額の目安になっていて、より昼食に金額を割きたい場合や飲料代を節約したい場合は、飲料はペットボトルなどに入れて持参するようである。

2. 食べる時間

近年、「時間栄養学」という概念が注目されている。「時間生物学」(生物の周期的な現象を扱う)と「栄養生理学」を結合した新しい概念である。香川靖雄は栄養学の諸課題(特に生活習慣病予防)に時間生物学の成果を導入し活用を提唱している¹⁰⁾。その根拠は、覚醒睡眠のリズム(生物学的リズム)に関わる時計遺伝子は、様々な臓器の活動やホルモンの代謝などにも幅

広く関与しており、最近話題のメタボリックシンドロームの原因も飽食にあるのではなく、時計遺伝子のリズムの乱れにあり、運動能力の低下から代謝に影響し、肥満の原因となっているからである。

これまで様々な時間栄養学に関する調査や研究がされ、体内時計は視交叉上核(主時計)、大脳皮質(脳時計)、肝臓(末梢時計)といった階層構造で成り立っていることがわかっている。そして、これらの時計の不調和が、種々の疾患の原因になりうること(柴田2009)、体内時計の同調効果は明暗刺激のみならず、食事刺激が強い作用を有し、食事のリズムを整えることが、生体のリズム形成に大いに重要であること(柴田2009)、夜遅い時刻の食事摂取が、食事誘発性熱産生(DIT)の低下させることにより1日のエネルギー消費量を減少させ、肥満の一要因になること(関野・柏・中村2010)などが明らかになっている^{v) 11)}。

大学生の食生活は、学年が上がるほどそれまでの形が崩れていく傾向が強い。低学年時は必修科目が午前中にあり、高校生活と似たリズムで生活をするが、上級学年になると取得すべき単位が減る。そのため食事の時間が定まらなかったり、回数が減ったり(あるいは多くなった

v) この研究では、喫煙習慣のない健康な女子大学生(平均年齢 20.5 ± 1.2 歳)33名を対象に、一律500 kcalの食事を7時、13時、19時に摂取する朝型と13時、19時、1時(25時)に摂取する夜型の2種類設定し、クロスオーバー法にてDITを測定・評価した。朝型では7時の食事のDITが他の時刻の値に比べて有意に高く($p < 0.05$)、夜型では1時(25時)の食事のDITが他の時刻の値に比べて有意に低くなることがわかった($p < 0.01$)。3食分のDITを合計した3食合計DITは夜型が朝型より有意に低くなった($p < 0.01$)。このことから、朝食を欠食し夜食を摂取した「夜型化」は、DITの低下により1日のエネルギー消費量を減少させ、肥満の一要因になる可能性が示唆された。

り)する。

今回の調査でも1年生や2年生と比べて3年生や4年生の学生の方が、定まった時間に食事をしなかったり、回数が多かったり(あるいは少なかったり)という結果が得られた。また、自宅外通学の学生であれば男女関係なくこの傾向が見られた。ここで典型的な例として女子学生(自宅外通学・4年生)の聞き取り調査の様子を紹介したい。

(学生が記録した日誌と撮影した画像を見ながら、第4日目(月曜日)と第5日目の食事を振り返る)

佐藤：月曜日は授業ありますか？

学生：ないです。なので、11時ぐらいに起きました。

佐藤：この画像は11時40分で、コーンフレークですか？

学生：コーンフレークです。コーンフレーク食べて、足りなかったので「そうめん」を一束だけ茹でて食べました。そのあと、友達と一緒にでかける予定があったので一緒に出かけました。そこで友達がまだ何も朝から食べてないと話していたので、付き合っ「オムライス」を食べました。そのあとに、ウーロン茶とポテトの盛り合わせを追加しました。

佐藤：13時44分ですね。

学生：はい。その次が20時すぎです。夕飯で友達と一緒に生春巻きとフォーを食べました。

佐藤：生春巻きはどれくらい食べましたか？

学生：私は半分の3個食べました。

佐藤：次に日付が変わります。次の画像が0時49分です。

学生：オレンジジュースをコップ1杯と「リッチミルククッキー」というクッキーの間にミルクのクリームが入っている菓子を食べました(クリームサンドのクッキーを10枚完食)。

それで2時ぐらいには寝ました。

佐藤：火曜日に授業はありますか？

学生：ないです。またずっと寝ていて14時ぐらいには起きて、16時ごろに空腹感を覚えました。それで16時49分にシーフードのカップやきそばとレモンウォーター(500ml)を飲みました。

佐藤：次は「リッチミルククッキー」ですね。さっきと同じものですね。

学生：10個入りが2パック入って1箱で売っていますので、さっきの残りです。

佐藤：19時41分の画像が次ですね。

学生：オレンジジュースをコップ1杯とカレーライスで、レトルトご飯を温めて、ご飯の上にレトルトカレーをかけました。

佐藤：この日の最後が22時33分のアイスですね。

学生：夜「ハーゲンダッツのクリスピーサンド」を買ってきて食べました。

摂取カロリーも過多であるが、食事回数も多かったり少なかったりまちまちである。ただし、彼女の名誉のために補足すると、彼女は3年次まで学業成績がよかった。そのため4年次では年間に12単位取得すれば卒業要件を満たすことになり、前期は水曜日と金曜日(ともに午後のみ)の2日だけ通学すればよい状況になった。3年次までの単位取得が順調だったゆえに、乱れた食生活をする素地を作ってしまったという皮肉な結果を招いてしまった。

また、すでに新卒2年目の社員として働いているが、現在は企業人らしく規則正しい生活をしているとのことである。ただなかなか食生活も規則正しくとは改善できないと言う。つまり、就職を機に早寝早起きをするようになる(しなければならなくなる)が食生活まで完全に規則正しく、とはなかなかならない。

生活時間が不規則になるとどのような影響があるかについて交代制勤務従事者を対象とした研究結果がある。藤野善久により冠動脈疾患による死亡リスクの増加が昼間勤務従事者の2倍以上高いことがよって明らかにされ¹²⁾、また、久保達彦らにより交代制勤務従事者の肥満リスクがBMI値に関係なく昼間勤務従事者より高いことが明らかになっている¹³⁾。特にBMIが26を上回るリスクは極めて高い。

先述のように柴田重信は、体内時計は視交差上核（主時計）、大脳皮質（脳時計）、肝臓（末梢時計）といった、階層構造で成り立っているが、これらの時計の不調和が、種々の疾患の原因になりうることを指摘している。またそれに加えて、体内時計の同調効果は明暗刺激のみならず、食事刺激が強い作用を有しているので、食事のリズムを整えることが、生体のリズム形成に大いに重要であるとしている。その上で、早起きで朝日による視交差上核性の体内時計のリセット効果を生み、朝ごはんにより食事性の体内時計のリセット効果を生むことが大切であるとしている¹⁴⁾。

学生が規則正しい生活を送るために大学がどの程度関わりを持つか（あるいは持たないのか）についてはさておき、生活習慣病予備軍を生み出したり、上記のような疾患のリスクを低減したりするために、学生に対して何らかの働きかけが必要である。

3. 食べる場所

冒頭に触れた、2007年度の神原教授と共同研究の際に衝撃を受けた写真がある。《写真1》この写真で驚くのは、大型のカップめんに加えて2つのおにぎりを食べるという「主食重ね」

でも、おにぎり甘い清涼飲料と一緒に食べることもない。写真が撮影されている場所である。撮影された場所は即ち食べた場所でもある。

この写真では、撮影する際に食べ物が地面に置かれている。教室であれば机の上に置くであろうし、自宅であればテーブルの上に置くであろう。ということは、この写真は地面や階段などに座って食べたことがわかる。

今回の調査でも電車内で朝食をとる画像が1枚（自宅通学・男子・2年生）あった《写真2》。彼は東京都北西部にある自宅から池袋駅と新宿駅の2つの大ターミナル駅を経由し、1時間40分ほどかけて通学する。したがって、1時限目の授業がある際には7時過ぎには自宅を出ており、時折電車でコンビニエンスストアにて購入したおにぎりなどを食べているとことである。この写真も7時11分に撮影されている。

日本経済新聞による第32回コンビニエンスストア調査¹⁵⁾では、1店舗当たりの売上高などでJR東日本リテールネット（NEW DAYS）など鉄道系コンビニエンスストアの名前が上位に目立つ。また、業務提携によって京浜急行線内の売店をセブンイレブンの店舗に転換したり、東武商事（東武鉄道グループ）がファミリーマートをホームや駅に隣接する形で20店舗弱展開したりするなど、民営鉄道においても「駅の売店のコンビニエンスストア化」も進んでいる。

ニーズがあるから店舗が作られるのか、店舗があるから利用が進むのか、この議論はここで

写真1



写真2



は行なわないが、駅や車内で食事をする（あるいは「してしまう」）素地は間違いなく拡大している。

一方、鉄道会社は車内での飲食を禁止していない。上記の状況から禁止できない面もあり、あくまでも利用者のモラルに委ねているのが実情である。東京メトロではマナー啓発を呼び掛けるポスターを1974年9月から駅や車内に掲示しているが、2007年度と2009年度にポスターの中に飲食をしないよう呼び掛けるものを入れた^{vi)}。

この事象を吉田俊和は、社会全体が迷惑行為に寛容であるため、当事者は『沈黙＝黙認』と勘違いし、まねする人が増殖しているのではないかと分析し、幼少のころから公共の場での振る舞いを家庭でしっかりトレーニングする必要があると指摘している¹⁶⁾。

大学生の食生活、とりわけ自宅外の食生活は時間と場所の制約を大きく受けている。昨今の経済状況を反映して自宅通学の学生の通学時間は長くなっており、片道2時間程度、あるいはそれ以上の通学時間の学生も珍しくない。さらに低学年の学生の場合、授業時間も長く、大学の滞在時間も長くなるので、どこかにしわ寄せは出てくるであろう。

ある女子学生（自宅通学・2年生）は、朝はぎりぎりまで床についている。なぜかと言えば早い日でも1時ころまで、遅い日は4時ころま

で夜更かしをしているからなのだが、そのことについて「なんか、自分の時間がとれるのって、やっぱり夜しかないじゃないですか。だから結構パソコンをやるんですけど、パソコンやりながら間食をしてみます。ゆっくりできる時に、好きなもの食べられると、幸せじゃないですか。」と説明している。続けて「通学に時間がかかってしまうから、結果的に自由になれる時間が家でしかとれません。往復で4時間かかるんで、大きいじゃないですか、24時間中4時間って。だから、夜起きているんですよ。だから夜更かししちゃうんですよ。」とも話している。皮肉ではなく、遠距離通学の学生たちは本当に忙しい。

4. 誰と食べるか

自宅通学の学生は大学での食事以外は家族の誰かと食事をしているケースが多かった。父親の勤務地や通勤時間などによっては父親不在の食卓もあったが、概ね「孤食」のシーンは少なかった。しかし中には「孤食」が続く学生もいた。ここでは自宅での食事はほとんど一人で済ませる女子学生（自宅通学・2年生）の聞き取り調査の様子を紹介したい。

（自身が用意した食べ物と母親が作った食べ物をわざわざ分けて撮影しているのを受けて）

佐藤「お母さんが作ったものと、自分が作ったものを分けているのには、理由があるのですか？」

学生「いや、特にないですけど、ずっと高校のときぐらいからご飯を家で食べてなくて、だから母親があたしの分だけ作らないんですよ。だからその生活がずっと続いています。」

佐藤「何か理由があるのですか？アルバイトを夕方以降にしていたり、習い事をしていたり

vi) 2007年度は「～おとながお手本です。～」シリーズは、「子どもは見てるよ！大人のマナー」のスローガンを記載しており、飲食についてのものも1種類ある。写真の下に「車内を気持ちよくご利用いただくため、飲食をやめましょう。」というメッセージが入っている。2009年度はイラストで「○○でやろう。」シリーズを作成した。飲食についても1種類あり、「家でやろう」と訴えかけている。イラストの下には「車内での飲食は周りのお客さまにご配慮ください。」というメッセージが入っている。

したのですか？」

学生「遊んでいて帰らないからです。」

佐藤「娘が帰らないので作ってくれなくなった
ということですか」

学生「別に仲が悪いとかじゃなくて、母が作っ
てもいるかいらないか私が連絡もしないんで、
だったらもう作なくていいって私から言っ
て。」

佐藤「自分の部屋で食べるっていうことは、何
かきっかけがあったのですか？」

学生「反抗期からずっと自分の部屋で食べてい
て、それがずっと習慣づいちゃって。」

佐藤「中学生からですか？」

学生「中学生ですね。中学生からずっと自分の
部屋で食べていますね。」

佐藤「家族全員で食べないのですか。」

学生「しないですね。週に一食ぐらいあるかな
いか。」

佐藤「この1週間の中にその食事はあります
か。」

学生「11日の夜ごはんです。家族が揃いまし
た。」

佐藤「家族と口をきかなかったり、引きこもっ
ていたりするのですか。」

学生「普通に家にいるのですけど。」

佐藤「食べ時は、一人で食べるのですね。」

学生「そうですね。もうなんか慣れちゃったの
で。」

佐藤「慣れたので、そちらの方が楽なのです
か？」

学生「ご飯を一緒に食べてないので、しゃべろ
うとかタイミングとか、なんかあたり前の
ことがなんか普通にできなくなりますね。母
親が寂しがって、こっちで食べなよと言っ
てくるんですけど、なんか今更って感じで。
いいやあって言っちゃうんですよ。なんか
精神的に辛そうなときは一緒に食べてあげな

きゃなあとか思いますけど。」

佐藤「朝食のメニューに話が戻りますが、プレ
ートに載せてある料理はお母さんが作って、
それ以外は自分が用意するということでは
ないですね。」

学生「私が食べる分は冷蔵庫にホワイトボード
《写真3》があって、そこに次の一週間で買
って来て欲しいものを書いておくんですよ。
書いておけば、その分買って来てくれるので、
それを自分の分として食べます。」

佐藤「その費用は自分で負担するのですか？」

学生「払ってないです。」

写真3



彼女の両親は共働きで、中学生のころに母親
とけんかして以来、両親が在宅の際にも自分の
部屋で食事をする。現在は家族と仲直りをして
いるが、上述のように食事時の家族団らんとい
う姿はほとんどない。

またこのほか、今回の調査から「2時限目あ
るいは3時限目に一緒に授業をとっている友人
と昼食をともにすることが多いこと」、「学食は
混雑するので2時限目あるいは3時限目の教室
で持参の弁当やコンビニエンスストアで購入し
たものを食べる機会が多いこと」、「時間割によ
って昼食をとる場所や内容が変わるが、曜日によ
ってそれらが固定的であり、1週間の行動パ
ターンが固定していること」「順序としては何

を食べるかよりも誰と食べるかが重要であること（食べたいものがあっても友人との関係が優先される）」などが分かった。

5. 朝食の諸相

内閣府の「食育の現状と意識に関する調査」では2010年12月の調査^{vii)}においても2009年11月から12月の調査^{viii)}においても朝食を「ほとんど毎日食べる」人の割合は85%強である。年代別・性別に見ると、「ほとんど毎日食べる」人の割合は、男性の60歳代、70歳以上、女性の60歳代、70歳以上で高く、「ほとんど食べない」人の割合は、男性の20歳代、30歳代、40歳代で高い。

ところで、このように「朝食をとったか」という問いが食に関する調査ではしばしば出てくる。こういう問い方になってしまうのには2つの理由があると考えている。

1つは回答のしやすさや調査票のスペースなど調査の簡便化や効率化を考えた上での理由である。もう1つは、「おそらく朝ごはんにはこういうものを食べるであろう」という前提らしきもの（こういうものを食べるに違いない、食べるはずだという思い込み）を持っている場合である。

眠っていて午前中に何も口にしていない例やその日の一食目が午後になる例がある。このような場合、「朝食をとったか」という問いに対しては「とっていない」と答える。

vii) 2010年12月3日から12月19日に全国20歳以上の者3,000人を対象に層化2段無作為抽出法にて調査員による個別面接聴取で調査（有効回収率61.8%）

viii) 2009年11月26日から12月13日に全国20歳以上の者5,000人を対象に層化2段無作為抽出法にて調査員による個別面接聴取で調査（有効回収率58.7%）

しかし、厄介なのは何かを口にしている場合である。何かを口にしていれば「朝食をとった」と答える人もいれば、間食程度のものであれば「朝食をとっていない」と答える人もいる。そもそも朝食の定義が難しい。にもかかわらず、ドラマや映画に出てくる一汁三菜の朝食を想定している調査や研究が少なくない。

また、先の「食育の現状と意識に関する調査」で「5年間の朝食頻度の変化の理由（増えた）」と「5年間の朝食頻度の変化の理由（減った）」についても回答を求めている。

朝食を食べる回数が「増えた」と答えた者にその理由を聞いたところ、「時間的余裕ができたから」が32.3%、「健康に不安が生じたから」が29.9%、「朝お腹が空くようになったから」が29.1%となっている（上位3項目・複数回答）。これは「都市規模別」でも「性別」でも「性・年齢別」でも大きな差異は見られない。

同様に朝食を食べる回数が「減った」と答えた者にその理由を聞いたところ、「時間的余裕がなくなったから」が53.0%、「朝お腹が空かなくなったから」が19.7%、「朝ごはんが用意されなくなったから」が19.7%となっている（上位3項目・複数回答）。これも「都市規模別」でも「性別」でも「性・年齢別」でも大きな差異は見られない。

2006年3月に策定された食育推進基本計画において「朝食を欠食する国民の割合」を「15%以下」とする目標値を設定したが、2009年の「国民健康・栄養調査」によると、20歳代男性33.0%、30歳代男性29.2%であり、「15%以下」とする目標値とは依然として乖離がある。

今回の調査でも様々な朝食があった。《写真4》は自宅外通学の1年生の女子学生のものである。彼女はほとんど自炊しており、前の日の夕食の残りとその日の昼食用の弁当のあまりを朝食にしている。ご飯の量も合わせてとても頼

写真4



もしい。

《写真5》は自宅通学の2年生の男子学生のものである。これで栄養バランスやカロリー摂取の詳細がどうかはさておき、このような朝食は喫茶店やファミリーレストラン、ビジネスホテルでよく見かける。

《写真6》は自宅通学の2年生の女子学生のもので、先述の自宅外通学の1年生の女子学生と同様にその日の昼食用の弁当のあまりの一部を朝食にしている。昼食のおかずと朝食おかずが重複するが、昼食に弁当を持参する学生の朝食にはよくみられる映像である。

《写真7》は自宅通学の4年生の男子学生の、《写真8》は自宅外通学の4年生の男子学生のものである。これで足りるのか心配であるが、体調がすぐれなかったり、時間がなかったりすればこういう朝食の日もあるだろうことは理解できる。これが毎日続くとなるとどうであろうか。午前中の脳の活動を鑑みて何も口にしないよりはよいと考えるか、これでは朝食と呼べないとするかは意見が分かれるところであろう。

朝食の欠食の弊害は、「脳へのブドウ糖の供

写真5



給が十分になされないため集中力低下を来す」こと、「血糖値が上がらず体温も低くなり、目覚めが悪い」こと、「体が飢餓状態であると判断してエネルギーの消費を抑えて肥満を招きやすくなる」ことなどが明らかになっている。

全国の大学では朝食欠食を改めさせ、食生活改善を促す活動が多く実施されている。学生の朝食は上記のような状況であるので、本学でもそのような施策が望ましい。

6. フードファディズムの危険性

本調査で明らかになったことの1つ目はフードファディズム^{ix)}の浸透である。我々は健康に関連する食情報を目にしなない日などない。さまざまな食についての情報がテレビや雑誌などから発信され続けている。これらの情報の中には、学術誌の記事や行政からのニュースリリースも

ix) フードファディズム (food faddism) とは、食べものや栄養が健康と病気に与える影響を過大に信じること、科学が立証した事実に関係なく何らかの食べものや栄養が与える影響を過大評価することである。

写真6



写真7



写真8



あるが、「この食品を摂れば症状が改善される」とか「これさえ飲めば〇〇不足解消」などというキャッチーな情報について目が向かってしまう。

そしてこれらは、コマーシャルだけではなく、健康に関連したニュースや番組として取り上げられるため、どこまでが事実なのかが把握しづらくなっている。また、中には信頼性に乏しい情報もあるが、その証明（反証）が難しいこともあり、我々はそれらも含めて娯楽の一部として消費してしまっている。

フードファディズムは「健康効果を語る手法」、「量を無視して大量摂取した時の影響や効果を一般化する手法」、「食品に対する期待や不安を扇動する手法」の3つに大別できるとされる。

「健康効果を語る手法」は枚挙に暇がないが記憶に新しいものでは紅茶きのこ、酢大豆、ココア、寒天、バナナなどがその代表例である。「量を無視して、大量摂取した時の影響や効果を一般化する手法」の例としては「玉葱が血糖値を下げる」という情報がある。これは、玉葱にはS-メチルシステインスルフォキシド(SMCS)が含まれるからであるが、有効な結果を得るためには体重50キロの人の場合、50キロの玉葱を一度に摂取せねばならず、現実的ではない。「食品に対する期待や不安を扇動する手法」もしばしば用いられる。食品を単純に「良い」と「悪い」の2種類に分けてしまうが、当然食品自体には「良い」や「悪い」はなく、「良い摂取の仕方」と「悪い摂取の仕方」が存在するだけである。

今回の調査でもフードファディズムの影響と考えられるバナナを利用したダイエットやサプリメント摂取が見受けられた。紙面の都合ですべてを紹介できないが、一例としてバナナを利用したダイエットに取り組む女子学生（自宅通学・2年生）の聞き取り調査の様子を紹介した

い。

（学生が記録した日誌と撮影した画像を見ながら、第1日目（金曜日）の朝食を振り返る）

佐藤「この日最初に口にしたのは、このバナナと水ですか？」

学生「はい」

佐藤「これは何時ですか？」

学生「6時半です」

佐藤「次の写真がこれ」

学生「ヨーグルトにバナナとハチミツが入っていて、麦茶と納豆と焼肉です。」

佐藤「ご飯はなしで納豆だけで食べたのですか？」

学生「ご飯なしです」

佐藤「バナナと水の画像とヨーグルトなどの画像の時間が少し離れているようですが、分けて食べたのですか？」

学生「一回終わってその時間をおかないと 朝バナナダイエットにならないらしくて」（昼食の画像を見て）

佐藤「次がお昼ご飯で、食べたのは大学となっています。」

学生「コーンサラダとサンドイッチとビスケットとお茶です。」

佐藤「このビスケットは一袋食べたのですか？」

学生「食べました。」

佐藤「このお茶はどのくらい飲みましたか？」

学生「すべて飲みました。」

佐藤「次に16時に麦茶を飲みましたね」

学生「家に帰り飲みました。コップ半分くらいです」

佐藤「麦茶とバナナとヨーグルト」

学生「はい。これが夜ご飯です。」

佐藤「そしてヨーグルトとハチミツ。時間からするとこれは次の日の朝ご飯ですね」

学生「そうです」

写真9



彼女はとても極端な事例のような気もするが、「健康のために」あるいは「バランスを取るために」野菜ジュースやビタミン剤を定期的に摂っている学生も目立った。ほかにも、炭水化物を極力とらないようにしている女子学生（自宅通学・2年生）や自身の経験で組み合わせを編み出したサプリメント（朝は4種類11錠・夜は2種類8錠《写真9》および《写真10》）を必ず摂取する男子学生（自宅外通学・1年生）もいた。

7. やせたい願望

今回の調査のインタビューにおいて実際のBMI値や見た目に関係なく、女子学生が「ダイエット」とそれに係わる語をしばしば口にしていた。「フードファディズムの危険」で触れた女子学生も交際する男性と1月と比較して年末までに5キロやせたら5万円もらえるという約束をしていて、ダイエットにかなり熱心であった。また、ダイエットを繰り返す別の女子学生（自宅通学・2年生）から以下のような発言があった。

（学生が記録した日誌と撮影した画像を見ながら、7日間の食事を振り返った後に）

佐藤「普段の食生活で気にしていることはありますか」

学生「ちょっと前までダイエットブームあった

写真10



じゃないですか。バナナダイエットをやっていました。大学に入ってからバナナと水の組み合わせがいいって聞いたので食べていました。」

佐藤「ええ。」

学生「まあ痩せたのですが、飽きましてやめました。よし次はプロテインだと思って、プロテインダイエットをしましたが、また飽きちゃってやめました。」

今回の聞き取り調査では、彼女たちのような女子学生だけでなく男子学生からも「ダイエット」という言葉が出てきた。曾根博仁によれば、全体としては中年男性層を中心に肥満（BMI $\geq$ 25）が増えているのに対し、女性では18歳ごろから20歳代にかけてBMIが減少に転じ、やせ（BMI $<$ 18.5）の傾向が顕著になっている。この傾向は1970年代から見られるようになっており、世界でも特異な日本特有の現象であり生理学的に不自然な傾向であると懸念を示している¹⁷⁾。

厚生労働省による国民健康・栄養調査の結果では、男性はどの年齢階級においてもBMIが25以上の肥満者の割合が増加しており、20年ほどの間に20歳代はおよそ2倍、30歳代はおよそ1.5倍に増加している。一方で、20歳代女性のおよそ2割はBMIが18.5未満の低体重者であり、このような傾向は20歳代、30歳代、40歳代においてその割合が増している。

若年女性の「やせ」がもたらす悪い影響には、骨粗鬆症の発症リスク上昇や総死亡リスクの上昇、将来の生活習慣病の発症リスクが高いとされる低出生体重児^{x)}(2500グラム未満)の増加などがある。さらに、やせ願望を持つこと自体にも、自己評価の低下やうつ傾向、過食などを招きやすいといった危険性がはらむとされる。

曾根は、中高生のやせ願望には、メディアだけでなく、自身の体形に不満がある「やせ志向」の母親の影響が見られると指摘し、中高生のやせ願望は母子双方に対する保健指導が重要であるとしている¹⁸⁾。

また、財団法人日本青少年研究所による調査¹⁹⁾では日本の女子高校生は4カ国で最も「やせ型」であるが、自分の体形を「太っている」と評価している者が最も多く、自分の体形への満足度は低いことがわかった。

「自分が太っている」と思うと回答したのは、日本17.6%、米国4.9%、中国3.7%、韓国5.5%であった。一方、自分の体形に満足していると回答したのは、日本26.6%、米国80.8%、中国58.3%、韓国27.4%となった。日本の女子高校生の「やせたい願望」が強いことが分かる。

ダイエットの経験率は日本男子10.1%、日

本女子46.2%、米国男子21.5%、女子33.1%、中国男子32.4%、女子48.0%、韓国男子35.0%、女子67.1%となった。ダイエットの経験率はどの国においても男子高校生よりも女子高校生が高い結果となった。韓国の女子高校生ほど率は高くはないものの、日本の女子高生の半数弱は経験している。また、日本の男子高校生は4カ国でもっとも低いグループであることも興味深い。

国民健康・栄養調査でも同じようなデータが得られている。平成14年の国民健康・栄養調査では多くの女性の間で現実の体型とは関係なく、瘦身願望が強いことが示された。こうした傾向は、子どもも同様で、小学校高学年くらいから、成長期にもかかわらず、とくに女子で不必要なダイエット志向がみられることも指摘されている。

また、2004年の国民健康・栄養調査では自分の体重の認識と実際の体重とが一致していた人の割合は、男性でおよそ8割、女性でおよそ6割という結果が出た。女性では、自分の体重を過大評価していた人が15歳以降30歳代で3割を超えた。つまり、「低体重」や「普通」の値を示した人が自分の体格を太っていると認識しているということである。これは男性の2倍以上の値である。

8. 親の心配と大学がすべきこと

少子化の影響もあり、学生の保護者の中には学生の支援体制や大学からの情報発信の仕方や量で子弟の進学先を決定することも少なくなく、2011年3月の東日本大震災がそれに拍車をかけている。子どものためにできることは何でもしてあげたと考える親が増えている。そして、大学もそれに対応して新たな支援体制が求められている。

x) 低出生体重児とは2,500グラム未満で出生する新生児のことを指し、妊娠前の体格及び妊娠中の体重増加が低出生体重児の出生頻度に関わることが数多く報告され、妊娠中の胎児の栄養状況が、将来の生活習慣病の発症リスクに関係するとされる「成人病胎児期発症説(バーカー説とも称される)」も指摘されている。2007年のデータでは、低出生体重児の割合は9.7%にもなっていて喫緊の課題となっている。また、わが国では母子保健法第十八条により体重が2,500グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の都道府県、保健所を設置する市又は特別区に届け出なければならないことになっている。

本学が実施するオープンキャンパスや体験授業フェアにおいても親子連れが目立つし、学食利用もそれらイベントの重要な部分を占めている。「安心して子供を任せられるか」、「生活のリズムは乱れないか」、入学前には親も大学に行かなければ駄目であるとさえ報じる新聞記事もある²⁰⁾。

冒頭に述べたように、学生は1日当たり700円前後で食費をやりくりしている。それゆえに学食などの学内の食環境は大変重要になっている。

本学の学生生活実態調査²¹⁾でも、「学食が狭いので広くして席を増やして欲しい」、「学食が高いので安くして欲しい」、「学食の営業時間を延長して欲しい」、「学食を充実（おいしく）して欲しい」などの意見が自由記述欄に多く寄せられている。

今回の調査でも「学食の席の数が少なく、学食でご飯を食べられない。昼食にコンビニのおにぎりしか食べないこともあるので改善して欲しい」、「仕送りが減り、学食で食事をとることが増えているので、メニューや営業時間について改善を望む」という意見が寄せられた。

全国大学生生活協同組合連合会は2004年から学生食堂での食事の履歴を保護者にも毎月送信できるサービスを導入し、食堂で使えるプリペイドカードを購入した学生の保護者にとった食事の内容や栄養バランス、栄養士のコメントなどを届けている。

このプリペイドカードを利用した学食における食事提供には、さまざまなスタイルが存在する。山形大学では、申込購入金額と1日の利用限度額が異なる「ベスト」（3食提供型 1日上限1,200円：申込金額は190,000円）²²⁾、「トライ」（2食提供型 1日上限800円：申込金額は150,000円）、「ライト」（1食提供型 1日上限450円：申込金額は75,000円）の3種類がある。

また長崎大学では、「ミールカード」（1日上限1,100円：年額は170,000円）と「ミールカードLight」（1日上限800円：年額は138,000円）の2種類がある²³⁾。さらに同志社大学では5種類のミールカードを用意している²⁴⁾。毎月のレポートの送付先は、「本人宛+保護者宛」、「保護者宛のみ」、「本人宛のみ」、「送付しない」の4通りが選べ、「本人宛+保護者宛」の選択者が8割を超える大学もある²⁵⁾。毎月のレポートは親元を離れて生活する子どもを心配する保護者にも自らの食生活を見直すことができる本人にも有益なものである。

このシステムは財布の中身を気にせず、1日の上限額の範囲内で、1年間生協食堂が利用でき、健康への配慮や栄養バランスの取れた食事をしっかりと摂ることも期待できる（少なくとも食事だけはきちんと食べることができる）。したがって、本人も保護者も食生活は安心できる。

ここまですると過保護のように思えるが、果たしてそうであろうか。子離れ・親離れしていないと解釈する向きもあるだろうが、学生の健康を守ることは大学にとって大切なことであるし、そういう観点からも大学における食育活動は必要になってきていると言える。

また、これは今に始まったことではないが、そもそも家庭においても食育や栄養摂取が十分には行われているとは言い難いのではないか。東日本大震災に関連する報道で次のような新聞記事²⁶⁾を見、私は複雑な気持ちになった。

「ジャン、ケーン、ポンッ!」。宮城県石巻市立雄勝（おがつ）中学校（生徒52人、教職員13人）。昼休みの教室から元気のいい声が聞こえてきた。2年1組で生徒15人の給食のうち、休みと早退した生徒分の2食が余り、残りの生徒たちが“争奪戦”を繰り広げていた。

「肉団子ですか。うちの子が好きなメニュー

です」。そう笑った中1と小5の母親(35)に、献立の写真を見せると「あれ、野菜は？」と絶句した。「うちの子どもたちは野菜嫌いで、これまでは給食でバランスを取っていたのですが……」

東日本大震災の被害云々は差し引いても、既に給食が野菜摂取の要であったり、食事バランスの中心になっていたりすることは珍しくなくなっている。

学生の食生活改善を教育として行なうのか、学生福祉として行なうのかは今後の検討課題であるが、大学として学生の食生活改善はこれまで述べてきたように喫緊の課題となっている。

9. 大学における食育の必要性

2011年5月27日に内閣府がまとめた平成22年度食育白書が閣議了解された。2006年度から取り組んできた第1次食育推進基本計画から5年が経過し、本年度から第2次食育推進基本計画が始まった。通算6回目となる平成22年度食育白書は、第1次食育推進基本計画についての評価と課題について報告となっている。

第1次食育推進基本計画では、国民運動として掲げるにふさわしい定量的な目標を以下のように9つ設定した。

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加 (70%→90%以上)
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少 (子ども 4%→0%、20歳代男性 30%→15%以下、30歳代男性 23%→15%以下)
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 (21%→30%以上)
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加 (60%以上)
- (5) 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) を認知している国民の割合の増加 (80%

以上)

- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 (20%以上増)
- (7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加 (60%以上)
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 (60%以上)
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合 (都道府県 100%、市町村 50%以上)

この9項目のうち、2011年3月現在、「内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) を認知している国民の割合」、「食育の推進に関わるボランティアの数」については目標値を達成したが、他の7項目については、目標値を達成できなかった。

少々遡るが、政府は2007年8月に食育推進会議^{xi)}内に食育推進評価専門委員会を設置し、食育推進基本計画の実施の推進、主要施策の推進状況を含む食育推進状況の把握と評価、食育の効果的推進のための新たな方策等について検討を行なった。食育推進評価専門委員会の2010年度における食育推進施策の中間とりまとめを2010年5月に発表した。

その発表で「今後の課題として考えられるもの」として以下の内容が示された。一つは「ライフステージに応じた間断ない生涯にわたる食育の推進」で、強化すべき分野や年代層として「高齢化社会への対応、小・中学校の充実、義務教育以外の教育現場 (幼稚園、高校、大学等) や社会人」と「食べ方からの食育推進 (よ

xi) 食育推進会議は、食育基本法に基づき、2005年7月に内閣府に設置された会議である。食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するとともに、その実施を推進するほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育の推進に関する施策の実施を推進する。

く噛んで、味わって食べる等)」があげられた。

いま一つは「食を通じたコミュニケーションの強化等豊かな人間形成への取組の推進」である。こちらは、「市町村、地域における関係者の連携の更なる強化を進め、地域・家庭主体での取組について体制整備を含めて推進すること」、「家庭における食育の実践の充実」、「高齢者等の単身世帯、母子・父子家庭などに配慮した食育の推進」の3つがある。

「市町村、地域における関係者の連携の更なる強化を進め、地域・家庭主体での取組について体制整備を含めて推進すること」という点においては市町村食育推進計画の作成の更なる推進を、「家庭における食育の実践の充実」においては共食の推進（孤・個食の是正）や幼児からの食事の際のマナー・所作、もったいない精神の涵養を、「高齢者等の単身世帯、母子・父子家庭などに配慮した食育の推進」では地域における共食の場づくり等の取組の促進を求めている。

今年から「第2次食育推進基本計画」が開始され、2015年度までの5年間続けられる。食育推進評価専門委員会の2010年度における食育推進施策の中間とりまとめを踏まえて、食育白書では重点課題として、「(1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「(3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」の3点あげた。

現在、食育にかかわるプログラムを実施している大学・学部は「家政・生活系」や「農・獣・畜産・水産系」、「看護・保健・衛生系」が中心であり、課外活動として大学生生活協同組合が実施しているものはあるものの、本学のような社会科学系の大学・学部にはあまり存在しない。

しかし、第2次食育推進基本計画では、大

学・短期大学・専門学校において、学生生活への支援の観点から、健全な食生活の実践の重要性を呼びかける機会を設けることがはっきりと期待されている。加えて教職員が勤務する組織としてメタボリックシンドローム対策やメンタルヘルス対策と同様、朝食摂取を含めた健全な食生活を支援する取組が期待されている。

また、「市町村、地域における関係者の連携の更なる強化を進め、地域・家庭主体での取組について体制整備を含めて推進すること」という点では、例えば生田校舎の場合は神奈川県や川崎市の食育推進計画の対象である。特に、川崎市の場合は園児や児童、生徒にとどまらず、大学生を含めて市民全体を対象としている。

2011年3月に策定された第2期の川崎市食育推進計画は、「食育基本法」に基づいて、心身の健康増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭・学校・地域・企業等さまざまな分野と連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現を目指すという基本理念がある。ここでは、全国で実施されている食育活動の対象者の中心になっている園児や児童、生徒だけではなく、「市民一人ひとり」が強調されている。

このような点からも、正規科目として開講するか、課外科目として開講するか、あるいは学生や教職員への福利厚生活動とするかは今後検討するとして、大学における食育活動は必要になってきていると言える。

結びにかえて

今回の調査で一貫して感じられたことは食は軽んじられているということである。「さあ食事をとるぞ」と構える意識は彼の多くに感じら

れないし、「食べる」という行為が日々の営みの端に追いやられている。

自宅通学の学生は母親任せ（栄養士兼調理師のような驚くべき母親がいた家庭もいくつかあった）になっているし、一方で自宅外通学の学生はリズムの乱れた生活や金銭的な都合（決して必ずしも困窮しているわけではない）から「食べること」の優先順位が低くなっている。この点において男女の差はなかった。

ある女子学生（自宅通学・2年生）は、「漫画とカラオケ（週に1回は少なくとも行く）と音楽にかなり時間とお金」をかけており、「食べることは優先順位が低い」と断言していた。

当該期間の7日間の食費は総額で1,000円程度の男子学生（自宅外通学・3年生）は、一方で「お金があるとあるだけ量的にも質的にも食べることに使っちゃう」生活をしている。この月は仕送りに加えてアルバイト収入があったが、この月のアルバイト収入は少なく食費が大幅に削られた。そのため、《写真11》のような肉や玉ねぎといった具のないハヤシライスがたびたび登場する。この時期は幸い白米だけはストックがあったので、2合のご飯を炊いて、ハヤシライスソースのルーを「1片ずつ」あるいは「2片ずつ」調理してハヤシライスを作っていた。本学の学食でミールカード制度が採用され、彼が加入していれば、このような食事をしなくても済んだのかもしれない。

新聞記事などで「朝食を食べない」「食事の

代わりに菓子を食べる」といった子供の食生活の異変も指摘されているが、ベネッセコーポレーションの1981年の調査（福武書店の時代）でも、小学校高学年約2000人のうち、15%ほどは、朝食を毎日食べていなかったとのことである²⁷⁾。これは近年の調査と大差はない。つまり「今の学生は」とか「今の親は」などとは言えない状況になっているのである。

この研究を本当の意味で結ぶことなど到底できない、というのが偽らざる思いである。それは、この研究が学生の食生活の現実の一片を明らかにしたに過ぎず、現実の学生の食生活改善にはまだ寄与していないからである。

私が行なった考察の枠組みは時間軸で貫かれなければならない。対象は日々の食事であり、生の営みである。それらが、どのように行なわれて、展開しているのか（あるいはいくのか）が正確にトレースされ、分析され続けなければならない。

時間の中での動態分析は限界があり、それゆえに少々厄介な問題であり、道は遥か遠くまで続く。それが本研究を通じて、私が理解した確かなことである。

謝 辞

本研究は、平成21年度専修大学研究助成個別研究「写真分析による大学生の食生活調査」の研究成果の一部である。

本研究に際しては被験者として協力してくれた専修大学の学生20名および得られたデータの入力のアシスタントを引き受けてくれた佐々木綾香さん（本学経営学部2011年卒業）と今野万琴さん（本学経営学部3年）には改めて感謝を述べたい。

調査後の分析や論文化にあたっては様々な

写真11



方々の有意義なご助言をいただいた。特に神奈川県新聞社の柏木智帆記者、内閣府食品安全委員会「食品の安全性に関するリスクコミュニケーター（インタープリター型）育成講座」の参加者の皆さん、神奈川県環境農政局企画調整部かながわ農林水産ブランド戦略課の皆さんには紙面を借りてお礼申し上げます。

また、株式会社共立メンテナンス広報部の若田部貴寛様には貴重なデータを惜しむことなくご提供いただいたこと大変感謝している。紙面の都合でご提供いただいたデータの紹介は少量になってしまったが、いただいたデータは今後の研究にも有効的に活用させていただく所存である。

注)

- 1) 朝日新聞2008年1月6日 朝刊。
- 2) 五島淑子・大石奈津美・竹中りえこ・古川和樹 [2003]「朝食からみた大学生の食行動」『山口大学研究論叢 人文科学・社会科学』第53巻 第1部 31-50頁。
- 3) 五島淑子・藤本美紀子・濱名智美 [2003]「生協食堂の利用からみた大学生の食生活」『山口大学研究論叢 人文科学・社会科学』第52第1部 35-50頁。
- 4) 根本橋夫 [2002]「大学生の食についての態度と知識」『東京家政学院大学紀要』第42号 17-21頁。
- 5) 大竹美登利・石川彩 [2010]「大学生の食行動と食育の課題」『東京学芸大学紀要 総合教育科学Ⅱ』61号 33-43頁。
- 6) 専修大学学生部 [2011]「平成22年度学生生活実態調査分析報告書」専修大学学生部。
- 7) http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/documents/data08_table01.pdf
http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/documents/data_table01.pdf
http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/documents/04_table1.pdf
- 8) 全国大学生生活協同組合連合会事業企画室 [2008]「第44回学生の消費生活に関する実態調査・報告書『CAMPUS LIFE DATA 2008』」

- <http://www.univcoop.or.jp/press/life/report44.html>
- 9) 中国四国農政局「平成22年度中国四国管内の大学・短大の学生に対する食事バランスガイドの実践体験と食生活に関するアンケート調査結果」
 - 10) 第62回日本栄養・食糧学会（2008年5月2日開催）での講演「時間栄養学の概略」より
 - 11) 関野由香・柏絵理子・中村丁次 [2010]「食事時刻の変化が若年女子の食事誘発性熱産生に及ぼす影響」『日本栄養・食糧学会誌』Vol.63, No.3. 101-106頁。
 - 12) 藤野 善久 [2008]「A prospective cohort study of shift work and risk of ischemic heart disease in Japanese male workers」『産業医科大学雑誌』30号 1巻 104頁。
 - 13) 久保達彦・白根聖弓・大友一・中村武博・藤野善久・松本哲朗・松田晋哉・小山一郎 [2010]「交代制勤務従事者の肥満リスクに関する後ろ向きコホート研究」『産業医科大学雑誌』32号 1巻 119頁。
 - 14) 女子栄養大学主催講演会（2007年1月31日開催）『「早寝早起き朝ごはん」はなぜ健康によいのか?』における講演「時計遺伝子の概日リズムに対する光と食事の作用」より
 - 15) 日経流通新聞 2011年7月27日。
 - 16) 産経新聞 2009年11月17日。
 - 17) 第45回日本成人病（生活習慣病）学会の学術集会（2011年1月15日開催）でのプレナリーレクチャー「生活習慣病に対する食育指導について - 現代日本の肥満とやせを中心に -」
 - 18) 第45回日本成人病（生活習慣病）学会の学術集会（2011年1月15日開催）でのプレナリーレクチャー「生活習慣病に対する食育指導について - 現代日本の肥満とやせを中心に -」
 - 19) 財団法人日本青少年研究所 [2011]「高校生の心と体の健康に関する調査 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 -」 <http://www1.odn.ne.jp/youth-study/research/2011/gaiyo.pdf>
 - 20) 日本経済新聞 2011年4月6日夕刊。
 - 21) 専修大学学生部 [2011]「平成22年度学生生活実態調査分析報告書」専修大学学生部。
 - 22) 山形大学生生活協同組合のホームページ <http://www.yamagata.u-coop.or.jp/newlife/entrance/meal.php>
 - 23) 長崎大学生生活協同組合のホームページ <http://>

- //kyushu.seikyou.ne.jp/nu-coop/bentou/meal.html
- 24) 同志社大学生生活協同組合のホームページ
http://www.doshisha-coop.com/2011/02/07/shop_info/20110207_mi-rukakaku.pdf
- 25) 内閣府沖縄総合事務局農林水産部のHP 「大学生の食生活をサポートするミールカード」 http://ogb.go.jp/nousui/tiiki_info/topic/H18/H18_mealcard.html
- 26) 毎日新聞 2011年7月14日朝刊。
- 27) 読売新聞 2006年6月27日朝刊。

(参考文献)

- 荻布智恵・蓮井理沙・細田明美・山本由喜子 [2006] 「若年女性のやせ願望の現状と体型に対する自覚及びダイエット経験」『大阪市立大学生生活科学雑誌』5巻 1-9頁。
- 高橋久仁子 [2007] 『フードファディズム-メディアに惑わされない食生活』中央法規出版。
- 高橋久仁子 [2003] 『「食べもの神話」の落とし穴-巷にはびこるフードファディズム』講談社。
- NHK 放送文化研究所世論調査部 [2006] 『崩食と放食-NHK 日本人の食生活調査から』日本放送出版協会。
- 日本私立大学連盟 [2011] 「私立大学学生生活白書 2011」日本私立大学連盟。
- 岩村暢子 [2003] 『変わる家族 変わる食卓-真実に破壊されるマーケティング常識』勁草書房。
- 岩村暢子 [2010] 『家族の勝手にしょ! 写真 274 枚で見る食卓の喜劇』新潮社。
- 岩村暢子 [2007] 『普通の家族がいちばん怖い-徹底調査! 破滅する日本の食卓』新潮社。
- Robin B.Kanarek & Robin Marks-Kaufman [1991] Nutrition and Behavior: New Perspectives, Van Nostrand Reinhold. [高橋久仁子・高橋勇二 (訳) [1994] 『栄養と行動: 新たなる展望』アイピーシー]
- 生協総合研究所 [2005] 『学生の食の現状と生協の課題: 若者の食と健康研究会報告書』「総研レポート」47号
- 並河信太郎・谷脇亜希子・山北人志 [2010] 『大学生の食生活に関する意識・行動と学生食堂におけるメニュー選択等に関する調査』「相愛大学 相愛大学人間発達研究所創刊号」39-48頁。
- 樋口智子・濱田広一郎・今津屋聡子・入江伸 [2007] 「朝食欠食および朝食のタイプが体温、疲労感、集中力等の自覚症状および知的作業能力に及ぼす影響」『日本臨床栄養学雑誌』29巻 1号 35-43頁。
- 香川靖雄・柴田重信・小田裕昭・加藤秀夫・堀江修一・榛葉繁紀 [2009] 『時間栄養学』女子栄養大学出版部。
- 全国大学生生活協同組合連合会 [1988] 『学食ウォッチング: 大学生のメシ事情』全国大学生生活協同組合連合会。
- 全国大学生生活協同組合連合会事業企画室 [2009] 『第45回学生の消費生活に関する実態調査・報告書 CAMPUS LIFE DATA 2009』全国大学生生活協同組合連合会。
- 全国大学生生活協同組合連合会事業企画室 [2010] 『第46回学生の消費生活に関する実態調査・報告書 CAMPUS LIFE DATA 2010』全国大学生生活協同組合連合会。
- 全国大学生生活協同組合連合会食堂部 [1989] 『今、学生の食は?: ちょっと食ing』全国大学生生活協同組合連合会。

片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家

高梨 健司

はじめに

本稿の目的は、片倉製糸が蚕種家に委託する製造蚕種の実態と製造委託を受ける地方蚕種家の蚕種経営の動向を併せて究明することである。

片倉製糸は、郡是製糸と共に蚕種製造兼営の製糸独占資本⁽¹⁾として高級生糸生産に不可欠な優良蚕種の開発・育成を図るために各地に蚕種製造所を設置し、優良蚕種の増産に夫々邁進し、突出した蚕種製造を実現する⁽²⁾。但し、種々の理由から、片倉製糸傘下の特約組合に配付する蚕種は総て片倉社製蚕種のみではなく、蚕種家への委託蚕種製造を伴う。近年の近代日本蚕種業史研究において、愛知県の蚕種業者たちが多糸量黄繭種の開発と製糸資本への蚕種販売を契機に飛躍的發展をみたことを明らかにしている⁽³⁾が、従来この分野の研究蓄積は少なく、また片倉製糸の委託蚕種製造に関しては、管見の限り藤本蚕種会社の側からその蚕種販売先の1つとして明らかにされている⁽⁴⁾程度で、片倉製糸の蚕種製造委託について本格的に究明した研究は、皆無といってよいであろう。

1932（昭和7）年に蚕種製造兼営特約製糸（45社）のうち、片倉・郡是両製糸が上記特約製糸全蚕種製造高（4,400万グラム）の69%を占める。繭特約取引を展開する特約製糸が特約組合に配付する蚕種は、大別して自家製造と委託製造及び購入に分けられるが、同年において、自家製造が66%、委託製造14%、購入20%の

各割合であった⁽⁵⁾。自家製造は3分の2にとどまり、片倉製糸の場合は後述の如く、これを大きく上回る。自家製造比率が高い片倉・郡是両製糸をこの数値から除去するならば、先の自家製造比率は大幅に低下することになる。片倉・郡是両製糸の自家製造比率の高さは、他の特約製糸を遙かに上回っていたであろうことを示唆する。

本稿ではまず第1に、片倉製糸の原料対策の上で地方蚕種家との提携は如何なるものであったかを明らかにし、第2に片倉製糸の自社製造蚕種と委託製造蚕種に分けて、夫々の数量を1930年代に亘って追究する。特約組合配付蚕種が社製蚕種に完全に統一化する方向に進むことは、片倉製糸の合理的蚕業政策とは言えないことが判明するであろう。さらに委託製造蚕種（社外製蚕種）の内には、「名柄品種」と「地方蚕種」が存在し、前者は全国的に片倉製糸所（傍系製糸会社を含む）を通じて特約組合に配付される蚕種であり、後者は特定の地方において地元の蚕種家の製造に係り、その地域に限り配付される蚕種であった。第3の課題は、上記両蚕種の配付地方やその数量、「名柄品種」の蚕種製造家名と品種名などについて明らかにしたい。第4に片倉製糸配付の社外製蚕種採用の社内決定システムを究明する予定である。第5に片倉製糸から委託を受けて蚕種を製造する地方蚕種家の経営実態についても出来る限り明らかにしたい。

以上、上記論点の究明は、片倉製糸を事例に製糸独占資本の実態解明を行う上で、不可欠といえよう。

1. 片倉製糸の地方蚕種家提携策

片倉製糸（重役会）は、研究事項として「当社原料対策上地方蚕種家トノ提携方策如何」と題する案件を所長会議に付託する⁽⁶⁾。1935（昭和10）年2月8日開催の片倉製糸取締役会において、社長以下重役たちに所長会議メンバーの中から尾沢虎雄を委員長とする研究委員会は、次の如く報告する。

当社原料対策上地方蚕種家トノ提携方策如何

当社特約組合配給蚕種ハ社製ヲ以テ統一スルヲ原則トス

但シ地方蚕種ヲ認定スル場合ハ左記ノ各項ニ依ルコト

- 一、其所ノ組合地盤確保並ニ拡張ニ必要ナル数量ニ止ルコト
- 二、前項ノ製造蚕種ハ其所ニ於テ使用スルモノトス
- 三、当社今後承認ノモノハ原蚕種ヲ配布セザルコトヲ原則トス
但シ特別ノ事情アルモノニ限り本社ニ於テ審議決定スルコト
- 四、違作ノ場合ノ責任ヲ負ハシムルコト
- 五、認定製造家ニ対シテハ関係工場ハ固ヨリ最寄製造所モ協力指導ニ当ルコト

以上、片倉製糸傘下の特約養蚕組合への配付蚕種は、片倉社製蚕種に統一することが原則であった。しかし、以下の限定を付して地方蚕種の配布を認めていた。即ち、特約地盤の確保・拡張に必要とする場合に限り、その際の蚕種数量は必要最小限に止めるものとする。地方

蚕種家製造の蚕種は、当該地方における使用に限定すること。原則として今後地方蚕種家を指定するに当っては、片倉より原蚕種を配付しないこと。但し、特別の事情がある場合に限り片倉本社において審議の上、決定すること。地方蚕種に違作が生じた場合には、その責任は地方蚕種家が負うこと。指定蚕種家に対しては当該製糸工場は言うまでもなく、周囲の製糸工場も協力して指導にあたることを定めていた。なお、同会委員長の尾沢虎雄は、片倉製糸直系の尾沢製糸所長、平野製糸所長、九州監督（のち九州幹事）、鳥栖製糸所長、小城郡是製糸所長、傍系製糸会社の松江片倉製糸株式会社監査役、薩摩製糸株式会社常務取締役を歴任し、当時薩摩製糸株式会社平取取締役、長崎製糸株式会社専務取締役を務めていた⁽⁷⁾。

2. 片倉製糸配付の社製蚕種と社外製蚕種の動向

(1) 片倉系社製蚕種の動向（1931、32年）

1931（昭和6）年8月7日開催の片倉製糸取締役会提出の議案「社外蚕種購入ニ関スル件」の添付表に基づく第1表は、片倉製糸の1931（昭和6）年度夏秋蚕種（白・黄繭種別）と翌32（昭和7）年度春蚕種（白・黄繭種別）の所要総量と社内蚕種製造量及び片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）が配付を希望する社製蚕種、九蚕（九州蚕種株式会社）製・北越（蚕種合名会社）製各蚕種、社外製蚕種夫々の数量、更にこの3種類の蚕種数量について片倉本社査定第1案と第2案を示したものである。

九州蚕種株式会社（福岡県福岡市）は片倉製糸の委任経営の蚕種会社、北越蚕種合名会社（新潟県中蒲原郡五泉町）は、片倉製糸が蚕種の製造委託を行った蚕種会社である。

第1表に依れば、片倉製糸の蚕種所要総量

第1表 片倉製糸の夏秋・春蚕種所要量・配給計画案（昭和6、7年度）

		所要総数量		社内蚕種 製造枚数	各所配付希望別			本社査定第1案			本社査定第2案		
		枚数	黄白 割合		社 製	九蚕、 北越	社外製	社 製	九蚕、 北越	社外製	社 製	九蚕、 北越	社外製
昭和7年度 春蚕	白	351,400	57%	322,900	319,500	5,000	27,000	331,400	5,000	15,000	331,400	5,000	15,000
	黄	268,534	43	238,600	188,634	17,000	62,900	212,034	17,000	39,500	236,034	17,000	15,500
	計	619,934		561,500	508,034	22,000	89,900	543,434	22,000	54,500	567,434	22,000	30,500
昭和6年度 夏秋蚕	白	573,495	90	527,263	513,449	32,100	27,946	513,449	32,100	27,946	513,449	32,100	27,946
	黄	64,174	10	52,887	48,204	5,820	10,150	48,204	5,820	10,150	48,204	5,820	10,150
	計	637,669		580,150	561,653	37,920	38,096	561,653	37,920	38,096	561,653	37,920	38,096
合 計		1,257,603	白73 黄27	1,141,650	1,069,687	59,920	127,996	1,105,087	59,920	92,596	1,129,087	59,920	68,596

（資料）「（七年度）春、（六年度）夏秋蚕種所要数量并配給計画案」（『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』所収）

1,257,603枚の内、1931（昭和6）年度夏秋蚕種637,669枚（内、白繭種573,495枚、黄繭種64,174枚）、翌32（昭和7）年度春蚕種619,934枚（内、白繭種351,400枚、黄繭種268,534枚）である。夏秋蚕種と春蚕種の数量は、略同数である。夏秋蚕種の内、白繭種が90%と圧倒的に多く、黄繭種は僅か10%に止まる。春蚕種の内、白繭種が57%、黄繭種が43%の割合で、白繭種が多数を占める。夏秋蚕種・春蚕種を通してみると、白・黄繭種の割合は、白繭種73%、黄繭種27%であった。全体として白繭種を主体とするも、春蚕種には夏秋蚕種に比べ、黄繭種が多用される、という特徴をもつ。片倉製糸の社内蚕種製造枚数は、1931（昭和6）年度夏秋蚕種580,150枚（内、白繭種527,263枚、黄繭種52,887枚）、翌32（昭和7）年度春蚕種561,500枚（内、白繭種322,900枚、黄繭種238,600枚）、合計1,141,650枚である。夏秋蚕種・春蚕種共、夫々白繭種と黄繭種の割合は、蚕種所要数量の場合と殆ど同一である。1931年度夏秋蚕期～1932年度春蚕期において、片倉製糸蚕種所要総量に対する自社製蚕種の比率は90.8%である。各蚕期別に分けると、この比率は1931年夏秋蚕期91.0%（内、白繭種91.9%、黄繭種82.4%）、1932年春蚕期90.6%

（内、白繭種91.9%、黄繭種88.9%）であった。黄繭種は夏秋蚕種・春蚕種共に社製蚕種の割合が80%台であるとはいえ、白・黄繭種を合わせた夏秋蚕期・春蚕期共に9割余を占めており、片倉社製蚕種の統一がこの時期に基本的に達成していたことが判明する。但し、片倉製糸の自社製蚕種が総て片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）を通じて、傘下の特約養蚕組合に配付する訳ではなく、片倉各製糸所が希望する社製蚕種配付量とは若干の齟齬が生じていた。この点以下後述。なお、片倉普及団ほか社内蚕種製造所の1932（昭和7）年度蚕種製造計画承認の議案が同年3月8日開催の片倉製糸取締役会に提出され、可決されている⁽⁸⁾。即ち、同年度蚕種製造予定数は、春蚕種620,000枚（内訳・白繭種390,000枚、黄繭種230,000枚）、夏秋蚕種705,000枚（内訳・白繭種649,000枚、黄繭種56,000枚）、合計1,325,000枚（内訳・白繭種1,039,000枚、黄繭種286,000枚）であった。春・夏秋繭種共に、白繭種の製造が一層増加するようになる。

次に、片倉製糸諸製糸所（傍系製糸会社を含む）が配付を希望する蚕種は、社内製造蚕種、即ち社製蚕種と片倉製糸＝委任経営の傍系蚕種会社・九州蚕種株式会社製蚕種及び片倉製糸が

製造委託を行う北越蚕種合名会社製蚕種、更に社外製蚕種の3種類に区分されている⁽⁹⁾。この3種類の蚕種数量は、両蚕期合せて社製蚕種85%、九蚕・北越蚕種5%、社外製蚕種10%の割合である⁽¹⁰⁾。片倉諸製糸所の上記希望配付蚕種数量割合からみても、片倉社製蚕種の圧倒的高さを示している。社製蚕種に九州蚕種株式会社製蚕種を加えると88.6%に達する。片倉社製蚕種1,069,687枚、この内1931(昭和6)年度夏秋蚕種561,653枚(内訳・白繭種513,449枚、黄繭種48,204枚)、翌32(昭和7)年度春蚕種508,034枚(内訳・白繭種319,500枚、黄繭種188,634枚)である。片倉製糸直属の蚕種製造所(分場、出張所を含む)は、この当時一代交配蚕種普及団、同川岸分場、同沼津出張所(後の沼津蚕種製造所)、同沖縄出張所(後の沖縄蚕種製造所)、福島蚕種製造所、佐賀蚕種製造所である。1931(昭和6)年2月7日開催の片倉製糸取締役に提出の「普及団申請本年(一昭和6年)度夏秋蚕種並七年度春蚕種製造計画承認ノ件」に依れば、片倉普及団463,000枚(内訳・黄繭種115,000枚、白繭種348,000枚)、川岸分場100,000枚(内訳・黄繭種50,000枚、白繭種50,000枚)、沼津出張所270,000枚(内訳・黄繭種110,000枚、白繭種160,000枚)、福島蚕種製造所277,000枚(内訳・黄繭種80,000枚、白繭種197,000枚)、佐賀蚕種製造所155,000枚(内訳・黄繭種90,000枚、白繭種65,000枚)、沖縄出張所5,000枚(内訳・白繭種5,000枚)、合計1,270,000枚(内訳・黄繭種445,000枚、白繭種825,000枚)であった⁽¹¹⁾。取分け、第1表中の夏秋蚕・春蚕両黄繭種の社内製造枚数との間に15万枚余の格差・変更が生じている。社内製造黄繭種の減少は、絹靴下用原料生糸の需要増大に伴う御法川式多条繰糸機の増設と白繭蚕品種の増産に対応したものであろう。

九州蚕種株式会社製蚕種44,920枚及び北越

蚕種合名会社製蚕種15,000枚、合せて両社蚕種59,920枚、この内1931(昭和6)年度夏秋蚕種37,920枚(内訳・白繭種32,100枚、黄繭種5,820枚)、翌32(昭和7)年度春蚕種22,000枚(内訳・白繭種5,000枚、黄繭種17,000枚)である。上記両会社製春蚕種は片倉社製蚕種とは異なり、黄繭種が白繭種を大幅に上回る。この点、社外製蚕種と共通している。社外製蚕種に関しては、後述する。

社製蚕種の1931(昭和6)年度夏秋蚕(561,653枚)は、白繭種・黄繭種共に片倉本社の査定第1案、第2案何れも申請通りの決定をみている。翌32(昭和7)年度春蚕種(508,034枚)については、片倉本社査定第1案では543,434枚(白繭種331,400枚、黄繭種212,034枚)、査定第2案では567,434枚(白繭種331,400枚、黄繭種236,034枚)に白繭種、黄繭種共に「各所配布希望」数量よりも増加している。即ち、本社査定第1、第2各案では35,400枚~59,400枚の増加となる。片倉本社では、春蚕白繭種・黄繭種共に社製蚕種の配付増加を希求していたことが明らかである。片倉諸製糸所と片倉本社との間に社製蚕種の配付(量)を巡り、齟齬が現出する。社製春蚕種の内、白繭種は、本社査定第1案、第2案共に同数量で、変化なし。黄繭種は、本社査定第1案、第2案では23,400枚~49,400枚の増加となる。1932(昭和7)年度春蚕種の各本社査定案増加は、大部分黄繭種であった。

九蚕・北越製両蚕種の1931(昭和6)年度夏秋蚕(37,920枚)は、白繭種・黄繭種共に片倉本社の査定第1案、第2案何れも申請通りの決定をみる。夏秋蚕種同様に、翌32(昭和7)年度春蚕種(22,000枚)も白繭種・黄繭種共に本社査定第1案、第2案何れも申請通りで、変動がない。九州蚕種株式会社製蚕種の配付を希望する片倉製糸所を総て特定することは、限

られた同社史料の中では出来ないが、片倉仙台製糸所が春蚕種として1929（昭和4）年に九州蚕種（株）製支欧白繭種100枚、翌30（昭和5）年に九州蚕種（株）製支欧黄繭種262枚を特約組合に配付していたことが判明する⁽¹²⁾。九州蚕種株式会社製蚕種は、佐賀蚕種製造所製蚕種と共に主に九州地方所在の片倉諸製糸所へ配給し、北越蚕種合名会社製蚕種は、北陸地方所在の片倉傍系製糸会社へ配給していたのであろう。

（2）片倉製糸配付の社外製蚕種の動向 （1931、32年）

製糸業者の委託による蚕種製造の推移についてみると、1932（昭和7）年に蚕種製造委託を行う製糸業者111人、委託を受ける蚕種製造者253人が存在し、蚕種製造額は原蚕種127,331蛾（全国製造総額の0.6%）、普通蚕種7,220,448グラム（全国製造総額の3.1%）であったが、1936（昭和11）年には蚕種製造委託を行う製糸業者69人に4割近く減少し、委託を受けた蚕種製造者数は127人に半減する⁽¹³⁾。その一方で、蚕種製造額においては原蚕種1,349,784蛾（全国製造総額の6.2%）、普通蚕種16,236,506グラム（全国製造総額の7.9%）に増加する。蚕種家の蚕種製造額に占める受託蚕種製造額の割合は、1932（昭和7）年の32.2%から1936（昭和11）年の62.7%に略倍増する。1932～1936年に受託蚕種製造者の沙汰と集約多量生産化が進行すると共に、蚕種製造委託を行う製糸業者が減少する一方で、蚕種製造者への委託製造高拡大が生じていた。

片倉製糸は、1940（昭和15）年に至り委託蚕種製造者62名、同蚕種製造高420万グラム、地域的には27府県に及んでいた⁽¹⁴⁾。同年片倉製糸の蚕種製造高（普通蚕種15,317,000グラム、原蚕種1,491,000蛾⁽¹⁵⁾）の27%を委託製造蚕種が占めていたことになる。片倉製糸は、1933

（昭和8）年に8ヶ所の蚕種製造所を有し、原蚕種製造高1,983,940蛾、普通蚕種製造高54,545,860蛾、合計56,529,800蛾に上り、郡是製糸（蚕種製造所9ヶ所、原蚕種1,292,167蛾、普通蚕種55,827,850蛾、合計57,120,017蛾）と共に蚕種業兼営製糸資本として傑出していた⁽¹⁶⁾。同年に鐘紡製糸の蚕種製造部門・昭和産業株式会社は、蚕種製造所6ヶ所、原蚕種737,114蛾、普通蚕種8,435,096蛾、合計9,172,210蛾にすぎない。1935（昭和10）年に同社に買収される河田蚕種製造所の蚕種製造高を合わせても2,247万余蛾にとどまり、片倉・郡是各製糸の半分以下である。

大製糸資本が地方蚕種家に蚕種製造委託を行った理由として、1. 自社製造蚕種の供給力不足、2. 地方的利害への配慮、3. 繭特約取引拡大の手段が指摘されている⁽¹⁷⁾。

第2表は、1931（昭和6）年度夏秋蚕種及び翌32（昭和7）年度春蚕種について、1931（昭和6）年8月7日開催の片倉製糸取締役会に提出の片倉製糸配給の社外製蚕種を示したものである。上記両年春・夏秋社外蚕種を購入する理由として「他社トノ対抗上多糸量品種ノ配布ヲ必要トスルコト及地方的関係ニヨリ県内蚕種若干ノ配付ヲナスヲ蚕業政策上有利トスルコト、組合拡張上必要アルコト、当社蚕種製造所ノ整備ニ従ヒ蚕種統一ヲ見ルニ至レルモ尚以上ノ理由ニヨリ社外蚕種購入方申請アリ 事情止ムヲ得サルモノト認ムベキモノアリ」との記述がある⁽¹⁸⁾。河田悦治郎を始めとする多糸量黄繭種の開発とその購入に関しては以下後述。蚕種統一の達成後も、諸般の事情により社外蚕種の購入が1930年代に継続することに至ったようである。

第2表によって、片倉製糸の地方製糸所（傍系製糸会社を含む）毎に春・夏秋蚕種を白繭種・黄繭種別に蚕種家の製造蚕品種及び数量を

第2表 片倉製糸の社外蚕種購入申請と査定（昭和6年度夏秋蚕、同7年度春蚕）

	蚕種製造家	品種名	各所希望		本社査定第一案		本社査定第二案	
			枚 数	所名并枚数別	枚 数	所名并枚数別	枚 数	所名并枚数別
白	河田逸治郎	伊白×九八	4,000枚	熊本製糸所 4,000	一枚		一枚	
	向仲愿吾	仏純白×支四	5,000	薩摩製糸所 5,000	—		—	
	大参八郎	B×O	10,000	鳥栖製糸所 5,000 愛知 〃 3,000(予定)	7,000	鳥栖製糸所 5,000 熊本製糸所 2,000	7,000	一案ニ全ジ
	地方蚕種	支 欧 支 ヌ	8,000	三原製糸所 2,000 岩手県是製糸所 高田・千厩工場 3,000 備作製糸所岡山工場 3,000	8,000	三原製糸所 2,000 岩手県是製糸所 高田・千厩工場 3,000 備作製糸所岡山工場 3,000	8,000	一案ニ全ジ
	計		27,000		15,000		15,000	
黄	河田逸治郎	アスコリ×九八	45,400	平野製糸所 200 仙台 〃 5,000 宇佐 〃 3,000 鳥栖 〃 10,000 多摩製糸所 3,000 長崎製糸所 1,800	24,000	八王子製糸所 700 岐阜田中 〃 200 大分 〃 5,000 熊本 〃 2,500 片倉江津製糸所 2,000 薩摩製糸所 12,000	—	
	松田源治	豊黄×松金	2,500	大分製糸所 2,000	2,500	大分製糸所 2,000	2,500	一案ニ全ジ
	神戸八十八	アスコリ×K八八	1,000	長崎製糸所 1,000	—		—	
	地方蚕種	支 欧	14,000	岩代製糸所 3,000 姫路 〃 1,000 備作製糸所作州工場 1,500 長崎製糸所 4,500	13,000	仙台製糸所 3,000 大分 〃 1,000 備作製糸所作州工場 1,500 長崎製糸所 3,500	13,000	一案ニ全ジ
	計		62,900		39,500		15,500	
白	合 計		89,900		54,500		30,500	
	地方蚕種	日 支	22,446	平野製糸所 725 研究 所 821 姫路製糸所 3,100 鳥栖 〃 1,500 備作製糸所 1,500 作州工場 1,500	22,446	大宮製糸所 7,000 阿羽 〃 2,000 大分 〃 1,500 岩手県是製糸所 高田工場 1,000 長崎製糸所 3,300	22,446	全 上
	河野通璋	日 支	5,500	薩摩製糸所 向仲 2,500 河野 3,000	5,500	全 上	5,500	全 上
	向仲愿吾		27,946		27,946		27,946	
	地方蚕種	日 欧	10,150	岩代製糸所 4,000 備作製糸所 盛岡工場 3,500 作州工場 600	10,150	全 上	10,150	全 上
総 計	合 計		38,096		38,096		38,096	
	計		127,996		92,596		68,596	

(資料)「社外蚕種各所申請明細并配給案」(本店庶務課「自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴」所収)

片倉本社申請内容（及び配給案）によって明らかにできる。社外蚕種は、1931（昭和6）年度夏秋蚕種38,096枚（内訳・白繭種27,946枚、黄繭種10,150枚）、1932（昭和7）年度春蚕種89,900枚（内訳・白繭種27,000枚、黄繭種62,900枚）、合計127,996枚にのぼる。この蚕種127,996枚の内、今回新規申請分は、94,250枚（内、春蚕種78,400枚、夏秋蚕種15,850枚）で、既に承認分は、33,746枚（内、春蚕種11,500枚、夏秋蚕種22,246枚）である。上記社外夏秋蚕種に関しては、片倉本社の査定第1案、第2案共に申請通りの決定をみている。春蚕種に関しては、片倉本社の査定第1案では54,500枚、第2案では30,500枚に各減少している。春・夏秋両蚕種数量合せて、片倉本社の査定第1案では92,596枚、第2案では68,596枚である。両査定案によると、申請総量の約3割～5割減となっている。即ち、査定第1案では春蚕種35,400枚を削減し、査定第2案では春蚕種59,400枚を削減している。片倉製糸取締役会において、各製糸所申請に係る社外蚕種の内、査定第1案若しくは査定第2案何れが承認されたかは不明である。なお、詳細については、以下具体的に考察していきたい。

1931（昭和6）年度夏秋蚕種の社外蚕種に関しては、地方蚕種家の氏名が明らかなのは、河野通璋（長野県東筑摩郡島内村）と向仲愿吾（京都府与謝郡養老村）である。氏名が不明な「地方蚕種家」は、少なくとも12～14名（「地方蚕種」希望各製糸所毎に「地方蚕種家」1名と仮定して）に及ぶものと推定する。上記河野・向仲両蚕種家への委託製造蚕種を希望していたのは、片倉製糸の傍系製糸会社・薩摩製糸株式会社（鹿児島県鹿児島市）である。河野通璋製造蚕種3,000枚、向仲愿吾製造蚕種2,500枚、何れも日支白繭種であった。薩摩製糸株式会社の申請は、片倉本社の査定第1案・第2案

共に修正無く、希望通りとなる。

河野通璋は、片倉製糸の一代交配蚕種「普及団の分場飼育」を行い、河野考案による染料を「雄蛾に吹きかけて羽根を赤色に染めた、これが一代交配種を製造する、一番最初に雌雄区別に用いられた方法である」との指摘がある⁽¹⁹⁾。河野通璋は、染料を使った、一代交配蚕種製造における雌雄蛾区別の考案者であった。河野通璋はまた、1929～1936年に片倉製糸の株主（100株所有）である⁽²⁰⁾。河野は、片倉製糸の種繭分場の組合員及び指定蚕種家として存在感を示している。河野通璋の蚕種製造数量は、1930（昭和5）年255,518蛾⁽²¹⁾、翌々32（昭和7）年105,069グラム、1933（昭和8）年125,829グラム⁽²²⁾（内、原蚕種2,340グラム、普通蚕種123,489グラム⁽²³⁾）である。1932～33年において河野の蚕種製造数量は、長野県内第48～45位であった。1932（昭和7）年度の長野県の蚕種製造者（実数）は、1,339人⁽²⁴⁾存在しており、河野通璋は、長野県内の有力蚕種製造者であったといえよう。

向仲愿吾の蚕種製造数量は、1919（大正8）年13,204枚、1923（大正12）年13,874枚、1925（大正14）年15,249枚、1927（昭和2）年27,033枚、1929（昭和4）年31,250枚、1931（昭和6）年655,678グラム、1932（昭和7）年571,491グラム、1933（昭和8）年613,000グラムである⁽²⁵⁾。1930年代前半に向仲愿吾の製種高は京都府内第3位、全国で第30位（1931年）を占める。向仲は、京都府内で郡是製糸、新綾部製糸に次ぐ、有力蚕種製造者である。向仲愿吾は、1930（昭和5）年において京都府与謝郡内に「蚕児飼育分場組合」（種繭分場）が4ヶ所（組合員66人）あり、具体的には矢原分場組合（与謝郡栗田村字矢原）組合員11人、獅子分場組合（同郡栗田村字獅子）組合員21人、上分場組合（同郡日置村小字上）組合員23人、

木子分場組合（同郡世屋村字木子）組合員 11 人を設置する⁽²⁶⁾。新綾部製糸は、1924（大正 13）年に向仲愿（源）吾から欧州白繭種を譲り受けて、「繭層量及び繭層歩合の多い品種を選出し」、また繭糸織度を「3 d 以下として繭糸長を長くするように淘汰」・育成し、これを「仏白」と命名した⁽²⁷⁾。新綾部製糸は、1929（昭和 4）年に「仏白×金光」、翌々 31（昭和 6）年に「仏白×浙江」が「織度適当にして繭重が重く、糸量多き品種として実用に供用された」といわれている⁽²⁸⁾。また、長野県蚕業試験場（水井場長）では、向仲愿吾（治）から、「仏国種の白繭」を入手して、試験場で複製し、1928（昭和 3）年 1 月 30 日開会の長野県蚕品種審査会での審査結果、指定品種に合格し、「信濃欧白」と命名する⁽²⁹⁾。海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑 続編』（扶桑社、大正 6 年）所収の「広告」の中で、向仲愿吾は、「東京蚕業講習所出身にして習得の学理と明治二十四年以來の実験は近来逸足進歩を認め養蚕術之蘊蓄深く製造種又精良正確にして病毒非常に少なし氷庫を建設し一代雑種の製造準備成り一代雑種専門に製造す産卵非常に多く夏秋蚕生種声誉高し」と称賛する。向仲が製造する一代雑種の蚕品種に関しては、同広告中に春蚕種に（掛合）「赤熟×支那二十号」、（掛合）金黄×（掛合）金光」、夏秋蚕生種に（掛合）「大白龍×特大」、（掛合）「大白龍×新昌長」、（掛合）「日本錦×新昌長」、（掛合）「支那二化×日本二化」、其他数種、冷蔵種に「同上反対種及秋期製造」の記載がみられる⁽³⁰⁾。上記「大白龍×新昌長」、（掛合）「日本錦×新昌長」共に日支交雑種である。

河野・向仲製造以外の夏秋蚕種＝地方白繭種を購入希望する片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）は、平野製糸所（長野県岡谷市）725 枚、大宮製糸所（埼玉県北足立郡大宮町）7,000 枚、研究所（埼玉県北足立郡大宮町）821 枚、羽羽

製糸所（山形県東置賜郡高畠町）2,000 枚、姫路製糸所（兵庫県姫路市）3,100 枚、大分製糸所（大分県大分市）1,500 枚、鳥栖製糸所（佐賀県三養基郡鳥栖町）1,500 枚、岩手県是製糸株式会社高田工場（岩手県気仙郡高田町）、1,000 枚、備作製糸株式会社作州工場（岡山県真庭郡落合町）1,500 枚、長崎製糸株式会社（長崎県北高来郡諫早町）3,300 枚である。以上 10 製糸所（研究所を含む。合せて 22,446 枚）は、東北・関東・中部・中国・九州各地方に所在しており、山形県、岩手県、埼玉県、長野県、兵庫県、岡山県、大分県、佐賀県、長崎県諸県の地元有力蚕種製造者から蚕種購入（製造委託）していたのであろう。

夏秋蚕種の地方黄繭種（日欧）を購入申請する片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）は、岩代製糸所（福島県郡山市）4,000 枚、岩手県是製糸株式会社盛岡工場（岩手県盛岡市）3,500 枚、備作製糸株式会社作州工場（岡山県真庭郡落合町）600 枚、長崎製糸株式会社（長崎県北高来郡諫早町）2,050 枚である。以上 4 製糸所（合せて 10,150 枚）は、東北・中国・九州各地方に散在し、福島県、岩手県、岡山県、長崎県諸県の地元有力蚕種家から蚕種購入（製造委託）を行っていたのであろう。夏秋蚕地方黄繭種（日欧）は、傍系製糸会社の蚕種購入申請が中心を占めていた。上述の夏秋蚕白・黄繭種共に社外蚕種購入を希望する傍系製糸会社としては、岩手県是製糸株式会社、備作製糸株式会社、長崎製糸株式会社 3 社が名を連ねている。

1932（昭和 7）年度春蚕種の社外蚕種に関しては、氏名が判明する地方蚕種家は、河田逸（悦）治郎（愛知県春日井郡鷹来村）、前出の向仲愿吾（京都府与謝郡養老村）、大参八郎（愛知県碧海郡安城町）、松田源治（兵庫県養父郡広谷村）、神戸八十八（愛知県東春日井郡篠田村）である。氏名が不明な「地方蚕種家」は、

少なくとも10名（「地方蚕種」希望各製糸所毎に「地方蚕種家」1名と仮定して）に及ぶものと推定する。先進養蚕・製糸県で有力蚕種製造者を多数輩出する愛知県から、片倉製糸の社外蚕種製造者として上記3名（河田、大参、神戸）が登場する。春蚕白繭種の内、河田逸（悦）治郎製造の「伊白×98号」4,000枚と向仲愿吾製造の「仏純白×支4号」5,000枚を希望した片倉製糸所は、前者が熊本尾沢製糸所（熊本県熊本市）、後者が薩摩製糸株式会社（鹿児島県鹿児島市）である。この両蚕種共、本社査定第1案、査定第2案では削除の対象になっていた。

河田逸（悦）治郎は、1864（元治元）年東春日井郡田楽村生まれで、1880（明治13）年に郡下最初の蚕種製造業を創立し、1922（大正11）年に後出の多糸量黄繭種・「アスコリ黄繭」及び「98号」を育成する⁽³¹⁾。多糸量黄繭種流行時に、多糸量白繭種の研究も進み、「伊白繭」、「国蚕欧3号」等の優性白繭種を利用する色消し雑種（欧州優性白繭種×支那金黃種）が登場する⁽³²⁾。河田の「伊白繭×98号」や県内三竜社の「竜白×金竜」等がこの多糸量白繭種である。この組み合わせ品種の欠点は、繭色が冴えないことや繭形が豊大に過ぎることであった。その後、繭色比較的純白に近いものとして色消し雑種より「分離白繭×普通白繭」の製造に移行する。分離白系の優良品種の開発の成否が河田悦治郎（河田蚕種製造所）の将来を決定することになるのであるが、結局鐘紡製糸に買収されるに至る⁽³³⁾。「伊白繭」（又は「伊国」）は、大正時代に福島県の脇屋隆吉が改良した蚕種である⁽³⁴⁾。繭色は白、浅縹俵形、織度が細いことを特徴とする。1930（昭和5）年全国原蚕種製造量は、「伊白繭」176,000蛾、「伊白」139,000蛾である。伊白繭種製造者には広島県の小川保、伊白種製造者には愛知県の清栄館・小野田豊助等が周知であった。愛知県では、1929（昭

和4）年に「伊白×国蚕支4号」（42,423枚）、「伊白×国蚕支5号」（24,287枚）の組合せ品種の製造が盛んに行われていた。「98号」は、「アスコリ黄繭」と同時期、即ち1913（大正2）年頃から「キネーゼ・オロ・プーロ」種から多糸量を目標として淘汰改良を加えて育成した一化性支那金黃種である⁽³⁵⁾。昭和初期に特色ある優良品種として全国から注目されるようになった。1926（昭和元）年「98号」の原蚕種製造量2万蛾である。

河田悦治郎は、種繭飼育分場を1922（大正11）年春蚕期に知多半島に設置し、1932（昭和7）年に伊豆七島の三宅島、更に八丈島から沖縄へと進出する⁽³⁶⁾。河田蚕種製造所が1935（昭和10）年3月に鐘紡製糸に買収された当時の分場数は、伊豆半島（6ヶ村390戸）、知多半島（1村25戸）に展開していた⁽³⁷⁾。河田蚕種製造所の蚕種製造高は、1921（大正10）年36,697枚、1923（大正12）年46,549枚、1924（大正13）年67,000枚、1925（大正14）年68,069枚、1927（昭和2）年115,079枚、1929（昭和4）年220,044枚、1931（昭和6）年3,606,169グラム、1933（昭和8）年3,933,527グラムである⁽³⁸⁾。河田の製種高は、愛知県内において1921年に第6位、1924年第3位、1927年以降第1位を占める。河田の蚕種生産は年々拡大し、愛知県内最大の製種家であると共に全国でも第3、4位に駆け上る。河田悦治郎の蚕種製造高は、1933年に全国第3位を占めていたとはいえ、片倉・郡是両製糸の各蚕種製造高の4分の1以下に過ぎない。片倉・郡是両製糸は、河田蚕種製造所以下とは隔絶した製種能力格差が生じていた。前述の如く、河田は多糸量蚕品種を育成し、製糸会社への蚕種販路を開発するようになる。河田自身の言葉に依れば、「近來は自分の選出した蚕種が欧州のバラ種に優るとも劣らないので、各方面の製糸家から歓迎され、注文が来る。即

に特約せるものがいくらかもある⁽³⁹⁾」と述べている。河田の製種規模の増大の背景には、製糸会社への蚕種販売に途を拓いたことにあったことは明らかである。河田悦治郎の有力な蚕種販売先の1つが、片倉製糸であったことは疑いないところである。河田の蚕種販売は、「大概是予約製造」でしかも「一ヶ年宛先に予約するので、今日既に昭和四年度の予約を取って完全なる蚕種を作ることに努めて居る⁽⁴⁰⁾」という。

また河田は、「人造絹糸の対抗上第一価格の低廉に且つ糸質の改善向上を図り以て海外蚕糸を凌駕し、永久に之が世界的覇権を掌握し国富の実を鞏固ならしむるは畢竟蚕糸業者本来の一大使命たるを疑はず⁽⁴¹⁾」と強い決意を述べている。その上で、蚕種家の使命として「蚕糸業一切の根本たる蚕種家は品質の改善向上に将た糸量の増加に最善の努力を傾注」する必要を強調する。河田は、海外生糸市場を巡る人造絹糸の進出と外国生糸の対抗を視野に入れて、優良蚕種、即ち多糸量黄・白繭種の育成に邁進していたことがわかる。

薩摩製糸株式会社は、向仲愿吾製造蚕種を1931年夏秋蚕種と翌32年春蚕種を希望・申請していたが、後者の春蚕白繭種「仏純白×支4号」に関しては、向仲が新綾部製糸や長野県蚕業試験場に譲り渡した欧州(仏国)白繭種の改良種であろう。「支4号」は、群馬県の市川竹十郎の「諸桂」種を1913(大正2)年に原蚕種製造所が譲り受けて、繭形、糸量、糸質等を目標として異型を淘汰し、改良を加えたものを翌年に「支4号」として配付した一化性支那白繭種である⁽⁴²⁾。この蚕品種は、諸桂系品種の中で最も優良といわれ、「日1号×支4号」の組合せは20余年間広く用いられた。「仏純白×支4号」の性状は明らかでないが、向仲は民間育成品種として、外国蚕種を使って「日1号×支4号」の後継種を目指していたとも考えられる。

片倉仙台製糸所は、1931(昭和6)年に向仲愿吾製春蚕白繭種219枚を配付していた⁽⁴³⁾。片倉の製糸所を変えて継続的に向仲製蚕種を配付していたようである。

大参八郎の製造蚕品種「B×O」(1,000枚)の配付申請を行った片倉製糸所は、鳥栖製糸所(佐賀県三養基郡鳥栖町)5,000枚、熊本製糸所(熊本県熊本市)2,000枚、愛知製糸所(愛知県一宮市)3,000枚(予定)であった。個別の製種家としては、この大参八郎製造蚕種の申請数量が河田逸(悦)治郎に次いで多い。但し、春蚕白繭種の中では、大参八郎製造蚕種が最多であった。本社査定第1案、査定第2案共に愛知製糸所の申請3,000枚すべてを削減し、鳥栖製糸所と熊本製糸所については、申請通りとなっている。これ以前に大参八郎製造の「B×O」種10,000枚の製造予約を薩摩製糸株式会社と熊本製糸所が計画していたようである。1931(昭和6)年2月18日開催の片倉製糸取締役会において、薩摩製糸株式会社と熊本製糸所の配付蚕種に係る大参八郎製造「蚕種予約金支払ノ件」が審議されている⁽⁴⁴⁾。即ち、大参八郎製造の欧支白繭「B×O」種の1932(昭和7)年春蚕用1万枚予約金2千円を「右設備充実ノタメ前貸金トシテ支払フ事」がその内容であった。この審議結果は明らかでないが、大参八郎への10,000枚の蚕種製造委託を行う予定の中で、大参製造「B×O」種を配布する製糸所が、熊本製糸所は変化なく、薩摩製糸株式会社から鳥栖製糸所と愛知製糸所に変ったようである。上述のように薩摩製糸株式会社の配付希望蚕種は、向仲愿吾製造蚕種に変更となった模様である。大参八郎経営の大参蚕種製造所(旧愛知蚕種株式会社)の「広告文」の中で「広告的贅言ヲ略シテ之ヲ要スルニ本場春蚕支欧白繭種ハ世界各国中最優位ニ在ルモノト確信ス⁽⁴⁵⁾」と豪語している。1931(昭和6)年に愛知県の蚕種製

造者（9人）が生糸製造者（14人）の委託を受けて製造する普通春蚕種の中に、「O×B」種が存在する⁽⁴⁶⁾。大参八郎製造品種であろう。大参八郎の製種高は、1931（昭和6）年242,140グラム、1932（昭和7）年258,900グラム、1933（昭和8）年122,725グラムである⁽⁴⁷⁾。1931、32年から1933年にかけて大参蚕種製造所の製造高は半減し、愛知県内において第20位から第31位に順位が下降している。但し、愛知県の蚕種製造者（実数）は、1932（昭和7）年度に198人存在しており、大参八郎は名柄品種を有する、愛知県内の有力蚕種家といえよう。大参八郎は、種繭分場地として1933（昭和8）年に八丈島（71戸、1,500貫）に進出する⁽⁴⁸⁾。なお、大参の蚕種経営が蚕種販売先として大きく依存する片倉製糸との関係が断絶することになれば、大きな影響を被ることは必至であろう。

1932（昭和7）年度春蚕白繭種の内、地方蚕種（支欧・支支8,000枚）を希望する片倉製糸所は、三原製糸所（広島県三原市）2,000枚、岩手県是製糸株式会社高田・千厩工場（岩手県気仙郡高田町、東磐井郡千厩町）3,000枚、備作製糸株式会社岡山工場（岡山県岡山市）3,000枚である。本社査定第1案・査定第2案共に上記3製糸所（傍系製糸株式会社共）の申請通りであった。なお、片倉八王子製糸所は、1927（昭和2）年春蚕期に「製糸所トシテ青熟系統ノ日支ヲ奨励シ日一系ヲ排斥シ神奈川県下製造ノ青熟×諸桂ノ蚕種ヲ購入シ各組合へ配布⁽⁴⁹⁾」していた。八王子製糸所は、神奈川県に特約地盤を有し、同県内の蚕種製造家から蚕種を購入し、特約組合へ配付していたようである⁽⁵⁰⁾。

1932（昭和7）年度の購入社外春蚕黄繭種のうち、河田逸（悦）治郎製造の多糸量品種・「アスコリ（黄繭）×98号」（45,400枚）を平野製糸所（長野県岡谷市）200枚、八王子製糸所（東

京都府南多摩郡小宮町）700枚、仙台製糸所（宮城県仙台市）5,000枚、岐阜田中製糸所（岐阜県岐阜市）200枚、宇佐製糸所（大分県宇佐郡北馬城村）3,000枚、大分製糸所（大分県大分市）5,000枚、鳥栖製糸所（佐賀県三養基郡鳥栖町）10,000枚、熊本製糸所（熊本県熊本市）2,500枚、多摩製糸株式会社（東京府西多摩郡熊川村）3,000枚、片倉江津製糸株式会社（島根県那賀郡江津町）2,000枚、長崎製糸株式会社（長崎県北高来郡諫早町）1,800枚、薩摩製糸株式会社（鹿児島県鹿児島市）12,000枚が夫々希望していた。九州地方所在の鳥栖製糸所と薩摩製糸株式会社は、河田製春蚕黄繭種の希望・申請数量が各1万枚台に及び、希望数量の多さが一段と際立っている。1932（昭和7）年度において、鳥栖製糸所は、西日本所在の片倉諸製糸所の中で最大の製糸工場であり、薩摩製糸株式会社がこれに次ぐ規模であったこと、また両者共春蚕消費繭総量の内、黄繭が前者の3分の2、後者8割強を占めている⁽⁵¹⁾ことから、黄繭種の大量購入に繋がったものといえよう。

河田製黄繭種「アスコリ（黄繭）×98号」の各所希望数量に対して、本社査定第1案では、24,000枚に略半減する。個別に検証すると、この社外製蚕種の希望購入量が数百枚と少ない平野製糸所、八王子製糸所、岐阜田中製糸所は何れも申請通りであるが、長崎製糸株式会社が若干減少するほかは、他の7製糸所すべてが半減となる。本社査定第1案の社外蚕種の削減対象品種は、その6割を占めるこの「アスコリ（黄繭）×98号」であった。本社査定第2案では、「アスコリ（黄繭）×98号」をすべて削減している。

「アスコリ黄繭」は、河田悦治郎が1913（大正2）年頃からアスコリ種を多数一蛾育を行い、多糸量を目標として淘汰改良を加えて育成した一化性欧州黄繭種で、昭和初年に特色ある優良

品種として全国的に注目されるようになった⁽⁵²⁾。「アスコリ黄繭×98号」は、繭層量50cg以上、繭層歩合20%以上で、当時としては最多糸量種であったが、虫質は余り強健ではなく、小類点も最優秀とは言えなかった点が欠点であったといわれている。1926（昭和元）年に「アスコリ黄繭」の原蚕種製造量は26,000蛾であった。「98号」に関しては、前述の如くである。交雑種「アスコリ黄繭」は、愛知県において製造順位が1929（昭和4）年～1933（昭和8）年に第1位を占めていた⁽⁵³⁾。

片倉製糸の諸製糸所（傍系製糸会社を含む）の内、河田製の「アスコリ黄繭×支98号」（反交）配付の製糸所としては、八王子製糸所（東京府南多摩郡小宮町）が1930（昭和5）年に特約組合に「支98号×アスコリ黄繭」270枚⁽⁵⁴⁾、翌31（昭和6）年に「支98号×アスコリ黄繭」1,500枚⁽⁵⁵⁾を各配付する。同製糸所は、1930年には特約組合79組合に春蚕種として7,820枚（框製換算）を配付する。この内、「支7号×欧7号」5,000枚（社製蚕種）、「豊白×瑞祥」750枚（社製蚕種）、「支98号×アスコリ黄繭」（河田製）270枚、「ビジャロ×キネーゼ」（イタリア輸入）1,800枚であったことから、「支98号×アスコリ黄繭」種の配付割合は、上記春蚕種全体の3.5%にとどまる。一方、片倉社製蚕種の配付割合は、73.5%に上る。翌31年には、特約養蚕組合111組合に春蚕種として「豊白×瑞祥」5,000枚（社製蚕種）、「豊黄×瑞祥」2,000枚（社製蚕種）、「支98号×アスコリ黄繭」（河田製）1,500枚、「輸入バラ」240枚を配付する。「支98号×アスコリ黄繭」種の配付割合は、春蚕種配付全体の17.2%であった。片倉社製蚕種の配付割合は、80.1%を占める。この八王子製糸所の社製蚕種の配付増加は、片倉製糸が片倉優良蚕種の統一を達成する行程と正に軌を一にしているといえよう⁽⁵⁶⁾。その

一面で、河田製蚕品種の人気の根強いことも示している。八王子製糸所以外にも、河田製蚕種を配付していることが判明する。即ち、仙台製糸所（宮城県仙台市）は、1930（昭和5）年に春蚕種として支欧黄繭種（「アスコリ黄繭×支98号」）河田製100箱（欧母5匁入）を配付し、翌31（昭和6）年にも春蚕種「アスコリ黄繭×支98号」（河田悦治郎製）5,260枚を配付する⁽⁵⁷⁾。更に、片倉江津製糸株式会社は、1931（昭和6）年に河田悦治郎製の春蚕種黄交「アスコリ黄繭×98号」と「支13号×欧16号」を配付していた。同社は、2年連続して河田製蚕種の購入を図ったことになる。「支13号」は、1926（大正15）年に輸入された「ジアロ・オロ・キネーゼ」種を蚕業試験場で飼育し、同熊本支場で改良して1928（昭和3）年に配付した一化性支那金黄種である⁽⁵⁸⁾。過渡的には功績のあった品種であるが、その後改良された「支14号」（1929年）、更に「支16号」（1933年）が配付され、「支13号」を凌ぐ優良品種が現れたために長くは使用されなかった。「欧16号」は「支13号」同様、1926（大正15）年に輸入された「ジアロ・アスコリ」種を蚕業試験場で飼育し、同熊本支場で改良したものを1931（昭和6）年から配付した一化性欧州黄繭種である。「支13号×欧16号」は、「郡是黄×S号」と共に河田悦治郎育成の「アスコリ黄繭×支98号」に続く多糸量系の黄繭種であった⁽⁵⁹⁾。片倉江津製糸株式会社は、1931（昭和6）年以前には社外蚕種として豊受社・松田製蚕種を配付していた。この点後述。鳥栖製糸所は、1930（昭和5）年春蚕期に河田製蚕種と「京都蚕種」（向仲愿吾製若しくは新綾部製糸製カ）の優良蚕種を特約組合に4,700余枚配付し、「其成績頗ル佳良ナリシヲ以テ一般蚕業界ニ非常ナル衝動ヲ与ヘ品種改善ノ声漸ク盛ントナレリ」という成果を生んでいる⁽⁶⁰⁾。但し、同製糸所は、河田製春蚕

種に生じた欠点として、「初秋日欧」種と共に煮繭抵抗強く、解舒不良を挙げていた。また、薩摩製糸株式会社鹿児島工場では、1929（昭和4）年の春蚕期に河田製「アスコリ黄繭×支98号」（框製1,200枚）を配付する⁽⁶¹⁾ほか、翌30（昭和5）年4月1日に春期蚕業技術員会を開催し、飼育・桑園其他当面の諸問題について協議を行った際に、河田蚕種製造所の保浦五右衛門より「アスコリ黄繭×98号」の飼育要点に関する講演がなされた⁽⁶²⁾。更に、同年6月18日に同社板山工場長と光永蚕業主任は、蚕種選定視察のために出発し、松田（源治）、向仲（愿吾）、河田（悦治郎）、大参（八郎）、片倉普及団沼津出張所、片倉普及団松本本場、九州蚕種株式会社を巡り、同月27日に帰社する。最善の蚕種購入を実現するために、周到に各地社内外の蚕種製造所の視察を実施していたのである。他の片倉諸製糸所においても、同様の行動をとっていたものと思われる。

1937（昭和7）年度の社外春蚕黄繭種として、松田源治（兵庫県養父郡広谷村）製造の「豊黄×松金」2,500枚を希望していた片倉製糸系製糸所としては、大分製糸所（大分県大分市）2,000枚と備作製糸株式会社岡山工場（岡山県岡山市）500枚である。片倉本社査定第1案・査定第2案共に両製糸所の申請通りの内容であった。松田源治（豊受社長）の蚕種製造高は、1921（大正10）年11,702枚、1924（大正13）年23,107枚、1927（昭和2）年32,352枚、1929（昭和4）年35,078枚、1930（昭和5）年2,486,680枚、1931（昭和6）年965,078グラム、1932（昭和7）年542,165グラム、1933（昭和8）年634,207グラムである⁽⁶³⁾。松田源治の製種高は、1920年代に急増し、1930（昭和5）年には兵庫県内の蚕種製造会社・山陰蚕種株式会社を抜き、県内第1位（全国では第21位）となる。1930年代に入るも、県内第1位の蚕種製造規模を維持

しつつも、1931年をピークに減少・停滞し、全国31～37位に下降する。松田源治が、兵庫県内の有力蚕種製造家であることに変りはない。製糸家の蚕種製造委託を受けて、松田は蚕種製造経営を拡大してきたのであろう。「豊黄」は、片倉製糸が「アスコリ・ピチェノ」種を改良し、「豊黄」と称し1928（昭和3）年から採用した一化性欧州黄繭種である⁽⁶⁴⁾。この蚕品種は、糸量が多い黄繭種である。片倉製糸開発のこの品種の交雑種「豊黄×瑞祥」は、春蚕専用の黄繭種で、繭重が重く、収繭量が多い。織度太く太糸用に適するが、小節点及び解舒率が十分でなかったという。片倉製糸が松田源治に「豊黄」（原蚕種）を提供したのであろう。「松金」は、松田源治の製造に係る一化性支那金黄繭種の改良種⁽⁶⁵⁾、「豊黄×松金」は、「アスコリ黄繭×支98号」同様に多糸量黄繭種といえよう。豊受社・松田源治製造の春夏秋蚕種を、「飼育容易病毒皆無 天下無比⁽⁶⁶⁾」とも、また同社を「育蚕ノ真理ヲ窮メ天与ノ蚕桑地ニ生レタルハ我カ社也⁽⁶⁷⁾」と高唱する。また松田源治は、『大日本蚕糸会報』において不良蚕種の焼棄と蚕糸業法（蚕種専売法）の不備を主張、糾弾していた⁽⁶⁸⁾。即ち、1919（大正8）年の蚕種製造予想高457万枚余、この内過剰蚕種は124万枚以上にのぼる。蚕種製造高の4割（162万枚余）が優良種で、その3割（121万枚余）が普通品、残る3割（121万枚余）が不良蚕種で、掃立蚕種にはこの優良種と普通品で事足り、不良蚕種は全く不用である。蚕糸業法（蚕種専売法）の不備・不便が不良蚕種をして「法令の保護の許に公然天下を横行濫保する」要因であるという。不良蚕種の問題は、松田にとって「不良なる夥多の過剰蚕種有るが為に、養蚕家を惑はせ、病毒を蔓延せしめ、仲買奸商を跋扈せしめ、同業者相喰み、斯業界の秩序は之によりて錯乱せらるるに至る」上に、「国家の損害」

を齎す由々しきことであった。松田源治＝優良蚕種家の自負と不良蚕種問題を抱える蚕界への深い憂慮の発露といえよう。

松田源治は、褒賞として大日本蚕糸会品評会優等賞牌受領、全国繭蚕種品評会優等賞牌受領、兵庫県農会主催連合共進会1等賞牌受領、三重県主催関西府県連合共進会二等賞受領、養父郡農会主催繭蚕種品評会1等賞受領（数回）、大日本蚕糸会島根、埼玉、滋賀、新潟、熊本、徳島、岐阜、下野、宮崎、山口、茨城各支会品評会に於て何れも2等賞受領する⁽⁶⁹⁾。松田は、蚕種製造や伝習生養成・教師派遣のほか、蚕具（専売特許第21138号松田式蜈蚣簇製造器、専売特許第26473号松田式補温排湿器）、桑苗（自社農園栽培）の販売を行う⁽⁷⁰⁾。また、出張代理店として宮崎県佐土原町（大野瀬太郎）、島根県米子岩倉町（大 豊吉）に設置する。この九州・中国地方の販売拠点を通じて、養蚕農民・蚕種商人への販路を確保していたのであろう。松田源治は1930（昭和5）年現在、兵庫県城崎・養父両郡内に「蚕児飼育分場」（種繭分場）組合を9ヶ所（組合員208人）設けている⁽⁷¹⁾。即ち、戸倉・道谷分場組合（城崎郡余部村戸倉、道谷）組合員33人、下ノ浜分場組合（同郡香住町下ノ浜）組合員27人、七日市分場組合（同郡香住町七日市）組合員11人、上計分場組合（同郡口佐津村上計）組合員14人、浦上分場組合（同郡口佐津村浦上）組合員30人、無南垣分場組合（同郡香住町無南垣）組合員25人、蔵垣分場組合（養父郡西谷村蔵垣）組合員22人、岡分場組合（同郡大蔵村岡、芳賀野）組合員22人である。城崎郡を中心に城崎・養父両郡内に種繭分場を展開する。城崎郡海岸部地方と養父郡山間地方は、兵庫県内の代表的種繭分場地である⁽⁷²⁾。

松田源治（豊受社）製蚕種を特約組合に配付する片倉諸製糸所としては、仙台製糸所（宮城

県仙台市）が1930（昭和5）年に春蚕「支欧黄繭」種50オンス⁽⁷³⁾、上井製糸所（鳥取県東伯郡日下村）が1929（昭和4）年に春蚕黄繭種320オンス⁽⁷⁴⁾を各配付する。後者に関しては、その飼育過程において「松田製モ総体ニ發育佳良ナリシモ欧母体ノモノハ五令ニ至リ幾分ノ病斃蚕ヲ見タリ」とする症状が現れていた。また、片倉江津製糸株式会社（島根県那賀郡江津町）は、1929、30両年に松田製蚕種を配付するが、1929（昭和4）年の初秋期に「松田蚕種 貯蔵、浸酸ノ保護関係ヨリ發生不揃ナリシ⁽⁷⁵⁾」とか、翌年春蚕期に「一部ノ（特約）組合ニ於テ松田蚕種ノ蟻蚕斃死並ニ壮蚕期多少ノ斃死ヲ出シ同蚕種ノ約一割五分ノ減収ヲ見タルヲ遺憾トス⁽⁷⁶⁾」という状態が生じている。上記両年共に2回宛、片倉江津製糸株式会社は、豊受社・松田義雄を講師として各特約組合において蚕業講話会を開催するなど、松田製蚕種の購入と飼育技術依存を深めているが、限らずしも十分な効果を得るに至らなかったためか、片倉江津製糸株式会社は、前述の如く、社外春蚕種を河田製蚕種に変えていた。松田源治は、1929～36年に片倉製糸紡績^(株)の株主（株式5株）である⁽⁷⁷⁾。片倉製糸と兵庫県内の有力蚕種家・松田源治の蚕種を媒介とした継続的な取引関係を示唆している。

1932（昭和7）年度社外春蚕黄繭種として、神戸八十八（愛知県東春日井郡篠岡村）製造の「アスコリ×K88号」1,000枚を長崎製糸株式会社諫早工場（長崎県北高来郡諫早町）が希望・申請する。本社査定第1案・第2案共に申請却下となる。神戸八十八（神盛館）の蚕種製造高は、1919（大正8）年10,814枚、1921（大正10）年16,886枚、1924（大正13）年20,000枚、1927（昭和2）年27,048枚、1929（昭和4）年39,587枚、1930（昭和5）年2,704,571蛾、1931（昭和6）年1,099,999グラム、1932（昭和7）年552,700グラム、1933（昭和8）年499,575グラ

ムである⁽⁷⁸⁾。神戸八十八は、製種高が1920年代に入り急増し、1930（昭和5）年には河田悦治郎、三龍社、清栄館に次ぐ愛知県内第4位（全国では第19位）を占める大蚕種家である。神戸八十八製造の交雑種「アスコリ×K88号」は、多糸量黄繭種である。河田悦治郎開発の「アスコリ黄繭×98号」と同系統の品種といえよう⁽⁷⁹⁾。「アスコリ」は、愛知県蚕業試験場において1927（昭和2）年頃に輸入アスコリ種を改良して配付した品種である⁽⁸⁰⁾。この性状は他のアスコリ系の蚕種に類似し、飼育経過長く、糸量が多い。創業明治25年の神盛館・神戸八十八は、愛知県中京蚕種同業組合長、愛知県会議員を務め、「中京蚕種同業組合にては「製糸の能率増進と蚕品種の関係」に就て大正八年以来調査研究を継続し品種の改善に努力せしが同十一年春蚕一化性黄繭種（アスコリー黄繭、純支金黄繭の一代交配種）により理想に近き良種を選出し爾来之れを養蚕家製糸家に就て大量的試験を重ねし結果製糸原料繭として最も優秀なる成績を挙げし為め之に力を得て改善に淘汰に努めし」と述べている⁽⁸¹⁾。こうした蚕品種の改善・淘汰の1つの成果として神戸八十八開発の多糸量黄繭種「K88号」が出現したのであろう。愛知県において、「K88号×アスコリ黄繭」（反交）種の製造高は、1928（昭和3）年13,583枚（県内第9位）、1929（昭和4）年30,456枚（県内第9位）、1931（昭和6）年86,169枚（県内第3位）、1933（昭和8）年50,124枚（県内第4位）であった⁽⁸²⁾。

神戸八十八は、種繭分場地として1937（昭和12年）に沖縄に進出・設置するに至る⁽⁸³⁾。神戸八十八は、1925（大正14）年に製糸会社への蚕種販売を開始する⁽⁸⁴⁾。神戸は、河田悦治郎同様、多糸量黄繭種を開発し、製糸資本と連繫することで蚕種製造規模を拡大していったことであろう。神戸や河田の属する中京蚕種同

業組合では、1927（昭和2）年春に組合員の製糸会社への蚕種販売割合は、全体の41%、翌年春蚕種においては65%、夏秋蚕種では30%に及んだという。

1932（昭和7）年度社外春蚕黄繭「地方蚕種」（支欧）14,000枚を希望した片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）は、岩代製糸所（福島県郡山市）3,000枚、仙台製糸所（宮城県仙台市）3,000枚、姫路製糸所（兵庫県姫路市）1,000枚、大分製糸所（大分県大分市）1,000枚、備作製糸株式会社作州工場（岡山県真庭郡落合町）1,500枚、長崎製糸株式会社（長崎県北高来郡諫早町）4,500枚である。片倉本社第一案では、上記諸製糸所の中で唯一長崎製糸株式会社の申請枚数が1,000枚削減され、3,500枚となる。長崎製糸株式会社以外は、申請通りである。従って、本社査定第1案の6製糸所の申請枚数は、合せて13,000枚となる。本社査定第2案は、査定第1案と同一である。1931（昭和6）年度社外夏秋蚕種・1932（昭和7）年度社外春蚕種共、「地方蚕種」に関しては、上記長崎製糸株式会社の場合を除くと、各製糸所申請通り蚕種購入が本社査定第1案・第2案何れも承認されていた点が特徴的である。地方的利害への配慮若しくは繭特約取引拡大の手段の観点等から判断されたのであろう。愛知県の著名な大蚕種家を中心に京都府、兵庫県、長野県の蚕種製造業者の「名柄品種」を日本各地の片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）を通じて片倉製糸傘下特約組合に配付すると同時に、地元の蚕種家製造の蚕種を配付していたことが分かる。

上記以外の地方蚕種家などを若干遡って、判明する限り摘記してみよう。前出の仙台製糸所（宮城県仙台市）は、1929（昭和4）年社外春蚕種として支欧黄繭種・新綾部製糸所製500オンス、支欧黄繭種・菊田宅蔵製188枚、日支白繭種・菊田宅蔵製217枚、日支白繭種・大槻太

郎製 250 枚を特約組合に配付していた⁽⁸⁵⁾。新綾部製糸所とは、蚕種業兼営大製糸の新綾部製糸株式会社（京都府何鹿郡綾部町）であり、関西有数の製糸会社である。菊田宅蔵と大槻太郎は、地元の蚕種製造者と思われる。

新綾部製糸株式会社は、生糸商社・神栄株式会社を中心となって、経営不振に陥った綾部製糸株式会社を 1928（昭和 3）年 5 月に引き継ぎ、改組・再発足した製糸会社である⁽⁸⁶⁾。新綾部製糸は、本社に蚕事課、沖縄に蚕種製造場を設置し、京都府と兵庫県に種繭分場を開設していた。種繭分場に関しては、新綾部製糸株式会社は、1930（昭和 5）年現在、京都府内に 15 ケ所（組合員 308 人）、即ち和木第一分場組合（何鹿郡小家村字和木）組合員 17 人、市志分場組合（同郡中上林村小字市志）組合員 17 人、老富分場組合（同郡奥上林村字老富）組合員 50 人、古和木分場組合（同郡同村小字古和木）組合員 18 人、光野分場組合（同郡同村小字光野）組合員 22 人、安場分場組合（同郡中筋村字安場）組合員 34 人、東神崎分場組合（加佐郡神崎村字東神崎）組合員 43 人、松下分場組合（同郡由良村小字松下）組合員 16 人、東崎分場組合（同郡同村小字東崎）組合員 18 人、港分場組合（同郡同村小字港）組合員 12 人、小寺分場組合（与謝郡栗田村字小寺）組合員 14 人、上司分場組合（同郡同村字上司）組合員 11 人、新宮分場組合（同郡同村字新宮）組合員 13 人、住山分場組合（同郡野間村小字住山）組合員 7 人、吉野分場組合（同郡同村小字吉野）組合員 16 人、そして兵庫県内に 1 ケ所、即ち轟分場組合（養父郡関ノ宮村轟）組合員 32 人を設置する。新綾部製糸株式会社は、種繭分場地を地元の京都府内、特に何鹿郡を中心に加佐・与謝両郡に展開し、兵庫県内にも一部進出する。上記の何鹿郡奥上林村山間部地方、加佐郡山良村・神崎村地方、与謝郡栗田村海岸部地方などは、京都府

内の代表的種繭分場地である⁽⁸⁷⁾。新綾部製糸株式会社の蚕種製造高は、1928（昭和 3）年 116,637 枚、1929（昭和 4）年 116,636 枚、1930（昭和 5）年 5,021,171 蛾、1931（昭和 6）年 3,664,805 グラム、1932（昭和 7）年 3,033,555 グラム、1933（昭和 8）年 3,699,942 グラムである⁽⁸⁸⁾。新綾部製糸株式会社の製種高は、綾部製糸株式会社繰業時以来、京都府内第 2 位を占め続け、第 1 位は郡是製糸である。この全国順位では、新綾部製糸は、1931（昭和 6）年に前年の第 8 位から第 3 位に躍り出る。片倉製糸、郡是製糸に次ぐ、蚕種製造高を誇る。新綾部製糸は、綾部製糸株式会社以来開発・育成した各種蚕品種の中で、春蚕黄繭種としては「綾黄」、「金光」を挙げることができる⁽⁸⁹⁾。前記新綾部製糸株式会社製支欧黄繭種は、上記両品種交雑種と思われる。「綾黄」は、1923（大正 12）年輸入のイタリア産グランサッソ種から淘汰選出された一化性欧州黄繭種である⁽⁹⁰⁾。この蚕品種の性状は飼育容易、繭層量多く、類節点と糸条斑点が優れている点に特徴がある。また「金光」は、（河田悦治郎の 98 号）×（イタリア産キネーゼ・オロ・プーロ種）から育成した一化性支那金黄種である⁽⁹¹⁾。この蚕品種の性状は、繭層量が多く、小類点と糸条斑点が優れている。上記両蚕品種共、1937（昭和 12）年に原蚕種管理品種欧 20 号と支 18 号に指定される。両品種の交雑種「綾黄×金光」（反交）は、糸量多く、糸質に優れていた。「金光×綾黄」は、既述の河田悦治郎や神戸八十八製蚕種と同様に多糸量黄繭種であるといえよう。

片倉製糸開発の優良黄繭種は、1928（昭和 3）年に採用の「豊黄」と「瑞祥」であったが、片倉製糸の主力蚕種は、優良白繭種の開発に向かうことになるため、同社の主要な黄繭系交雑種・「豊黄×瑞祥」が上記社外製優良多糸量系黄繭種を凌ぐまでの特性を実現するには限界が

あったようである。

更に、地方蚕種家としては、片倉三原製糸所（広島県広島市）に1931（昭和6）年3月26日に蚕種製造家の本山貞市（岡山県真庭郡河内村）が蚕種取引の交渉と養蚕教師採用に付いて来訪する⁽⁹²⁾。本山貞市（本山蚕種製造所）は、三原製糸所の指定蚕種家として地歩を固める一方で、備作製糸株式会社作州製糸所（岡山県真庭郡落合町）とは従来、本山貞市製造蚕種の取引を継続してきたが、逐年取引蚕種数量が減少してきたために、本山より「爾今取引破約ノ申出デ」をする⁽⁹³⁾。備作製糸株式会社はこの申出に対し、社製蚕種の統一の上で好都合と判断し、「先方ノ要求通り取引ヲ断ツ事ニ回答ヲナ」す。三原製糸所は、前年の1930（昭和5）年6月8日に御法川式多糸繰糸機240釜を設置し、同年の生産生糸は、白繭糸特に白21中生糸生産に集中するようになる。その一方で、備作製糸株式会社作州工場は、前年より一層進んで黄21中生糸生産に殆ど特化するようになることから、本山貞市製造の蚕種は白繭種中心であった可能性を窺わせる。本山貞市（本山蚕種製造所）の製種高は、1920（大正9）年の25,228枚から1925（大正14）年40,534枚、1928（昭和3）年51,829枚、1931（昭和6）年601,649グラム、1933（昭和8）年538,192グラムである。1920年代に本山の蚕種製造高は急増し、岡山県第1位の製種家となり、県内第2位の蚕種家（康広 操又は尾上玉市）とは特に1930年代に入り、格段の製造規模格差が生じていた。「確信蚕種製造⁽⁹⁴⁾」を行う本山の蚕種製造高は、1931年に全国第32位であるとはいえ、地元の有力蚕種家である。

片倉高知製糸所（高知県高知市）が1930（昭和5）年春蚕期に特約組合配付の蚕種の中で特に「伊太利バラ」、「瑞祥×豊白」と共に「伊黄繭×純支金黄」種は、「優良ナル成績ヲ得タ

リ」という⁽⁹⁵⁾。この「伊黄繭×純支金黄」種については、前述の河田悦治郎や神戸八十八同様に愛知県の多糸量黄繭種開発者として高野耐三製造の「伊黄繭」、「支金黄」、合資会社野田原蚕種製造所製造の「純支金黄」、近藤作一・岩塚藤重製造の「純支金黄繭」などが知られている⁽⁹⁶⁾。何れも支那種は支金黄系、欧州種はアスコリ系で共に異名同種と思われるものが多いといわれている⁽⁹⁷⁾。上記交雑種に最も該当する蚕種製造者としては、両蚕品種開発の高野耐三と推測できる。愛知県において1931（昭和6）年に蚕種製造者が生糸製造者の委託を受けて製造した春蚕種（普通蚕種）の交雑種に「支金黄×伊黄繭」があり⁽⁹⁸⁾、また愛知県において1927（昭和2）年の蚕種製造高第9位に「支金黄繭×伊黄繭」（8,818枚）がある⁽⁹⁹⁾。「支金黄」、「伊黄繭」共に高野耐三が1921（大正10）年頃にイタリア見学中に収集した蚕種から淘汰選抜した一化性支那金黄種及び一化性欧州黄繭種で、両品種共糸量の多さを特徴としており、前者の虫質は比較的強健であったという⁽¹⁰⁰⁾。また、「伊黄繭×支金黄」は、当時としては多糸量の品種として注目された一代交雑種の1つであった。高野耐三の製種高は、1930（昭和5）年1,464,734蛾である⁽¹⁰¹⁾。高野は、愛知県内第12位の有力蚕種製造者であった。

その外に、上述の片倉江津製糸株式会社（島根県那賀郡江津町）は、1931（昭和6）年の晩秋期に中島製「日110号×支105号」を特約組合に配付している⁽¹⁰²⁾。「日110号」は、岐阜県の玉置芳兵衛の「二化性中巢」種を1915（大正4）年に蚕業試験場松本支場が譲り受け、繭層量及び繭層歩合の改良淘汰を行い、1925（大正14）年に「日110号」として配付された⁽¹⁰³⁾。二化性日本白繭種（夏秋用）である。「支105号」は、1927（昭和2）年に長野県松本市の多

田助一郎の支那二化性白繭種を蚕業試験場松本支場にて譲り受け、繭形不整な短俵形繭から楕円形に選出し、1929（昭和4）年～1936（昭和11）年の間に、「支105号」として配付した二化性支那白繭種である⁽¹⁰⁴⁾。繭解舒は良好であった。「日110号×支105号」種の製造蚕種家・中島は明確には特定できないが、地元（島根県）の有力蚕種家若しくは「日110号」と「支105号」の育成が両者共蚕業試験場松本支場（長野県松本市）であることから、長野県内の蚕種製造業者・中島精一（長野県小県郡塩尻村）、中島金一郎（長野県下伊那郡龍丘村）とも考えられる。この両者の蚕種製造高は、1930（昭和5）年と翌31（昭和6）年にそれぞれ中島精一が606,350蛾、161,189グラム、中島金一郎が300,013蛾、113,341グラムである⁽¹⁰⁵⁾。兩人共、長野県内の有力蚕種家である。なお、中島金一郎は、1929～1936年に片倉製糸紡績(株)の株主（株式20株）であった⁽¹⁰⁶⁾ことから、長野県内の蚕種家とすれば、中島金一郎の可能性が高い。但し、「日110号×支105号」種の製造委託を製糸家から受けた蚕種製造業者は、島根県内は固より諸県に及んでいた⁽¹⁰⁷⁾ことから断定することはできない。

なお、1930（昭和5）年5月17日開催の片倉製糸取締役会において、「茨城県製造蚕種購入ノ件」について審議されている⁽¹⁰⁸⁾。その内容は、「優良蚕種家三名ヲ指定シ一名ヨリ一千枚宛（明春蚕支欧白交雑種及本年秋蚕種ヲ五百枚宛）三千枚ヲ購入シ土浦、取手、下館ノ三出張所ニ於テ配布セシムルコト」とするものであった。茨城県内の優良蚕種家3名を片倉製糸の指定蚕種家に指名して、1931（昭和6）年春蚕支欧日交雑種及び前年の30（昭和5）年秋蚕種を各500枚宛、合せて年間1,000枚、3名分合計3,000枚を購入し、茨城県を特約地盤としていた、長野県諏訪地方所在の片倉平野製糸所（長

野県岡谷市）所属の土浦出張所（茨城県土浦町）と片倉尾沢製糸所（長野県岡谷市）所属の取手出張所（茨城県北相馬郡取手町）及び片倉川岸製糸所（長野県諏訪郡川岸村）所属の下館出張所（茨城県下館町）を通じて、特約養蚕組合にこの購入蚕種を配付しようと図る。この案件は、片倉製糸取締役会において「承認」される。上記蚕種家3名については不明であるが、茨城県内の主要な蚕種家としては、1930（昭和5）年に土浦町の豊島庄十郎（蚕種製造高660,857蛾）、下館町の茨城県是製糸会社（同625,729蛾）、結城郡絹川村の柴周年（同592,678蛾）、同村の宮田茂一郎（同353,071蛾）、真壁郡黒子村の堤惣治（同338,912蛾）、西茨城県北川根村の上野稔（同328,951蛾）、真壁郡上妻村の中村七三郎（同317,814蛾）などを挙げることができる⁽¹⁰⁹⁾。

以上改めて、片倉諸製糸所（研究所・傍系製糸会社を含む）が社外蚕種、即ち「銘柄品種」をもつ著名な大製種家や地方蚕種家からの購入を希望・申請する蚕品種数（「地方蚕種」については、片倉各製糸所が1品種を選定すると仮定する）は、既述21製糸所（傍系製糸会社は、複数製糸工場であっても1製糸所と数える）の内、1品種・10製糸所、2品種・4製糸所、3品種・4製糸所、4品種・1製糸所、5品種・2製糸所であった。5品種を希望する片倉系製糸所は、備作製糸株式会社と長崎製糸株式会社であり、また「地方蚕種」を3種類以上希望・申請する片倉系製糸所は、上記備作製糸株式会社と長崎製糸株式会社及び岩手県是製糸株式会社であった。岩手県是製糸株式会社は、希望する社外蚕種3種類すべてが「地方蚕種」である。このことは、傍系製糸会社の設立経緯を考えると、地方の有力蚕種製造家からの蚕種購入が地方的利害への配慮を優先していたことの反映であろう。また、社外蚕種の購入希望数量の多い片倉

系製糸所としては、薩摩製糸株式会社の22,500枚を筆頭に鳥栖製糸所16,500枚、長崎製糸株式会社12,650枚、大分製糸所9,500枚、仙台製糸所8,000枚、岩手県是製糸株式会社7,500枚、備作製糸株式会社7,100枚、岩代製糸所7,000枚、大宮製糸所7,000枚、熊本製糸所6,000枚、姫路製糸所4,100枚と続く。傍系製糸会社が上位に名を連ねている。この背景には、地方により事情は異なるとはいえ、自社の多糸量品種（特に黄繭種）を補い、また他社との対抗上において知名度の高い「名柄品種」を購入する一方で、地元蚕種の購入という地方的利害への配慮（乃至繭特約取引拡大の手段）が重なり、その結果、社製蚕種の統一が遅れ勝ちにもなることが考えられる。

社外蚕種の購入を希望する上記21製糸所の内、「地方蚕種」のみを希望する7製糸所と全国的に名の知られた大蚕種家製造の「銘柄品種」のみを希望する8製糸所及び「地方蚕種」と「銘柄品種」の両方を希望する6製糸所に分けられる。社外蚕種の購入は、東北、関東、中部、中国、九州各地方所在の片倉系諸製糸所に及ぶとはいえ、九州地方では「地方蚕種」のみを購入する片倉製糸所はなく、また東北地方では「名柄品種」のみを購入する片倉製糸所はなく、関東地方ではこの両方を購入する片倉製糸所は無い。社外蚕種の購入は、地方毎の事情により、様々なバリエーションが存在するといえよう。

(3) 片倉社製蚕種と社外製蚕種の動向 (1934～36年)

次に、1933（昭和8）年7月18日開催の片倉製糸取締役会において、「明年度春蚕種に関スル件」及び「社外蚕種購入ニ関スル件」などについて審議されている⁽¹¹⁰⁾。

第3表に依って、片倉製糸の1934（昭和9）年度春蚕種配給予定調をみると、「明年度春蚕組合拡張ニ伴フ買入メ数見越六三六メニ対スル所要蚕種数量ハ九十万枚ナリ」との見込の中で、片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）の蚕種配付申込数量は、「今後の見込数量」と合せて、887,810枚（内訳・白繭種531,510枚、黄繭種356,300枚）である。これに対し、社製蚕種供給数量は788,510枚（内訳・白繭種511,510枚、黄繭種277,000枚）、社外製蚕種供給数量99,300枚（内訳・白繭種20,000枚、黄繭種79,300枚）であった。前出第1表の1932（昭和7）年度社外製春蚕種数量と比べ、1万枚余減少（北越蚕種合名会社社製蚕種を除く。以下同）する。この内、社外製白繭種数量は1万7千枚減少し、逆に黄繭種数量は6,400枚増加する。片倉製糸の白繭種増産体制が進んだ結果であろう。社製蚕種は、所要蚕種数量の88.8%（内、白繭種96.2%、黄繭種77.7%）の供給が可能であった。従って、この差額を社外製蚕種に依存することになるが、特に黄繭種の依存度が相対的に高い傾向にある。とは言え、社外製蚕種は、所要蚕種数量の11.2%（内、白繭種3.8%、黄繭種22.3%）を占めるにとどまる。前述の

第3表 片倉製糸の昭和9年度春蚕種配給予定

	所要数量			供給数量			差 引 過不足
	各所申込数	今後所要見込数	計	社 製	社外製	計	
白繭種	477,630枚	53,880枚	531,510枚	511,510枚	20,000枚	531,510枚	—
黄繭種	342,640	13,660	356,300	277,000	79,300	356,300	—
計	820,270	67,540	887,810	788,510	99,300	887,810	—

（資料）『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』

1932（昭和7）年春蚕期同様、地方的利害への配慮等を考慮の上、片倉製糸は、社製蚕種の統一を引続き基本的に達成していたと看做することができよう。なお、上記審議結果は、「更ニ調査ノ上提案スル事」とする。1932（昭和7）年7月8日開催の片倉製糸取締役会に次の議案が提出され、「決定」をみていた。即ち、翌年の1933（昭和8）年度の片倉諸製糸所の春蚕種配給申込数量637,702枚、（内訳・白繭種422,894枚、黄繭種214,808枚）であり⁽¹¹¹⁾、前記1934（昭和9）年度の春蚕種配給各所申込数量と比べ、25万枚余（約1.4倍）増加する。繭特約取引の拡大に照応していよう。

次に、第4表により、上記社外製蚕種の製造者及び購入数量を夫々白・黄繭別に究明することにしよう。この社外製蚕種購入に関しては、「（昭和）九年度春蚕種所要額八十八万枚ニ対シ不足分並地方的関係ニヨル地方蚕種…購入スルコト」としており、「不足分」と「地方的関係」の各数量は明らかではないが、社外製春蚕種購入数量99,300枚の内、白繭種20,000枚を蚕種製造業者4人（社）から、また黄繭種79,300枚を蚕種製造業者9人（社）からそれぞれ購入する予定であった。なお、この社外製蚕種購入に関する片倉製糸の取締役会の審議は、「此予定ニテ目下価格交渉中」との決着をみる。北越蚕種合名会社と新綾部製糸株式会社は、白繭種と黄繭種何れも購入先として名を列ねていた。先

に1931（昭和6）年度夏秋蚕と翌32（昭和7）年度春蚕種の社外蚕種製造者として記述した九州蚕種株式会社がこの時期に片倉製糸の購入者として出現しない理由としては、以下の事情の下にあった。同社は、1933（昭和8）年2月に片倉製糸との間の委任経営契約期限が満了し、同年4月に解散している。そして新会社として同年6月に北九州蚕種株式会社（後に、九州蚕種株式会社に改称）が創立する。創立と共に再び片倉製糸と委任経営契約を締結することになった。そのため、同社の蚕種事業の一時中断をみた時期であったようである。北越蚕種合名会社製蚕種は、今回社外製蚕種として掲載している。

第4表から社外製春蚕白繭種20,000枚（内訳・北越蚕種合名会社製蚕種10,000枚、新綾部製糸株式会社製蚕種5,000枚、古閑辰喜製蚕種2,000枚、日田蚕業株式会社製蚕種3,000枚）、社外製春蚕黄繭種79,300枚（内訳・北越蚕種合名会社製蚕種10,000枚、松田源治製蚕種10,000枚、新綾部製糸株式会社製蚕種5,000枚、河田悦治郎製蚕種30,000枚、長谷川惣市製蚕種5,000枚、原田徳愿製蚕種1,300枚、安東誠製蚕種10,000枚、磯部陸治製蚕種5,000枚、豊永太市製蚕種3,000枚）、合計99,300枚である。上記個別社外製購入蚕種の内、最多は、既述の1932（昭和7）年度社外製購入春蚕種と同様に、河田悦治郎製蚕種であった。この蚕品種名は、

第4表 片倉製糸の社外春蚕種購入（昭和9年度）

	購入数量	蚕種製造者及び購入枚数			
		北越蚕種	10,000枚	古閑辰喜	2,000枚
白繭種	20,000枚	新綾部製糸	5,000		
黄繭種	79,300	北越蚕種	10,000	河田悦治郎	30,000
		松田源治	10,000	長谷川惣市	5,000
		新綾部製糸	5,000	原田徳愿	1,300
計	99,300				

（資料）『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』

明らかではないが、以前同様「アスコリ黄繭×98号」であろう。前出第1, 2表掲載の個別社外蚕種製造者以外に今回新たに登場した社外蚕種製造者は、新綾部製糸株式会社、古閑辰喜、日田蚕業株式会社、長谷川惣市、原田徳愿、磯部陸治、豊永太郎である。

北越蚕種合名会社（新潟県中蒲原郡五泉町）は、片倉製糸が傍系製糸会社の片倉越後製糸株式会社（新潟県中蒲原郡村松町）と片倉共栄製糸株式会社（新潟県中蒲原郡五泉町）の「優良原料獲得並地盤擁護ノ資ニ供セシ」ために、1930（昭和5）年12月16日に翌年1月1日より向こう5年間の蚕種製造委託契約を結んだ蚕種会社である⁽¹¹²⁾。この契約では、北越蚕種合名会社の製造蚕種2万枚（春蚕種18,000枚、秋蚕種2,000枚）を買受る予定であった。片倉越後製糸と片倉共栄製糸の蚕種所要見込枚数35,000枚（春蚕種20,000枚、秋蚕種15,000枚）との差額（15,000枚）、特に秋蚕種との差額（13,000枚）が生じており、両社は春蚕種を中心に北越蚕種合名会社から購入し、残余は片倉社製蚕種の供給によって補うことになろう。上記契約事項に「蚕種ノ保護ハ蚕種会社ノ責任トシ且蚕種ハ当会社ノ指定ニ従ヒ組合ニ配付スルコト」、更に「製造蚕種ノ病毒千分ノ一ヲ超ヘタルモノ並原蚕飼育ノ不良、製造上ノ欠陥等ヲ認メタル時ハ購入セサルコト」、また「蚕種ノ不良又ハ保護不適當ナル為メ違蚕ヲ生ジタル際ハ蚕種会社ニ於テ遅滞ナク之ヲ解決スルコト」と定め、片倉側＝片倉越後製糸・片倉共栄製糸の強力な指導下に蚕種の十全な製造・管理を求め、病蚕・違蚕などの不具合が生じた際には北越蚕種合名会社の責任に帰することが明示されている。

片倉越後製糸(株)の1929（昭和4）年度の特約組合の蚕種統一状況は、春期に「関係ナキ蚕種」が95%を占め、会社製蚕種は5%にすぎな

かった⁽¹¹³⁾。特約養蚕組合員と後述の地元有力蚕種家である松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎等との緊密な関係を暗示する。上記契約締結によって、「関係ナキ蚕種」の大幅減少と指定蚕種乃至社製蚕種の統一に向けて大きく前進することは疑いないところであろう。なお、同年度夏秋期においては会社製蚕種が41%、指定乃至承認蚕種51%であり、「関係ナキ蚕種」は僅かに8%にすぎなかった。先の契約が北越蚕種合名会社製造蚕種の内、秋蚕種が2,000枚に留まったのは、片倉社製蚕種の配付が進展していたことと関連していよう。

北越蚕種合名会社は、1930（昭和5）年に地元の蚕種家・松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎によって設立する。この3名、特に松田彦平と二宮良吉は、中心的人物として片倉共栄製糸株式会社の創立に積極的に係り、同社の経営陣（取締役）の一郭を占める存在であった⁽¹¹⁴⁾。同時に、新潟県最大の蚕種家・浮須市造（北蒲原郡築地村）も同社監査役に就任する。片倉越後製糸と片倉共栄製糸が原料地盤とする中蒲原郡と北蒲原郡各郡最大の蚕種経営＝北越蚕種合名会社（設立者上記3名）と浮須市造が片倉共栄製糸株式会社の創設に参画し、夫々同社重役に就任している。なお、北越蚕種合名会社の設立と同社への両製糸の蚕種製造委託前に、片倉越後製糸株式会社は、上記山崎新太郎を指定蚕種家とする申請を片倉本社に行い、1929（昭和4）年2月28日開催の片倉製糸取締役会において承認されている⁽¹¹⁵⁾。北越蚕種合名会社の設立に伴い、従来新潟県最大の蚕種家・浮須市造の製種高を上回り、1931（昭和6）年度において一躍県内トップに躍り出る。即ち、同年度の蚕種製造高は、北越蚕種合名会社273,722グラム、浮須市造233,459グラムであった⁽¹¹⁶⁾。この北越蚕種合名会社の製種高は、全国第100位である。但し、翌年、翌々年には浮須市造（浮須蚕

種会社)が巻き返し、首位を奪回することになる。片倉製糸が北越蚕種合名会社より購入予定の春蚕種数量は、前記1931(昭和6)年度春蚕種購入契約数量(18,000枚)よりも2,000枚上回るものの、秋蚕種の購入については不明であるため、春秋蚕種合計購入数量は不確定である。秋蚕種の購入は、皆無の可能性もある。春蚕種に関して言えば、北越蚕種合名会社の蚕種製造能力の上限2万枚を片倉製糸側にて全て購入していたものと考えられる。両社の間に齟齬は、生じていない模様である。

片倉製糸から春蚕白繭種の製造委託を受ける古閑辰喜(熊本県鹿本郡川辺村)は、熊本県蚕種同業組合幹部、鹿本蚕種共同施設組合長、熊本県養蚕業組合連合会副会長、熊本県鹿本郡養蚕業組合長などを歴任する地元の有力蚕種業者である⁽¹¹⁷⁾。古閑の蚕種製造高についてみると、1924(大正13)年10,292枚、1927(昭和2)年12,622枚、1932(昭和7)年103,917グラム、1933(昭和8)年117,443グラムであり⁽¹¹⁸⁾、1933年の製種高は、熊本県内第17位であった。古閑の蚕種経営は、特に「銘柄品種」と呼ぶべき蚕品種の開発も無く、1920年代中頃から1930年代前半にかけて製造蚕種1万枚前後で推移していることから、決して安定しているとはいえず、寧ろ不安定な経営の下にあったことが窺える。片倉製糸への蚕種販売は、古閑の蚕種経営にとって重要性をもつ。即ち、片倉製糸への蚕種2,000枚の販売は、古閑の蚕種製造高の凡そ4分の1を占めていたと思われることから、片倉製糸への依存度が高いといえよう。

1917(大正6)年12月設立の日田蚕業株式会社(大分県日田郡日田町)は、「筑後川ノ上流九州中央ノ高原二位シ蚕種ノ製造ニ絶好適地」にあり、1920(大正9)年当時の蚕種製造は、春蚕種・支欧交雑種、日支交雑種の製造枚数2万枚、原蚕種1千枚、夏秋蚕・日支交雑種、三

元雑種、人工孵化種の製造枚数3万枚、原蚕種2千枚にのぼる⁽¹¹⁹⁾。また日田蚕業(株)は、女子蚕業講習所を併置し、修業年限1ヶ年の女子技術員を養成する。日田蚕業(株)の蚕種製造高は、1919(大正8)年26,101枚、1920(大正9)年18,644枚、1921(大正10)年15,114枚、1926(昭和4)年17,277枚、1930(昭和5)年536,278蛾、1931(昭和6)年141,560グラム、1932(昭和7)年121,890グラム、1933(昭和8)年159,224グラムである⁽¹²⁰⁾。日田蚕業(株)は、1933(昭和8)年の蚕種製造高が大分県内第4位の有力蚕種製造業者である。なお、1939(昭和14)年の日田蚕業(株)の蚕種製造高は、原蚕種2,380蛾、普通蚕種216,090グラム(=617,400蛾)、合計619,780蛾であった⁽¹²¹⁾。日田蚕業株式会社は、1930年代には比較的安定した蚕種経営であったようである。同社は古閑辰喜の蚕種経営同様、片倉製糸への依存度が高い。生糸製造者の委託を受けて蚕種製造を行う、大分県の蚕種製造者は、1931(昭和6)年に3人存在し、普通蚕種の品種は、春蚕種が「国蚕支13号×国蚕欧16号」、夏秋蚕種が「国蚕日110号×国蚕支105号」、「国蚕日110号×国蚕支103号」であることが判明する⁽¹²²⁾。

片倉製糸から春蚕黄繭種の製造委託を受ける安東 誠は、大野製糸株式会社(大分県大野郡井田村)の支配人であった⁽¹²³⁾。幸 大八経営の大野製糸所(創業明治26年3月)が1917(大正6)年4月に株式会社に組織変更し、大野製糸株式会社(社長・幸 大八)となる⁽¹²⁴⁾。その支配人が安東 誠であった。1917(大正6)年度の大野製糸(株)の釜数は456釜、生糸産額31,250斤である。同社は、3年後には釜数550釜、生糸製造高10万斤(商標・山羊印)に増加する。大野製糸株式会社は、蚕種部(養蚕部)を設け、蚕種製造を行う。1920(大正9)年当時、同社は、春蚕種・欧支交雑種、日支交

雑種、製造枚数3万枚、原蚕種2千枚、冷蔵種・日支交雑種、三元雑種、製造枚数2万枚、原蚕種1千枚であった⁽¹²⁵⁾。また、「甲種程度ノ蚕業講習所ヲ設ケ生徒ヲ育成」もしている。但し、大野製糸株式会社は、農商務省編『第十一次全国製糸工場調査』（昭和2年度）に掲載がなく、代りに同社所在地の大野郡井田村に新たに豊中製糸株式会社井田工場（240釜）が登場する⁽¹²⁶⁾。同年に豊中製糸株式会社（社長・小口半七）は、上記井田工場の外、本社工場・中津工場（下毛郡中津町）424釜、柳ヶ浦工場（宇佐郡柳ヶ浦村）268釜、高田工場（西国東郡高田町）172釜、合せて1千釜を超える大製糸資本として大分県内において片倉製糸（宇佐製糸所180釜、大分製糸所955釜）と双璧を成す。豊中製糸株式会社工場は、『第八次全国製糸工場調査』（農商務省編）では252釜にすぎなかったことから、同社が大野製糸株式会社を買収して、工場設備を受け継ぎ、約半分の設備を井田工場として操業し、残る半分の設備を本社工場に増設したのであろう。なお、同社井田工場の「起業年月」は、1923（大正12）年6月である。大野製糸株式会社の倒産は、1921、22年頃であらう。その後、大野製糸株式会社の社長であった幸 大八は、1928（昭和3）年6月に株式会社大野製糸所を再建する⁽¹²⁷⁾。同社は、1930（昭和5）年度に設備釜数54釜、生糸生産量2,290貫（内訳・輸出2,260貫、地遣30貫）であって、小規模ではあるが、その後1930年代半ばにかけて略順調に推移する。

大野製糸株式会社蚕種部の蚕種製造高は、1919（大正8）年度47,821枚、1920（大正9）年39,591枚である⁽¹²⁸⁾が、翌21（大正10）年、翌々22（大正11）年には蚕種製造は確認できず、1923（大正12）年以降、安東 誠（大分県大野郡井田村）が大野製糸株式会社蚕種部を継承した模様で、蚕種の製造を行っている。即ち、安

東 誠（東陽館）の蚕種製造高は、1923（大正12）年34,851枚、1924（大正13）年49,792枚、1925（大正14）年51,595枚、1927（昭和2）年70,150枚、1928（昭和3）年64,766枚、1929（昭和4）年69,212枚、1930（昭和5）年2,129,328蛾、1931（昭和6）年699,870グラム、1932（昭和7）年646,520グラム、1933（昭和8）年675,115グラムである⁽¹²⁹⁾。1920年代中頃には大野製糸株式会社当時の蚕種製造高を上回り、略順調な発展を辿っているといえよう。1939（昭和14）年には、合資会社東陽館は、原蚕種55,664蛾、普通蚕種798,980グラム（＝2,282,800蛾）、合せて2,338,464蛾の蚕種を製造する⁽¹³⁰⁾。安東 誠の蚕種製造高は、1925（大正14）年に大分県是蚕業株式会社（大分県大分市）を抜き、以後増々生産規模格差を拡大し、大分県最大の蚕種製造家の地位を不動のものとする。片倉製糸が購入予定の安東製蚕種1万枚は、安東蚕種経営の5分の1前後を占めている。片倉製糸から蚕種製造委託は、安東（東陽館）の蚕種業経営拡大に資することになったものといえよう。その一方で、蚕種業兼営大製糸資本に依存する蚕種経営の危うさも同時に伴うことになる。1933（昭和8）年度の安東 誠（東陽館）の蚕種製造高は、全国第32位であった。前述の日田蚕業株式会社は、同年大分県内第4位を占める。片倉製糸は、大分県内の上位蚕種製造業者（安東と日田蚕業）から蚕種購入を行うことになるが、片倉製糸の県内特約地盤からみると、宇佐製糸所と日田蚕業、大分製糸所と安東 誠の各蚕種取引関係があったものと思われる。安東 誠（東陽館・館主）は、1920年代半に蚕種年産額5万5千枚、蚕種の販路は、大分県各郡市、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、山口県、広島県に及んでいた⁽¹³¹⁾。この時点では、大分県を中心に九州・中国地方の養蚕農民・蚕種商人への蚕種販売を行っている

たことが判明する。その後、製糸資本への蚕種販売増加が安東蚕種経営の安定・拡大を可能にしたのであろう。なお、安東 誠は、大分県蚕種業組合（昭和7年1月創立）組合長、大分県蚕糸業連盟会（大分県養蚕組合連合会、大分県製糸業組合、大分県蚕種業組合の連合組織、昭和10年3月設立）の常任委員（蚕種代表）及び大日本蚕糸会大分支部商議員などを歴任する、大分県を代表する有力蚕種家である⁽¹³²⁾。

磯部陸治（愛知県知多郡野間村）は、知多郡蚕種同業組合（知多郡一円）組合長を務める愛知県内の有力蚕種家であった。磯部陸治開発の多糸量黄繭種・「愛知金黃」、「62号」は、既述の河田悦治郎や神戸八十八等の育成蚕品種と共に夙に優良品種として知られている。「愛知金黃」は、1927（昭和2）年頃に沖縄産の「支那金黃」から選出した一化性支那金黃種である⁽¹³³⁾。糸量が多く、虫質は比較的強健であった。「62号」は、1927（昭和2）年頃に沖縄産の欧州黄繭種から選出した一化性欧州黄繭種である。糸量の多さを特徴とし、一代雑種（「62号×愛知金黃」）は、当時としては多糸量品種として注目された⁽¹³⁴⁾。「62号×愛知金黃」は、1933（昭和8）年に愛知県内製造蚕種として第5位（46,598枚）にあった⁽¹³⁵⁾。なお、「愛知金黃×国蚕欧7号」の交雑種は、愛知県内製造蚕種として、1929（昭和4）年第8位（35,019枚）、1930（昭和5）年第6位（49,418枚）にあり⁽¹³⁶⁾、翌々年には「62号×愛知金黃」が上記交雑種を凌駕することになる。1937（昭和12）年に磯部陸治は、原蚕種の増殖地として周知の沖縄に進出している⁽¹³⁷⁾。

磯部陸治（磯部蚕種製造所）の蚕種製造高は、1919（大正8）年39,192枚、1921（大正10）年39,505枚、1923（大正12）年45,617枚、1924（大正13）年43,605枚、1925（大正14）年44,139枚、1927（昭和2）年83,165枚、1929（昭和4）年

92,685枚、1930（昭和5）年2,308,944蛾、1931（昭和6）年936,039グラム、1932（昭和7）年878,804グラム、1933（昭和8）年791,669グラムであった⁽¹³⁸⁾。1935（昭和10）年に磯部陸治の蚕種製造高は、原蚕種69,356蛾、普通蚕種1,006,391グラム（内、春蚕種723,685グラム、夏秋蚕種282,706グラム）である⁽¹³⁹⁾。磯部陸治の1933（昭和8）年度の蚕種製造高は、河田悦治郎、日龍蚕種会社、清栄館に次ぐ愛知県内第4位にあった。磯部陸治は、既述の河田悦治郎に続き、翌年1925（大正14）年に製糸会社への蚕種販売を開始する⁽¹⁴⁰⁾。上記磯部陸治製蚕種の製造高推移からみても、大正末から昭和期に入り蚕種製造が増加しており、製糸資本への新たな販路拡大が蚕種経営の発展に繋がっていたことが分る。磯部陸治の蚕種経営は、片倉製糸の委託製造・春蚕種5,000枚のみでも、10%弱占めていたことになる。

磯部陸治（磯部蚕種製造所、創業明治40年）は、1920（大正9）年当時、製造蚕種3万5千枚の内、春蚕種（黄繭種・支欧一代交雑、白繭種・日支欧一代交雑、日支一代交雑）、冷蔵種（白繭種・日支欧一代雑種、日支三元雑種、日本種）であった⁽¹⁴¹⁾。渥美郡伊良湖岬村第一出張所（主任・岡本橋次）、三重県松坂中町第二出張所（主任・林 進）を設置する。磯部は、この時期には愛知県内のほか、隣接の三重県に蚕種の販売拠点を構築し、養蚕農民・蚕種商人への販路を確保していた。また、昭和初年の磯部蚕種製造所の広告中に、「賜天覧 天下無比ノ新品種 黄繭・愛知金黃一代、白繭・愛知白繭一代」を掲載する⁽¹⁴²⁾。磯部陸治は、多糸量黄繭種「愛知金黃」と共に多糸量白繭種「愛知白繭」を独自に開発していたようである。磯部陸治は、1929（昭和4）年に愛知県の夏秋蚕期に近年にない豊作であった原因として、夏秋蚕の年内2回飼育の徹底普及と桑園の施肥手入が

十分に良桑を供給できたことなどのほか、蚕種家が最も強健性に富む蚕種の製造提供或は種繭生産場所の選定、交雑の方法、人工孵化の方法（塩酸浸漬）、保護催青に細心周到の注意を払っていたことを挙げていた⁽¹⁴³⁾。

磯部陸治は、1903（明治36）年に京都蚕業講習所別科を卒業し、1907（明治40）年知多郡野間村に蚕種製造を創業する⁽¹⁴⁴⁾。知多郡蚕種同業組合副組長・組長、愛知県蚕種業組合副組長・組長、愛知県蚕糸業連盟会議員、蚕糸業同業組合中央会議員、知多郡繭糸業組合組長、知多郡養蚕同業組合顧問のほか、野間村長、野間村農会長、知多郡農会評議員、愛知県会議員等を歴任する。磯部は、愛知県下の政界にも通じた有力者である。また、1934（昭和9）年に大日本蚕糸会表彰として、第二種紅綬功績章（蚕糸功労賞）を受賞する⁽¹⁴⁵⁾。

磯部陸治は、蚕種業兼営製糸家である。磯部は、個人経営の磯部製糸所（知多郡野間村、釜数10釜）を設立し、1934（昭和9）年に生糸434貫（内、春蚕糸・白270貫、黄59貫、夏秋蚕糸・白105貫）を製造し、全て「地遣生糸」として販売する⁽¹⁴⁶⁾。不安定な蚕種経営を補完するために製糸業への進出を試みたのであろう。磯部陸治は、翌々36（昭和11）年においても製糸事業を継続し、生糸489貫（内、春蚕糸・白359貫、夏秋蚕糸・白130貫）を製造し、国内向けに販売する⁽¹⁴⁷⁾。

豊永太市（長崎県北高来郡諫早町）は、片倉製糸の傍系製糸会社・長崎製糸株式会社の本社工場＝諫早工場の地元に蚕種経営の基盤を置く。1931（昭和6）年に、長崎県において製糸家（1人）から蚕種の製造委託を受ける蚕種製造者が4人存在する⁽¹⁴⁸⁾。この製糸家からの受託蚕種製造量は、原蚕種1,288蛾、普通蚕種101,284グラム（内、春蚕種45,504グラム、夏秋蚕種55,780グラム）で、県内蚕種総製造量

の「最多」29.2%、「最少」5.7%、「平均」14.9%であった。普通蚕種の品種は、春蚕種が「国蚕欧16号×国蚕支13号」、「国蚕欧7号×国蚕支7号」、夏秋蚕種が「国蚕欧9号×正白」、「改良青熟×国蚕支103号」、「国蚕日110号×国蚕支103号」である。

豊永太市の蚕種製造量は、1927（昭和2）年13,626枚、1928（昭和3）年13,699枚、1929（昭和4）年11,000枚、1930（昭和5）年381,000蛾、1931（昭和6）年110,419グラム、1933（昭和8）年111,892グラムである⁽¹⁴⁹⁾。1927年以前は1万枚未満であり、1932年10万グラム未満であった。1920年代末期より豊永太市の蚕種製造量が1万枚台に増加していることは、蚕種の販売先を製糸家に転換することで、蚕種経営の安定化を図ったのであろう。委託蚕種製造先の1つが片倉製糸であったことになる。豊永太市の1933（昭和8）年の蚕種製造量は、長崎県内において久間千代治、石本金三郎、吉野伝一、西野要七に次ぐ第5位であった。豊永太市は、長崎県内の有力蚕種製造家であるといえよう。また同年に片倉製糸からの委託製造蚕種3,000枚（春蚕黄繭種）は、豊永太市の蚕種製造量の3分の1前後を占めていたことになる。片倉製糸（殊に長崎製糸株式会社）への蚕種経営依存が高い「地方蚕種」家の1人といえよう。なお、長谷川惣市と原田徳愿については不明である。兩人共、「地方蚕種」家であろう。

1934（昭和9）年3月26日開催の片倉製糸取締役会に提出の議案「昭和九年度夏秋、昭和十年度春蚕種製造計画案」に依れば、片倉製糸の1935（昭和10）年度春蚕種所要額900,000箱（9,000,000グラム）を見込み、この「春蚕種ハ社製ノ外ニ朝鮮移入並指定製造約五万（箱）アリ⁽¹⁵⁰⁾」との注釈があり、片倉社製蚕種が94.4%を占めていた。また、片倉製糸が朝鮮に設置の蚕種製造所より供給された蚕種について

は、この年が初見である。片倉製糸が朝鮮に設置の蚕種製造所から恒常的に蚕種移入していたとは考えにくく、基本的に国内所要蚕種は、国内製造蚕種調達体制を構築していたといえよう。なお、特約組合産繭の黄・白繭割合は、著しく白繭増加の趨勢にあり、1933（昭和8）年度では春蚕（白繭58%、黄繭42%）、夏秋蚕（白繭90%、黄繭10%）、合計（白繭73%、黄繭27%）から翌34（昭和9）年度の予定では、春蚕（白繭73%、黄繭27%）、夏秋蚕（白繭100%）、合計（白繭85%、黄繭15%）、更に1935（昭和10）年度予定では、春蚕（白繭75%、黄繭25%）に増加する⁽¹⁵¹⁾。

第5表は、片倉製糸の1935（昭和10）年度夏秋蚕種及び翌36（昭和11）年度春蚕種の所要数量と製造予定数量を示す。1935（昭和10）年度夏秋蚕種所要数量は914,000箱（9,140,000グラム）、この内社製蚕種739,000箱（7,390,000グラム）、社外製蚕種175,000箱（1,750,000グラム）である。社製蚕種が80.9%、社外製蚕種が19.1%を占めていた。この夏秋蚕種製造数量は、春・夏秋期に合せて750,000箱（7,500,000グラム）の予定であった。翌36（昭和11）年度春蚕種所要数量は850,000箱（8,500,000グラム）、この内社製蚕種716,000箱（7,160,000グラム）、社外製蚕種134,000箱（1,340,000グラム）であった。社製蚕種が84.2%、社外製蚕種が15.8%を占める。社製蚕種は、両年度春・夏秋蚕種共に8割強を占めていた。1936（昭和11）年度の春蚕種製造数量は、春・夏秋期に合

せて750,000箱（7,500,000グラム）の予定であった。上記両年度春・夏秋蚕種所要合計数量は、1,763,000箱（17,630,000グラム）、この内社製蚕種1,455,000箱（14,550,000グラム）、社外製蚕種309,000箱（3,090,000グラム）であった。社製蚕種が82.5%、社外製蚕種が17.5%を占めている。以上春・夏秋蚕種製造数量は、春・夏秋期に合せて1,500,000箱（15,000,000グラム）の予定であった。なお、同表「備考」欄に、「蚕種所要額中他製ハ指定製造又ハ地方事情ニヨリ購入ヲ要スルモノナルモ社製蚕種改良ニ伴ヒ適宜之ニ代ヘシムル見込ナリ」との記述がある。社外製蚕種は、指定蚕種のほか地方の事情に配慮して購入する必要もあるが、片倉社製蚕品種の改良に従って適宜社製蚕種に代えていく予定であるという。また夏秋蚕種製造額は、需給の状況に応じて夏期製造において適当に按配することとしていた。片倉社製蚕品種についてみると、1935（昭和10）年度夏秋蚕種は、「分離白×満月A」650,000個（細）、「分離白×満月A'」50,000個（細）、「分離白×満月B」50,000個（細）、合計750,000個、翌36（昭和11）年度春蚕種は、「分離白×満月A」150,000個（太）、「分離白×満月B」150,000個（太）、「分離白×満月A'」150,000個（細）、「豊白×満月A」150,000個（細）、「豊白×満月B」100,000個（太）、品種未定50,000個（太、秋期製造分）、合計750,000個（内 訳・細300,000個、太450,000個）である⁽¹⁵²⁾。両年度春・夏秋蚕種の中で、「分離白×満月A」を中心に改良種を

第5表 片倉製糸の蚕種製造計画（昭和10年度夏秋蚕、昭和11年度春蚕）（単位：1ヶ＝10グラム）

種別	蚕種所要額			製造予定額		
	社 製	他 製	計	春 期	夏秋期	計
10年度夏秋蚕	739 千ヶ	175 千ヶ	914 千ヶ	650 千ヶ	100 千ヶ	750 千ヶ
11年度春蚕	716	134	850	700	50	750
計	1,455	309	1,763	1,350	150	1,500

（資料）『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』

合せて分離白糸が80%を占めていた。

1935（昭和10）年7月18日開催の片倉製糸取締役会に提出の議案「昭和十年度夏秋蚕種配給承認ノ件」についてみると、夏秋蚕種配給数量は836,100個（産繭見込高3,700,000貫）、この内夏蚕種・初秋蚕種339,350個（産繭見込高1,535,000貫）、晩秋蚕種496,750個（産繭見込高2,235,000貫）であった⁽¹⁵³⁾。この議案は、取締役会において可決している。夏蚕種・初秋蚕種の内、「分離白糸」が92%、晩秋蚕種の内、「分離白糸」が97%にのぼる。なお、配給蚕種数量中、社外製蚕種155,100個を含む。社製蚕種82.4%、社外製蚕種18.6%を占め、引続き片倉製蚕種の統一が基本的に達成していたとみることができよう。前年度の夏秋蚕種配給数量は、686,800個（産繭見込高3,260,000貫）であった。1935（昭和10）年度夏秋蚕種配給数量は、前年比1.2倍強の増加である。

おわりに

片倉製糸の原料政策として地方蚕種家との提携は、重要な問題であった。1935（昭和10）年初頭に、片倉製糸の所長会議メンバーから選抜した、この問題の研究委員会の結論は以下の如くであった。即ち、片倉製糸傘下の特約組合に配付する蚕種は、片倉社製蚕種に統一することを原則とするものの、諸種の条件の下では地方蚕種の配付を「認定」していた。つまり、特約組合の確保・拡張に必要とする場合であり、その際には当該地域に蚕種配付を限定すること。従来の「名柄品種」の取扱いが制限される可能性が生じている。また、今後地方蚕種を承認するに当っては、原蚕種の配付を為さざることを原則とし、特別な事情の下では片倉本社の審議によって決定すること。違作が生じた場合は、地方蚕種家が責任を負うことなどを定めていた。

片倉製糸の1931（昭和6）年度夏秋蚕種と翌32（昭和7）年度春蚕種の所要総量125万枚強に対し、社内蚕種製造枚数が114万枚強であった。片倉製糸の蚕種所要総量に対する社製蚕種の比率は90.8%を占め、基本的に片倉社製蚕種の統一を達成していたと看做することができる。白繭種・黄繭種別にみると、白繭種が9割強、黄繭種は80%台にとどまる。蚕種の中でも社外製蚕種、特に春蚕種では白繭種に比べ黄繭種の社外依存度がやや高い傾向にあった。片倉製糸の製造蚕種をすべて特約組合に配付する訳ではなく、片倉製糸傘下の特約組合に配付する蚕種は、片倉各製糸所（傍系製糸会社を含む）が社内外の蚕種製造所を視察の上、本社にまず希望申請（蚕品種とその数量）し、その後片倉製糸本社の査定第1案、第2案の検討を経て、決定をみる仕組みであった。片倉本社の査定は、社製蚕種の奨励と社外製蚕種の抑制傾向にあった。

大製糸資本が地方蚕種家に蚕種製造委託を行う理由として、自社製造蚕種の供給力不足、地方的利害への配慮、繭特約取引拡大の手段が指摘されている。片倉製糸が同社直属の蚕種製造所の規模拡大に伴い、基本的に社製蚕種統一を実現していたにせよ、上記理由は、片倉製糸においても該当することは言うまでもないであろう。但し、片倉製糸においては、仮に片倉社製蚕種の不足が生じた場合には、一時的とはいえ朝鮮に設置の片倉蚕種製造所からの供給を仰ぐ体制が構築されていた。片倉製糸が国内外蚕種供給体制に全面的に依存するまでもなく、国内優良蚕種の確保は可能であり、それにも増して地方的利害への配慮や繭特約取引拡大の手段として社外製蚕種の購入を優先することになろう。また、河田悦治郎製多糸量黄繭種「アスコリ黄繭×98号」を始めとして、社外多糸量系優良蚕種の配付は、片倉製糸の多糸量黄繭種の開

発・育成を補うと共に、他社との対抗上から必要としていた一面を有する。

片倉製糸が特約組合に配付する社外製蚕種は、大別して「名柄品種」と「地方蚕種」に分けることができる。「名柄品種」の代表格が上記河田悦治郎製蚕種である。片倉諸製糸所の中で最も希望の多い蚕品種は、1931年夏秋蚕種と1932年春蚕種に関して、数量の上で河田悦治郎製黄繭種「アスコリ黄繭×98号」と白繭種「伊白×98号」合せて49,400枚であり、社外製蚕種総量の、前者のみで35.5%、後者を含めると38.6%を占めていた。何れも春蚕種である。次いで、大参八郎製春蚕白繭種「B×O」10,000枚、向仲愿吾製の春蚕白繭種「仏純白×支4号」と夏秋蚕種「日支」合せて7,500枚、河野通璋製夏秋蚕白繭種「日支」3,000枚、松田源治製春蚕黄繭種「豊黄×松金」2,500枚、神戸八十八製春蚕黄繭種「アスコリ×K88」1,000枚と続く。上記蚕品種を希望する片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）は、その蚕種家との地方的利害とは無関係に蚕種購入を申請しており、全国各地の特約組合に分散配付される蚕種であった。これに対し、「地方蚕種」は、各地方毎に特定の蚕種家が製造し、地方的利害乃至繭特約取引拡大の手段等として直接に各地方片倉製糸所（傍系製糸会社を含む）が希望する蚕種である。この時期前後に、上記以外の蚕種家として片倉製糸の社外蚕種製造者に名を連ねる人物（蚕種会社）は、北越蚕種合名会社、新綾部製糸株式会社、安東 誠、磯部陸治、長谷川惣市、日田蚕種株式会社、豊永太市、古閑辰喜、原田徳愿などであった。1934（昭和9）年度の社外春蚕種購入予定の中で、最大の購入先（＝社外蚕種製造者）は依然として河田悦治郎（30,000枚）である。新綾部製糸株式会社（前身の綾部製糸株式会社）の開発蚕品種は、黄繭種「綾黄」と「金光」、白繭種「綾白」と

「仏白」など、そして磯部陸治開発の黄繭種「愛知金黄」・「62号」などが知られている。

蚕種業兼営の新綾部製糸株式会社、河田悦治郎、磯部陸治、安東 誠、松田源治、向仲愿吾、神戸八十八などは大蚕種家であり、河田悦治郎を始めとして、製糸資本への蚕種販売を開始することにより、経営規模の拡大を推進してきたのである。上記大部分の大蚕種家に限らず、「地方蚕種家」においても片倉製糸への経営依存が大きく、蚕種販売を通じて従属的な立場を甘受せざるを得なくなろう。

1934（昭和9）年度春蚕種の片倉製糸所要総量（887,810枚）に占める社製蚕種供給量（788,510枚）の割合は、88.8%（内、白繭種96.2%、黄繭種77.7%）に達し、1935（昭和10）年度夏秋蚕種と翌36（昭和11）年度春蚕種の片倉製糸所要総量（17,630,000グラム）に占める社製蚕種（14,550,000グラム）は、82.5%に及ぶ。次いで片倉製糸は、1940（昭和15）年に委託蚕種製造者62名、同蚕種製造高4,200,000グラム、地域的には27府県に亘っていた。同年片倉製糸の蚕種製造高の27%を委託製造蚕種が占めている。片倉製糸の蚕種製造能力からすれば、蚕種製造委託は減少するはずであるが、地方的事情により委託蚕種製造者を一層抱え込むことで蚕業政策上、事態の好転を図ったのであろう。全国各地の有力蚕種家を片倉製糸の系列組織に組み込んでいく。片倉製糸の時局を判断する経営力を物語る一面を垣間見ることができよう。何れにしても曾ての如き「関係ナキ蚕種」は皆無となり、蚕糸業の新たな段階において、片倉社製蚕種を中心とした特定蚕種配給体制の構築を確立したものといえよう。

同年の片倉社製蚕種比率（7割強）は、郡は製糸と共に特約製糸の中で最高水準にあったものと推測できる。郡は製糸は、1938年度に国

内社製蚕種比率が97.1%（社内種9,403,564グラム、社外種282,133グラム）であった⁽¹⁵⁴⁾。片倉製糸以上に、社製蚕種比率の高さが郡是製糸の特徴である。

註

- (1) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年。拙稿「1930年代の片倉・郡是製糸の高級糸市場における地位」（『土地制度史学』第123号、1989年）19～37頁。
- (2) 拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築」（『社会科学年報』第44号、2010年）。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」（『社会科学年報』第45号、2011年）。
- (3) 鈴木達郎「大正・昭和初期における蚕品種の動向と蚕糸業」（『土地制度史学』第111号、1986年）ほか。
- (4) 松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年、307～321頁。
- (5) 早川卓郎・玉利高之『繭特約取引の研究』明文堂、1936年、46～50頁。1934（昭和9）年には、蚕種製造兼営特約製糸（36社）の蚕種製造高45,254,000グラムのうち、片倉・郡是両製糸が65%を占める。また、1937（昭和12）年に特約組合配付蚕種の内、自己製造64.7%、委託製造17.8%、購入17.5%の各割合であった。1932年当時と比べ、購入蚕種数量・割合共に減少し、自己製造の割合が若干減少するのに対して、委託製造は、数量・割合共に増加するようになる（農林省蚕糸局編『昭和十三年九月産繭処理状況ニ関スル調査』78～79頁）。本位田祥男『総合蚕糸経済論』上巻、有斐閣、1937年、61～67頁。
- (6) 『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。
- (7) 各年度片倉製糸『取締役会議案綴』。
- (8) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (9) 片倉製糸では、製糸事業を「社内」と「社外」に区分し、前者を直系の製糸工場、後者を傍系製糸会社として分けている。蚕種業に関しても、直系の蚕種製造所と傍系の九州蚕種株式に区別し、北越蚕種合名会社と共に準社製蚕種と位置付けていたようである。
- (10) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」81頁。
- (11) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月取締役会議案綴 本店庶務課』。この審議結果については不明である。
- (12) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』、『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (13) 平岡謹之助『蚕糸業経済の研究』有斐閣、1939年、742頁・第二表参照。
- (14) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、230頁。
- (15) 『片倉工業株式会社三十年誌』1951年、85頁。
- (16) 前掲平岡謹之助『蚕糸業経済の研究』743頁・第三表参照。
- (17) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』320頁。
- (18) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (19) 尾崎章一『長野県蚕糸業外史』中篇、大日本蚕糸会信濃支会、1955年、38頁。
- (20) 片倉製糸紡績株式『第十期株主名簿』（昭和4年3月31日現在）、同『第拾七期株主名簿』（昭和11年3月31日現在）。
- (21) 『長野県史』近代史料編、第五卷（三）、蚕糸業、社団法人長野県史刊行会、1980年、332頁。
- (22) 各年度「全国蚕種製造家番附」（『蚕業新報』蚕業新報社、所収）。
- (23) 『信濃蚕糸業史』中巻、信濃毎日新聞社、1975年、675頁。
- (24) 長岡哲三編『昭和八年版 蚕糸年鑑』日本中央蚕糸会、1933年、109頁。
- (25) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (26) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕児飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』18頁、75～76頁。
- (27) 平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、99頁。
- (28) 同上。
- (29) 前掲尾崎章一『長野県蚕糸業外史』中篇、107～108頁、111頁。
- (30) 向仲愿吾製造種の一代雑種以外に、春蚕種の固定雑種（信濃交白）、純粋種（赤熟、世界一、特大支那廿号、新昌長、ピアンコキネーゼ、

- 諸桂、D号、仏国金黄、O号、ポリジャロ、ド
ローム、欧5号、漢口ガラフラン、S号、支7
号)、冷蔵種の純粋種(大白龍、日本錦、青熟、
諸桂、浙江、紹興、青白)を同書に掲載してい
る。
- (31)『愛知県蚕糸業史』愛知県蚕糸業振興会、
1964年、668頁。河田悦治郎は、中京蚕種同業
組合(名古屋市、愛知・西春日井・東春日井各
郡の蚕種業者の同業組合)長、愛知県蚕種組合
連合会役員等を歴任し、1919(大正8)年愛知
県会議員に選出される。1929(昭和4)年大日
本蚕糸会第一功績賞(蚕糸功績賞)及び大日
本蚕糸会愛知支会主催の御大礼記念愛知県蚕糸
業共進会(昭和3年10月1日～12日開催)にお
いて優等賞(蚕種)を各受賞する(同上書630
～631頁、640～641頁)。
- (32) 同上、76～77頁。
- (33) 河田蚕種製造所は、1935(昭和10)年3月
に昭和産業株式会社に移管し、1949(昭和24)
年鐘淵紡績株式会社に合併する(前掲『愛知県
蚕糸業史』136頁)。
- (34) 前掲『日本蚕品種実用系譜』102～103頁
- (35) 同上101頁。横山忠雄「一代雑種」(『蚕糸
科学と技術』第15巻第6号、1976年)66頁。
- (36) 前掲『愛知県蚕糸業史』90頁。
- (37)『鐘紡製糸四十年史』1965年、403頁。
- (38) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (39) 河田悦治郎「私は良い蚕種を造るに全力を
注いで居る」(『大日本蚕糸会報』第427号、昭
和2年9月)1,077頁。
- (40) 同上。
- (41) 大日本蚕糸会編『蚕糸要鑑』大日本蚕糸会、
1926年に掲載の河田悦治郎の広告文。
- (42) 前掲『日本蚕品種実用系譜』75頁。
- (43) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設
立と蚕種配給」86頁。
- (44)『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役
会議案綴 本店庶務課』。
- (45) 芝 荒雄編『愛知県之蚕糸業』愛知県蚕糸
業共進会、1928年。
- (46) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及
生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者
ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (47) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (48) 前掲『愛知県蚕糸業史』90頁。
- (49)『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績
会社庶務課』。
- (50) 拙稿「片倉製糸の東日本における繭特約取
引の展開」(『社会科学年報』第40号、2006年)
158頁。
- (51) 農林省蚕糸局編『昭和七年度 全国器械製
糸工場調』276頁、286～288頁。
- (52) 前掲『日本蚕品種実用系譜』101頁。
- (53) 前掲『愛知県蚕糸業史』76頁。
- (54)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績
会社庶務課』。
- (55)『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績
会社庶務課』。
- (56) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設
立と蚕種配給」81頁。
- (57) 同上、95～96頁。
- (58) 前掲『日本蚕品種実用系譜』76頁。
- (59) 前掲横山忠雄「一代雑種採用後の蚕品種問
題」67頁。
- (60)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績
会社庶務課』。
- (61)『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会
社』。
- (62)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績
会社庶務課』。
- (63) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (64) 前掲『日本蚕品種実用系譜』96頁。
- (65) 同上、104頁。
- (66) 前掲『大日本蚕業家名鑑 続編』に掲載の
松田源治の広告文。
- (67)『大正九年版 帝国蚕業大鑑』東洋蚕益社、
に掲載の松田源治の広告文
- (68) 松田源治「不良蚕種を破棄せよ」(『大日本
蚕糸会報』第321号、1918年)827～828頁。同
「蚕種専売法は天下の俗論なり」(『大日本蚕糸
会報』第333号、1919年)740～742頁。
- (69) 前掲『大日本蚕業家名鑑 続編』に掲載の
松田源治の広告文
- (70) 前掲『大正九年版 帝国蚕業大鑑』に掲載
の松田源治の広告文
- (71) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕児飼育
場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』18頁、77
～78頁。
- (72) 同上 56頁。
- (73) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設
立と蚕種配給」95頁。
- (74) 同上、83頁。

- (75)『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (76) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」86頁。
- (77) 片倉製糸紡績(株)『第十回株主名簿』(昭和4年3月31日現在)、『第拾七期株主名簿』(昭和11年3月31日現在)。
- (78) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (79) 前掲鈴木達郎「大正・昭和初期における蚕品種の動向と蚕糸業」5～6頁参照。
- (80) 前掲『日本蚕品種実用系譜』92頁。
- (81) 神戸八十八「製糸の能率増進と品種改良に就て」(『大日本蚕糸会報』第422号、1927年) 69頁。
- (82) 前掲『愛知県蚕糸業史』75～76頁。
- (83) 同上、90～91頁。
- (84) 同上、120頁。
- (85) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」95頁。
- (86)『神栄百年史』神栄株式会社、1990年、101～105頁。
- (87) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕児飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』56頁。
- (88) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (89)『神栄八十年史』神栄株式会社、1968年、82頁。
- (90) 前掲『日本蚕品種実用系譜』98～99頁。
- (91) 同上、99頁。
- (92) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」84頁。
- (93) 同上、85頁。
- (94) 前掲『大正九年版 帝国蚕業大鑑』に掲載の本山蚕種製造所の広告文。
- (95) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」88頁。
- (96) 前掲鈴木達郎「大正・昭和初期における蚕品種の動向と蚕糸業」6頁。
- (97) 前掲『愛知県蚕糸業史』76頁。
- (98) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (99) 前掲『愛知県蚕糸業史』75頁。
- (100) 前掲『日本蚕品種実用系譜』101～102頁。
- (101) 前掲「全国蚕種製造者番附」(1930年度)。
- (102) 前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」86頁。
- (103) 前掲『日本蚕品種実用系譜』74頁。
- (104) 同上、77頁。
- (105) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (106) 片倉製糸紡績(株)『第十回株式名簿』(昭和4年3月31日現在) 34頁、同『第拾七期株主名簿』(昭和11年3月31日現在) 44頁。
- (107) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (108)『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (109) 前掲「全国蚕種製造家番附」(1930年度)。
- (110)『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (111)『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (112)『自昭和五年一月至昭和五年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』、『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』、前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』320～321頁。
- (113)「昭和四年度 特約組合ニ関スル調査比較表」(『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』所収)。
- (114)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (115)『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- (116) 前掲「全国蚕種製造家番附」(1931年度)。
- (117) 米村武夫『熊本県蚕糸業史』熊本県蚕業振興協力会、1955年、162頁、268頁、327頁。
- (118) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (119) 前掲『大正九年版 帝国蚕業大鑑』に掲載の日田蚕業株式会社「の「広告文」。
- (120) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (121)『大分県の蚕糸業』大日本蚕糸会大分支部、1940年、42頁。
- (122) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (123) 前掲「大正九年版 帝国蚕業大鑑」227頁に掲載の大野製糸株式会社の広告。
- (124) 農商務省編『第六次全国製糸工場調査表』265頁。農商務省編『第八次全国製糸工場調査』227頁。
- (125) 前掲『大正九年版 帝国蚕業大鑑』237頁に掲載の大野製糸株式会社の広告。
- (126) 農商務省編『第十一次全国製糸工場調査』

- 233～235 頁。
- (127) 農林省蚕糸局編『第十二次全国製糸工場調査』242 頁。
- (128) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (129) 同上、各年度。
- (130) 前掲『大分県の蚕糸業』42 頁。
- (131) 『九州之蚕糸業』大日本蚕糸会大分支会、1927 年、に掲載の東陽館・安東 誠の広告。
- (132) 同上、110 頁、113～114 頁、118 頁。
- (133) 前掲『日本蚕品種実用系譜』101 頁。
- (134) 同上。
- (135) 前掲『愛知県蚕糸業史』76 頁。
- (136) 同上。
- (137) 同上、90～91 頁。
- (138) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (139) 『昭和十一年版 蚕糸業参考資料』全国蚕糸業組合連合会、3 頁。
- (140) 前掲『愛知県蚕糸業史』120 頁。
- (141) 前掲『大正九年版 帝国蚕業大鑑』783 頁に掲載の磯部陸治の広告。
- (142) 芝 荒雄編『愛知県之蚕糸業』愛知県蚕糸業共進会、1928 年、230 頁。
- (143) 磯部陸治「今年の夏秋蚕を顧みて」(『蚕糸界報』第 454 号、1929 年) 62～64 頁。
- (144) 前掲『愛知県蚕糸業史』670 頁。
- (145) 同上、631 頁。
- (146) 農林省蚕糸局編『昭和九年度 全国器械製糸工場調』1936 年、210～211 頁。
- (147) 農林省蚕糸局編『昭和十一年度 全国器械製糸工場調』148～149 頁。
- (148) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (149) 前掲「全国蚕種製造家番附」各年度。
- (150) 『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (151) 同上。
- (152) 『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。
- (153) 同上。
- (154) 『昭和十三年度 原料現勢一斑 郡是製糸原料課』。

戦後日本における「住むこと」の社会学探究の可能性

：nDK=家族モデルと「空間規範」分析、その未踏の可能性

平井 太郎

1. 問題の所在：「住むこと」と「社会」／「社会学」

日本の社会学では「住むこと housing」を主題とする分野が独立していない。この点について祐成（2008:2）は次のように診断している。「住居（補注 dwelling）が、社会学において伝統的に守られてきた個人（主体）／集団（組織）／地域（コミュニティ）といった枠組みに収まりきれない性質をもつことと深く関わっている」。しかし祐成（2008）が対照させるように、英語圏の社会学的研究では「住むこと」が主題化されてきている。L・ワースの“sociological research of housing”と R・K・マートンの“social psychology of housing”の相次ぐ発表は1950年前後に遡る。それらをマルクス主義や現象学の視点から批判的に継承する“housing studies”も1970年代以来の蓄積をもつ。だとすれば社会学だからというより伝統的な枠組みが守られてきたことに問題があり、ワースやマートンの問題提起や“housing studies”の受容のされ方を含む日本社会学のあり方の検討が必要となろう。

そうした日本社会学の知識社会学に踏み込む前に、もう1つの「住むこと」と社会学をめぐる出来事に目を向けたい。それは日本建築学の住宅研究で近年しばしば「社会」や「社会学」が引き合いに出されたり、参照する必要性が指

摘されたりすることである。たとえば1973年に設立され現在「日本の住居研究の総本山」（住宅総合研究財団2009:刊行によせて）とも評される住宅総合研究財団がある。そこでは2005年から4年間にわたり1966年以降の日本建築学会大会報告・論文など建築学系の住宅研究が網羅的に再検討され『現代住宅研究の変遷と展望』が刊行されている。このA4版400頁近い大著の基調をなすのは、「少子高齢化」「家族形態の多様化」といった社会の変化に応じて建築学系の住宅研究が変遷してきたし、今後も変遷していくであろうという捉え方であり、そうした社会の変化を定義するものとして社会学の知見を引き合いに出す語り方である。「住むこと」の社会学は確立していないという社会学者の自省を置き去りにするかたちで、より「住むこと」に直接的にまた広汎にコミットメントする建築学では、「住むこと」と「社会」を関連づける語り方が自明なものとして成立し、しかも他ならぬ「社会学」がそうした語り方の典型だと見なされているのである。

考えてみたいのは、この「住むこと」と「社会」を関連づける語り方自体がどのようなリアリティを持っているのか、「住むこと」と「社会」とを関連づける語りは如何なる手続のもとでリアリティをもつのかといった問題である。類似の問題関心をもつものに遠藤（2010）がある。そこでは1990年前後から建築学と同様に

文学批評でも社会学が引き合いに出されやすくなったことを背景に、「多数決的なものや平均値的なもの（略）が当たり前になり立つことへの期待に繋留されて集積していく営み」としての「社会」と関連づける語り方（ibid:301）が、「書くことや言葉の出来事性といったかたちで制度の外部を確保でき」る文学（創作と批評）（ibid:308）で行われてきた過程が重層的に分析されている。結果として社会学と文学との幾重にも折り重なるもたれ合いの構図が描き出されるのだが、主題化されることが少ないと社会学で自覚されている「住むこと」をめぐっては、もたれ合いの構図も異質なものになろう。それは建築学でも社会学でも「住むこと」の出来事性が、「書くこと」と異なり言葉にされる前にそこに建てられ住まわれている物理的な疑いのなさから出発しつつ、そのうえで文字か図表か何らかの言葉にされる二重のプロセスがあることと関わっている。したがって「住むこと」と「社会」との関連づけは、物理的にそこにある住まいとそれを言葉に表現することの二つの水準で相互関連的に行われており、「住むこと」と「社会」を関連させる語り方もそうした出来事性に注意しなければならない。

もう1つ問題関心を共有するものに佐藤健二（2011）がある。そこでは「住むこと」にアプローチするうえでの「社会学の背後仮説」を批判的に捉え返し、とりわけ戦後日本社会学におけるコミュニティ調査で「潜在的なモチーフという以上には発展しなかった」方向性が模索されている（ibid:117-140）。「住むこと」は調査され記録されまた調査されという積み重ねの過程で、「人間関係中心主義」と名指される「社会」との関連づけ方の特定パターンに引き付けられる。そのパターン化を克服しようとするとき、佐藤健二（2011:122、137）では「住むことの原点」が問われ「人間の身体のかん

たんに逃れることのできない空間性」を契機とする「住むことの統合力」に「徹底してこだわってゆく」方法論が探求される。これに対しここでは、コミュニティ調査に見られた「社会」との関連づけ方がもっともらしく感じられる背景に注意したい。たしかに「住むこと」には身体的な感覚でしか捉えようのない物理的な疑いのなさが感じられる。だが、私たちの「住むこと」がどこまで「社会」と関連づけるのでは語れない疑いのなさを持っているのか、それ自体も疑ってみる価値がある。正しく「住むこと」が捉えられていないとみるより、捉えようとしている「住むこと」が正しいとされたものから変質したと考える方が規範的な負荷が小さい。「住むこと」自体、すでに「社会」と関連づける方がもっともらしい何かに、コミュニティ調査が捉えようとしたレベルでは変質していた可能性に配慮する必要がある。同じ変質の可能性は近年の建築学系の住宅研究が捉えようとしている「住むこと」にも指摘できよう。

では、「社会」と関連づける方がもっともらしい何かに変質した「住むこと」をどう捉えるのかを課題にすべきだろうか。その課題は「住むこと」の社会学を企図した祐成（2008:3）の「住居を固定された物質としてではなく、諸力が拮抗する社会的な「過程」としてとらえる」ことと重なる。「固定された物質」として「住むこと」を捉えるのは「住むことの原点」に回帰する方法に限りなく近い。ただ、求められるのは「住むこと」を「物質」か「社会」かどちらかに引き付けて捉え返すことではあるまい。「住むこと」はつねに双方の側面を持つと感じられている。問われるべきはあくまで、そうした「住むこと」が「社会」と関連づけられる語り方がリアリティを持つ固有の背景である。二面性をもった「住むこと」を「社会」と関連づけて語ることがもっともらしくなる歴史的な

過程には、否も応もなく社会学も巻き込まれており、その過程を問題にすることは社会学者自身の立ち位置 positionality (佐藤健二 2011:557) を問い返す道筋を開くだろう。

2. 「nDK=家族モデル」とその転回

住宅総合研究財団 (2009:358) でも言及されるように、近年建築学系の住宅研究でもっとも参照される社会学の議論は上野千鶴子によるものである。2004年には日本建築学会大会で上野を中心にシンポジウムが企画されてもいる (鈴木ほか 2004)。そこでまず上野の議論で「住むこと」が「社会」とどう関連づけられているのかを確認し、なぜ建築学系の住宅研究で参照されるのかを考えたい。上野の住宅論については山本理奈 (2011:172-3) が、「近代家族規範」の「規範的拘束力」を予め見積もる点を問題にし、公団住宅でのリビングルーム導入プロセスの検証からそうした見積もりが事実と異なることを明らかにしている。しかし、上野の議論が建築学系の住宅研究に幅広く受け入れられたことも紛れもない事実であり、この出来事自体は依然問いのまま残されている。しかも、なぜ上野のような「社会」との関連づけ方が受け入れられたのかを問うことは、社会学そのものの立ち位置を再考させる。より正しい社会的知見というものを提示するスタンスには、ふたたび上野の議論と同じようにわかりやすい社会学として受容される危険があり、その罣を避けるためにも社会学自体の立ち位置の捉え返しは必要である。ここではその手がかりを、時間を遡ることになるが、上野とともに建築学で参照されることの多い森反章夫の試みの周辺に探る。

2.1. nLDKモデル——成立し終焉する近代図式

上野の「住むこと」に対する言及は1980年

代半ばに始まる。当時、住宅機器メーカーの依頼でフルタイム労働の既婚女性の自宅での生活を調査したのだという (上野 2002:5-14, 24-28)。上野が注目したのは、彼女らが専用の自室をもつ点、自宅に対し労働環境としては不満を抱いている点などであった。それらをもとに、性別役割分業や職住分離といった規範が崩壊しつつあり、そうした規範に適合的だった従来型の住宅も規範の崩壊を前提に設計しなおされる必要があるという。たしかにそこでは「近代家族規範」の効果が見積もられている。それ以上に注目すべきは、「近代」と呼ぶべき社会的な広がりで成立していた規範と住宅・住環境のセットが、その広がりごと終焉に向かおうとしていると捉えられている点である。そこで「住むこと」と関連づけられていた「社会」には、上野の言葉を借りれば「成立し終焉する近代」 (上野 1994) とでも呼ぶべきイメージが与えられている。

建築学で幅広く参照されているのは、まさにこの「社会」の図式的イメージに他ならない。まず第1に指摘すべきは、性別役割分業や職住分離といった規範の崩壊という上野の解釈自体、すでに建築学内部で一定程度共有されていることである。1968年には建築家黒澤隆が「個室群住居」論を公にし、「ワンルームマンション」というフォーマットを作りはじめていた (黒澤 1997)。また1970年に「擬態家族」論を構想した建築家山本理顕も個人住宅だけでなく公共住宅や再開発住宅にも応用していた (山本理顕 1993→2004)。このうちとりわけ山本と上野は意見交換を重ね、「成立し終焉する近代」図式における「近代」を彼に倣い「nLDKモデル」でイメージ化できるようになる (上野 2002)。

問題はこの「nLDKモデル」である。上野は自明のものと語っている (上野 2002) が、まず黒澤の含意を受ければ、特に性別役割分業や

性をめぐる規範（夫婦は寝室をともにすべきという規範）と適合的な住宅になる。また、山本の「擬態家族」論が批判していたのは「住宅＝家族単位モデル」、すなわち住宅形態と家族形態とを一对一对応で捉えるモデルであった。この点を意識すれば「nLDKモデル」は「雇用化」（原2000:13）と総括しうる「総体的な社会」を念頭に置いていることになる。その「総体的性」は勤務地と住宅地とが隔てられた都市・地域の構成、生活時間を労働と余暇との組合せで捉える労務管理、それらを支持する都市計画や労働・福祉の法制度などにわたる。だが、こういった手続によりそうした「総体的な社会」が成り立っていると言えるのだろうか。

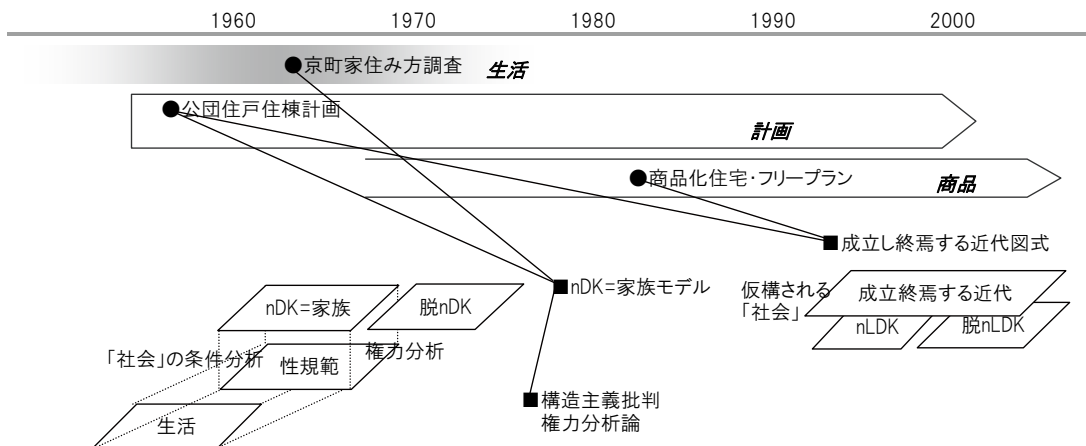
上野はその答えを明示していない。傍証はある。家族や住宅の超歴史的な本質を前提とする構造人類学的な語り方、規範をシンタクス、実践をブラグマティクスと言い換えるように記号論の術語系を用いる点（上野2002）などである。これらから類推すると上野のモデルの背後には構造主義・記号論の理論がある。それらを仮構すると、時間や空間の違いを超え「住むこと」を「総体的な社会」と関連づけて語ることが可能になる（上野1985:132-133）【図1 右】。当然、その語りの対象には戦後日本の建築学が思

考し構築してきた「住むこと」も含まれる。実際、上野の図式は、建築学自身が生産した住宅・住環境を参照して構成され、建築学内部の住宅・住環境に対する展望とも適合的だった。このような「過剰説明」な社会学が好まれる（佐藤俊樹2010:395）のは上野に限られない。富永健一の社会変動論もその1つであり（小林2011:13）、「成立し終焉する近代」を一括して語る社会学の図式自体が、建築学による「住むこと」の捉え方と適合的なのである。

問うべきはこのように適合して見えることである。「成立し終焉する近代」図式の力点は、成立だけでなく終焉も社会の総体を巻き込んで進む展望に置かれている。だとすると逆に、「近代」に発見されていた「総体的性」そのものは終焉していない。つまり「成立し終焉する近代」図式は近代の根柢をなすその「総体的性」自体は問い返さない。むしろ、終焉を展望することで近代を問い直す外観を見せるだけに、「総体的性」を問うきっかけがつかみにくくなる。この図式では「近代」の「総体的性」ばかりでなく「成立と終焉」のダイナミズムも自明化され問われることがないのである。

「nLDKモデル」に即して言えば、この図式が示されても戦後日本の住宅・住環境の捉え方を

図 1



独占してきた「総体的性」もその生成変化の過程も問われたと実感されない。実際、建築学内部では「nLDKモデル」への批判はすでに1980年代前半、住宅地審議会でオーソライズされていたと回顧されている（小川2010:39）。つまり、「成立し終焉する近代」図式は、戦後日本の建築学自身によるある程度の反省的な語りとして位置づけ可能だと考えられているのである。

上野の議論が建築学系の住宅研究で好まれるのは、こうした自己否定をともしなない反省が可能になるからである。上野は日本建築学会シンポジウムで「建築家は何かできるのか」と問いかけたという（鈴木ほか2004）。この問いかけは建築学に自省を促すようであり、むしろ免罪符を与えこれまでどおり「住むこと」と向き合うことを許す。では促すべき自省とは何か。それは上野自身が前提においていた「総体的な社会」がどのように成立してきたのか、言い換えれば「規範的拘束力」が如何にしてもっともらしく感じられるようになったのか、その過程を問い直すことに他ならない。「規範的拘束力」の立ち現れ方を実証的に問いつめれば、当然その過程における建築家・建築学者の関与も明らかになってくる。同時にこの問いは社会学者自身の引き受けるべき課題である。自らが提示する「社会」がどのような手続の下で「社会」だと言い得るのかという挙証責任を社会学者も負っている。上野の図式的な「社会」のイメージが事実認定の点（だけ）で誤っているとするのは、このような社会学者が負うべき挙証責任について不問に付す危険がある。では「建築家は何をし社会学者はなぜ「社会」を語るのか」とこれまで誰も問わなかったのだろうか。

2.2. nDK=家族モデル

そうした問いを独自に展開したと考えられるのが森反章夫の住宅研究である。そこではまず

戦後の住宅供給に対する建築学からの批判（松山1982=1995:213-216）を踏まえたうえで、後に「nLDKモデル」とあいまいに語られた事態が「nDK=家族モデル」に明確に定義され、このモデルが生み出されてきたプロセスが分析されていた（森反1983）。具体的に検討されたのは、日本住宅公団の団地設計技術「住戸計画」と「住棟計画」の効果である。

まず「住戸計画」の基礎をなす「型計画」では間取りの類型と家族類型との組合せが限定され、nDKという典型的な間取りの住宅が家族類型を規定、さらには類型化させるダイナミズムが働いていたという。これに対し「住棟計画」では、住宅間の音の伝わりやすさや視線の通りやすさが検討され、他の住宅=家族からのプライバシーの確保が配慮される集団として家族のアイデンティティが与えられたという。これら2つの計画を通じ、同じ「住むこと」でも家族として「住むこと」が重要だという感覚が、計画者だけでなく居住者にも共有されてゆくの

が「nDK=家族モデル」だということである。では森反（1983）はどのような手続でこのモデルを引き出しているのか。まず参照されたのは、(A) 公団の計画策定・改定にかかる文書と (B) 生活のエスノグラフィックな記録である。公団の文書の存在だけで「nDK=家族モデル」が総体的な日常だったとするのは飛躍がともなう。先の上野の図式でこの飛躍が可能になったのは、つねにすでに「規範的拘束力」をもった「社会」があるという背後仮説の設定を通じてであった。これに対し森反（1983）は2つのかたちで「社会」自体の生成過程を問いこの飛躍を避けている。

1つはミシェル・フーコーの権力分析の導入である。森反（1983）は公団の記録にもとづき、特に「型計画」での住宅類型と家族タイプの重ね合わせを可能にしていたのが、親と子の間、一

定年齢以上の異性の子ども間で個室（寝室）を分ける「性的禁忌」（森反 1983:123、「性による分離公準」（森反 1991:121）だと見なす。この捉え方は、西欧とりわけフランスをフィールドとした分析（Foucault 1975）を下敷きにしている。そこでの分析は人間の身体が歴史的にみて規格性を帯びている点に着眼し、そのような規格化に「権力」の作用を読み取るものである。そうした身体の規格化を読み解く標識は性をめぐる規範に求められる。同時に監獄をはじめとする建築が、身体の規格化を読み解く重要な舞台とされていた。性をめぐる規範は、寝室を分けるように身体だけでなく空間も分けるかたちで規格化を及ぼす。身体そして空間という物質的なものの分節にこそ「権力」さらには「社会」の効果が見出せる。「nDK=家族モデル」はこうした権力分析を援用することで、公団の計画の遂行と居住者のライフコースとの累積的な相互作用から住宅類型と家族類型との対応関係が生じてきたと読み解いている。

権力分析で重要なのは、この生成プロセスに接近する視点があくまでプロセスの内部に置かれている点である。この点で俯瞰的に「社会」とその変化を語る立場とは異なる。そのように内部に視点を置いて変化を捉えるうえで欠かれないのが、変化のし方を色彩のグラデーションに似たかたちで想定することである。明確に異なる何かから何かへの変化として語るのは外部から俯瞰したときに初めて可能になる。

その点で興味ぶかいのが生活のエスノグラフィを参照している点である。そこで扱われる具体的な素材は、伝統的な住宅のあちこちに小さな神々が祀られているという森反自身が採集した事実（森反 1982）、『明治大正史世相篇』における柳田國男の考察、さらに注目すべきことに 1960 年代に収集された京町家の詳細な住み方調査の資料（島村ほか 1971）である。これ

らの生活の記録は時期や場所が分散しているばかりでなく、明確に特定できない。だが、そうした複数の記録にとどめられた「住むこと」の間には一定の共通性がある。その共通性をもった「住むこと」と団地における「住むこと」とが対比されている。【図1 左】

特に団地の定着とほぼ同時代の 1960 年代の京町家の記録が照合されているのが重要である。この照合のし方は、ごく近接する異質な住み方どうしを、同時代のものとしてよりも変化の起点と終点と捉えた方がリアルだという感覚にもとづいている。この感覚は、今自分を巻き込みながら進む変化を前にしたとき抱かれやすい。だからこそ団地の定着の同時代に、京町家だけでなく住み方の調査が数多く積み重ねられていた（田中 1974: 32-36）。住み方調査の動機は今何かが変化しつつあるという直感にある。しかもその結果、変化の結果と括りうるものだけでなくむしろ変化以前の状態まで記録されるある種の矛盾が生じてくる¹⁾。他方、変化を内在的に捉えようと意図するときにも、こうした時間と空間のねじれに注目する戦略が有効である。この点は住み方調査に携わった建築学者にも自覚されていた（田中 1974: 38-42）。生活のエスノグラフィを複数照合することは、「住むこと」に接近しようとする社会学者の立ち位置をあくまで居住者と同じ水準に求める重要な方法の 1 つなのである。

注意しなければならないのは、独特な時間感覚を孕む生活のエスノグラフィを、単純な過去と想像しがちな点である。この危険を避けるには、エスノグラフィに記録された生活の時間が現在と切り分けられないと明示する必要がある。そのような時間の切り分けられなさは、あくまで内部視点からなされる権力分析の方法からも要請される。ただそれを方法的な要請としてではなく、どのようにしてそうした時間感覚が生

まれてきたのかとあらためて問わなくてはなるまい。時間も空間と同じく、誤解を恐れずいえば、疑いもなくそこにある物質性を備えている。「nDK=家族モデル」では、ある空間が他でもない「nDK=家族」という形式性を帯びる過程が分析されていた。であるならば、過去と現在が隣接する時間感覚もまたその生成過程が問題になろう。図式的に言えば、「住むこと」をめぐる空間と時間の双方について、「社会」との関連を探る途が残されている。

もっともこの問いは森反自身では深められていない。その手がかりは1980年前後、森反と密接な学問的な交流をもっていた内田隆三にある²⁾。内田は「nDK=家族モデル」とは独立に戦後日本の「家庭=マイホーム」生成過程を分析、しかも過去と現在の分かちがたい時間感覚との関連を探っている。

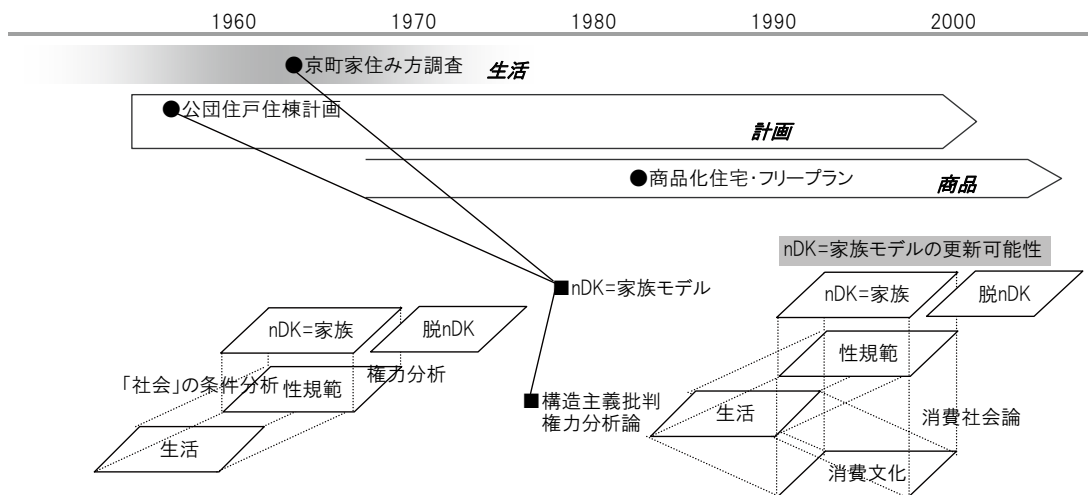
まず確認すべきは内田が1980年という早い段階で、社会学に幅広く見られる「成立し終焉する近代」図式を理論的に批判している点である（内田1980）。そこでは、「近代」の成立根拠として機能主義および構造主義の理論を背後仮説とする正当性が問われていた。この問いを基礎に、まず「家庭=マイホーム」の成立過程

が権力分析の視点から問い直される（内田1993）。さらにその過程と柳田國男のいう「家」との連続と断絶とが分析される（内田2002）。

この分析で注意されるのが、エスノグラフィ、特に柳田民俗学が想定する「社会」のイメージもまた問い返されている点である。すなわち柳田の「家」が前近代や単純な過去ではなく、「西欧の近代性に対する落差や違和」（内田2005:187）を基礎にした「現在の事実」と位置づけられている。「西欧の近代性」とは、戦後日本での「家庭=マイホーム」成立過程でも主導的な役割を果たした「性規範」と「消費文化」である（内田2002:161-162, 177）。これらの「西欧の近代性」を背景としているからこそ、柳田民俗学の記述は過去と現在とが同じ水準に隣接しあう独特の時間感覚を与えられているという。この時間感覚は「nDK=家族モデル」で参照された生活のエスノグラフィに共有されている。内田によれば、柳田民俗学でこの時間感覚が語られる背景にも「性規範」と「消費文化」があるというのである。「nDK=家族モデル」に残されていた課題を解く鍵がここに示唆されている。【図2 右】

「西欧の近代性」のうち特に注意されるのが

図2



「消費文化」である。消費文化とは、商品の消費を通じアイデンティティと社会に対する帰属感を模索する日常的な文化を指す（内田 2002:162）。この消費文化は「nDK=家族モデル」では着目されなかったが、「住むこと」を捉えようとするうえで3つの点で注意される。

第1に、消費文化は「nDK=家族モデル」で参照されていなかった「住戸計画」を構成するもう1つの手法「標準設計」と密接に関わっている。「標準設計」は住宅の躯体と設備双方を規格化する技術である。その効果は、「型計画」で設定された住宅類型と家族類型の組合せを限定的なパターンに収束させることにある。この規格化を介してはじめて住宅・住環境の大量供給が可能になる。言わば「標準設計」における規格化は住宅・住環境の商品化の前提であり、消費文化が形成される技術的・経済的な基盤をかたちづくる。「nDK=家族モデル」で「標準設計」が十分言及されていなかったことは、このモデルが消費文化の戦略的な重要性をはっきりと打ち出せなかったことと表裏一体とも言える。

では、その重要性とは何か。それは消費文化に注意される第2、第3の論点でもある。すなわち、消費文化を念頭に置くことで、権力分析や生活のエスノグラフィで想定された「社会」のイメージが日常レベルで生成してゆく過程に光を当てることができるからである。

まず、住宅・住環境における身体の規格化は、消費文化を背景とするとアイデンティティや帰属感の日常的な意識化と関連づけられる。「性規範」とは、性を宛がわれた身体にアイデンティティや帰属感をめぐる関心が集中することをベースとしており、決して計画により一方的に強制されたものではない。特に「nDK=家族モデル」の浸透の周辺では、性生活や育児にかんする大衆向けの書物や講座、マスメディア番組などの影響が指摘されている（内田 2002; 大久

保 2010）。そこでの身体の規格化には商業主義が無視できない背景をなしていたのである。

また、生活のエスノグラフィが記録されるのもアイデンティティや帰属感と関連づけることができる。この記録はアイデンティティや帰属感の断片化や流動化が感じられていることを背景としている。生活のエスノグラフィのうえでは、過去は現在から呼び覚まされ現在は過去から特徴づけられ、現在と過去とが互いに存在を促しあうメビウスの環をなす。

この構図はたんにエスノグラフィで記録される生活の客観的なありようにだけでなく、エスノグラフィという方法自体にも指摘できる。この点が複雑だが研究者の立ち位置という問題では重要である。生活のエスノグラフィは記録者のある種の生活実感にもとづく以上、記録対象の生活にこそ裏づけをもつ。同時に記録される生活もまた、そこで言葉にされて初めて多くの人に共有される可能性に開かれる。特にエスノグラフィが目を向ける生活が矛盾を孕んだものと想定されている場合はことさら、記録者と記録対象との促しあいの環は強くなる。生活のエスノグラフィをめぐっては、このように研究者の立ち位置が、対象との相互関係を通じて掘り崩されては補強されるとも言うべきものになっている。

3. 「空間規範」分析とその可能性

「nDK=家族モデル」は「成立し終焉する近代」図式とは異なり、「住むこと」をめぐる過去と現在を単純な時間の継起と見なさないだけでなく、研究者の立ち位置まで問いかける。それは逆に、「住むこと」と「社会」を関連づける方法について十分掘り起こされていない領域が残されていることを示唆する。具体的には、まず

「住むこと」をめぐる消費文化自体の背後仮説を社会学はどのように問い返せるのか。「住むこと」にかんしてアイデンティティや帰属感がいつ、どれほどの規模で、またどのように問われてきたのか。この問いは「nDK=家族」モデルで十分でなかった「脱nLDK」に対する接近にもつながる。ここではそうした方向性を追求したものとして、森反自身による「nDK=家族モデル」の展開を捉え返す。

3.1. 「空間規範」分析

「nDK=家族モデル」が本格的に更新されたのは森反（1990）においてである。この論文は1986年から89年にかけて行われた調査プロジェクトの報告書の一編をなす。この調査は東京大学社会学研究室を中心に組織され、神戸市をフィールドに政策と生活の双方から地域社会の分析を試みたものである。その組織は「nDK=家族モデル」を生み出した共同研究チームと人的に重なる。

森反（1990）での更新は大きく2つある。第1に、住宅の「質」が問題にされはじめた点に着眼し、「nDK=家族モデル」での住宅類型と家族類型の重ね合わせに「恣意性」が生まれ、その分、計画が住宅に介入する余地が拡大したとする。

第2に、「nDK=家族モデル」の効果が日常化した結果、逆にこのモデルでは対応できない住宅群が生まれたという。それは家族のライフステージの到達点である高齢者層の住宅群である。しかもそこでは「空き家」の多さから住環境の「質」も問題にされはじめ、新たな計画の介入する余地が生まれてきたとする。このような住宅から住環境への介入の拡大に注目して、「性規範」ベースの「nDK=家族モデル」が新たな規範をベースとしたモデルに再編されつつあるというのである。

ここでまず注意されるのが、2つの更新のいずれの根拠も「住むこと」の「質」が問われはじめた事実に求められている点である。この「質」への着眼こそ、消費文化という論点を梃子に「nDK=家族モデル」の更新が図られていることを裏づける。その点がよりはっきりしているのが森反（1991）である。そこでは「質」が問われはじめた標識に、住宅メーカーによる「商品化住宅」の供給拡大がとりあげられている。「商品化住宅」の拡大は上野が「nDLKモデル」の終焉を見出した根拠であり、何より消費文化の日常への浸透を裏づける現象に他ならない。

次に注目されるのが消費文化という論点の取り込み方である。消費文化を念頭に置きつつ「住むこと」を記述するといったとき、まず想起されるのは、住宅の内外の商品＝モノを記録し考察する方法であろう。たとえば、1920年代には今和次郎の「考現学」、戦後日本では建築学において「住み方調査」が積み重ねられ（祐成2009）、「nDK=家族モデル」でも生活のエスノグラフィとして活用されていた³⁾。

これに対し森反（1990）で参照されているのは、1つは「住宅建設計画」の文書（1966年の法制定以降）、もう1つは住宅統計調査および住宅建設計画の根拠として収集が始まった住宅需要実態調査である。これらの計画文書や統計資料を通じて、計画者の言葉のうえで住宅や住環境の「質」が問題化してきた事実が跡づけられる。さらに、そのように問題化された具体的な対象として、統計資料から「空き家」の存在が取り出されてゆく。言わば現にそこにある住宅と統計資料という「物質」と「社会」の双方から「住むこと」への接近が図られている。

ここで注目された「空き家」は住宅の過剰を示す。必要な量の住宅はすでにあり、アイデンティティや社会への帰属感を確認できる質を伴

わない住宅が残される。それが「空き家」である。計画や統計での「空き家」の言及は、住宅の質を問う消費文化の過程に私たちがいつ、どの程度足を踏み入れつつあるのかの指標に他ならない。「空き家」という視点からの「住むこと」の捉え返しは、言わば消費文化をめぐるダイナミズムの生成条件を可視化する。これに対し商品＝モノの記録では、消費文化を前提としたうえで、アイデンティティや帰属感をめぐる1つ1つの葛藤が読み取られる。その前提がいつから、どの程度成り立つものなのか。この問いに答えるのが「空き家」という指標である。その意味で「nDK=家族」から「空き家」への視点の移動は、「住むこと」を「社会」と関連させる条件を探り出す社会学的な志向にしたがっていると言えよう。

そのうえで森反（1990）は「空き家」の存在を、アイデンティティや帰属感が問われはじめる条件としてだけでなく、その問われ方を規定するものと捉え返す。計画文書で「空き家」はまずもって対処されるべき存在だとされている。その位置づけに呼応し、「空き家」の周囲の住民自身が「空き家」を取り巻いて「住むこと」を自問自答しはじめているという。具体的に参照されるのは神戸市に多数発見される「建築協定」や「まちづくり協議会」といった住民参加型都市計画制度の実践である。これらは地権者たちの発意にもとづく法制度に則った協定であり協議の場に当たる。このような協定や協議の場は神戸市のなかでも局所的に発生している。その点を地域間格差と解釈もできよう（西山1990）。森反（1990）は「建築協定」や「まちづくり協議会」の偏りを、地権者が住環境の質を問題視しはじめているからこそ生じる差異と読み直す。さらに、そのように「住むこと」を捉える態度と実践の背後に、性規範とは異なる新たな空間をめぐる規範の浸透を見るのである。

この過程で、すでに「nDK=家族モデル」に組み込まれていた人びとが、今度は「空き家」の存在を介し周囲の「空間」の質を自ら問いはじめる。しかもそう自問することを条件にして、一定の「空間」を共有する人びとと協定を結び協議をする「主体」になる過程が法制度に「戦略」的に準備されてもいるのである。

そこでの「主体」のあり方が、消費文化という論点を取り込んで権力分析を更新するうえで示唆的である。まず、「空間規範」を担う「主体」はたんなる土地所有権者ではない。「建築協定」や「まちづくり協議会」における「主体」は、一定の区切られた「空間」を共有する特定の他者との間で協定を結んだり協議をする。特定の他者ときちんと協議ができ、結んだ協定を守るといった規格をもった「主体」でなければならない。この「規格性」が見出されている点が重要である。「nDK=家族モデル」でも「規格性」が発見されていた。それは性規範にもとづく分節される規格性だった。これに対し新たに見出されるのは、空間をめぐる協議する規範にもとづく規格性である。ここには「性規範」から「協議規範」⁴⁾への移行が見られる。

この移行には「空き家」の増加を指標とする消費文化の浸透が介在する。したがって協議規範による「主体化」には、計画者の意図だけでなく消費文化の浸透が効果を及ぼしている。その意味で、この「主体化」過程は計画者の意図を基準にとれば「恣意的」に映る一方、身体そして空間の規格化を標識とする権力の作用としては一貫している。その意味で「性規範」から「協議規範」への移行を織り込んだ森反の一連の住宅論は、「空間規範」分析として一括して捉えられるべきである。同時に従来の「権力分析」に消費文化という論点が加味された点は、フーコー自身にも明確には見られなかったものであり方法論として注目される。特に「空間規

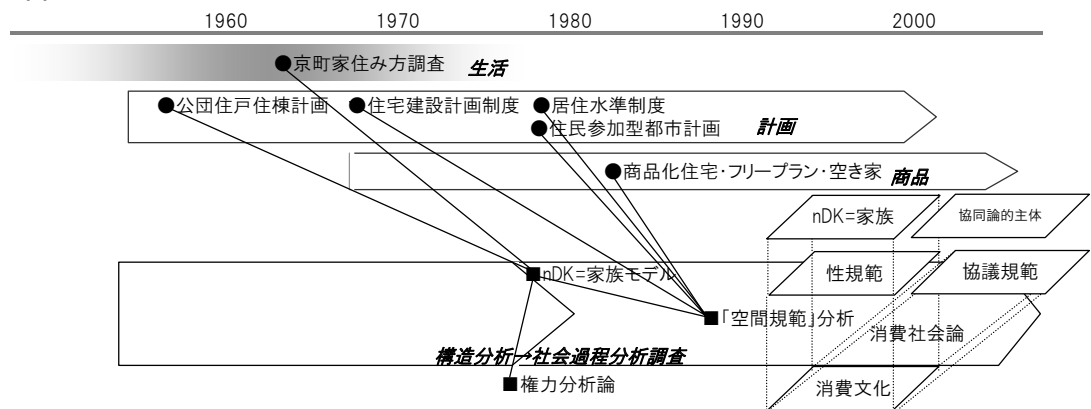
「規範」分析ではFoucault（1975;1976）が描き出す「主体」と質的に異なる「主体」のイメージが具体的に与えられている。「協議規範」の「主体」は法制度を前提としつつ「空間」を共有する他者と協議をし時として協定を結ぶ「主体」である。この「主体」はJ・ハバマスが構想した「コミュニケーション的理性」を帯びた「主体」に近い（Habermas1968=2000）が、森反自身は「協同論的」主体という（森反1997:67）。「空間」を共有することは互いに迷惑をかけあうことに等しい。そういう迷惑をかけあう関係だということを認め合うことから始まる協議を重ねるのが「協同論的」行為である。それは従来の権力分析で想定されてきた「契約論的」なものとは異質な行為であり、新しいタイプの「公共性」言い換えれば「社会」をイメージさせるものだというのである。【図3 右下】

「権力分析」という手続を経て「協同論的」な「社会」が提起される点が、森反の住宅論の魅力でもありわかりにくさでもある。建築学と社会学の双方で森反の議論は一貫したものとして受け止められず、どこかの断片を切り取られることが少なくない⁵⁾。建築学系の住宅論では、「権力分析」がすくいとろうとしているリアリティは共有しつつも、「社会」の生成プロセスを問うことは建築学の存立を反省させるだけに

受け入れがたいものがあるだろう。社会学系の住宅論からすると、「協同論的」な「社会」の構想は分析者の規範的な要請にもとづく印象が拭えず、「権力分析」のスタンスからは遠く見える。これに対して「社会学者の立ち位置に対する問い」という論点を置いてみると、森反の住宅論の展開には一貫した道筋が見えてくる。「権力分析」が導入されたのは、「住むこと」と関連づけられる「社会」について、あくまで居住者の日常の視点からその生成プロセスを問うためだった。「協同論的」な「社会」がイメージされてきたのも、そうした居住者視点に立つことの延長においてである。

最後に考えたいのは、たとえば森反（2006）で描かれる居住者の実践を、あくまで試行錯誤として不定形なまま捉えてゆく可能性である。一連の考察の出発点にあった建築学系の住宅論でも、「住むこと」と関連づけられる「社会」は「少子高齢化」にせよ「家族形態の多様化」にせよ、はっきりとしたイメージの結びがたい変化として捉えられていた。「空間規範」分析でも「空き家」の発生やそれにもとづく居住者の問題意識の喚起は「恣意的」なプロセスと語られていた。であるならば、そのような方向性の定まらない変化に対するリアリティをすくいとるように、「社会」をイメージしなおしそ

図3



の生成プロセスを再考する道筋が残されているよう。

3.2. 住宅階層論

この道筋を探るうえで、「空間規範」分析で重視されてきた法制度の扱いに注意する必要がある。公団をはじめとする計画や調査だけでなく住宅や住環境をめぐる規制や誘導の法的枠組みといった法制度は、「住むこと」の物理的なあり方だけでなくその語り方にも影響を及ぼす。その影響は、計画・調査・規制・誘導にまつわる文書が加速度的に増えてきているだけに、私たちが「住むこと」をめぐる何らかの思考や行動を起そうとすると否応なくまとわりつくかたちで浸透してきている。一方でその浸透の度合は「規範的拘束力」と表現されるものとも質が異なる。「規範的拘束力」という表現には、「成立し終焉する近代」図式における「近代」のように、ある「社会」における一貫性が想定されている。これに対し「空間規範」分析で注目されていたのは法制度の焦点の移行であり、さらに言えば法制度間の「不適合」（森反 2006:186）であった。そうした法制度間の移行や不適合は、法制度そのものの分析を通じても取り出すことが可能であり、「空間規範」分析でも公団計画文書や神戸市住宅政策（調査・計画・枠組み）が扱われていた。だが、これらの法制度は国家の内部で一貫した効果を及ぼすことが前提とされている。分析者が戦略的にそうした法制度間の移行や不適合を取り出したとしても、あるいは取り出せば取り出すほど、法制度の一貫性という前提を強調することになる恐れがある。あえて誤解を恐れず言えば、移行や不適合を発見したそのうえで、一貫した力の働きをあらためて言葉にしてゆく必要がある。この課題は、法制度の効果が生成するプロセスの探求につながるだけではない。現在私たちが

直感する法制度の効果の様態——否応なくまとわりつく感覚——を、「住むこと」の物理的なあり方と語り方の双方でどう捉えるべきかという問いを導くものでもある。

この問いについて、ここでは「空間規範」分析とほぼ同時代に同じ対象を扱っていた「住宅階層」論を手がかりに敷衍したい。「住宅階層」とは「住宅の所有関係により社会的経済的にフィルタリングされ、空間的に相互隔離された社会層」（西澤 1990:88）を指す。戦後のイギリス・バーミンガムでの観察をもとに提起された「住宅階級」概念（Rex and Moore 1967）を、20 年ほどのタイムラグを経て戦後日本社会学で継承したものである⁶⁾。「住宅階級」は住宅の所有形態とライフスタイルパターンとしての「階級」とが照合しあう状況を指すが、「住宅階層」にはライフステージなどにともなう個人の階級間移動の可能性がより見積もられている。具体的には、企業集積の進んだ都市や大規模団地で観察された「住み分け」（蓮見 1983:342）が「住宅階層」を発見する根拠になっている。戦後日本では大企業内だけでなく大企業－中小企業間の職位の格差が無視できない。企業と政府が連携した労働政策はそうした職位格差を前提とし、職位ごとに異なる住宅が提供される場合が少なくなかった。また、住宅政策そのものにおいても収入階層ごとに異なる区分の公共住宅が提供されていた。労働政策を含む広い意味での住宅政策を背景として、住宅の形態と社会の階層構造との対応が観察できるというのが「住宅階層」論の基本的な骨格である（三浦 1992:206）。

この議論もまた「住むこと」と「社会」を関連させる語り方の 1 つである。「nDLK モデル」や「nDK=家族モデル」では「社会」との関連づけが家族を媒介になされていた。これに対し「住宅階層」論では階層あるいは労働（働き方）

が媒介になっている。他方で「住宅階層」論は「nLDKモデル」をベースにした「成立し終焉する近代」図式ほどに建築学系の住宅論では参照されていない。わかりやすくは建築学者 森村道美が指摘する（竹中1992:79）ように、住宅と階層との対応関係は予想されるほど簡単には検出できない問題がある。住宅と一口に言っても、一棟の集合住宅や一団の住宅地が複数の階層向けに計画される場合も少なくない。さらに、一定の時間をおいて観察すると、はじめは同一階層と思われた居住者間で階層移動のばらつきが生じたり、親子などの親族間の同居・隣居などにともない階層自体の同定しづらさが無視できなくなったりする。こうした問題はすでに「住宅階層」に注目する社会学の内部でも早い時期から指摘されていた（高橋1980）。

逆に言えば、住宅と階層の対応関係の同定をめぐる困難さを踏まえてもなお「住宅階層」論が提起されていた可能性があり、であるならば社会学者はむしろその屈折した問題意識を言葉にする必要がある。「住宅階層」論が語られる動機には、たしかに住宅と階層が対応して見えるという実感がある。その実感を、企業と政府が連動した広い意味での住宅政策から裏づけるのは一見わかりやすい。だが、総体的に効果が及ぶことを前提とした法制度の存在に論拠を求めるのでは逆に、細かな事実関係との対照からいくつも反証が見つかり足をすくわれる。あくまで立脚すべきは、法制度の一貫性に対し分散して見える居住者の実践の側である。「住宅階層」論を語る動機も、研究者としてというより、そうした今ここを生きる一人の居住者としての実感にあったと考えられるからである。その点へのこだわりは研究者の立ち位置への問いを開く。実際に「住宅階層」論が建築学系の住宅論であまり参照されなかったのは、たんに事実同定のナイーヴさが問題視されたばかりではなか

った。前掲の森村が言及するように、「住宅階層」自体、建築学者には自明な事柄であり、むしろ建築学により解決されるべき領域を広げるものと受け止められていた（竹中1992:79）。つまり、「住宅階層」が生起する根拠を法制度に求める限りでは建築学者にはインパクトを与えることができない。逆に、居住者の実践に根拠が求めるよう視点を転換したときにこそ「住宅階層」論は解かれるべき問いとして立ち上がってくる。

この点で示唆的なのが東京都立大学社会学研究部の東京都練馬区光が丘パークタウン調査報告である。1983年に入居が始まったこの団地では、都営住宅（賃貸）と公社住宅（東京都住宅供給公社・賃貸）と公団住宅（分譲）が隣接しあう。開発早々の1986年に行われた調査では複数の論者が個々独立に、これら供給主体・所有形態の差異について「住宅階層」を鍵に分析を加えている。その報告群を単独ではなく一連の分析として捉え直すと、「住宅階層」が単純に住宅計画・制度に規定されるのではないことが鮮明になってくる。

たとえばもっともつよく「住宅階層」を前提とした報告では、「住宅階層」間を超えた団地全体の「地域自治システム」とそこでの「交流と共通理解」が結論として展望される（竹中1989:129）。つまり、この報告者が問題にする「住宅階層」とは、社会全体を貫く階層構造や所得階層別の住宅制度に相関しつつも、本質的には団地内での日々の生活実践で積み重ねられる「交流と共通理解」を欠いた葛藤をベースにしている。別の論者は「住宅階層」と括られた内部に、住宅ごとに設けられた「組織」ごとのライフスタイルの差異を見出す（中嶋1989:30）。「組織」の特性は法制度だけでなく「コミュニケーションの様態」と呼ばれた日常的な関係の蓄積により規定されている。

また別の論者は「住宅階層」を居住女性の職業アイデンティティの差異と関連づけて読み換える可能性を指摘する（野沢1989:51）。女性の職業形態はちょうどこの時期、ワークライフバランスを失いがちのフルタイム労働と、低賃金で不安定なパートタイム労働とに極端に分化しはじめていた（白波瀬2010）。フルタイム労働ではアイデンティティと働くことが直結される一方、パートタイム労働ではアイデンティティの基準の多元化が促される。言わばアイデンティティや帰属感がいずれも働き方という日常の生活実践から喚起され、その葛藤と「住宅階層」とが多重化されている。これらの調査群を統合してみると議論として一貫していないように見える。だが逆に言えばそこで取り出された重層性は、単純な所得階層別の住宅政策の効果に上塗りするかたちで、コミュニケーションのし方や働き方といった日々の生活の積み重ねこそが「住宅階層」の実感をもたらししていると捉え返され初めて浮かび上がってくる。

「空間規範」分析で「主体化」の契機とされていたのは、1つには「空き家」に象徴される「空間」の質だった。これに対し、一連の光が丘調査を踏まえれば、「主体化」とは日常の労働やコミュニケーションから喚起されつつ「空間」の質をも介して重層的に展開する過程と捉え返すことができる。「空間」の質が問題化する契機となる「組織」は、森反（1990）が注目した「建築協定」や「まちづくり協議会」から、中畠（1989）などが焦点を定めていた「マンション管理組合」や「自治会」などの多様な形態に広がっていることも注意される。それらの「組織」は法制度で準備されたものに限られず、必然性や拘束力が弱い一方、いつ、どこにでも生まれうる可能性に開かれている。

実際に光が丘パークタウンではバブル崩壊をはさみ、未開発地への風俗営業店舗の進出をき

っかけとして、団地全体を包括する居住者組織による反対運動が展開したという。ここではたしかに「空き地」がこの住宅地に「住むこと」を住民に問い直させる端緒になり、互いに協議を重ねる組織が結成されてもいる。そこでの空間の質の問題化は「nDK=家族」モデルの帰結により生じたものでも、「空間規範」分析で想定された法制度という総体的な拘束力をもつものでもない。その代わり現代日本では、いつ、どこにでも生じうる事態である。バブル崩壊後、未開発地だけでなくシャッター商店街や老朽団地といった「不良資産化したunperformed」空間が拡散している。同時に、そうした「不良資産化した」空間の質を問う法的な枠組みは、商店街活性化や団地建て替えが強く促されながら容易に進まないなか、たえず再考・再編が進んでいる。光が丘パークタウンでの法制度にもとづかない住民組織は、このように（1）いつ、どこにでもという時間と空間の可能性としての広がり背景としており、しかも（2）組織の原理も法だけでなく日々の実践にも比重をおくように変化しつつある。こうした変化は「空間」の質をめぐる主体化について、「空間規範」分析とは異なるモードが出現しつつあることを示唆する。新たなモードは時間・空間を可能性としてみる感覚に裏打ちされた日々の生活実践に比重をおく点で、マンションの棟や自治会・行政区域などのこれまでの住宅や住宅地の境界を横断して接近する必要がある。また、先にふれた職業アイデンティティの問題化などとの結合を視野に入れる必要も出てくる。どちらの論点も要請するのは、「地域」「職業」「階層」など既存の社会学の領域設定を超え、「住むこと」を切り口に「社会」のイメージを探るアプローチに他ならない。そこで現れてくる「社会」は、日本国内のような一定範囲の総体性が当たり前前提にできない、粗密のある網の目とイメー

ジされよう。日常的なコミュニケーションや働き方といったかたちで網の目はたしかに張られている。しかしバブルとその崩壊のようなグローバルな経済とも連動しており、網の目の範囲は日常の生活実践の圏内にとどまらない。またどここの住宅・住宅地でも同じ経験が繰り返されることは保証されておらず、日々の生活実践の積み重ねという個々の場の時間的な経過、さらには予想しづらい外在的な要因も無視できない。そのようにあらためてそれぞれの場から「社会」のイメージが紡ぎ直される必要がある。

3.3. 「村落構造分析」と「家」のエスノグラフィ

「nDK=家族モデル」を踏まえ「空間規範」分析が更新される際、取り落とされた論点がある。生活のエスノグラフィを参照することで、過去と現在とが隣接しあう時間感覚に接近する方法である。こうした時間感覚は、「空間規範」分析がたどりついていた方向性の定まらない変化の感覚に通じるものであり、不定形な「社会」をイメージするうえでも重要な手がかりになる。エスノグラフィに記録された生活は、性規範や協議規範と同様に、消費文化でのアイデンティティや帰属感情の問題化を測定する基準の1つになりうる可能性があった。あらためて考えてみると、生活のエスノグラフィを参照することには、「住むこと」を捉えるうえでこれまで見落とされてきた積極的な意義がある。

第1に、「住むこと」を捉える方法が物理的な環境や空間を軸に展開されがちなのに対し、生活のエスノグラフィは現在から過去にのびる時間軸上での探求を可能にする点である。これまでの「住むこと」への接近で選択されてきた資料は、建築家・計画家の図面や文書、行政また独自に収集した情報といった、ある一時点で切り取られた「住むこと」の断片である。しかし、「nDK=家族モデル」にライフコースの展

開が組み込まれていたように、「住むこと」を捉えるうえで時間の経過は無視しづらい論点である。この点を組み込むには、継続的な調査や横断的な資料の再検討がまずは求められる⁷⁾。それ以上に、時間の経過とはその時点その時点で意識されるものであり、そのような「現在の事実としての過去」を記述することが必要になる。この論点は「住むこと」ばかりでなく、消費文化を背景としたアイデンティティや帰属感情の問題化のされ方を分節し、戦後日本あるいは現代日本という固有の文脈に位置づけなおすうえで重要である。「問題化」のプロセスでは、性規範や協議規範といった規範自体がつねに問い返され自問自答がらせん状に続く。こうした未来へと亢進する過程に過去が関与するあり方は今後拓かれるべき問題領域として残されている（片桐雅隆2003:iv-vi、片桐新自2000:17-21）。

第2に、「nDK=家族モデル」と「空間規範」分析が提起された共同研究では系譜的に、生活のエスノグラフィを収集・分析する手法がとられていた。この共同研究は農村・地域社会学を専攻する東大社会学研究室を中心に編成されており、村落を主たるフィールドとした戦前から生活のエスノグラフィックな記録が方法の起点をなしていた。この系譜と対照させることで、「nDK=家族モデル」から「空間規範」分析への展開を、生活のエスノグラフィを扱う手続を探るダイナミックな過程と捉え返すことができよう。

農村・地域社会学を専攻する東大研究室（福武直-蓮見音彦-似田貝香門）では、戦後早い時期から共同研究の形式で特定地域のフィールドスタディを積み重ねてきた。その研究スタイルは1970年代半ばまで「構造分析」、その後「社会過程分析」と命名され、1990年代半ばまで10篇を超える報告書を世に問うている。

「nDK= 家族モデル」が提起されたのはちょうど「構造分析」から「社会過程分析」へと舵が切られるときと重なり、「空間規範」分析は後者のスタイルについて一定の達成が認められた調査報告のなかに収められている。【図3 下中】

ここで言われる「構造分析」とは経済構造をベースに社会構造と政治的支配構造を解説する試み（蓮見1983:10）であり、他方、「社会過程分析」とは政策決定構造と階層化された社会構造とを関連づける試み（似田貝・蓮見1993:7）だという。従来はこの規定にもとづき構造どうしの連関の成否が問われ、連関にかんする新たな解釈が模索されてきた（野呂1997:62-63、中筋1997:221、中澤2007:173）。そのような「構造」もまた「社会」の語り方の1つである。ここではそうした「社会」との関連づけにより、とりわけ時間の感覚についてどのような新たな展望が拓かれうるか考えたい。

「構造-社会過程分析」における「構造」は、目の前の複雑・多様にみえる現実は何らかのかたちで見出せるはずの「社会の統一性」（蓮見1983:475）を指している。これまでの文脈にしたがえば〈総体的な広がりをもつ背後仮説〉と言い換えられよう。そうした「構造」に接近するのに、「構造-社会過程分析」では一貫して、総体的な広がりをすべてカバーしうる資料を獲得する努力が傾けられていた。「社会過程分析」では、行政予算決算書の最小単位まで遡った再集計や全課長級職員への声価法にもとづくインタビュー、統計的に有意な市民意識調査など、複数の角度から網羅的な情報が集められていた。これに対し「構造分析」、とりわけ1950年代までを中心とする村落で悉皆調査が試みられていたのが「家」のエスノグラフィである。「家」での生活・生業の記録を重ね合わせることにより、政治的な支配-被支配関係、経済的な協同や対立、社会的な儀礼や慣習にいたる村落の社

会関係を重層的に復元可能だと考えられていた。

これまでの「構造-社会過程分析」の検証ではくりかえし、社会の複雑化・多様化にともなう網羅的な情報の収集・分析の方法が更新され、しかもその更新は現在もなお未完のままであることが確認されてきた。そうした確認は、「構造-社会過程分析」では「住むこと」と関連づける「社会」とは如何なるものなのかについてたえず反省が繰り返されてきたことを証立している。では、「構造-社会過程分析」でとられた方法で、具体的にどのような「社会」が想定されていたのかを明らかにしたい。それにより、とりわけ生活のエスノグラフィを介して「住むこと」と「社会」を関連づける手続を明確化し、「nDK=家族モデル」では前景化されなかった戦後日本という固有の文脈における消費文化のあり方に接近を試みる。

この問いを深める意味で注意されるのは、同じ総体的な「社会」への接近を試みて収集された資料でも、「社会過程分析」と初期の「構造分析」では引き出されてくる「社会」のもつ時間的な厚みが異なる点である。行政文書や意識調査から復元されるのは調査時点での社会関係の構図である。これに対し村落で集められたエスノグラフィでは、古文書や記憶に補完されることで系譜性をもった「家」の関係集合が記録されている。村落での「家」を単位とした社会関係は、調査の瞬間に切り取られたものであっても、過去からの行き掛かりを必ず背負っている。初期の「構造分析」の報告が判で捺したように「因習の打破」で結ばれるのもそのためである。このような系譜的な時間の厚みは、選択される資料の変化にともない、「社会過程分析」への転換過程で発見されにくくなる。ちょうどその転換期に当たる「nDK=家族モデル」では生活のエスノグラフィが参照され、結果として系譜的な時間をもつ「住むこと」が記述できて

いた。だが、そこで記述されたのは総体的に「nDK=家族モデル」に変容しつつある「住むこと」であり、「家」のエスノグラフィから読み取れるものとは異質である。系譜的な時間における過去は、個々の「家」の現在から参照される「分散的な現在の事実」であり、それに対し「nDK=家族モデル」で記述されたのは、総体的に変容した単純な過去の事実だからである。この違いに注目すると、系譜的な時間の厚きをもつ社会のあり方は、「住むこと」を捉えるうえでの未踏の可能性の1つだと言えよう。

そこで系譜的な時間の厚きの生成条件を掘り下げてみる。まずは「家」のエスノグラフィに記録された系譜的な時間の厚きを、「家」自体に原因を求めて説明もできよう（家の系譜性（有賀1969））。だが、「家」に内在すると思われる要因もまた、結果として同定された「家」から外在してみえる要因との相互作用として特定できるものだと考えられる。

たとえば「家」のエスノグラフィでは「家」の関係集合がつねに反語的に語られている。「しかし、それにもかかわらず、部落は自由な社会になったのではない」（福武1959=1975:204）、「このようにみてくると、この部落も非常に変化したように考えられる。けれども、そうした変化にもかかわらず、それは過大に評価されてはならない」（福武1959=1975:322）。このように「家」の関係集合は、変化の契機（同時代的には戦後改革）に曝され変化しつつも残存する何かとしてくりかえし見出されている。つまり、「構造分析」で発見された「家」の系譜性は、それを揺るがすインパクトとの相対的な関係から語り手また読み手に意識化され、エスノグラフィとして記録されたものなのである。

そのように系譜性が反省的に意識化されるダイナミズムは「構造分析」ではまったく検討されていない。逆に言えば、そこにこそ未踏の可

能性が広がっている。特に「住むこと」を捉えるうえで興味深いのが、「新生活運動」をめぐる「家」のエスノグラフィである（福武1959=1975:397-466）。

新生活運動では敗戦後、GHQなどに主導され、生活習慣を住民自らが見直し改めてゆく組織的な運動が各地の村落で展開された。この運動の起点をなしていたのが、家庭用品や建築資材、それらの用法が村落に大量かつ一斉に持ち込まれたことであった（あしたの日本を創る協会2006）。強制されたにせよ、新生活運動を通じ消費文化の前提をなす状況が出現していたのである。

この点を踏まえつつ「家」のエスノグラフィを読んでゆくと、運動の展開・定着に「家」の関係集合のあり方が効果を及ぼしていた点に注意される。同じ程度に商品が流入した自治体でも、勢力家の主導や世間体のバランスを可能にする「家」の関係集合の存否により、新生活運動の展開に顕著な差が見られたという。この観察は、消費文化においてアイデンティティや帰属感が問題化する際、「家」の関係集合のあり方が関わるモデルを構想しうることを示唆している。実際に、「家」のエスノグラフィで記録された新生活運動では、「家」の関係集合のあり方が意識化される過程で「住むこと」が問い直され、ある者は台所を飾り立てある者は徹底的に蠅を駆除していた。

「新生活運動」にかんする「家」のエスノグラフィを敷衍すれば、「家」を介して過去と現在を照合せながら自らのアイデンティティを問い直すダイナミズムが、消費文化と相互に作用しながら展開していた可能性を描くことができる。このダイナミズムのモデルは「新生活運動」を超え、戦後日本のある時期の「住むこと」を捉える際に重要な参照枠になる。「nDK=家族モデル」で引証されたのも広義には「家」

のエスノグラフィに他ならない。もっともこのモデルでは、総体的な社会の広がりには接近するのに、消費文化ではなく計画・法制度という背後仮説がとられていた。一連の「空間規範」分析でも、消費文化は参照されたものの最終的に「主体化」のダイナミズムを確保していたのは計画・法制度であった。「家」と消費文化の相互作用を想定するモデルは、「nDK=家族モデル」を含む一連の「空間規範」分析とは異なる捉え方のモデルがありうることを示唆している。

このモデルについては、過去と現在を照合させながら自らのアイデンティティを問い直すダイナミズムに「家」が戦後日本のどの時点までどの程度介在し、現在は何が介在しているのかが検証すべき課題として残されてる。「住むこと」を直接的に記述するアプローチとしては、住宅内での寝室配分や親子の同別居といった具体的な場面について現在まで調査が続けられている（日本家族社会学会 全国家族調査委員会2010）。

さらに近年では、過去と現在との照合を促す媒介項は「家」以外にも拡散している。地域・都市開発と地理的移動の常態化にともない環境（歴史的環境）もまたアイデンティティの問題化の契機と見なされつつある（片桐新自2000）だけでなく、心理学の影響の拡大とともに「個人」そのものの記憶が問われはじめている（片桐雅隆2003）。歴史的環境は同心円的に広がる物理的な空間を横断するものであり、「個人」の焦点化は時間の感覚においても過去－現在－未来の線形が乱れるだけでなく、他とは異なる複数の時間の流れが実感されていることを示唆する。そのような過去と現在の媒介項の重層化に即した「住むこと」の捉え方は探求の可能性として開かれている。エスノグラフィに記録された偏在する「家」や、法制度による拘束力をもつ計画といった媒介項ならば、問題化が共有される社会的な範囲に一定の見通しを立てるこ

とができた。これに対し、個人や歴史的環境といった媒介項は、どの範囲でどの程度、問題化へとつながるのかわ見通しにくい。その見通しにくさはあくまで「住むこと」の生活実践に視点をおいたときに自覚されるものであり、それを引き受ける誠実さが研究者に求められている。今日の東日本大震災はまさにそのような「住むこと」の捉え返しを要請しよう。既成の「社会」のイメージに関連づけるのではなく、たとえば「粗密のある網の目」のように新たなイメージを模索的に言葉にすること、さらに法制度や商品あるいは運動などの形式で一定の人びとに共有を図ること。これらの作業には手間も時間もかかる。だが、それを惜しむとき「住むこと」をめぐる生活実践は研究者を置き去りにしてゆくことになろう。「住むこと」という問いの立て方は「社会」という広がりについて新たなイメージを結ぶ契機を我々に与えているのである。

注)

- 1) 団地での住み方調査を数多く重ねた鈴木成文は、同じ間取りでも使い方が設計どおりの「規定型」と設計とは異なる「順応型」が存在し、1960年代後半、家具の増加とともに「順応型」が目につくようになったと指摘する。「順応型」は基本的に「居住者の個性に順応した」ものであるが、鈴木は同時に「より慣習的な住様式」が「順応型」を促す効果を指摘している（鈴木1973:109-110）
- 2) 森反章夫氏へのインタビューによる（2011年2月7日）。
- 3) 社会学でも1960年代末から、家計調査やSSM調査などを資料として、住宅をふくむモノの所有と社会意識やライフスタイルの関連の探究が続いている（富永ほか1968; 今田・原1978; 鹿又1988; 坂本1988; 高田1998; 前田1998）。
- 4) 森反（2006:187）では「性規範」から「空間規範」さらに「集住の規範」へという移行過程が想定されているが、一貫して問題になっている

るのは居住者の身体とともに居住する空間の規格化であり、身体と空間は規範の効果が読み取れるモノとして一次元高い水準のカテゴリと見なすべきである。

- 5) もっとも社会学では、森反(1983)は共同研究のメンバー似田貝(1996)や矢澤(1996)が紹介するにすぎない。森反らの共同研究の総括は野呂(1997)、中澤(2007)など少なくとも、森反への言及は中筋(1997)のみで、それでも森反(1990)を「住むこと」ではなく政策過程分析の新たな方法と評価するにとどまる。
- 6) 比較的早い紹介として西山(1986)がある。
- 7) 「住むこと」をめぐるパネル調査の先駆的検討として森岡(1973)、中鉢(1978)がある。森岡が試みた山梨県勝沼と静岡県掛川におけるパネル調査を原票に戻って再検討すれば、居住地選択の個人別軌跡の復元が可能であり、地域の偏りはあるものの「住宅双六」や「持家神話」との対照も興味深い。

文献

- 有賀喜左衛門 1969『有賀喜左衛門著作集7』未来社。
- あしたの日本を創る協会 2006『わたしたちの50年』。
- 中鉢正美編著 1978『家族周期と世代間扶養』至誠堂。
- 遠藤知巳 2010「文学／批評と社会学」東浩紀・北田暁大編『思想地図5』298-323。
- Foucault, Michel, 1975, "Surveiller et Punir", Gallimard.
- , 1976, "Histoire de la Sexualité I", Gallimard.
- 福武直 1959=1975「日本村落の社会構造」『福武直著作集5』東京大学出版会。
- Habermas, Jürgen, 1968, "Technik und Wissenschaft als »Ideologie«", Suhrkamp=2000長谷川宏訳『イデオロギーとしての技術と科学』平凡社。
- 原純輔 2000「近代産業社会日本の階層システム」原純輔編『日本の階層システム1』東京大学出版会3-43。
- 蓮見音彦編著 1983『地方自治体と市民生活』東京大学出版会。
- 今田高俊・原純輔 1978「現代日本の階層構造：地位の一貫性と非一貫性」1975年SSM全国調査委員会編『社会階層と社会移動』141-171。

- 住宅総合研究財団 2009『現代住宅研究の変遷と展望』丸善。
- 片桐雅隆 2003『過去と記憶の社会学』世界思想社。
- 片桐新自編著 2000『歴史的環境の社会学』新曜社。
- Kemeny, Jim, 1992, "Housing and Social Theory", Routledge.
- 小林秀樹 2011「都市と家族の縮小を住まいの豊かさに転換する」『第31回住総研シンポジウム資料』住宅総合研究財団:5-21。
- 黒澤隆 1997『個室群住居』住まいの図書館出版局。
- 前田忠彦 1998「階層帰属意識と生活満足感」盛山和夫編『現代日本の社会階層に関する全国調査研究6』89-112。
- 松山巖 1982=1995『百年の棲家』筑摩書房。
- 三浦典子 1992「企業と都市のかかわり」鈴木広編『現代都市を解説する』ミネルヴァ書房202-223。
- 森岡清美 1973『家族周期論』培風館。
- 森反章夫 1982「〈イエ〉空間分析序説」宗教社会学研究会編『宗教その日常性と非日常性』雄山閣。
- 1983「住空間の戦後的変容」似田貝香門『都市社会と都市計画』:111-127
- 1990「神戸市住宅政策の分析」蓮見音彦・似田貝香門編『都市政策と地域形成』東京大学出版会:363-398。
- 1991「集合住宅の社会的技術」文化科学高等研究院・都市文化科学研究センター『都市・空間・建物の根拠を探る』同上:119-135。
- 1997「都市集住の社会秩序形成の問題」『都市住宅学』18:63-67。
- 2005「「家族は解体するのか」の問いかけの構図」都市住宅学会編『データで読み解く都市居住の未来』学芸出版社。
- 2006「居住収縮現象と社会实践としてのまちづくり」似田貝香門ほか編『越境する都市とガバナンス』法政大学出版局:169-188。
- 中畠いづみ 1989「地域共同管理における組織と参加」『総合都市研究』36:25-36。
- 中筋直哉 1997「構造分析から社会過程分析へ」蓮見音彦・似田貝香門・矢澤澄子編著『現代都市と地域形成』東京大学出版会:217-235。
- 中澤秀雄 2007「地方自治体「構造分析」の系譜と課題」蓮見音彦編『講座社会学3』東京大学出版会:169-205。
- 日本家族社会学会 全国家族調査委員会 2010『第3

- 回家族についての全国調査第一次報告書』。
- 西山八重子 1986「都市の資源管理：福祉国家の都市自治」吉原直樹・岩崎信彦編著『都市論のフロンティア』有斐閣 133-171。
- 1990「社会的階層と都市空間」蓮見音彦・似田貝香門編著『都市政策と地域形成』東京大学出版会 91-110。
- 西澤見彦 1990「住宅階層と地域問題の認識過程」『総合都市研究』40: 85-98。
- 似田貝香門 1996「現代都市定住と居住空間」吉見俊哉編著『現代社会学 18』岩波書店。
- 似田貝香門・蓮見音彦編著 1993『都市政策と市民生活』東京大学出版会。
- 野呂芳明 1993「階層構成と市民生活」似田貝香門・蓮見音彦 1993: 77-92。
- 1997「都市市民社会と階級・階層」蓮見音彦・似田貝香門・矢澤澄子編著『現代都市と地域形成』東京大学出版会: 61-80。
- 野沢慎司 1989「女性のアイデンティティと社会関係」『総合都市研究』36: 37-52。
- 小川圭子 2010「建築家ヘンリー・ロバーツに関する研究」『東京家政学院大学紀要』50: 39-47。
- 大久保孝治 2010「家族の寝方にかんする考察」日本家族社会学会 全国家族調査委員会 (2010)。Rex, John and Robert Moore, 1967, "Race, community and conflict" Oxford U.P.
- 坂元慶行 1988「「階層帰属意識」の規定要因」1985年社会階層と社会移動全国調査委員会編『1985年社会階層と社会移動全国調査報告書 2』71-100。
- 佐藤健二 2011『社会調査史のリテラシー』新曜社。
- 佐藤俊樹 2009「階層帰属の意味論」『社会学評論』236: 734-751。
- 2010「社会学／「社会学」」遠藤知巳編『フラット・カルチャー』せりか書房: 393-400。
- 鹿又伸夫 1988「経済的不平等と地位達成」1985年社会階層と社会移動全国調査委員会編『1985年社会階層と社会移動全国調査報告書 1』105-130。
- 島村昇・鈴鹿幸雄ほか 1971『京の町家』鹿島出版会。
- 白波瀬和子 2010『生き方の不平等』岩波書店。
- 園部雅久 2001『現代大都市社会論』東信堂。
- 祐成保志 2008『〈住宅〉の歴史社会学』新曜社。
- 2009「住まいという場を読み解く」佐藤健二・山田一成編著『社会調査法』八千代出版: 227-242。
- 鈴木成文 1973「規定型と順応型」鈴木成文 1988『住まいの計画住まいの文化』彰国社 101-122。
- 鈴木成文・上野千鶴子・山本理顕・布野修司 2004『「51C」家族を容れるハコの戦後と現在』平凡社。
- 高田洋 1998「住宅とライフスタイル」盛山和夫編『現代日本の社会階層に関する全国調査研究 17』219-232。
- 高木恒一 2010「ハウジング論と地域社会研究」『応用社会学研究』52: 9-19。
- 高橋和宏ほか 1980「大都市における社会生活上の居住性」『総合都市研究』9: 5-92。
- 竹中英紀 1989「ニュータウンにおける住宅階層と生活様式」『総合都市研究』36: 5-23
- 1990「ニュータウンの住宅階層問題」倉澤進編『大都市の共同生活』日本評論社: 103-130。
- 田中恒子 1974「住み方調査の方法」京都大学西山研究室編『現代の生活空間論 上』勁草書房 29-57。
- 富永健一・直井優・松原洋三・前田譲・畠弘巳・野原誠 1968「消費行動の社会学的分析」『社会学評論』73: 18-68。
- 内田勝一・平山洋介編 1996『講座現代居住第 5 巻』東京大学出版会。
- 内田隆三 1980「〈構造主義〉以後の社会学的課題」『思想』1980 (10): 48-70。
- 1987『消費社会と権力』岩波書店。
- 1993「ソフトな管理の変容」『社会科学の方法 VIII』: 201-238。
- 2002『国土論』筑摩書房。
- 2005『社会学を学ぶ』筑摩書房。
- 上野千鶴子 1985『構造主義の冒険』勁草書房。
- 1994『近代家族の成立と終焉』岩波書店。
- 2002『家族を容れるハコ 家族を超えるハコ』筑摩書房。
- 山本理顕 1993→2004『新編 住居論』平凡社。
- 山本理奈 2011「都市における住宅の商品化とその変容」『社会学評論』246: 172-189。
- 矢澤澄子 1996「ジェンダーと都市居住」『講座現代居住 2』東京大学出版会。

リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と 上海大都市圏の発展（その2）

福島 義和

目 次

はじめに

1. 上海市静安区のリーロン地区と都市近郊区
（1章までは、「社会科学年報」第44号）
2. 静安区大中里におけるリーロン（里弄）調査
（2章以下は、本号掲載）
 - 2-1 リーロン住宅の分布の地域性
 - 2-1 大中里（旧里弄）再開発事業（サンシャイン・プロジェクト）と居住移動
3. 上海大都市圏の発展と課題
 - 3-1 メガリージョンとしての上海大都市圏
 - 3-2 上海大都市圏の発展を支える人口移動と地域戦略 一むすびに変えて一

前回の報告（その1）の整理と今回の報告（その2）に向けて

1920年代～30年代に建設されたリーロン住宅は大きくは3種類（新旧リーロンと花園住宅）に分類できる。特に本研究で主な対象である旧

リーロン住宅は、建築的特徴として二階建てで石庫門を有している（写真1/2/3）。平均的には20～30㎡と狭小で低所得者層対象の連続住宅になっている。前論文（その1）で言及したように、これらの住宅が80年以上の建築年数を経ており、2010年の上海万博開催という国家的プロジェクトの後押しも重なり、中心部のリーロン地区では急速に再開発事業が実施されている。その結果、特に1993年以降ほぼ毎年20万人以上の強制移転住民が発生している。一方で、大量の出稼ぎ労働者の流入（注1）や蓄積されてきた農村における留守児童（注2）の問題は、今回は言及できないが、前者の強制移転住民の移転先と上海大都市圏の発展を考察する際には、見落とせない重要な視点である。

上海市統計年鑑2010年によると、流入人口（中国では「常住外来人口」（注3）と呼ぶ）の割合



◀▼ 写真1/2/3（2008.9.2撮影）
再開発を待つ旧里弄住宅
（静安区大中里）



が2009年12月末現在、周縁区（35.0%）が中心区（15.0%）より高く、流入人口が常住人口の40%を超える周縁区も存在する。松江区（51.0%）、嘉定区（46.4%）、青浦区（43.3%）、闵行区（41.1%）の4区である。これらの区は、上海市人民政府が進める12の衛星都市の建設場所とほぼ一致している。筆者も上海交通博物館の前で「ニュータウン説明の展示パネル」を食い入るように眺める若い人々に遭遇した経験がある。このニュータウン政策は成功しているのか。また現実の強制移転住民には、不満などがないのだろうか。1988年の憲法改正で「土地使用权」の譲渡が認められた。開発業者が補償金額や移転先を決めるとしている。

注1：2010年頃から「新世代農民工」（1980年代以降に生まれた新世代の若い出稼ぎ労働者）が推計で約1億人が存在し、出稼ぎの動機が生活改善から生活を楽しみ、夢を追求することに変わってきている。彼等は権利意識が強く、労使問題を起こしやすい。

注2：留守児童とは、「5,800万人にも上るといわれる、出稼ぎ労働者がふるさとに残した子ども」をさし、沿岸部の繁栄のために労働力を提供してきた農村のひずみが問題になっている。

注3：常住外来人口とは「上海市以外の地域から上海市に臨時居住証と居住証を持ち、半年以上居住している人口」であり、2009年末の常住外来人口は常住人口の約28%（542万人）である。それ以外の人口は、70%弱が戸籍人口で、残り数%が流動人口（滞在半年以下）になる。

2. 静安区におけるリーロン(里弄)調査

2-1 リーロン住宅の分布の地域性

既にリーロン分布の図（前論文）は提示してある。そこではリーロン分布が二つの租界地（フランス租界地と共同租界地）に集中的に分布していることを指摘した^(注4)。本稿ではリー

ロン住宅における中国人の居住移動に注目する。1845年の「土地章程」では租界地内での土地・建物の中国人への賃貸しを禁止し、9年後の1854年の「土地章程」では、上海県城の占拠で生まれた難民が大量に租界地に流入した結果、「華洋雑居」の様相を呈している（表1）。と同時に、流入した中国人用の住宅が租界地に建設され、その流れが1920年代から1930年代の旧式リーロンの建設ラッシュに結びついている。

注4：リーロン住宅は、特に滬湾区、静安区（以上中心区）、虹口区（周縁区）に顕著である。

2-2 大中里（旧リーロン）再開発事業（サンシャイン・プロジェクト）と居住移動

中国における住宅供給は、華東師範大学の陳映芳（2010）^(注5)によると、不動産市場の活性化と空間および住宅の排除という二つの方向がある（図1）。そして1990年代以降、不動産市場化、住宅私有化運動、都市改造/都市更新運動、および都市戸籍の開放とともに、都市における住宅供給が実施されてきた（陳、2010）（表1）。住宅供給の中央（図1）に位置する「実物補償、現金補償」の政策は、都市で撤去された住民や郊外で農地を剥奪された農民に適用される。本研究の大中里もこの前者に該当する。陳によれば、「補償額は撤去された住宅面積や不動産価値を超える可能性が高い。しかし、……不動産開発による利益を得る者は主に政府やディベロパー」であって、「移転住民は常に搾取され続け、多くは都市周辺の地価の低いところで住宅を購入するしかないのが現実である」と指摘している。

一般的には中国における土地開発事業をみると、開発業者は入札参加を通して政府機関（市役所、区役所）から土地利用権^(注6)を授与され、開発事業に着手する。そして居住者の説得や移

図1 開発型の住宅供給構造

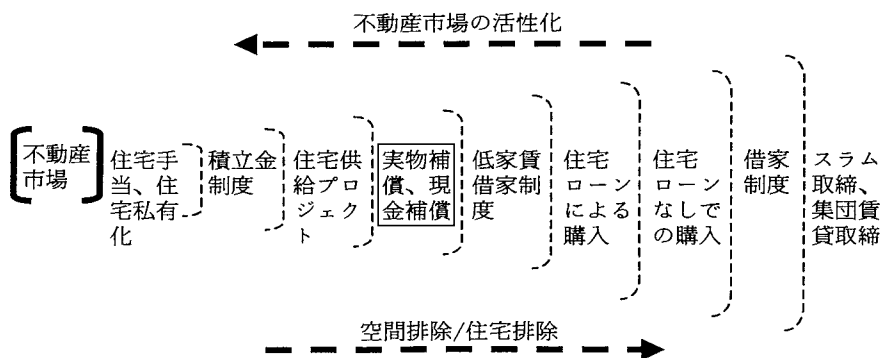


表1 上海市の租界地とリーロン住宅の建設に関する小史

1840～42年：アヘン戦争（中国の半植民地化の起点） 1842年：南京条約（イギリスに香港割譲、広東・アモイ・福州・ニンポウ・上海の開港、賠償金） 1845年：華洋分居の「土地章典」（中国人への土地・建物の賃貸し禁止） 1846年：英国租界建設 1847年：仏国租界建設 1851年：太平天国運動（中国革命の先駆） 1854年：華洋雑居の「土地章典」（難民が租界地に大量流入）→1950年頃に繁栄のピーク ★1853～55年：租界地の中国人居住が500人から2万人に急増 ★1860年：租界地の中国人人口が急増（30万人）→2年後、50万人 ★1860年までに、共同租界地に8740棟のリーロン住宅←不動産業者（英）が中国人の住居として提供 1920年代～30年代：旧式リーロン住宅の建設ラッシュ 1927年：イギリス、漢口と九江の租界を返還 1928年：共同租界参事会に初の中国人参事が就任 1929年：上海市中心区域建設委員会「大上海計画」など策定→近代上海市の総合計画の発端 1935年：越界地区を含めた租界の外国人口は、 1. 日本人(2万) 2. イギリス人(6.6千) 3. ロシア人(3千) 4. インド人(2.3千) 5. アメリカ人(2千) 6. ドイツ人及びポルトガル人(各千) 総計49カ国、4万人である。ただし、中国人は租界人口の97%を占め、周辺地域まで加えると112万人である（殿木圭一『上海』岩波新書、1942）	1937年：日本、上海に上陸し、上海市大道政府を樹立 1949年：中華人民共和国成立→リーロン住宅9000箇所余（約20万戸）、200戸以上の大型リーロン社区（約150箇所）住居面積は2930万㎡（69%がリーロン住宅で、旧式リーロンは61%の1242万㎡を占める） 1953年：新衛星都市 1966～76年：文化大革命期（住宅建設低調） 1978年：改革開放政策（農民は都市化の波で、耕作地を剥奪）（都市計画の動きが再開・加速） 1984年：上海を沿海開放都市に指定 1986年：上海市独自の優秀歴史建築を指定・保護（632箇所） 1988年：土地所有権の譲渡が可能（憲法改正） 1989年：都市計画法が制定（施行は90年） 1993年：毎年20万人を上回る住民が立ち退き 1996年：上海市政府は「三つの集中」（工業は「工業園区」に集中、農民居住は「集鎮」と「中心村」、田は「農場」と「大規模農場」に集中） 1998年：減税措置によって、高層ビルラッシュ 2001年：上海市は旧市街地の再開発に際し、土地使用権の譲渡料をゼロとする（「68号文件」） 2002年：上海市歴史文化風貌区と歴史的建築保存条例 2003年：上海市中心区歴史風貌保護計画 2006年：国際金融センター建設のための5ヵ年計画を発表 2010年：上海万博開催
---	---

（出所）林和生氏の講義資料（2007.11.9）や拙稿（2010、2011）などを参考に筆者作成

転先などの建設が重要な業務になる。前稿でも言及したように立ち退きを拒否する「釘子戸」の存在は、その説得の困難さを物語っている。リーロンの居住者は、現実には5つの補償方法で居住移動を決定する（表2）。大きくは、現金補償と住宅補償の二つに分類できる。表2から明らかなように、面積標準住宅交換（郊外に同じ価値の新築マンションと交換）が、開発側の供給量も旧住民の現実の移転先の商品住宅数も飛びぬけて多い。しかし旧住民の移転先の商品住宅の選択率は、価格標準住宅交換、つまり差額を支払って郊外の新築マンションに入居する割合が72.3%と非常に高い値を示している。このことは、旧住民の金銭的格差（ストック）が、移転先の商品住宅の選択行動に大きな影響を与えていることが理解できる。逆に優先購入商品住宅については、同じ静安区にあって市場価格より安い商品住宅を16.3%の旧居住者が開発業者から購入している事実をみても、旧リーロン居住者の金銭的ストックの差異が彼等の居住移動・移転先を規定していることがわかる。

注5：陳映芳（2010）「都市開発と住宅排除：「都市流入許可制度」の現象と本質」（五石敬路編『東アジアにおける都市の貧困』国際書院）pp45-74

注6：中国では土地の賃貸や譲渡などは禁じられてきたが、1988年の憲法改正で土地を使用・利益を上げる「土地使用権」の譲渡が

認められ、使用権の賃貸、譲渡、抵当権の設定などが法制化された。再開発などによる立ち退きに伴う使用権の譲渡は、開発業者側が法令に従って住民側に対する補償金額や移転先を決めるとしている（2004.1.16朝日新聞）。

図2は研究対象地域の大中里^{（注7）}における旧住民の補償状況を示している。明らかに面積標準貨幣（標準地価による住宅面積で加算し、人民元で補助）を筆頭に、特惠標準補償（障害者や独居老人などの特惠対象とされる世帯への貨幣補償）でリーロン住宅を去る多数の居住者がいる。開発業者の紹介する移転先には関心を示さず、とりあえずは現金補償を選択し、予想されることは職住近接型の移転先を最終的に選択する。聞き取りによると、餃子の材料（白菜）を製造（卸ろし）しているあるリーロン居住者にとって、郊外に移転することは考えられないとのことであった。この居住者は、移転に反対をして最後まで頑張っていた人物でもあった。もちろん本研究では、現金補償を受けた旧居住者の移転先は全く追跡できないので、住宅補償を受けた旧リーロン居住者1666人の移動・移転先の分析に絞らざるを得ない。

図3は住宅補償を組みこんだ移転先の住宅団地を表わしている。移転先の住宅団地の分布特徴を指摘すると、環状道路への近接性が重要な役割を果たしている。つまり、表2で示された

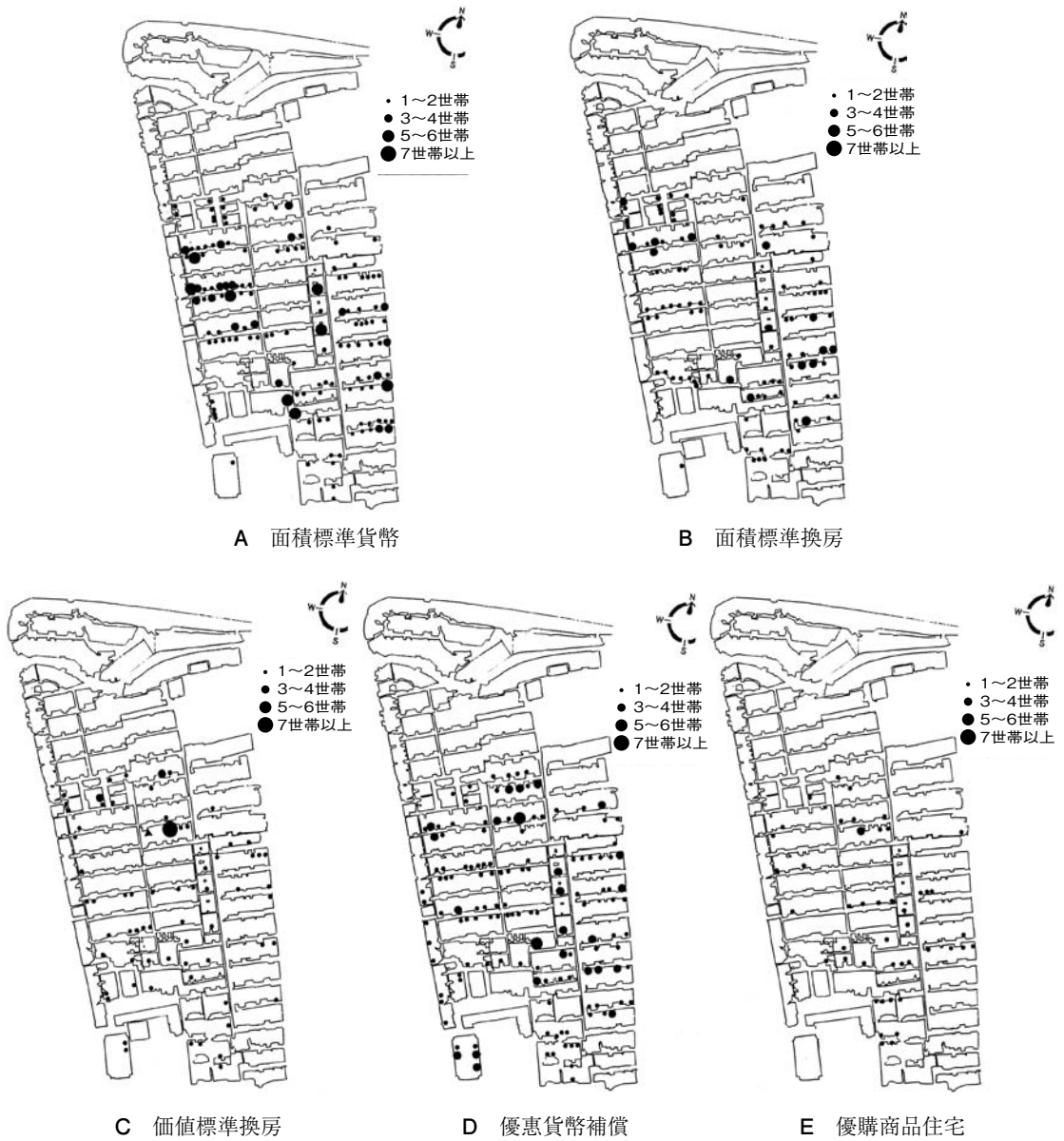
郊外地区を、さらに詳細に外環状道路の内側（中環線と外環線の間）の近効と外環線の外側の郊外の2地域に分類して分析を進める。

旧居住者の選択率が、中環線と外環線の間に挟まれた近郊において74.0%と、中心区周辺部の72.3%よ

表2 5つの補償方法（静安区大中里の事例）

	補償	商 品 住宅供戸数	移 転 先 商品住宅数	選択率 (%)
面積標準貨幣	現金	—	—	—
面積標準住宅交換	住宅	1333（郊外）	482	36.2
価格標準住宅交換	住宅	112（郊外）	81	72.3
特惠標準補償	現金	—	—	—
優先購入商品住宅	住宅	221（静安区）	110	49.8
計		1666	673	

図2 静安市大中里の再開発に伴う旧住民の補償状況



(芝田涼子作成)

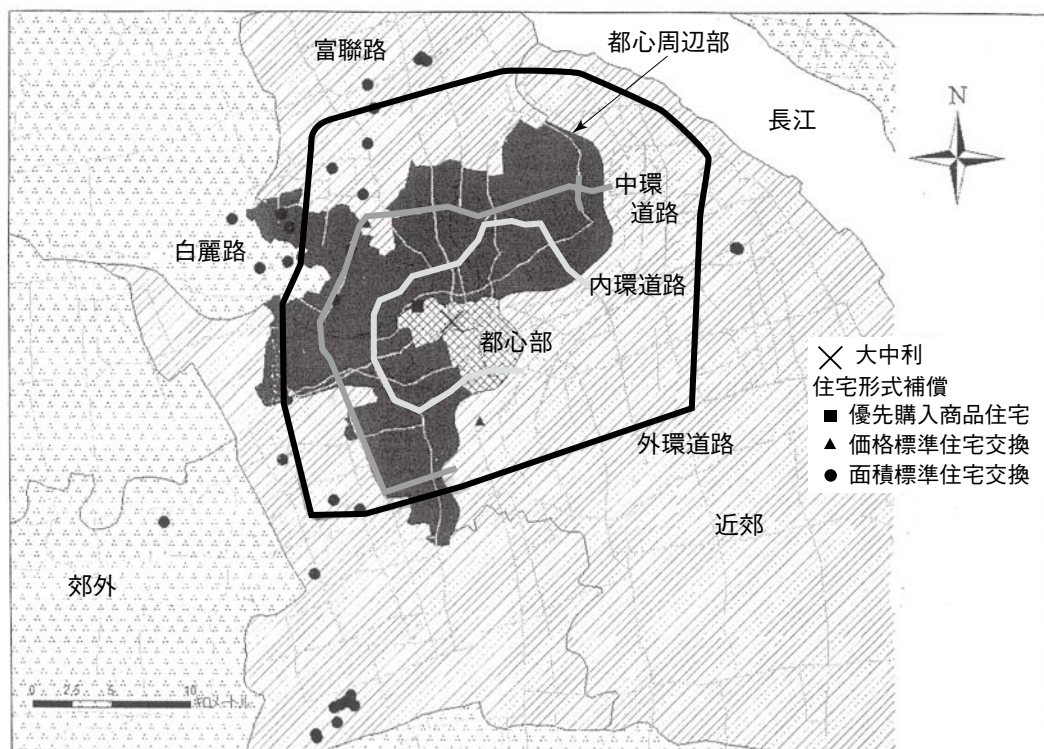
りさらに高くなっている。図3は、そのことを明瞭に表示している。つまり上海市北西部の近効（中～外環線）に、面積標準住宅交換による旧居住者の住宅団地が建設されている。もちろん、これらの住宅地区は、中環線や外環線付近に展開される新興住宅地区（白麗路688号、聚

豊園路95号、富聯路128号、臨夏路801路など）であり、郊外には安くて狭くて不便な居住空間が用意されているが、住居選択率は25%と低く、政府が低所得者層向けに郊外に展開する住宅戦略は成功しているとは言い難い。

注 7：大中里地域は上海市の商業の中心である。約83年の歴史ある大型リーロン地区(62,823㎡)において、2006年から立ち退きと住民移転が始まった。香港国際興業と香港太古地産の共同開発で、SC、オフィスビル、マンション、商業ビル、ホテルなどを建設する。開発地区の周辺は、上海市独自の優秀歴史建築が指定されており、新旧の建物が混在する落ち着いた地域である。

以上の流れを整理する意味で、旧リーロン居住者がどのような移転先をどのような理由で居住選択をしているかを分析するために作成したのが図4である。横軸に都心からの距離を、縦軸には4つの代表的な住宅地域の地域属性を示している。上海市政府が提供する住宅が25～30kmの郊外（外環線の外側）では居住選択率が低く（26.1%）、中心周辺部や近郊では70%

図3 住宅形式補償を組み込んだ移転先の住宅団地 —環状道路を軸に—



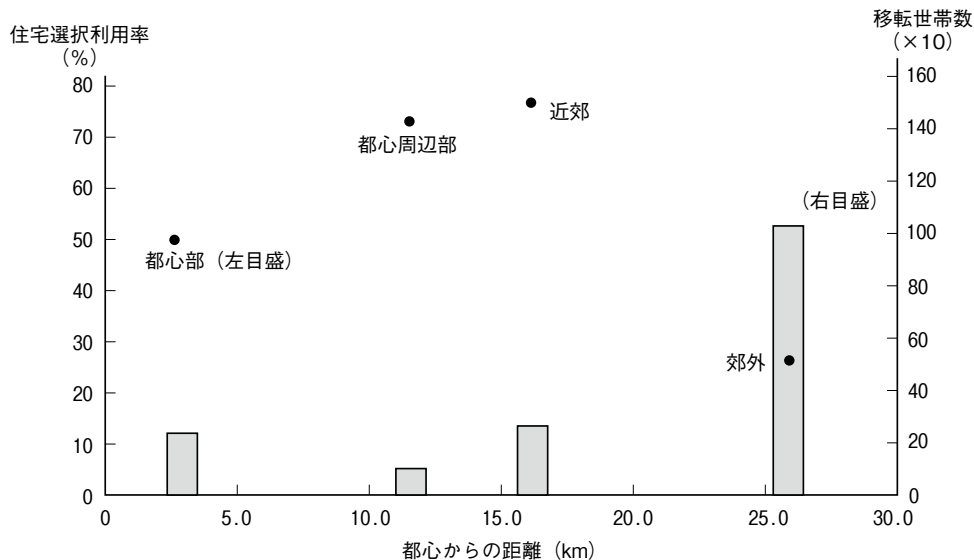
(出所) 任海作成の図を筆者加筆修正

表3 旧居住者の移転先地域別の属性一覧

	内環線の内側 (都心部)	内～中環線 (都心周辺部)	中～外環線 (近郊)	外環線の外側 (郊外)
平均距離 (km)	2.5	11.5	16.0	26.1
移転世帯数	221	112	304	1,029
住宅選択件数	110	81	225	257
住宅選択利用率 (%)	49.8	72.3	74.0	25.0
総平均床面積 (㎡)	86.4	98.9	82.5	76.5
1 平方当たり価値 (元)	12,843	7,991	6,052	5,338

(出所) 任海作成の表に加筆修正

図4 旧里弄居住者による住宅選択利用率の比較 —環状道路別—



(出所) 任海による調査資料(表3)に基づき、筆者作成

台の高率を示している。中環線から外環線周辺にかけての地域で提供される住宅は、比較的床面積も大きく、交通の便利も良いため、当然住宅価格の上昇も期待できる。つまり、旧リーロン居住者の金銭的ストックによって、移転先の住宅が決定される。かつその居住選択行動が、将来に新たな経済格差を産み出す要因になっている。特に補償金の決定^(注8)が、住宅面積とその立地によって決定されるため、大きな家族にとっては、郊外住宅さえ購入し得ない場合がある。上海市政府は、郊外に低価格の経済適応住宅(福祉住宅の一種)を建設しているが、これまで言及してきたように購入率は低い。大型の再開発事業が進むなか、旧リーロン居住者、なかでも低所得者層の住宅問題は未解決のままである^(注9)。

注8：準公共ディベロッパーが市当局の設定した立ち退き補償金より低い額での同意を強要し、応じなければ強制的に家屋の取り消しを執行する、というトラブルが発生している。強制立ち退きから自殺や暴力事件、

デモは、2003年だけで中国で1,500件余りにのぼっている(2004.1.16. 朝日新聞)。

注9：強制立ち退きに対して、政府は公聴会の開催や強制立ち退き禁止の通達を公布している。開発の利益が一部に流れることへの異議申し立ては、住民の権利意識の芽生えでもある。

3. 上海大都市圏の発展と課題

3-1 メガリージョンとしての上海大都市圏

現在、急速に発展するアジアの大都市圏をみると、チャオプラヤ川の氾濫に伴うバンコク大都市圏の長引く洪水問題をはじめ、疲弊した課題が蓄積されている。大気汚染、水不足、交通渋滞、住宅不足、腐敗政治など数えきれない。過剰都市化^(注10)などがもたらした集積の不利益が、その原因である場合が多い。

1400万人に肥大化した上海市^(注11)でも、2008年に森ビルの事業で上海環球金融中心(492m)が建設されたが、単に高さを競うのではなく、「世界性」「国際性」の保持が世界都市

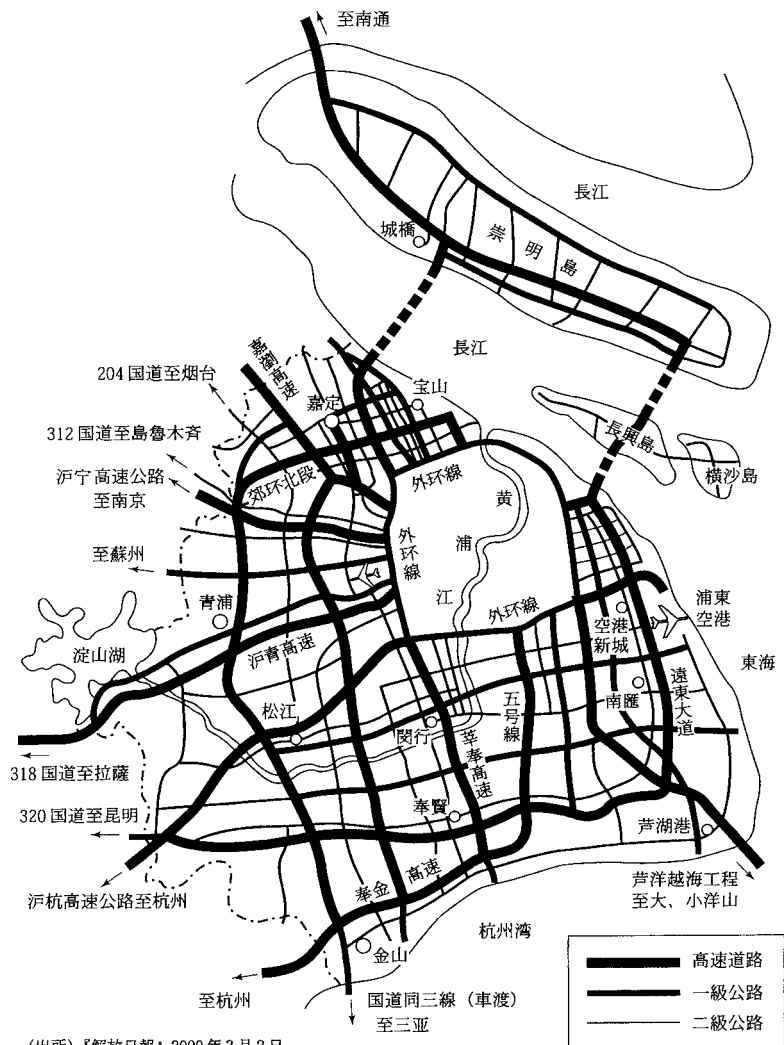
上海を作り上げている。かつて上海は、租界ごとに都市があったが、続々と建設されていく摩天楼群は「世界都市上海」のランドマークであり、シンボルである。同時に新天地などにみられる歴史的建造物の再評価を通したリノベーションの試みは、上海独特の動きでもある。「老人には懐かしく、若者にとってはおしゃれなのに、外国人には中国らしく、中国人には西洋らしく感じられる場所」がこのリノベーションのコンセプトである。明らかに、このコンセプトは日本の再開発事業とは異なっている（橋本紳也、2009）^(注12)。

さて本研究で取り扱ってきた連棟式のリーロン住宅の再開発事業は、80年以上を経過した現在、強制退去の対象物になっているが、世界都市上海の今後の都市構造を規定していくうえで、重要な事業である。これらの再開発地区は、ほとんどが都心部に位置しており、旧住民の新しい移転先が環状道路（中環線から外環線）付近の都心周辺部に集中していたのは、高速道路の発達による利便性が関係していたと考えられる。一方、郊外の低所得者層を意識した低価格の経済適応住宅（福祉住宅）にも入居できない

層がかなり存在する^(注13)。生活扶助対象の貧困者層が、余りにも多人数過ぎるといった問題も残っている。

前論文（その1）の図13や図5（上海高速道路網未来略図、「解放日報2000.3.2」）を参考にとすると、今後、宝山、嘉定、青海、松江、閔行、金山などの地域が重点都市や衛星都市として経済発展していくポテンシャルが高いことは、高速道路のネットワークの交差点を示した計画図

図5 上海高速道路ネットワーク未来図



（出所）大阪市立大学経済研究所監修（2002）
『北京・上海』日本評論社 P.232 より転載

から理解できる。大きな課題は、世界的な企業や住民がそれらの地域に集中し、拠点性を高められるか否かに将来がかかっている。と同時に、上海大都市圏にみられる経済格差、地域格差の是正がなければ中国全体の経済発展に伴う真の豊かさにはつながらない。

注10：中国では過剰都市化の裏側で、2006～2011年の間に1,500万人の農民が土地を失うという（厚生労働省の予測）大きな課題を抱えている（Xinhua News Agency, 2007）。

注11：2011年7月23日の中国高速鉄道事故は急成長した中国高速鉄道ネットワークの安全性への懸念だけでなく、高速鉄道技術輸出の野望に対しても大きな脅威となりそう。そして今回の惨劇は、鉄道技術の問題と同時に、運営管理システムの問題である（月刊中国 NEWS 12月号）。

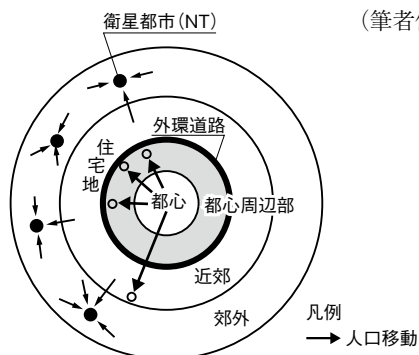
注12：ソウル大都市圏でも、チョンゲチョンの再開発事業は、東京を反面教師に短期間に都市河川の復活を実施した。経済開発だけではなく、環境保全との調和をコンセプトに掲げている。

注13：最低生活保障基準額は、衣料費、食料費、電気代、水道代などの生活費に基づいて、地方自治体が決定する（シアオーカン・レイなど3名、2011）。

3-2 上海大都市圏の発展を支える人口移動と地域戦略 —むすびに変えて—

ここまで分析してきた結果を、簡潔に模式図

図6 上海大都市圏の地域構造と人口移動
(筆者作成)



で表現すると図6になる。グローバル化が進むなか、企業ならばより人件費の安価な場所を求めてフットルース的に移転が可能であるが、居住者が移動する場合は簡単に移動できない。当然家族単位で移動する訳であるから、就職先や生活環境（教育環境を含む）さらには貯蓄額や移転先の住宅面積も大きな移動要因になる。

筆者が考えるに、上海市政府^(注14)は、「辺縁集団」と呼ばれるニュータウンを進め、住宅とオフィスの衛星都市を郊外に建設していった(図6)。しかし、生活環境は初期においては不十分で、少なくとも都心部のリーロン再開発事業で生まれた旧住民にとっては、あまり魅力的な場所ではなかった。それゆえ、都心から10～15kmの中心周縁区に建設された新築マンションに次々と入居していったのである。その住宅場所は、高速交通や地下鉄などの交通アクセスにも優れ、移転先としては職住近接型に近いものである。高速道路のネットワークが近郊から郊外にかけて盛んに計画されているが、上海市政府の地域戦略は、旧居住者にとってはまだまだ受け入れにくい状況である。上海市民も徐々に権利意識が芽生えつつあり、市民が快適に生活できるクリーンな世界都市に発展することを願っている。東南アジアにみられる拡大都市圏（郊外の農地に、工場等の都市的施設が分散的に進出）や世界システムがフラット化するなか、国家の役割は弱くなっている。従来先進国「世界都市」モデルは、本当に上海大都市圏の見本になりえるのだろうか。中国における「和諧」の実現化が新しい都市モデルを産みだすだろう。

注14：人口1,200万の北京は都心から10～20kmに位置するニュータウン（10ヶ所）に、住宅とオフィスからなる衛星都市（例えば望京ニュータウンは、計画人口30万）を建設している。北京都市計画委員会が都市計画を強力に展開させている（熊田俊郎、2008）。

【参考文献】〈前論文（その1）で参考文献として掲載されたものは除外してある〉

1. 加藤敏春、さくら総合研究所・環太平洋研究センター（1997）『アジアネットワーク－情報社会における日本の戦略』日本経済評論社
 2. 今里滋（1999）『アジア都市政府の比較研究－福岡・釜山・上海・広州』九州大学出版会
 3. 大阪市立大学経済研究所監修、植田政孝、古澤賢治編（2002）『アジアの大都市（5）北京・上海』日本評論社
 4. 任海（2008）『上海市里弄住宅地の再開発に伴う人口分散と都市拡大－静安区大中里を事例として』修士論文（専修大学）
 5. 荒井良雄、岡本耕平他 2 名編（2008）『中国都市の生活空間－社会構造・ジェンダー・高齢者』ナカニシヤ出版
 6. 小森正彦（2008）『アジアの都市間競争－東京は生き残れるか』日本評論社
 7. 橋本和孝・藤田弘夫・吉原直樹編（2008）『世界の都市社会計画－グローバル時代の都市社会計画』東信堂
 8. 橋本紳也（2009）『創造するアジア都市』NTT 出版
 9. 五石敬路編（2010）『東アジアにおける都市の貧困』国際書院
 10. 柴田弘捷、大矢根淳編（2011）『中国社会の現状Ⅲ』専修大学出版局
 11. 生田真人（2011）『東南アジアの大都市圏－拡大する地域統合』古今書院
- （本稿は前稿同様、平成 20 年度、21 年度度、専修大学研究助成・個別研究の研究成果の一部であると同時に、現在博士論文を作成中の任海氏（日本大学大学院）の現地調査に基づいて執筆されたものである。）

予算における国債費見積りの課題

藤井 亮二

1. はじめに

平成23年度予算一般会計予算において、歳出総額92兆4,116億円の内訳を見ると、基礎的財政収支対象経費¹⁾が70兆8,625億円、国債費が21兆5,491億円計上されている。歳出総額に占める国債費の割合は23.3%と、歳出全体の約1/4を占めている。今年9月末に締め切られた平成24年度概算要求では、国債費22兆6,000億円と、今年度に比べて1兆509億円の増加となっている。

平成21年度予算の概算要求までは概算要求基準が閣議了解の上、翌年度の予算要求の大枠が決定されていたが、22年度の概算要求以降は、政権交代に伴って概算要求基準が廃止されることとなった。21年9月29日の閣議決定では、22年度概算要求に際して民主党マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む。)を踏まえた要求とすることが決められた。その後、23年度の概算要求以降は、「概算要求組替え基準」に基づく予算要求が行われるようになっている。なお、これに併せて、一般会計歳出の中の政策的経費である一般歳出の概念が見直され、基礎的財政収支対象経費の概念が導入されている。

これまで、財政再建のために一般歳出や基礎的財政収支対象経費が削減可能な経費の対象と位置付けられ、その圧縮が議論されてきた。これに対して、国債費は、国債の発行規模や国の債務残高に応じて機械的に決まるものであり、

削減の対象としては議論されず、予算編成過程において国債費のあり方が議論されることはほとんどなかった。

本稿は、これまで議論されることが少なかった国債費の予算への計上について、改めて検討するものである。

2. 国債費不用額の推移

平成21年度一般会計予算の規模は88兆5,480億円(当初予算ベース)である。その後、「経済危機対策(平成21年4月10日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)」の実施のための平成21年度第1次補正予算、「緊急経済対策(同年12月8日閣議決定)」の実施のための同第2次補正予算の編成を経て、補正後予算の規模は102兆5,582億円にまで拡大した。しかし、決算ベースで見ると支出済歳出額は100兆9,734億円となり、翌年度繰越額を除くと2兆1,752億円の不用額が出ている。不用額の中で最大のものは、国債費の不用額8,067億円であり、不用額全体の37.4%を占めている。

ここで、それまでの不用額の推移を確認しておきたい。平成20年度一般会計決算における不用額1兆8,179億円のうち、国債費の不用額は7,736億円と42.6%であり、19年度一般会計決算では不用額2兆213億円のうち、国債費の不用額が1兆1,772億円と58.2%を占めていた。一方、23年7月29日に発表された平成22年度一般会計決算概

要では、不用額2兆1,448億円のうち、国債費の不用額は6,920億円と32.3%を占めている(図表1)。

これまで見てきたように、当初予算の規模を見直しながら補正予算を編成しているにもかかわらず、決算ベースの段階で毎年度数千億円から1兆円近い規模の財政資金が不用額とされ、不用額の中でも国債費に係る部分は最大の割合を占める傾向にある。このことから、国債費についての予算の見積りが甘く、見方によっては国債費を過大に見積もり、結果として一般会計歳出予算の規模を過度に増大させているのではないかと考えられる。

そこで、次に、これまでの約20年間の国債費の推移を振り返りながら、国債費の予算編成における見積りを巡る課題について考えてみることにしたい。

3. 国債費不用額の発生項目

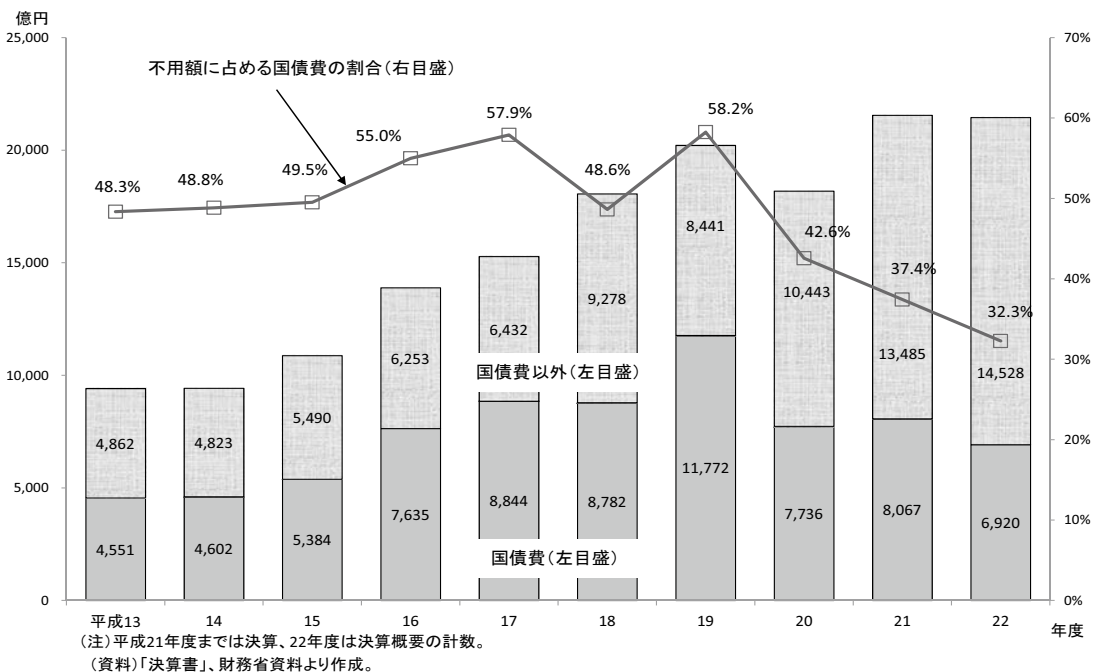
国債費は、一般会計歳出を主要経費別に整理

した場合の一項目である。具体的には、一般会計の負担に属する公債や借入金の償還とその利払い等に必要な経費、これらの事務取扱に必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものである。

平成23年度当初予算では、国債費は21兆5,491億円が計上され、前年度当初予算20兆6,491億円に9,000億円上積みされている。その内訳は、①公債、借入金の償還分に相当する債務償還費が11兆5,903億円、②公債、借入金、財務省証券等の利子の支払いに必要な利子及割引料が9兆9,238億円、そして、③事務処理手数料及び事務費である国債事務取扱費が349億円である。

我が国の財政状況は厳しく、対国内総生産(GDP)の規模を大きく上回る公債残高を背景に、毎年度の多額の公債発行を背景に10数兆円から20兆円ほどの国債費の支出を余儀なくされている。しかし、多額の国債費が計上されるとはいうものの、その内訳から分析すると、国債費の内容全般にわたって不用額を生じてい

図表1 不用額(国債費、国債費以外)の推移



るわけではない。つまり、公債や借入金の元本に相当する債務償還費と、それを事務処理する国債事務取扱費については、予算段階での見積りと決算段階における実績との差はほとんど生じていないのである。公債や借入金の金利は、原則、固定金利であるので、予算と決算での食

い違いが発生することはほとんどない。これはある意味、当然のことであろう。むしろ、予算と決算の乖離が大きいのは、利子及割引料である。決算書から国債費の不用額の内訳を見ると、予算書の「利子及割引料」に対応する「公債利子等繰入等」が、毎年度、国債費の不用額の9割程度を占めている（図表2参照）。

そこで、国債費の不用額が発生する最大の項目である利子及割引料に焦点を当てて、見積りと実績が乖離する要因について分析していきたい。

4. 不用額発生要因

(1) 高めの想定金利の設定

国債費の不用額のほとんどが利子及割引料において生じていることから、まず、国債費を見積もるための想定金利が高めに設定されているのではないかと考えられる。

まず、図表3を参照したい。平成3年度

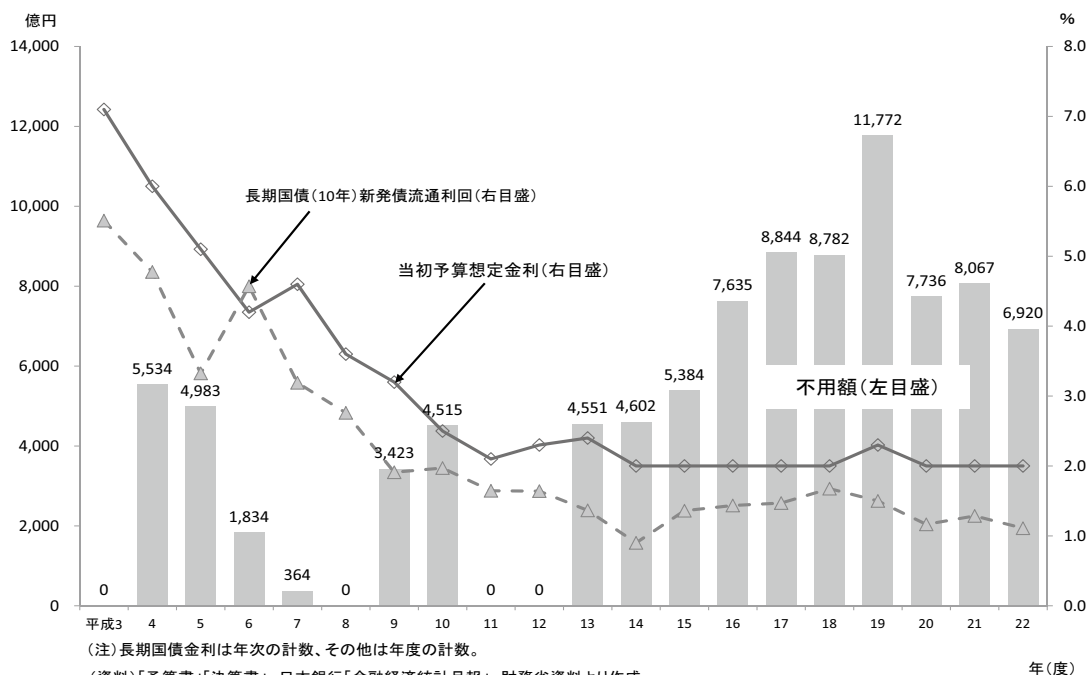
図表2 国債費不用額の推移（内訳別）（単位：億円）

年度	不用額	公債等償還費繰入	借入金償還費繰入	公債利子等繰入等	国債事務取扱費繰入
平成13	4,551	36	-	4,056	459
14	4,602	-	-	4,131	471
15	5,384	0	-	4,973	411
16	7,635	-	0	7,403	232
17	8,844	0	-	8,136	708
18	8,782	13	-	8,354	415
19	11,772	-	-	11,183	589
20	7,736	178	△ 330	7,296	591
21	8,067	-	42	7,528	497

（注）「公債利子等繰入等」が、予算書の「利子及割引料」に相当。

（資料）財務省「決算書（各年度版）」より作成。

図表3 想定金利と実績金利、国債費不用額の推移



以降の当初予算を編成した時の想定金利と、10年物長期国債の新発債流通利回り（長期金利）の実績を比較すると、平成6年度を除いて、想定金利の方が長期金利を0.5%ポイントから1.8%ポイント程度、上回って推移している。

この現状を見ると、高めに設定されている想定金利は、何を基準として設定しているのだろうかという疑問が生じてくる。

一般的には、名目金利の水準は、名目経済成長率や物価等と密接に関連しているので、財務省が国債費を見積もる想定金利は、政府経済見通しの主要経済指標を参考にして設定されているのではないかと考えられる。そのように仮定して両者の関係について調べてみると、必ずしも、政府経済見通しの名目経済成長率や国内企業物価指数、消費者物価指数等と明確な相関関

係が見られるわけではないと考えられる（図表4参照）。

バブル崩壊後から平成10年度頃までは、政府経済見通しの名目成長率は3%から5%程度を見込み、財務省（大蔵省）による想定金利は名目成長率に1%ポイント程度を上乗せしていた。これを実績と比較するために「金利差（a－b）」欄を見ると、「財務省・積算金利（想定金利）a」の方が、実績の指標として図表4に掲げた「長期国債（10年）新発債流通利回りb」よりも1～2%ポイント程度高めに設定した結果となったことがわかる。金利水準と名目成長率や物価とが必ずしも連動するとはいえないものの、実際に見込まれる金利よりは、常に高めに想定金利を設定していたのではないかとこの疑問が生じる。

図表4 政府経済見通しと経済実績の推移

（単位：％、変動率）

年度	政府経済見通し						実績					見通し－実績				
	名目 GDP (GNP)	GDP (GNP) デフレーター	国内企業物価指数	消費者物価指数	内閣府試算 「改革と展望」等	財務省・積算金利 (想定金利) a	名目 GDP (GNP)	GDP (GNP) デフレーター	国内企業物価指数	消費者物価指数	長期国債(10年) 新発債流通利回り b	名目 GDP (GNP)	GDP (GNP) デフレーター	国内企業物価指数	消費者物価指数	金利差 (a－b)
平成3	5.5	1.7	△ 0.1	2.4	-	7.1	4.9	2.5	0.4	2.8	5510	0.6	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.4	1.6
4	5.0	1.5	△ 0.2	2.3	-	6.0	2.0	1.3	△ 1.0	1.6	4775	3.0	0.2	0.8	0.7	1.2
5	4.9	1.6	0.3	2.1	-	5.1	△ 0.1	0.3	△ 1.8	1.2	3325	5.0	1.3	2.1	0.9	1.8
6	3.8	1.4	0.2	1.5	-	4.2	1.4	△ 0.1	△ 1.4	0.4	4570	2.4	1.5	1.6	1.1	△ 0.4
7	3.6	1.2	0.5	0.9	-	4.6	1.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.1	3190	1.9	1.8	1.5	1.0	1.4
8	2.7	0.2	0.1	0.5	-	3.6	2.3	△ 0.6	△ 1.5	0.4	2760	0.4	0.8	1.6	0.1	0.8
9	3.1	1.2	1.3	1.6	-	3.2	0.9	0.9	1.0	2.0	1910	2.2	0.3	0.3	△ 0.4	1.3
10	2.4	0.5	△ 0.8	0.7	-	2.5	△ 2.0	△ 0.5	△ 2.2	0.2	1970	4.4	1.0	1.4	0.5	0.5
11	0.5	0.0	△ 0.9	0.1	-	2.1	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.9	△ 0.5	1645	1.3	1.5	△ 0.0	0.6	0.5
12	0.8	△ 0.2	△ 0.1	0.3	-	2.3	0.9	△ 1.6	△ 0.4	△ 0.5	1640	△ 0.1	1.4	0.3	0.8	0.7
13	1.0	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	-	2.4	△ 2.1	△ 1.3	△ 2.5	△ 1.0	1365	3.1	0.6	2.1	0.8	1.0
14	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	-	2.0	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.6	△ 0.6	0900	△ 0.1	0.9	0.8	0.0	1.1
15	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.4	1.3	2.0	0.8	△ 1.3	△ 0.5	△ 0.2	1360	△ 1.0	0.5	△ 0.4	△ 0.2	0.6
16	0.5	△ 1.3	△ 0.4	△ 0.2	1.3	2.0	1.0	△ 1.0	1.5	△ 0.1	1435	△ 0.5	△ 0.3	△ 1.9	△ 0.1	0.6
17	1.3	△ 0.3	0.4	0.1	1.6	2.0	0.9	△ 1.3	1.9	△ 0.1	1470	0.4	1.0	△ 1.5	0.2	0.5
18	2.0	0.1	0.9	0.5	1.7	2.0	1.5	△ 0.7	2.0	0.2	1675	0.5	0.8	△ 1.1	0.3	0.3
19	2.2	0.2	0.7	0.5	2.1	2.3	1.0	△ 0.9	2.3	0.4	1500	1.2	1.1	△ 1.6	0.1	0.8
20	2.1	0.1	0.6	0.3	1.5	2.0	△ 4.6	△ 0.5	3.2	1.1	1165	6.7	0.6	△ 2.6	△ 0.8	0.8
21	0.1	0.1	△ 2.1	△ 0.4	1.3	2.0	△ 3.7	△ 1.3	△ 5.2	△ 1.7	1285	3.8	1.4	3.1	1.3	0.7
22	0.4	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8	1.6	2.0	0.4	△ 1.9	0.7	△ 0.4	1110	0.0	0.9	△ 1.6	△ 0.4	0.9

（注）国内企業物価指数（実績）は、暦年・対前年比。

（資料）「政府経済見通し」等より作成。

平成9年のアジア金融危機後も、名目でゼロ成長が続く、あるいは物価のデフレ傾向が続く中にありながら2%程度の金利が設定されている。こうした状況を見ると、国債費の見積りの基礎となる想定金利を見通すにあたって、「政府経済見通し」が根拠とされているとは考えにくい。

次に、内閣府が試算している「改革と展望」等における名目長期金利が、財務省（大蔵省）による国債費を算定する根拠とされているのか検討したい。図表4を見ると、「財務省・積算金利（想定金利）」の動きや水準は、名目GDP（GNP）やGDP（GNP）デフレーター、あるいは物価指数の動きや水準よりも内閣府試算に近いと考えられる。しかし、それでも内閣府が長期金利の水準を1～2%の範囲内で見通しているのに対して、財務省の積算金利（想定金利）はそれよりも若干高めであり、明確な相関関係は読み取りにくい。

このように見てくると、国債費の算定基礎となる想定金利の決定には、政策判断が強く影響しているのではないかと推察されてくる。そこで、国会における議論から、政府の政策的意図が働いているのか否かを確認しておきたい。

国会における議論では、参議院の本会議、予算委員会、決算委員会などにおいて、想定金利見積りの妥当性についての議論が行われている。そこでは、想定金利を意図的に「甘めに」見積もり、国債費を必要以上に計上しているのではないかと指摘が行われ、補正予算によってその過大な計上分が減少修正され、その減額分が補正予算の歳出のための財源に充当しているのではないかと議論がなされている。

平成22年11月26日に成立した平成22年度一般会計第1次補正予算の歳出追加額は5兆8,605億円であり、その財源には前年度剰余金受入2兆2,005億円や租税印紙収入の上振れ分

2兆2,470億円のほか、国債費不用額1兆2,292億円が計上された。国債費の不用額を補正予算の財源として活用する方策は、新規国債の発行を伴わないことから財政悪化の要因とはならないと肯定的にとらえる見方もある。しかし、不用額があるから歳出財源に充当してもかまわないと安易に考えるのであれば、歳出規模を拡大しやすくなって財政規律をないがしろにする遠因となることが懸念される。

国会における議論を更に調べていくと、想定金利は、予算編成時点の経済・金融状況等を勘案しながらも、例えば10年国債の過去6か年の平均金利で積算するなど、過去の平均金利を用いて機械的に設定していることが明らかになった。つまり、機械的に想定金利を設定した上で、年度途中に補正予算の編成を行い、最新の金利情勢を織り込んで国債費を減額するなどの整理を行っていることとなる。ただし、機械的に想定金利を設定するとしながらも、若干高めの金利設定を行い、やや多めに国債費を見積もっていることが明らかにされている。例えば、平成21年11月30日の参議院本会議で、当時の藤井財務大臣はその答弁の中で次のように答弁している。

「国債市場の不足な混乱をもたらすことのないようにやや十分にとってあるということは、これは事実だと思います。」「国債の利払い費については、……やや大きめで、不足が生じないような対応をしてきたことは間違いありません。」²⁾

また、平成19年3月13日の参議院予算委員会では、当時の尾身財務大臣は国債費の見積りについて、次のように述べている。

「予算編成時点の経済・金融状況等を勘案しながら過去の金利の平均を用いてやる機械的な手法を設定している。」「利払いについて予算額の不足を来したり、あるいはそのような懸念をマーケットに持たれて不足の混乱を招くことがないように十分な予算上の措置をとるべきである

と考えて」いる³⁾。十分な予算上の措置をとる、つまり、現実性を重んじて見積もった金利よりも若干高めの金利を設定し、多めに国債費の予算を確保しておくことと答弁しているのである。そうしないと、金利の上昇によって利払いの財源を確保できない事態が生じることがあり、その場合には市場（マーケット）が不測の混乱に陥ってしまうとの認識の下、意図的に高めの金利を設定していることが示されている。

(2) 年度内に利払日を迎えない国債の発行

国会での議論を通して、毎年度数千億円の規模で国債費不用額が発生する原因は、想定金利が高めに見積もられているだけでなく、もう一つの要因が作用していることが明らかになった。それは、利払いを実施する時期の問題である。

国債の利払いは年間2回実施される。そのために、年度後半に大量の国債発行が行われれば、利払日が到来しないうちに、当該年度を終了し、当初予定していた国債費が支払われないままに巨額の不用額が計上されることとなる。例えば、国会の答弁で明らかにされたところによると、政府の試算では平成20年度決算において、想定金利に比べて市場金利の方が低かったことによる不用額が800億円程度発生したのに対して、年度内に利払日が到来しなかったことによる不用額は6,500億円程度としている⁴⁾。つまり、平成20年度決算では、国債費不用額の大半が、年度内に利払日が到来しなかったことに起因している。

しかし、従来、財務省がまとめてきた決算報告では、国債費の不用額が発生した原因として、実際の金利が想定金利よりも低下していたこと、すなわち金利要因だけを具体的に挙げるにとどまっていた。これに対して会計検査院『平成19年度決算検査報告』では、財務省が国債費の不用理由として「金利の低下に伴い国債利子が減少したこと等」を挙げていることを取り上

げ、その説明は不十分であるとの指摘を行っている。すなわち、『平成19年度決算検査報告』では、「不用額が生じた具体的な原因、事情は、18年度中に発行した国債のうち年度内に利払日が到来した国債が予算の想定に比べて少なかったことなどのために、国債利子等の支払額が減少したことによるものであった」と述べている。その上で、「現状の歳出決算では（項）国債費の不用理由の記述内容は不用額が生じた具体的な原因、事情が正確に表されていないものとなっている」ことを指摘している⁵⁾。

こうした指摘を受けて、財務省主計局編『平成18年度決算の説明』において国債費の不用額発生要因として記述していた「金利の低下に伴い国債利子が減少したこと等」⁶⁾を、同『平成19年度決算の説明』以後は、「金利の低下及び年度内に利払日が到来した国債が少なかったこと」や「金利の低下及び年度内に利払日が到来した公債が少なかったこと」に改めている⁷⁾。

5. 国債費を過大に見積もることによる課題

(1) 国債費の過大見積りの過程

国債費の過大見積りによる影響について検討する前に、改めて、実績以上の国債が予算計上される過程について振り返っておきたい。まず、当初予算の段階では、金利をやや高めに設定することによって、毎年、過大な国債費が予算に計上される。その予算を、年度途中に編成する補正予算によって直近の金利の実態に即して減額修正していくものの、それでもなお毎年度数千億円の不用額を生じている。その規模は、一般会計歳出決算において発生する不用額の中でも毎年多くの割合を占めている⁸⁾。

毎年度、過大に国債費の見積りが行われる要因として、想定金利が実際よりも高めに設定さ

れる傾向があること、そして、予算編成上は、国債を上半期に集中発行することを想定し、その上で年度内に2回の利払日が到来する場合の国債費を計上しているため、年度後半に発行日が集中すれば、利払日が到来せず、国債費の一部が不用額となることが挙げられる。利払日の未到来による不用額が発生する場合、その規模は、既述の平成20年度決算のように金利低下による影響よりも大きくなる場合がある。

(2) 歳出増大圧力に対する懸念

想定金利を高めに設定し、国債費を必要以上に多く予算計上しても、金利の低下や年度内に利払日が到来しなければ、それは不用額となって最終的には国庫に返納されることになるので問題はないとの考えがあるかもしれない。

たしかに実務取扱いの処理上は、不用額は国庫に返納することとなる。しかし、甘く見積もることによって実際よりも過大な国債費が計上されると、補正予算編成の際に「既定経費の節減」として、安易な財源捻出策として使われかねない。予算の不用が発生すれば、それは本来国庫に返納すべきであるにもかかわらず、多額の不用が生じたのでその財源が確保できることとなり、歳出拡大に対するためらいがなくなるとすれば、財政規律が働かなくなると考えられる。多額の不用額に頼った歳出増大圧力が加わることが懸念される。

(3) 金融市場へのメッセージ

想定金利を高く見積もれば、国債費の規模が実際よりも増加して一般会計予算の規模が拡大することとなる。これに併せて、一般会計の財源調達手段の一つである国債発行額も膨らみ、当初予算の段階から、本来見込まれる支出よりも増大した規模の予算計上が行われることとなる。市場（マーケット）が経済・金融情勢を判

断する材料の一つとして政府の政策を重視することを考えれば、必要以上の規模で予算計上された国債発行額は、金融市場に対して誤解を与えるメッセージを伝えるのではなかろうか。

(4) 国債発行の平準化との齟齬

国債費の予算計上は、国債発行を上半期に集中して実施することを前提としているが、これは国債発行計画で示した国債発行の平準化と齟齬を生ずるのではなかろうか。こうした懸念を政府自身も認識していることが、次の国会答弁からうかがい知ることができる。これは、平成22年5月10日の参議院決算委員会における菅財務大臣（当時）の答弁である。

「(国債費の見積りに際して) 予算額の不足を来したり、そうした懸念を市場に持たれない、不足の混乱を招かないという観点が必要であったことはそのとおりだが、こうした観点から見てもやや見積りが不適切であったのかなあと思っている。利払費の不用が発生していることは事実であり、引き続いて必要な見直しを行いながら、適切な見積りに努めてまいりたい。例えば、積算上どの時期に発行するかということ、つまり、発行の早い時期と遅い時期の比率などを変えればもう少し現実に近づいてくるのではないかと思う。」⁹⁾

国債発行計画では、金融市場の安定を図り、円滑な国債の消化や金利の緩やかな推移を実施するためにその平準化を図っている。それにもかかわらず、予算上の見積りが国債発行の実態と異なり、時期の偏った国債発行を前提としているのであれば、金融市場からの信頼は得にくくなる。金融市場の信頼を確保するためには、適切で正確なメッセージを発する必要がある、そのためには実務の実態を踏まえたきめ細やかな予算計上を検討されなければならない。

6. おわりに

国債費は機械的に積算されるものと考えられ、予算編成上も所与の条件としてほとんど議論されることがなかった。加えて、不用額が発生しても国庫に返納されるために、甘い見積りが行われても問題はないと、一般に認識されていたように思う。

しかし、不用額が補正予算の財源に充当されることが多くなると、甘めの見積りで過大な国債費を予算計上した方が補正予算の財源を捻出しやすくなると考えられかねない。安易な歳出増大圧力を抑制するためにも、国債費の正確できめ細かな見積りが求められる。

注)

- 1) 「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻を

除いたもの。

- 2) 第173回国会参議院本会議録第5号（平21.11.30）11頁。
- 3) 第166回国会参議院予算委員会会議録第9号（平19.3.13）4頁。
- 4) 第174回国会参議院決算委員会会議録第8号（平22.5.10）3頁。
- 5) 会計検査院『平成19年度決算検査報告』1268頁。
- 6) 財務省主計局編『平成18年度決算の説明』139頁。
- 7) 財務省主計局編『平成19年度決算の説明』137頁、同『平成20年度決算の説明』155頁、同『平成21年度決算の説明』152頁。
- 8) 他の歳出項目について不用額が発生する原因として、年金や失業等給付費などの社会保障関係給付費について対象人員が見込を下回ったことや財政投融资の貸出しが見込を下回ることによって財投債を減額したことなどがある。
- 9) 第174回国会参議院決算委員会会議録第8号（平22.5.10）5頁。

参考 一般会計歳出における国債費の予算現額の推移

(単位：億円)

年度	当初予算 想定金利 (%)	当初予算 額 (当初)	補正による 増減	歳出予算 額 (補正後)	支出済歳 出額 (実績)	不用額	当初予算－ 支出済歳出額	長期国債（10年） 新発債流通利回 (%)
	a	b	c	d=b+c	e	f=d-e	g=b-e	h
平成3	7.1	160,360	△ 4,994	155,366	155,366	0	4,994	5.510
4	6.0	164,473	△ 12,655	151,818	146,284	5,534	18,189	4.775
5	5.1	154,423	△ 12,298	142,125	137,142	4,983	17,281	3.325
6	4.2	143,602	△ 7,546	136,056	134,222	1,834	9,380	4.570
7	4.6	132,213	△ 3,645	128,568	128,204	364	4,009	3.190
8	3.6	163,752	△ 2,914	160,839	160,839	0	2,914	2.760
9	3.2	168,023	△ 5,342	162,681	159,258	3,423	8,765	1.910
10	2.5	172,628	8,872	181,500	176,985	4,515	△ 4,357	1.970
11	2.1	198,319	4,400	202,719	202,719	0	△ 4,400	1.645
12	2.3	219,653	△ 5,192	214,461	214,461	0	5,192	1.640
13	2.4	171,705	△ 8,865	162,840	158,289	4,551	13,416	1.365
14	2.0	166,712	△ 6,107	160,605	156,003	4,602	10,709	0.900
15	2.0	167,981	△ 7,157	160,824	155,440	5,384	12,541	1.360
16	2.0	175,686	7,098	182,784	175,149	7,635	537	1.435
17	2.0	184,422	11,781	196,203	187,360	8,844	△ 2,938	1.470
18	2.0	187,616	1,535	189,151	180,369	8,782	7,247	1.675
19	2.3	209,988	△ 5,312	204,676	192,904	11,772	17,084	1.500
20	2.0	201,632	△ 2,231	199,401	191,665	7,736	9,967	1.165
21	2.0	202,437	△ 9,922	192,515	184,448	8,067	17,989	1.285
22	2.0	206,491	△ 4,131	202,360	195,440	6,920	11,051	1.110

(注) 長期国債（10年）新発債流通利回は、年次の計数。

(資料) 「予算書」、「決算書」、日本銀行「金融経済統計月報」、財務省資料より作成。

Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society —The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan

Hiroshi Mori*, Yoshiharu Saegusa**, and John Dyck***

1. Introduction

It has been known for some time that the younger Japanese eat much less fresh fruit than the older generations (*White Paper*, 1995; *Declining Orange*, 2009). This difference— younger people consume perhaps 50 percent less than older people — is one of the more striking examples of age-related differences in food consumption. Japan's population structure has also undergone striking changes. For example, in 1980 the elderly (60~ years of age) accounted for 11% of the total household members covered by the government's *Family Income and Expenditure Surveys (FIES)*, whereas they accounted for more than 20% in 2000 and nearly 30% in 2010*¹.

When individual consumption is known to vary by age and the population changes drastically in age structure over time, the demographic factors need to be introduced explicitly into demand estimation. If simple (or average) per capita consumption is used as a dependent variable in time-series econometric analyses, either price or income elasticity or both could be erroneously determined*².

If age-related variations in individual consumption are taken into account, we can still assume that all individuals, regardless of age, are uniformly subject to some economic influences, such as changes in income and prices. In this article, we try to compensate for the demographic variables in determining economic elasticities of demand for selected fresh fruits in Japan by applying the ordinary A/P/C cohort model, as was used by Mori et al. (Mori, ed., 2001), Mori and Saegusa (2010), and Mori and Stewart (2011).

Table 1 Vastly Different Individual Consumption by Age Groups in a Rapidly Aging Society, 1980 to 2010

A) Changes in Age Distribution of Population (%)						B) Hypothetical Changes in Individual Consumption by Age Groups (kg/person)				
age group	60~	40~59	20~39	0~19	total	60~	40~59	20~39	0~19	weighted averages
1980	11	24	30	35	100	10.00	10.00	5.09	3.00	6.05
1990	15	28	26	31	100	9.50	9.50	4.75	2.85	6.2
2000	22	28	25	25	100	9.00	9.00	4.50	2.70	6.3
2010	30	26	22	22	100	8.50	8.50	4.25	2.55	6.26

Sources: Rough estimates, calculated by the authors using *FIES* panel data, various years.

*1 These figures represent the households covered by *FIES* but not necessarily total population. 60~ years old accounted for 30.13 % of total population in 2009 (Population Research, 2006).

*2 Table 1B provides a constructed example that shows how complex the interaction between changes in demographic structures and demand preferences of various age groups can be. Overall average consumption of a hypothetical product increases, even though consumption by each of 4 age groups decreases, 1980~2010. The increasing proportion in the population of the age group exhibiting the highest consumption (here, the oldest age group) explains why this could happen.

*Professor Emeritus, Senshu University; **Formerly Professor, Tokyo Metropolitan University;

***Economist, Economic Research Service, U.S. Department of Agriculture.

2. Framework of Cohort Model—Underlying Reasoning

Japan's government Bureau of Statistics started in 1979 to publish household purchases of various goods and services by age groups of household head (HH) in annual reports of the *Family Income and Expenditure Survey*. Table 2 provides changes in household purchases (= consumption) of fresh apples for home consumption (apples hereafter) by HH's age groups by 5 year intervals in age from 1979~1981 to 1999~2001 (3 years simply averaged) and 10 year intervals in age from 2005 to 2010. Table 2 conveys a general picture of changes in household apple consumption during the past three decades since 1980: the aggregate average household consumption of apples slightly increased in the 1980s and declined considerably after the mid 1990s; young households where HHs were under 40 years of age registered steady and drastic declines over the entire period in question, whereas old households where HHs were over 59 years of age increased consumption appreciably toward the mid 1990s and decreased somewhat in the late 1990s and the 2000s.

Every one ages up by one year, as time passes by one year. Those in their late 20s in 1980 were in their late 30s in 1990 and in their late 40s in 2000, in turn. They move in Table 2 from the cell, 4th row • 2nd column in 1980 down to the cell, 8th row • 6th column in 2000. Following per household consumption in the table diagonally, one may notice that on average (not to be repeated) the households where HHs were in their late 20s in 1980, cohorts born in 1951~55, increased their consumption moderately during the 1980s and reduced it slightly during the 1990s. Those households where HHs were in their late 30s in 1980, cohorts born in 1941~45, also gradually increased apple consumption to 1990 and reduced it marginally during the 1990s. It could be surmised that people tend to maintain their consumption at the level reached in their early adulthood as a core, so to speak, to be affected afterwards by their own aging and also by the outside conditions they face from time to time, such as changes in prices and income and other circumstances, including modernization in general dietary patterns, health consciousness, etc. (Tokoyama and Egaitsu, 1994).

We can speculate about reasons/underlying mechanisms for changes in apple consumption. For example, an increase of 2.42 kg from 19.52 for 50~54 year-olds in 1989~91 to 21.94 for 55~59 year-olds in 1994~96 may largely represent aging effect from one's early 50s to one's late 50s, with little influence from other (time) variables. A decrease of 1.76 kg from 14.56 for 40~44 year-olds in 1994~1996 to 12.80 for 45~49 year-olds in 1999~2001, may, on the contrary, represent declining time effect, i.e., a negative effect from prices, income, or other variables in the latter half of 1990s, with negligible aging effect from the early 40s to the late 40s. These intuitive assertions demonstrate some of the questions that can be answered by the objective tests presented in later sections.

Table 2 Changes in Household Consumption of Apples by HH Age Groups (kg/household)

	1979~81	1984~86	1989~91	1994~96	1999~001		2004~006	2009~010
Average	18.24	18.12	18.52	17.67	14.28	Average	12.90	13.17
under 25	7.55	6.09	5.08	5.32	2.03	under 30	3.61	3.17
25~29	12.74	10.35	7.24	5.60	3.49			
30~34	16.37	14.60	11.08	8.34	5.25	30~39	5.21	4.80
35~39	18.97	17.50	15.43	11.62	7.86			
40~44	19.43	20.27	18.46	14.56	10.41	40~49	8.55	7.56
45~49	19.78	19.91	20.60	17.87	12.80			
50~54	18.53	17.83	19.52	19.44	14.39	50~59	12.54	11.60
55~59	18.10	19.21	21.29	21.94	16.91			
60~64	18.61	19.28	20.83	22.81	18.69	60~69	17.98	18.02
over 64	19.73	19.61	22.47	23.07	20.36	over 69	19.83	20.96

Sources: *FIES*, various issues.

3. Deriving per capita Adult's Consumption by Age from Household Data

Consumption provided in Table 2 is measured in terms of household, the size of which varies by age groups in any given year and declined moderately overall during the 30 year period from 1980 to 2010. For example, the youngest age group, under 25 years old, averaged 2.73 in person per household, compared to 4.25 and 3.59 for the middle aged households where HHs were 40~44 and 50~54 years old, respectively in 1990. The total households covered by the *FIES* averaged 3.82 persons in 1980, 3.56 in 1990, 3.24 in 2000, and 3.09 in 2010, respectively. The data given in Table 2 should better be converted to per capita basis, at the least.

Deriving per capita data is straightforward: simply divide household consumption by the number of persons contained in the respective household. Table 3 corresponds to Table 2, with the household consumption converted to per capita data, based on the average size of the respective household. The ordinary households covered by the *FIES* comprise a household head and his/her spouse and their children, usually zero to three in number in present-day Japan. The household consumers are thus parents and children, who usually differ in age by 25~35 years.

Japan also surveys individual food consumption directly. Official surveys of food intakes by individuals, in place of households, started in 1995. A few researchers have obtained individual consumption by age³ from the *FIES* panel data, by means of “behaviour equations” approach (Prais, 1953), as used by Morishima (1984) and Ishibashi (1997; 2006; 2007)⁴.

However, Mori and Inaba (1997) proposed an alternative approach, using HH data (referred to below as macro data) from the *FIES* annual reports, to derive individual consumption by age of household members by means of equations which incorporate exact household age compositions by HH's age groups. Use of the HH data provides a longer time horizon (1979~2010) and richer product detail than can be obtained from the individual consumption surveys. Mori and Inaba's model was statistically fortified later by Tanaka, Mori and Inaba (2004). In this article, we will follow their lead to derive individual consumption by age from macro data, household consumption classified by the age groups of household head in the *FIES* annual reports.

Individual consumption of fresh apples by 5 year age intervals is estimated for every year from 1979 to 2010, using the Tanaka, Mori and Inaba model (TMI) and the estimates for the age groups of 15~19, 20~25 to 70~74, and 75~ years old⁵ are provided in Appendix Table 1 (the comparable data for fresh bananas in Appendix Table

Table 3 Changes in per capita Household Consumption of Apples by HH Age Groups (kg/person)

	1979~81	1984~86	1989~91	1994~96	1999~001		2004~006	2009~010
Average	4.78	4.89	5.17	5.18	4.33	Average	4.07	4.25
under 25	2.67	2.15	1.79	1.84	0.71			
25~29	3.80	3.18	2.32	1.88	1.17	under 30	1.17	1.04
30~34	4.17	3.79	2.97	2.39	1.55			
35~39	4.47	4.12	3.72	2.90	2.02	30~39	1.45	1.33
40~44	4.53	4.72	4.33	3.48	2.54			
45~49	4.92	4.88	5.17	4.52	3.21	40~49	2.19	1.99
50~54	5.16	4.98	5.44	5.51	4.00			
55~59	5.41	5.97	6.63	7.02	5.36	50~59	3.76	3.53
60~64	5.80	6.49	7.21	8.08	6.60	60~69	6.68	6.75
over 64	6.26	6.94	8.27	8.98	8.04	over 69	8.19	8.70

Sources: Calculated by the authors, using *FIES*, various issues.

2), respectively. For easier, visual comprehension, these general cohort tables, every 5 years in age $\times$ 32 years, are condensed to standard cohort tables, 5 years in age by 5 year intervals from 1979~81 to 2009~10 and shown in Table 4 for apples and Table 5 for bananas, respectively.

Table 4 Changes in Individual Consumption of Apples by Age, 1979~81 to 2009~10 (kg/year)

age	79~81	84~86	89~91	94~96	99~001	004~006	009~10
20~24	3.70	2.97	2.38	1.92	0.95	1.08	0.74
25~29	3.82	3.23	2.71	2.49	1.45	1.57	1.25
30~34	4.80	4.50	3.97	3.54	2.34	1.85	1.68
35~39	5.26	5.23	5.47	4.60	3.30	2.27	2.14
40~44	5.45	6.05	6.50	5.63	4.23	2.86	2.63
45~49	5.91	6.21	7.29	6.92	5.02	3.57	3.29
50~54	6.08	6.38	7.59	7.98	6.15	4.43	4.16
55~59	6.27	7.51	8.69	9.40	7.28	5.87	5.69
60~64	6.79	7.96	9.15	10.17	8.54	8.05	8.22
65~69	7.14	8.17	9.77	10.50	9.28	8.90	9.25
70~74	7.27	8.28	10.08	10.68	9.67	9.55	9.96

Source: Appendix Table 1.

Table 5 Changes in Individual Consumption of Bananas by Age, 1979~91 to 2009~10 (kg/year)

age	79~81	84~86	89~91	94~96	99~001	004~006	009~10
20~24	3.82	3.08	2.69	2.67	2.87	2.88	3.32
25~29	4.17	3.56	3.08	2.92	3.21	3.47	4.08
30~34	4.08	3.72	3.48	3.26	3.67	3.91	4.59
35~39	3.44	3.09	3.31	3.40	4.16	4.25	5.01
40~44	3.33	2.80	3.20	3.58	4.75	4.55	5.46
45~49	3.65	3.07	3.50	3.82	5.14	5.23	6.45
50~54	4.04	3.65	4.31	4.32	5.73	6.23	8.25
55~59	4.53	4.55	5.48	5.92	7.06	7.63	9.56
60~64	4.90	5.37	6.46	7.59	9.37	9.48	10.74
65~69	4.86	5.69	6.69	8.41	10.62	10.48	11.82
70~74	4.82	5.79	6.77	8.59	11.24	11.22	12.72

Source: Appendix Table 2.

- *3 Japanese government's Ministry of Health and Welfare started to collect individual food intakes by age including young children in 1995, based on one day surveys in November every year. These *Nutrition Surveys* classify food intakes by broad categories, such as meats and fruit, including juices.
- *4 It was until recently and can still be time-consuming and difficult (and impossible for researchers without the public assignments) to obtain access to the individual panel data (personal enquiry at Bureau of Statistics, September, 2011). Ishibashi would complain that it was not unusual to take six months or so after application to obtain the *FIES* panel data from Bureau of Statistics, even when she worked at the National Center for Agricultural Research until 2009 (Ishibashi, 1998~2007).
- *5 Age groups by 5 year intervals from 0~4 to 75~ were covered in our analysis. However, estimates of four youngest groups, from 0~4 to 15~19 years of age have proved not quite stable and the oldest age group, over 74 years of age contains more than a single cohort in each cell. For these reasons, they are not covered by our cohort decompositions to follow.

4. Decomposing per capita Individual Consumption by Age into Age, Period and Cohort Effects

A typical cohort model in additive form is expressed as follows (Glenn, 1977),

$$Y_{ij} = B + A_i + P_j + C_k + \epsilon_{ij} \quad (1)$$

where:

Y_{ij} : per capita consumption by individuals i years of age in time j

B : grand mean effect

A_i : age effect attributable to age i years old

P_j : period or time effect attributable to time j

C_k : cohort effect attributable to birth cohort k

ϵ_{ij} : random errors

To center the parameters, we set a re-parameterization (2) below:

$$\sum A_i = \sum P_j = \sum C_k = 0 \quad (2)$$

Model (1) can be written in the conventional matrix form of a least-squares regression:

$$Y = Xb + \epsilon \quad (3)$$

In order to avoid or overcome the “identification problem” inherent in the additive cohort model^{*6}, conventionally “equality constraints” of any chosen parameters are commonly imposed, such as: $A_{42} = A_{47}$ (individuals of 42 years old on average have the equal age effect as ones of 47 years old), or $P_{1984} = P_{1985}$ (the year 1984 has the equal period effect as the year 1985), for example.

Rejecting “arbitrary choice” of identifying constraints, Nakamura introduced the “intuitively more natural” assumptions of *zenshintekihenka* (gradual changes of successive parameters) over the entire ranges of all three factors of age, period and cohort (Nakamura, 1982; Nakamura, 1986). Asano proposed, in the appendix to evaluation of Nakamura’s Bayesian cohort model, a unique approach to overcome the identification difficulty, by means of the Moore-Penrose generalized inverse matrix (Asano, 2001), on a purely mathematical basis free from any parameter-related assumptions. Along a similar line of deductions, Yang et al. developed in a more comprehensive way a purely algebraic (and geometrical) model, the “intrinsic estimator” (IE) and compared their model with the conventional generalized model in a cohort analysis of U.S. female mortality rates over the period of 1960~64 to 1995~99 (Yang, Fu, and Land, 2004; Yang et al., 2008). Asano’s proposal was applied by Tanaka to the actual rice and fresh fish consumption in Japan from 1979 to 2005 and produced results, similar to the parameters estimated both by Nakamura’s Bayesian model (BE) and IE, conducted by Mori and Saegusa, on the same data set (Tanaka, et al., 2007)^{*7}.

In this article, we will apply BE on two sets of data: general cohort tables of individual consumption of apples and bananas by age from 1979 to 2010 (Appendix Table 1 and Appendix Table 2). Based on the authors’ experience, BE appears to perform better than IE on general cohort tables, whereas the opposite is the case with standard cohort tables, in which the number of period effects, the number of the years observed, is substantially smaller than age and cohort effects^{*8}. The results of our cohort analyses on apples by BE are provided in Table 6. The corresponding results for bananas are provided in Table 7.

*6 The indices of the three effects, age (i years old), period (the survey year j) and birth years (k) are interdependent: $j = i + k$ (4). Therefore, the ordinary least square estimator of the matrix regression model (3) does not exist, due to the fact that the design matrix X is singular with one less than full column rank (See Mason and Fienberg, 1985 for the identification problem in cohort analysis).

*7 The subsequent investigations have revealed that almost identical results should be produced by both BE and IE on some types of products, either actual or simulated data but different, if not of substantial degree, parameter estimates would accrue on other types, which can not be foretold (Mori, Saegusa, and Kawaguchi, 2008; Mori, Kawaguchi, and Saegusa, 2009; Mori, Kawaguchi, and Saegusa, 2010; Mori and Stewart, 2011, etc.).

*8 When individual consumption is classified by 5 year intervals from 20~24 up to 70~74 years of age over the period of 1980 to 2000, for example, the number of years is only 5, as compared to 11 age groups and 15 cohorts. Nakamura’s basic assumption: “gradual changes between successive parameters” should not hold on the period parameters (Mori, Kawaguchi, and Saegusa, 2010).

5. Period Effects: Pure Time Effects with Age and Cohort Effects Accounted for

A) Pure Time Effects

For a first example to illustrate period effects, suppose that individuals in their late 40s (47 years old) in 1980 consumed on average (not to be repeated) 4.5 kg/person. They would consume 5.0 kg in 1985, *ceteris paribus*, if it is known a priori that the age effect for those in their early 50s (52 in years) is greater by 0.5 than that for the late 40s: $A_{52} - A_{47} = 0.5$. If they actually consumed 5.3 kg in 1985, the environmental influences, such as prices and/or income, might have worked positively to boost consumption by 0.3. On the contrary, if the actual

Table 6 Individual Apple Consumption Decomposed by Age, Period, and Cohort Effects: Bayesian Estimator Model

Grand Mean Effect= 1.444 (0.016) (in natural log)

Age Effects (age group) (SD)		Period Effects (year) (SD)		Cohort Effects (born in) (SD)	
20~24	-.067 (.047)	1979	-.314 (.039)	1905~09	.734 (.076)
25~29	-.075 (.048)	1980	-.213 (.037)	1910~14	.621 (.090)
30~34	-.011 (.049)	1981	-.222 (.037)	1915~19	.630 (.083)
35~39	-.007 (.052)	1982	-.193 (.037)	1920~24	.656 (.120)
40~44	-.040 (.057)	1983	-.115 (.037)	1925~29	.671 (.145)
45~49	-.076 (.060)	1984	-.122 (.036)	1930~34	.680 (.115)
50~54	-.071 (.057)	1985	-.149 (.037)	1935~39	.661 (.093)
55~59	-.009 (.052)	1986	-.111 (.037)	1940~44	.611 (.094)
60~64	.088 (.049)	1987	-.035 (.038)	1945~49	.562 (.105)
65~69	.116 (.048)	1988	.032 (.039)	1950~54	.423 (.123)
70~74	.132 (.047)	1989	.013 (.040)	1955~59	.206 (.093)
		1990	.023 (.041)	1960~64	-.005 (.094)
		1991	.055 (.042)	1965~69	-.299 (.097)
		1992	.037 (.042)	1970~74	-.590 (.100)
		1993	.120 (.042)	1975~79	-.891 (.094)
		1994	.134 (.042)	1980~84	-1.211 (.085)
		1995	.119 (.042)	1985~89	-1.473 (.077)
		1996	.129 (.042)	1990~	-1.986 (.085)
		1997	.075 (.042)		
		1998	.054 (.042)		
		1999	-.033 (.041)		
		2000	.022 (.040)		
		2001	.015 (.039)		
		2002	.111 (.038)		
		2003	.068 (.037)		
		2004	.002 (.037)		
		2005	.004 (.036)		
		2006	.062 (.037)		
		2007	.064 (.037)		
		2008	.095 (.037)		
		2009	.171 (.037)		
		2010	.102 (.039)		

Note: Figures in parentheses denote SD.

Table 7 Individual Banana Consumption Decomposed by Age, Period, and Cohort Effects: Bayesian Estimator Model

Grand Mean Effect= 1.435 (0.012) (in natural log)

Age Effects (age group) (SD)		Period Effects (year) (SD)		Cohort Effects (born in) (SD)	
20~24	-.162 (.062)	1979	-.108 (.042)	1905~09	-.196 (.094)
25~29	-.146 (.063)	1980	-.211 (.042)	1910~14	-.161 (.101)
30~34	-.166 (.065)	1981	-.239 (.042)	1915~19	-.007 (.103)
35~39	-.246 (.069)	1982	-.238 (.042)	1920~24	.107 (.114)
40~44	-.291 (.078)	1983	-.444 (.041)	1925~29	.213 (.124)
45~49	-.245 (.083)	1984	-.318 (.041)	1930~34	.284 (.121)
50~54	-.101 (.078)	1985	-.284 (.041)	1935~39	.282 (.119)
55~59	.114 (.069)	1986	-.188 (.042)	1940~44	.234 (.122)
60~64	.315 (.065)	1987	-.199 (.043)	1945~49	.193 (.125)
65~69	.422 (.063)	1988	-.202 (.045)	1950~54	.210 (.126)
70~74	.506 (.062)	1989	-.183 (.048)	1955~59	.243 (.122)
		1990	-.190 (.049)	1960~64	.203 (.121)
		1991	-.152 (.050)	1965~69	.062 (.121)
		1992	-.177 (.050)	1970~74	-.093 (.122)
		1993	-.043 (.051)	1975~79	-.224 (.115)
		1994	-.029 (.051)	1980~84	-.344 (.103)
		1995	-.084 (.051)	1985~89	-.442 (.097)
		1996	-.090 (.051)	1990~	-.566 (.096)
		1997	-.003 (.050)		
		1998	.004 (.050)		
		1999	.148 (.049)		
		2000	.225 (.048)		
		2001	.165 (.045)		
		2002	.134 (.043)		
		2003	.191 (.042)		
		2004	.250 (.041)		
		2005	.284 (.041)		
		2006	.287 (.041)		
		2007	.247 (.042)		
		2008	.422 (.042)		
		2009	.562 (.042)		
		2010	.461 (.042)		

Note: Figures in parentheses denote SD.

consumption stayed the same at 4.5 kg in 1985 as in 1980, then it can be inferred that the external circumstances prevailing in 1985 might have depressed consumption by 0.5.

For a second example, with regard to cohort effects, suppose that individuals in their late 50s, cohorts born in 1926~30, consumed 6.0 kg in 1985 and those in the same age group, cohorts born in 1931~34, 6.7 kg in 1990. If we can assume using side-evidence that cohort effects for these two groups should be very close: $C_{26-30} \doteq C_{31-35}$, then environmental influences, the period effect for 1990, P_{90} , should be greater by 0.7 than that for 1985, P_{85} : $P_{90} - P_{85} \approx 0.7$.

Period effects provided in the second column of Tables 6 and 7 represent the pure time effects with age and cohort effects controlled over the period of 1979 to 2010, with the ordinary sum to zero constraints imposed on each factor. These “pure” time effects should involve various environmental influences on individual consumption prevailing in the respective time periods. These influences may include prices, income and possibly non-economic forces other than demographic variables, such as increased health-consciousness, the “PET-bottle culture”, etc. (Mori et al., *Declining Orange*, 2009, p.16).

B) The Case of Apples As an Example

Following the elementary time-series econometric analysis of per capita consumption of a single food product, apples here, we first regress per capita household consumption(in kg), capQ_j from 1979 to 2010 against real average paid prices⁹(yen per 100g), RP_j over the same period, as shown in equation (5) below.

$$\begin{aligned}\log(\text{capQ}_j) &= a + b \log(\text{RP}_j) + \epsilon_j \\ &= 1.080 + 0.131 \log(\text{RP}_j) \\ (1.62) \quad (0.72) \quad &\text{Adj.R}^2 = -0.016\end{aligned}\tag{5}$$

We then replace $\log(\text{capQ}_j)$ in equation (5) by (grand mean + period effect for the year j) from our cohort analysis provided in Table 6, which can be interpreted as “pure time effects” with demographic factors accounted for, as follows.

$$\begin{aligned}(\text{GM} + \text{PE}_j)^{*10} &= a + b \log(\text{RP}_j) + \epsilon_j \\ &= 4.617 - 0.865 \log(\text{RP}_j) \\ (6.93) \quad (4.76) \quad &\text{Adj.R}^2 = 0.412\end{aligned}\tag{6}$$

It appears apparent that the pure time effects derived from our cohort analysis should represent the realities more reasonably than the simple per capita consumption, in respect to price elasticity, which is normally expected to be negative in sign and not far below 1.0 in absolute value, except for the necessities like rice and fresh vegetables.

The *FIES* provides household purchases of various goods and services for 16/18 annual household income classes of approximately 8,000 households, excluding single person households, every year^{*11}. Based on these cross-sectional data, we can readily estimate income elasticities of household consumption of selected products, as shown in equation (7) below. In doing so, we exclude both the top (approximately 10~15%) and lowest (approximately 10~15%) of households on the income scale from our investigations. We also adjust household income for household size, using “equivalence scales,”^{*12} in recognition of the presence of economies of scale in overall household consumption (Ferreira et al., 1998; *OECD Project on Income Distribution*, 2009, etc.). Both income and consumption are converted into natural logs, so that the parameters estimated directly relate average elasticities.

$$\log(\text{capQ}_i) = a + b \log Y_i + \epsilon_i\tag{7}$$

where:

capQ_i = average per capita consumption of apples in kg by i^{th} household on income scale

Y_i = average household income of i^{th} household in million yen, adjusted by OECD-modified equivalence scales

ϵ_i = random errors

Our estimates of income elasticities for apple consumption are provided in Table 8.

The average income elasticities for household apple consumption shown in Table 8 suggest that household income influenced apple consumption positively to some extent for the first half of the survey period of 1979 to 2010 but, on the contrary, slightly negatively during the latter half of the period in question, when examined by the cross-section data. In fact, retired elderly people, most of whom belong to the lower income groups (however, not necessarily lower in terms of living expenditures) have come to account for an increasingly larger share of the total *FIES* population. Steadily decreasing income elasticities of demand for fresh apples in the above cross-sections might partly reflect the positive age and cohort effects of the older population as shown in Table 6^{*13}.

- *9 As shown in Fig. 1, the average prices paid by households are very closely related in the movement to CPI for apples.
- *10 Estimated in natural log.
- *11 The data are not carried in the *FIES* annual reports after 1979 and only available from microfiche films or CDs at the Library of Bureau of Statistics.
- *12 Various measures have been put forth, of which we employ “OECD-modified scales” for overall consumption. Since food is regarded as “entirely private good” (Deaton and Paxson, 1998, p. 899), we use simple per capita consumption for our dependent variables.
- *13 For further elucidations, refer to Mori et al., “Age-free Income Elasticities of Demand” (2006).

We will regress per capita household consumption, capQ_i from 1979 to 2010 against real average household living expenditures (in 1,000 yen per month) adjusted by OECD-modified equivalence scales, REX_i , as a proxy for household well-being or income, over the same period of time, as shown in equation (8) below^{*14}.

$$\begin{aligned} \log(\text{capQ}_i) &= a + b \log(\text{REX}_i) + \epsilon_i \\ &= 0.0364 + 0.236 \log(\text{REX}_i) \\ (0.21) \quad (0.69) \end{aligned} \quad (8)$$

$$\text{Adj.}R^2 = -0.017$$

We then replace $\log(\text{capQ}_i)$ in equation (8) by (grand mean + period effects) from our cohort analysis provided in Table 6, as was done in equation (6) above.

$$\begin{aligned} (\text{GM} + \text{PE}_i) &= a + b \log(\text{REX}_i) + \epsilon_i \\ &= -8.971 + 2.037 \log(\text{REX}_i) \\ (7.01) \quad (8.15) \end{aligned} \quad (9)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.678$$

Time series analysis of simple per capita data (equation 8) led to a conclusion that household consumption of apples was not significantly income responsive. As observed above, cross-section analyses of nearly 8,000 households each year over the thirty year period of 1979 to 2010 suggest that household incomes might have played a significant role in determining household consumption of apples, positively in the first half of the survey period and somewhat negatively in the latest decade. When the period effects derived from our cohort analysis are regressed against household living expenditures per equivalence scale (equation 9), we obtained an extremely high positive elasticity, with good statistics, both in terms of t-value and R^2 , which needs further scrutiny.

- *14 The average size of households covered by the *FIES* declined steadily from 3.83 persons per household in 1979 to 3.08 in 2010, approximately by 20%. This may need to be taken into account to measure changes in the household well-being. Due to conceivable economies of scale in overall consumption, the nominal size of the household should be adjusted by “equivalence scales”, which registered an 11% decrease, from 2.049 to 1.824 over the same period (“OECD-modified” scales).

Table 8 Estimates of Average Income Elasticities of Household Apple Consumption from *FIES* Cross-Sectional Data, Selected Years: 1979, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, and 2010

Year	a: intercept	b: average elasticity	Adjusted R^2
1979	1.34 (45.7)	0.21 (4.35)	0.666
1985	1.21 (22.2)	0.36 (6.26)	0.793
1990	1.28 (14.3)	0.32 (4.00)	0.577
1995	1.50 (10.8)	0.08 (0.69)	-0.050
2000	1.81 (11.8)	-0.29 (2.29)	0.261
2005	1.92 (12.9)	-0.50 (3.91)	0.565
2010	2.05 (13.1)	-0.65 (4.88)	0.675

Note: numbers in parentheses denote t-values.

Model: $\log(\text{capQ}_i) = a + b \log Y_i + \epsilon_i$

where:

capQ_i = average per capita consumption of apples in kg by i^{th} household on income scale

Y_i = average household income of i^{th} household in million yen, adjusted by OECD-modified equivalence scales

Fig. 1 Apple Prices: Comparison of Real *FIES* Paid Prices and Real CPI

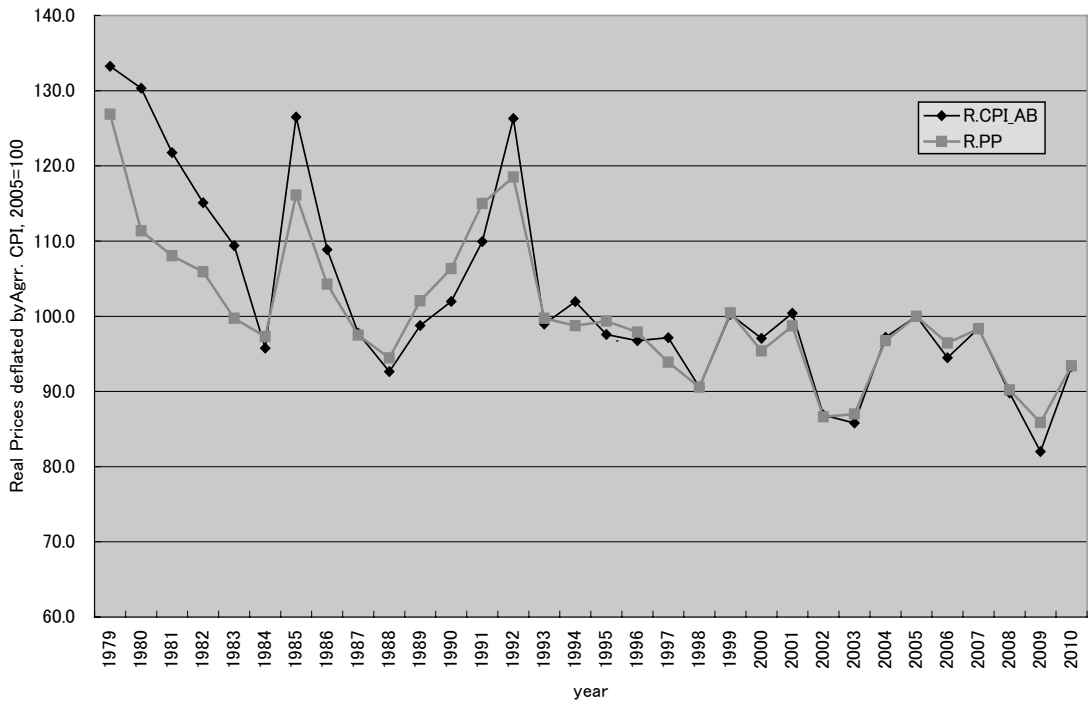
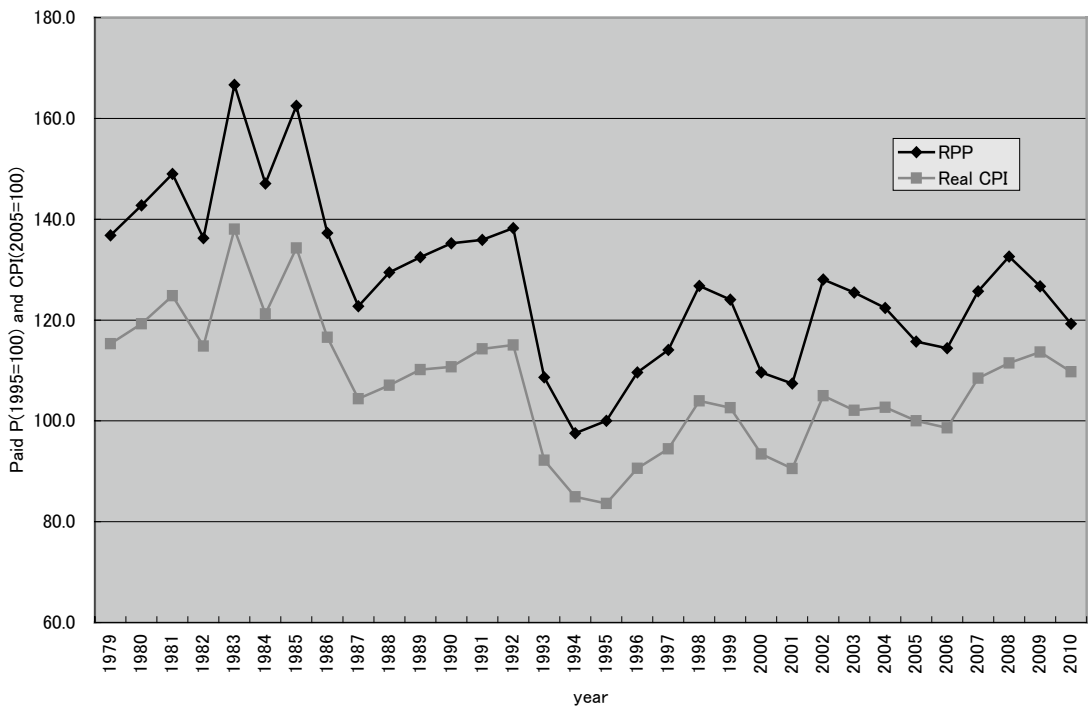


Fig. 2 Banana Prices: Comparison of Real *FIES* Paid Prices and Real CPI



6. Determining More Realistic Demand Elasticities

A) The Case of Apples

First, simple per capita consumption is regressed against real average paid prices and real household living expenditures, adjusted by the “equivalence scales” over the period of 1979 to 2010. Estimated price and income elasticities are given below in equation (10).

$$\begin{aligned}\log(\text{cap}Q_i) &= a + b \log(RP_i) + c \log(RES_i) + \epsilon_j \\ &= -0.818 + 0.184 \log(RP_i) + 0.335 \log(RES_i) \\ &\quad (0.39) \quad (0.96) \quad (0.94) \quad \text{Adj.}R^2 = -0.019\end{aligned}\tag{10}$$

The multiple regression, including both price and income, has produced no better results than equations (5) and (8), where simple per capita data were also used.

As already tried in equations(6) and (9), we will then regress (grand mean + period effects) estimated in natural log against the same set of independent variables in the above equation over the same period, the result of which is provided in equation (11) below.

$$\begin{aligned}(\text{GM} + PE_j) &= a + b \log(RP_i) + c \log(RES_i) + \epsilon_j \\ &= -5.077 - 0.597 \log(RP_i) + 1.713 \log(RES_i) \\ &\quad (5.08) \quad (6.65) \quad (10.24) \quad \text{Adj.}R^2 = 0.868\end{aligned}\tag{11}$$

Judging from the signs of both price and income parameters and the accompanying statistics, t-values and adjusted R^2 , the data appear to fit the model very well. However, in view of our estimates of income elasticities obtained from the annual cross-section data from 1979 to 2010 (Table 8), which declined from +0.2~3 to -0.5 over time, average income elasticity of 1.7 appears too high, although the positive sign may be reasonable. If so, the price elasticity, -0.597 needs to be scrutinized accordingly.

Equation (11) can be rewritten as shown below in equation (12).

$$(\text{GM} + PE_j) - c \log(RES_i) = a + b \log(RP_i) + \epsilon_j\tag{12}$$

The question here is that c is unknown in the left hand side of equation (12). If we arbitrarily assign 0.10 uniformly^{*15} to c for the entire period of 1979 to 2010, we will have an estimate of average price elasticity as presented in equation (13) below.

$c = 0.10$:

$$\begin{aligned}(\text{GM} + PE_j) - 0.10 \log(RES_i) &= 4.01 - 0.85 \log(RP_i) \\ &\quad (6.37) \quad (4.90) \quad \text{Adj.}R^2 = 0.426\end{aligned}\tag{13}$$

We will then increase c gradually as follows,

$c = 0.50$:

$$\begin{aligned}(\text{GM} + PE_j) - 0.50 \log(RES_i) &= 1.79 - 0.79 \log(RP_i) \\ &\quad (3.44) \quad (5.55) \quad \text{Adj.}R^2 = 0.490\end{aligned}\tag{14}$$

$c = 1.0$:

$$\begin{aligned}(\text{GM} + PE_j) - 1.0 \log(RES_i) &= -1.04 - 0.71 \log(RP_i) \\ &\quad (2.63) \quad (6.57) \quad \text{Adj.}R^2 = 0.577\end{aligned}\tag{15}$$

$c = 1.50$:

$$(GM + PE_j) - \underline{1.50} \log(REX_j) = -3.87 - 0.63 \log(RP_j) \quad (16)$$

(12.14) (7.26) Adj. $R^2 = 0.625$

$c = 1.7$:

$$(GM + PE_j) - \underline{1.70} \log(REX_j) = -4.15 - 0.62 \log(RP_j) \quad (17)$$

(13.18) (7.25) Adj. $R^2 = 0.624$

By the test of sheer statistics, the data appears to fit the model slightly better, as we assign the larger income elasticities to the model up to 1.50. However, we are not ready to accept that the income elasticity of household demand for fresh apples should be as large as 1.5, judging from our estimates obtained from cross-sectional analyses of the *FIES* data classified by household income groups from 1979 to 2010, as presented in equation (7) and summarized in Table 8. Surprisingly, the price elasticity determined in the experiments above stays around -0.7 , regardless of the values assigned to c (average income elasticity) ranging from 0.1 to 1.70. It may be safe to surmise that the average price elasticity of household demand for fresh apples should be around -0.7 , with the income elasticity left in open question.

*15 It is suspected with sound economic reasons that the average income elasticities, or the elasticities at the median income should have declined slightly over the some 30 year period of 1979 to 2010.

B) The Case of Bananas

We first regress per capita household (banana) consumption (in kg), $capQ_j$ from 1979 to 2010 against real average paid prices (yen per 100g), RP_j over the same period, as follows,

$$\begin{aligned} \log(capQ_j) &= a + b \log(RP_j) + \epsilon_j \\ &= 4.675 - 1.010 \log(RP_j) \end{aligned} \quad (18)$$

(5.13) (3.49) Adj. $R^2 = 0.264$

We then replace $\log(capQ_j)$ in equation (18) by $(GM + PE_j)$ from our cohort analysis provided in Table 7.

$$\begin{aligned} (GM + PE_j) &= a + b \log(RP_j) + \epsilon_j \\ &= 4.495 - 0.974 \log(RP_j) \end{aligned} \quad (19)$$

(4.50) (3.07) Adj. $R^2 = 0.214$

Quite unlike the case of apples observed in the previous sub-section, both simple per capita data and period effects derived from our cohort analysis have produced similar results, in terms of price elasticity, around unity, with significant t-values and fair adj. R^2 .

We next move to the estimation of income elasticities. As in the case of apples, real household living expenditures (in 1,000 yen per month), adjusted by equivalence scales, are used here.

$$\begin{aligned} \log(capQ_j) &= a + b \log(REX_j) + \epsilon_j \\ &= -5.227 + 1.324 \log(REX_j) \end{aligned} \quad (20)$$

(1.21) (1.55) Adj. $R^2 = 0.044$

We then replace $\log(capQ_j)$ in equation (20) by $(GM + PE_j)$ from our cohort analysis provided in Table 7, as was done just above.

$$\begin{aligned} (GM + PE_j) &= a + b \log(REX_j) + \epsilon_j \\ &= -4.982 + 1.262 \log(REX_j) \end{aligned} \quad (21)$$

(1.08) (1.39) Adj. $R^2 = 0.029$

As we have seen in the case of price elasticities for bananas above, both simple per capita data and period

effects, supposedly free from demographic factors, have produced similar estimates of income elasticities, positively as high as 1.3, with very poor statistical indicators in both cases. We will examine the plausibility of these figures by analyzing the cross-sectional data from the *FIES*, as we did before with apples.

$$\log(\text{cap}Q_i) = a + b \log Y_i + \epsilon_i \quad (22)$$

where:

$\text{cap}Q_i$ = average per capita consumption of bananas in kg by i^{th} household on income scale

Y_i = average household income of i^{th} household in million yen, adjusted by OECD-modified equivalence scales

ϵ_i = random errors

The results are provided in Table 9.

Judging from the estimates of income elasticities obtained from the cross-sectional data of nearly 8,000 households each year from 1979 to 2010,

fresh bananas for household consumption appear to be slightly income negative, in the neighborhood of $-0.3 \sim -0.4$ but by no means as large as $+1.3$, as determined in equations (20) and (21) above.

We will then repeat the same procedure as taken in the case of apples in equations (10) and (11) and then go over the statistical experiments, or simulation, the same as equations (13) through (17).

$$\begin{aligned} \log(\text{cap}Q_i) &= a + b \log(RP_j) + c \log(RES_j) + \epsilon_i \\ &= 8.237 - 1.162 \log(RP_j) - 0.607 \log(RES_j) \\ &\quad (1.40) \quad (3.03) \quad (0.61) \end{aligned} \quad (23)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.249$$

When a simple per capita consumption is used, the multiple regression has produced no better results than equation (20), in respect to income parameter. We will then replace $\text{cap}Q_i$ by the period effects derived from our cohort analysis in Table 7.

$$\begin{aligned} (GM + PE_j) &= a + b \log(RP_j) + c \log(RES_j) + \epsilon_i \\ &= 8.07 - 1.127 \log(RP_j) - 0.610 \log(RES_j) \\ &\quad (1.25) \quad (2.68) \quad (0.56) \end{aligned} \quad (24)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.195$$

The data used, the period effects derived from our cohort analysis, do not appear to fit the model better than a simple per capita consumption, in equation (23). Both are almost identical in respect to parameter estimates, i.e., -1.1 , significantly different from zero for price elasticity and -0.6 , not significantly different from zero for income elasticity. We are thus to conclude that income may have played no important role in changes in household consumption of bananas over the period from 1979 to 2010. For the sake of safety, or curiosity in casual expression, we repeat the same experimental procedure, undertaken with apples in the previous subsection (A).

Table 9 Estimates of Average Income Elasticities of Household Banana Consumption from *FIES* Cross-Sectional Data, Selected Years: 1979, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, and 2010

Year	a: intercept	b: average elasticity	Adjusted R^2
1979	1.46 (84.9)	-0.05 (1.74)	0.183
1985	1.28 (25.9)	-0.08 (1.61)	0.138
1990	1.38 (34.3)	-0.10 (2.81)	0.385
1995	1.67 (20.52)	-0.23 (3.45)	0.498
2000	2.16 (19.5)	-0.36 (3.92)	0.545
2005	1.71 (16.6)	-0.51 (5.83)	0.750
2010	1.86 (14.3)	-0.48 (4.31)	0.615

Note: numbers in parentheses denote t-values.

Model: $\log(\text{cap}Q_i) = a + b \log Y_i + \epsilon_i$

where:

$\text{cap}Q_i$ = average per capita consumption of bananas in kg by i^{th} household on income scale

Y_i = average household income of i^{th} household in million yen, adjusted by OECD-modified equivalence scales

Equation (24) can be rewritten as shown below in equation (25)

$$(GM + PE_j) - c \log(REX_j) = a + b \log(RP_j) + \epsilon_j \quad (25)$$

The question here is again that c is unknown in the left hand side of equation (25). If we arbitrarily assign 0.00 uniformly to c for the entire period of 1979 to 2010, we will have an estimate of average price elasticity as presented in equation (26) below.

$c = 0.00$:

$$(GM + PE_j) - \underline{0.00} \log(REX_j) = 4.49 - 0.97 \log(RP_j) \quad (26)$$

(4.50) (3.07) Adj.R² = 0.214

We will then increase c in negative value gradually as follows,

$c = -0.10$:

$$(GM + PE_j) + \underline{0.1} \log(REX_j) = 5.08 - 1.00 \log(RP_j) \quad (27)$$

(5.10) (3.15) Adj.R² = 0.224

$c = -0.50$:

$$(GM + PE_j) + \underline{0.50} \log(REX_j) = 7.43 - 1.10 \log(RP_j) \quad (28)$$

(7.48) (3.48) Adj.R² = 0.264

$c = -1.0$:

$$(GM + PE_j) + \underline{1.0} \log(REX_j) = 10.36 - 1.22 \log(RP_j) \quad (29)$$

(10.42) (3.87) Adj.R² = 0.311

$c = -2.0$:

$$(GM + PE_j) + \underline{2.0} \log(REX_j) = 16.23 - 1.47 \log(RP_j) \quad (30)$$

(15.91) (4.54) Adj.R² = 0.388

As we assigned the negatively higher values to c from 0 to -2.0 , we obtained better statistical fits. On the other hand, as we assign the higher positive values to c from 0 to 0.1, the statistical fits tend to be the poorer, as shown below.

$c = 0.1$:

$$(GM + PE_j) - \underline{0.1} \log(REX_j) = 3.91 - 0.95 \log(RP_j) \quad (31)$$

(3.91) (2.98) Adj.R² = 0.203

From the stand point of sheer statistics, it may appear that the income elasticity of household banana consumption should be over 2.0 in negative value, in the realm of highly inferior goods. Bananas are so inexpensive in Japan (a bunch of 4~5 pieces retailed for a US dollar or two) that even the poor can afford to purchase them. As the household income advances, consumers will buy more strawberries, musk melons, the more expensive fruits. The income elasticity for fresh fruit as a whole is found quite high, nearly 1.5 (Mori and Stewart, 2011, p.165). As household income increases, Japanese consumers will buy more fruit, including strawberries and musk melons, perhaps not at the appreciable sacrifice of bananas. We are not ready to accept that bananas are so much “inferior” in consumption. Our intuition seems to be supported by the cross-sectional analysis of 8,000 households, each year covered by the *FIES* from 1979 to 2010, as demonstrated by Table 9. The price elasticity should be taken around unity, regardless of the values assigned to income elasticity.

7. Summary and Discussion

The influences of discernible demographic variables, age and/or cohort effects, need to be accounted for when present in individual consumption, by some way or another, to conduct reasonable time-series econometric analyses of demand. Tachibana and Ueji (2004a; 2004b) introduced time variables, intercept-shifting as well

as slope-shifting, in their analyses of household demand for various food products, in recognition of the steady changes in age structure of Japanese households, with substantial improvements in model fit. Possible impacts of population aging, however, involve both aging in a narrow sense and generational replacements, combinations of which might exert compound, nonlinear influences on aggregate future consumption. Denton, Moun-tain and Spencer (1999) introduced more sophisticated, dummy variables, “age/ cohort effects,” “trend/cohort effects” and “additional cohort effects” in explaining changes in Canadian expenditure patterns. As Mori and Stewart pointed out, these dummy variables are of little use in forecasting future changes in demand^{*16} (Mori and Stewart, 2011, p.166).

*16 No one is certain if the past trend will continue into the future (Mori and Stewart, 2011, pp.169–170).

The future age structure of population, in respect of both age in a narrow sense and birth cohorts, is predicted with certainty (National Institute of Population, 2006). Once age and cohort effects are identified in individual consumption of selected products, and elasticities of economic variables are determined to be free from the demographic variables, it would be feasible to predict future consumption under different scenarios: if the economy grows annually at 2%, for example, and the price declines by say 20%, to the year 2020.

We have attempted to estimate the price and income elasticities of household consumption for fresh apples and fresh bananas, based on the *FIES* macro data, from 1979 to 2010. We first derived individual consumption by adult age groups from data classified by age of household head (HH), which was decomposed into age, time (survey years) and cohort effects. In lieu of simple per capita data, we regressed period effects against real average paid prices and real household expenditures, as proxies for income, from 1979 to 2010.

We obtained the price elasticity around -0.8 and the income elasticity significantly larger than $+1.0$ for fresh apples, and the price elasticity around unity and the income elasticity significantly under -2.0 for fresh bananas, respectively. Judging from the cross-sectional data of approximately 8,000 households each year from 1979 to 2010, apples can not be regarded so much income positive and on the other hand, bananas can not be regarded so inferior in household demand. We applied a sort of simulation, by assigning various degrees of income elasticity, experimentally ranging from 0.10 to 1.7, to apple consumption, with the accruing price elasticities remaining around -0.8 for apples. We repeated the same procedures, assigning 0.1 to -2.0 as experimental income elasticities for bananas, with the price elasticities virtually intact around unity.

Our estimated income elasticity for apples of as large as 1.7 (equation (11)) and that for bananas as low as -2.0 (equation (30)) remain doubtful. Regardless of the values of income elasticity, however, it appears reasonable to assume that the price elasticity for fresh apples and bananas should be around unity.

In the Technical Supplement which follows, we will attempt to introduce prices and household income into the traditional cohort model, equation (1), or “augment the cohort model” with these economic variables, after the fashion of Stewart and Blisard (2008) and Yakushiji (2010). The tentative conclusions obtained from our new ventures appear to support the statements in the above paragraphs, in regard to economic demand elasticities.

Technical Supplement —

An Attempt to Augment the Traditional A/P/C Model with Economic Variables

A) Introduction

In the previous sections of the text, we followed a two-step approach. First, we derived individual consumption (by age) of apples and bananas from the macro data—household data classified by the age groups of

household head in the *FIES* annual reports—every year from 1979 to 2010. We then decomposed it by age, period and cohort effects, using the Nakamura’s Bayesian cohort model. We next regressed the period effects so obtained against prices and household income (adjusted for household size), to determine own price and income elasticities of the respective products. In this supplement, we demonstrate a one-step approach, introducing the economic variables, prices and income directly into the traditional A/P/C model. We simply add first one variable, prices and then two variables, prices and income, to the existing cohort model, following the lead of Stewart and Blisard (2008) ^{*17}.

*17 It may require a in-depth statistical re-examination, or a complete reshuffle of the estimation structure, to augment the A/P/C cohort model with additional variables. Statistically more rigorous models, with each effect separated into a “linear component” and a “curvature component” (Yanagimoto and Yanagimoto, 1987) are under consideration, to be put forth shortly.

B) Tentative Results from a One-Step Approach

We add two economic variables, real prices paid and real household expenditures adjusted by equivalence scales in natural logs, as follows.

$$\begin{aligned} Z_1(j) &= \log(RP_j), Z_2(j) = \log(REX_j) \\ \log Y_{ij} &= \mu + Z_1(j)\beta + Z_2(j)\eta + A(i) + \overline{P(j)} + X_c(i,j)C + \epsilon_{ij} \end{aligned} \quad (32)$$

where Y_{ij} represents individual consumption by adult i years old in the year j from Appendix Tables 1-2; μ corresponds to B , $A(i)$ to A_i , and $X_c(i,j)C$ to C_k , respectively in equation (1) in the text, whereas $\overline{P(j)}$ represents time effects other than influences from price and income changes over the period in question.

In solving equation (32), the ordinary effects, age, time and cohort, are subject to Nakamura’s assumption of “gradual changes between successive parameters”. The results are provided in Sup-Tables 1 and 2 below.

As shown in Sup-Table 1, ABIC decreases appreciably when price is added to the model, with the price elasticity for apples estimated at -0.73 . When income is added on top of A/P/C and the price variable, ABIC decreases even further, with the price and income elasticities estimated at -0.74 and 1.68 , respectively, both significantly different from zero.

As shown in Sup-Table 2, in the case of bananas, ABIC decreases appreciably when price is added to the model, with the price elasticity for bananas estimated at -0.49 with a reasonable t-value. When income is added on top of A/P/C and the price variable, ABIC decreases a little further, with the price and income elasticities estimated at -0.49 , significantly different from zero and -1.11 , not significantly different from zero, respectively.

Sup-Table 1 Estimates of Price and Income Elasticities by the One-Step Approach: Apples

	(a)	(b)	(c)
μ	1.444 (.016)	4.133 (.499)	-4.401 (2.618)
β		-0.733 (0.136)	-0.736 (0.117)
η			1.682 (0.514)
ABIC	677.7	654.7	645.8

Notes: 1. (a) stands for A/P/C model, as used in the text, (b) A/P/C model with price variable and (c) A/P/C model with price and income variables; 2. figures in parentheses denote standard errors.

Sup-Table 2 Estimates of Price and Income Elasticities by the One-Step Approach: Bananas

	(a)	(b)	(c)
μ	1.435 (.012)	2.973 (.500)	8.618 (5.868)
β		-0.490 (0.159)	-0.493 (0.159)
η			-1.108 (1.148)
ABIC	468.7	458.9	455.3

Notes: 1. (a) stands for A/P/C model, as used in the text, (b) A/P/C model with price variable and (c) A/P/C model with price and income variables; 2. figures in parentheses denote standard errors.

C) Comparison of Cohort Parameters Estimated by Different Models and Implications

In solving equation (1), the additive A/P/C cohort model, by means of the Nakamura's Bayesian estimator, substantially varying estimates are produced by different combinations^{*18} of hyper-parameters assigned to the assumption of "gradual changes between successive parameters"(Asano, 2001; Mori, Saegusa, and Kawaguchi, 2008; etc.). It is also conceivable that different estimates of cohort parameters should accrue, when other variables, price and income, are added to the model, as in equation (32).

Cohort parameters estimated by three different models are provided in Sup-Table 3 for apples and Sup-Table 4 for bananas, respectively. As expected, both age and cohort effects estimated by our new models, incorporating the economic variables (the third and fourth columns of (a) and (c) of Sup-Tables 3 and 4) have proved very little different from those estimated by the traditional cohort model, as shown in Table 6 for apples and Table 7 for bananas^{*19}. This might imply that adding the economic variables, price and income, to the A/P/C model should not alter both age and cohort effects in overall structure, which could justify our two-step approach in

Sup-Table 3 Comparisons of Cohort Parameters for Apples by Different Models

a) Age Effects (in natural log)				b) Period Effects (in natural log)			
Age Group	A/P/C	A/P/C+Price	A/P/C+Price+Income	Year	A/P/C	A/P/C+Price	A/P/C+Price+Income
20~24	-.067 (.047)	-.074 (.046)	-.056 (.042)	1979	-.314 (.039)	-.149 (.036)	.000 (.044)
25~29	-.075 (.048)	-.081 (.046)	-.065 (.043)	1980	-.213 (.037)	-.128 (.034)	.012 (.041)
30~34	-.011 (.049)	-.015 (.047)	-.004 (.044)	1981	-.222 (.037)	-.151 (.037)	-.007 (.043)
35~39	-.007 (.052)	-.010 (.050)	-.002 (.046)	1982	-.193 (.037)	-.143 (.035)	-.021 (.044)
40~44	-.040 (.057)	-.042 (.055)	-.038 (.051)	1983	-.115 (.037)	-.111 (.034)	-.014 (.045)
45~49	-.076 (.060)	-.076 (.058)	-.075 (.054)	1984	-.122 (.036)	-.110 (.033)	-.023 (.043)
50~54	-.071 (.057)	-.069 (.055)	-.072 (.051)	1985	-.149 (.037)	-.075 (.033)	-.010 (.042)
55~59	-.009 (.052)	-.012 (.050)	-.005 (.046)	1986	-.111 (.037)	-.071 (.034)	-.018 (.042)
60~64	.088 (.049)	.093 (.047)	.081 (.044)	1987	-.035 (.038)	-.040 (.035)	-.017 (.041)
65~69	.116 (.048)	.122 (.046)	.107 (.043)	1988	.032 (.039)	.004 (.037)	-.013 (.041)
70~74	.132 (.047)	.140 (.046)	.121 (.043)	1989	.013 (.040)	.032 (.038)	-.008 (.041)
ABIC	677.7	654.7	645.8	1990	.023 (.041)	.075 (.039)	.009 (.041)
Note: figures in parentheses denote SD.				1991	.055 (.042)	.134 (.040)	.036 (.041)
				1992	.037 (.042)	.134 (.039)	.031 (.040)
				1993	.120 (.042)	.134 (.039)	.030 (.039)
				1994	.134 (.042)	.127 (.039)	.028 (.037)
				1995	.119 (.042)	.110 (.039)	.017 (.036)
				1996	.129 (.042)	.097 (.040)	-.001 (.036)
				1997	.075 (.042)	.036 (.041)	-.042 (.036)
				1998	.054 (.042)	.000 (.039)	-.058 (.035)
				1999	-.033 (.041)	-.033 (.038)	-.069 (.034)
				2000	.022 (.040)	-.012 (.037)	-.047 (.033)
				2001	.015 (.039)	-.010 (.036)	-.031 (.032)
				2002	.111 (.038)	.009 (.035)	-.013 (.032)
				2003	.068 (.037)	-.018 (.034)	-.022 (.032)
				2004	.002 (.037)	-.025 (.033)	-.025 (.033)
				2005	.004 (.036)	-.005 (.033)	-.004 (.035)
				2006	.062 (.037)	.028 (.034)	.033 (.038)
				2007	.064 (.037)	.034 (.036)	.044 (.039)
				2008	.095 (.037)	.028 (.036)	.055 (.040)
				2009	.171 (.037)	.060 (.035)	.080 (.042)
				2010	.102 (.039)	.041 (.038)	.068 (.045)
				Σ (P _j) ^{*1}	3.014	2.164	0.886
				Note: *1 Sum of period effects in absolute values; figures in parentheses denote SD.			

Note: figures in parentheses denote SD.

the text, i.e., first try to estimate age, time and cohort effects and then regress time effects against the economic variables. Actually, both price and income elasticities determined in the foregoing text are not substantially different from those obtained by the one-step approach in this supplement.

*18 The best combination is sought according to the principle of ABIC minimization (Mori, et al., 2001, 321–324).

*19 Reproduced in the second column, (a) and (c) of Sup-Tables 3 and 4, respectively.

As conceptually clear from equation (32), however, the period effects from the new models should vary from those from the ordinary A/P/C model, reproduced in the second column of (b), Sup-Tables 3 and 4, respectively. What interests us is how they differ. The period effects, provided in the third and fourth columns, respectively of (b), Sup-Tables 3 - 4, exhibit the time effects in individual consumption, with the influences from economic variables accounted for. Visually inspected, time effects appear to have shrunk in absolute magnitude over the entire period from 1979 to 2010. Particularly in the case of apples, variations in time effects have shrunk appreciably when the price variable is added and they have become almost flat along the X axis, when the income

Sup-Table 4 Comparisons of Cohort Parameters for Bananas by Different Models

a) Age Effects (in natural log)				b) Period Effects (in natural log)			
Age Group	A/P/C	A/P/C+Price	A/P/C+Price+Income	Year	A/P/C	A/P/C+Price	A/P/C+Price+Income
20~24	-.162 (.062)	-.169 (.061)	-.179 (.061)	1979	-.108 (.042)	-.065 (.053)	-.164 (.092)
25~29	-.146 (.063)	-.151 (.062)	-.159 (.062)	1980	-.211 (.042)	-.147 (.048)	-.248 (.076)
30~34	-.166 (.065)	-.170 (.064)	-.176 (.064)	1981	-.239 (.042)	-.159 (.050)	-.261 (.083)
35~39	-.246 (.069)	-.249 (.068)	-.253 (.068)	1982	-.238 (.042)	-.191 (.049)	-.267 (.092)
40~44	-.291 (.078)	-.292 (.077)	-.294 (.077)	1983	-.444 (.041)	-.311 (.055)	-.376 (.101)
45~49	-.245 (.083)	-.245 (.082)	-.245 (.082)	1984	-.318 (.041)	-.236 (.045)	-.290 (.093)
50~54	-.101 (.078)	-.100 (.077)	-.098 (.077)	1985	-.284 (.041)	-.167 (.050)	-.215 (.089)
55~59	.114 (.069)	.116 (.068)	.120 (.068)	1986	-.188 (.042)	-.146 (.042)	-.183 (.083)
60~64	.315 (.065)	.319 (.064)	.325 (.064)	1987	-.199 (.043)	-.206 (.043)	-.224 (.078)
65~69	.422 (.063)	.427 (.062)	.435 (.062)	1988	-.202 (.045)	-.190 (.053)	-.173 (.084)
70~74	.506 (.062)	.513 (.061)	.522 (.061)	1989	-.183 (.048)	-.159 (.056)	-.130 (.077)
ABIC	468.7	458.9	455.3	1990	-.190 (.049)	-.156 (.050)	-.110 (.078)
Note: figures in parentheses denote SD.				1991	-.152 (.050)	-.117 (.051)	-.056 (.073)
				1992	-.177 (.050)	-.140 (.050)	-.068 (.075)
				1993	-.043 (.051)	-.114 (.051)	-.045 (.074)
				1994	-.029 (.051)	-.152 (.051)	-.091 (.059)
				1995	-.084 (.051)	-.196 (.056)	-.140 (.061)
				1996	-.090 (.051)	-.161 (.056)	-.096 (.059)
				1997	-.003 (.050)	-.053 (.056)	-.006 (.059)
				1998	.004 (.050)	.002 (.049)	.044 (.055)
				1999	.148 (.049)	.132 (.049)	.162 (.052)
				2000	.225 (.048)	.155 (.047)	.181 (.047)
				2001	.165 (.045)	.091 (.045)	.100 (.045)
				2002	.134 (.043)	.133 (.043)	.145 (.044)
				2003	.191 (.042)	.183 (.041)	.185 (.045)
				2004	.250 (.041)	.229 (.042)	.238 (.056)
				2005	.284 (.041)	.239 (.040)	.245 (.056)
				2006	.287 (.041)	.238 (.041)	.229 (.069)
				2007	.247 (.042)	.242 (.042)	.239 (.067)
				2008	.422 (.042)	.437 (.042)	.418 (.065)
				2009	.562 (.042)	.554 (.042)	.533 (.076)
				2010	.461 (.042)	.431 (.045)	.415 (.084)
				$\sum (P_i)^{*1}$	6.762	6.132	6.277
				Note: *1 Sum of period effects in absolute values; figures in parentheses denote SD.			

Note: figures in parentheses denote SD.

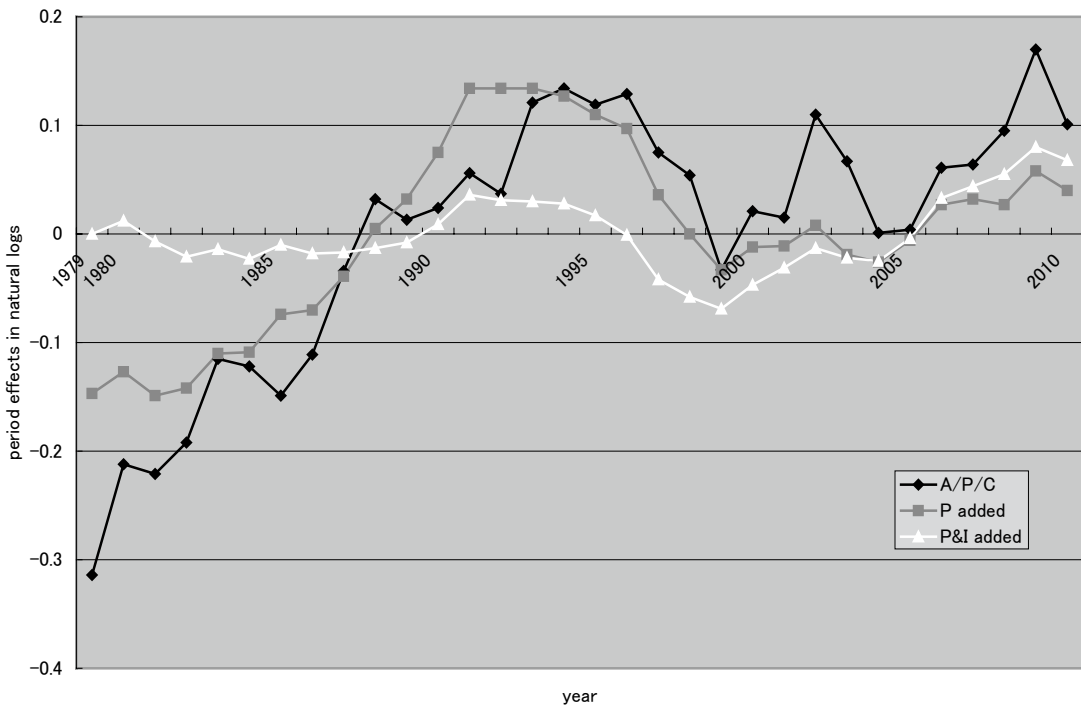
variable is further added, as demonstrated by Sup-Fig. 1. In the case of bananas, on the contrary, the variations appear to have become even a little wider, when the income variable is added on top of the price variable, as shown by Sup-Fig. 2. Actually, the sum of period effects in absolute values for the entire period from 1979 to 2010 decreased from 3.014 to 2.164 and 0.886, as one and two economic variables were added to the model, in the case of apples. In the case of bananas, however, the sum decreased from 6.762 to 6.132 but increased to 6.277, in turn (bottom row, b) of Sup-Tables 3 and 4.

It appears statistically solid to conclude that income may not have exercised meaningful impacts on changes in individual consumption of bananas over the period of 1979~2010, whereas individual consumption of apples may have been affected positively by income to a great extent, with the average elasticity estimated at 1.7. In respect to the impact of prices, the price elasticity of apples is estimated at $-0.73\sim-74$, very close to the one reached in the preceding text by the two-step approach and that for bananas at -0.49 , considerably smaller than the one reached there.

References:

- Asano, Hirohiko (2001) "Comparative Methodological Examinations of Cohort Approaches," in Mori ed. *Cohort Analysis of Food Consumption*, Senshu University Press, 347-366 (in Japanese).
- Deaton, A. and C. Paxson (1998) "Economies of Scale, Household Size, and the Demand for Foods," *Journal of Political Economy*, 106(5): 897-930.
- Denton, F.T., D.C. Mountain, and B.G. Spencer (1999) "Age, Trend, and Cohort Effects in a Macro Model of Canadian Expenditure Patterns," *Journal of Business and Economic Statistics*, 17(4), 430-443.
- Ferreira, M. L., R.C. Buse, and J-P Chavas (1998) "Is There Bias in Computing Household Equivalence Scales?" *Review of Income and Wealth*, Series 44, No.2, 183-198.
- Glenn, Norval D. (1977) *Cohort Analysis*, Beverley Hills, Ca., Sage Publication.
- Ishibashi, Kimiko (1997) "Demand Forecast and Trends in Vegetable Consumption," *Japanese Journal of Farm*

Sup-Fig. 1 Period effects estimated by differnet models for apple consumption, 1979 to 2010



Management, Vol.35, 32–41 (in Japanese).

Ishibashi, Kimiko (2006) *Demographic Analysis of Japanese Food Consumption by Age and Household Types*, National Agricultural Research Center, Tsukuba (in Japanese).

Ishibashi, Kimiko (2007) “At-Home Food Consumption by Age, Sex, and Household Type,” *AFC Survey Report — Report on Agriculture, Forestry, Fisheries, Food and Consumer*, 2007–11, Agriculture, Forestry and Fisheries Finance Corporation, Tokyo, 1–61 (in Japanese).

Ishibashi, Kimiko (1998–2007) Personal Communications.

Japanese Government, Bureau of Statistics, *Family Income and Expenditure Survey*, Annual Report, various issues, Tokyo.

Japanese Government, Bureau of Statistics. *Family Income and Expenditure Survey*, Panel Data, various months, Tokyo.

Japanese Government, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (1995) *White Paper on Agriculture for 1994*, Tokyo (in Japanese).

Japanese Government, Policy Research Institute, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (2010). *Outlook for Food Expenditures in Rapidly Ageing Society of Japan*. Tokyo (in Japanese). <<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/100927.html>>

Japanese Government, Ministry of Health, Labour and Welfare. *The National Nutrition Survey in Japan*, various issues. Tokyo.

Mason, W.M. and S.E. Fienberg, ed. (1985) *Cohort Analysis in Social Research: Beyond the Identification Problem*, New York, Springer-Verlag.

Mori, H., and T. Inaba (1997) “Estimating Individual Fresh Fruit Consumption by Age from Household Data, 1979 to 1994,” *Journal of Rural Economics*, 69(3), 175–85.

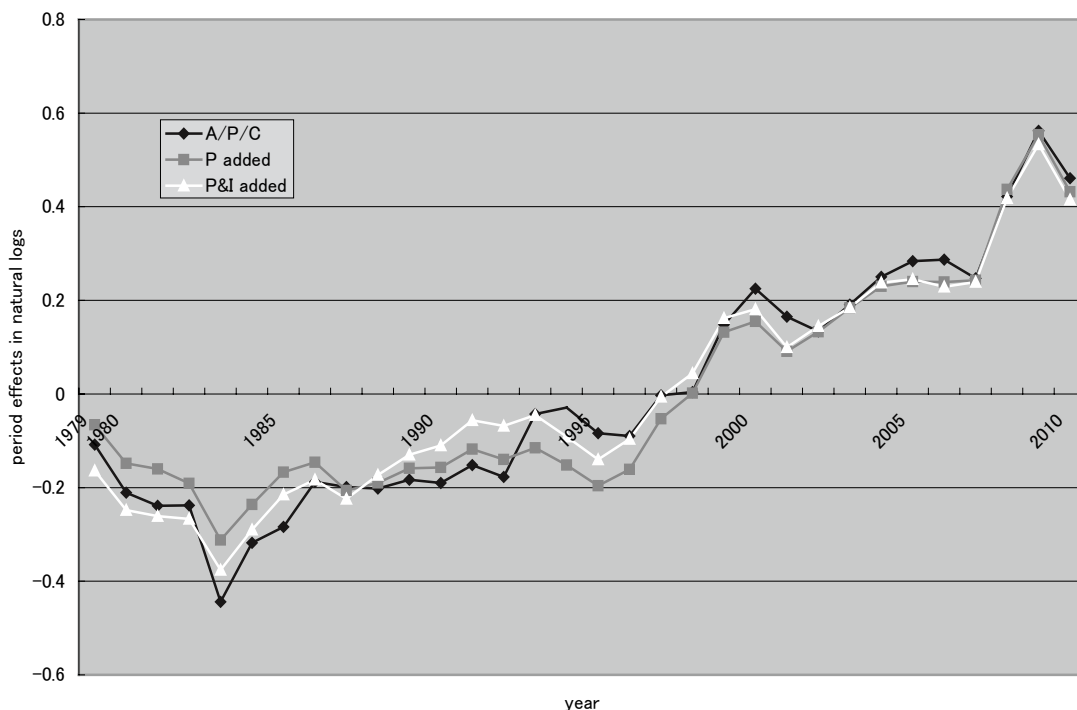
Mori, Hiroshi, ed. (2001) *Cohort Analysis of Japanese Food Consumption — New and Old Generations*, Senshu University Press, Tokyo.

Mori, H., D. Clason, J. Dyck, and Wm. D. Gorman (2001) “Age in Food Demand Analysis,” *Ibid*.

Mori, H., D.L. Clason, and J. Lillywhite (2006) “Estimating Price and Income Elasticities for Foods in the Presence of Age-Cohort Effects,” *Agribusiness: an International Journal*, 22(2), 201–217.

Mori, H., K. Ishibashi, D.L. Clason, and J. Dyck (2006) “Age-free Income Elasticities of Demand for Foods: New Evidence from Japan,” *The Annual Bulletin of Social Science*, The Institute of Social Science, No.40, Senshu

Sup-Fig. 2 Period effects estimated by different models for banana consumption, 1979 to 2010



- University, 17-47.
- Mori, H., Y. Saegusa, and T. Kawaguchi (2008) "Measures to Overcome the Identification Problem in Cohort Analysis: Test Using Simulated Data," *The Annual Bulletin of Social Science*, The Institute of Social Science, No.42, Senshu University, 69-99 (in Japanese).
- Mori, H., D.L. Clason, K. Ishibashi, Wm. D. Gorman, and J. Dyck (2009) *Declining Orange Consumption in Japan — Generational Changes or Something Else?* Economic Research Report Number 71, ERS/USDA, February, pp.23.
- Mori, H., T. Kawaguchi, and Y. Saegusa (2009) "Methodological Examinations of the Bayesian and IE Cohort Models, Using Simulated Data of Standard Cohort Tables," *Economic Bulletin of Senshu University*, Vol.44, No.1, 105-134 (in Japanese).
- Mori, H., T. Kawaguchi, and Y. Saegusa (2010) "Cohort Analysis: Examining Equality Constraints," *Economic Bulletin of Senshu University*, Vol.45, No.1, 79-122 (in Japanese).
- Mori, H. and Y. Saegusa (2010) "Cohort Effects in Food Consumption; What They Are and How They Are Formed," *Evolutionary and Institutional Economics Review*, 7(1), 43-63.
- Mori, H. and H. Stewart (2011) "Cohort Analysis: Ability to Predict Future Consumption — The Cases of Fresh Fruit in Japan and Rice in Korea," *The Annual Bulletin of Social Science*, The Institute of Social Science, No.45, Senshu University, 153-173.
- Morishima, Masaru (1984) "Trend in Food Consumption," *Journal of Rural Economics*, 56(2), 63-69 (in Japanese).
- Nakamura, Takashi (1982) "A Bayesian Cohort Model for Standard Cohort Table Analysis," *Proceedings of Institute of Statistical Mathematics*, 29(2), Tokyo, 77-97 (in Japanese).
- Nakamura, Takashi (1986) "Bayesian Cohort Models for General Cohort Tables," *Annals of the Institute of Statistical Mathematics*, 38, Tokyo, 353-370.
- National Institute of Population and Social Security Research (2006) *Population Projections of Japan: 2006-2055*, December, Tokyo, Japan.
- OECD (2009) *OECD Project on Income Distribution and Poverty*, Paris.
- Prais, Sigbert J. (1953) "The Estimation of Equivalent-Adult Scales from Family Budgets," *Economic Journal*, 63, No.252, 791-810.
- Stewart, H. and N. Blisard (200) "Are Younger Cohorts Demanding Less Fresh Vegetables?" *Review of Agricultural Economics*, 30(1), 43-60.
- Tachibana, H. and T. Ueji (2004a) "Structural Changes in Food Demand, Based on *Family Income and Expenditure Survey Data*," *Journal of Rural Economics: Proceedings of 2003 Annual Meeting*, 208-215 (in Japanese).
- Tachibana, H. and T. Ueji (2004b) "kakeichousa deta karamita shokuryoujyuyou no kinnen no doukou to tokuchou — shotoku/kakau danryokusei no keisoku," (Characteristics in Food Demand Changes in Recent Years, with Emphasis on the Measurements of Income/Price Elasticities), *Journal of Food Economics*, Vol.32, Nihon University, 72-104.
- Tanaka, M., H. Mori, and T. Inaba (2004) "Re-estimating per Capita Individual Consumption by Age from Household Data," *Japanese Journal of Rural Economics*, Vol. 6, 20-30.
- Tanaka, M., Y. Saegusa, H. Mori, and T. Kawaguchi (2007). "Overcoming 'Identification Problem' in Cohort Analysis — Comparison of Nakamura's Bayesian and IE Models," *Economic Bulletin of Senshu University*, Vol.42, No.1, 1-44 (in Japanese).
- Tokoyama, H. and F. Egaitsu (1994) "Major Categories of Changes in Food Consumption Patterns in Japan 1963~91," *Oxford Agrarian Studies*, Vol.22, No.2, 191-202.
- Yakushiji, Tetsuro (2010) "Outlook on Household Food Expenditure under the Falling Birthrate and Aging Population," *Journal of Agricultural Policy Research*, 18, 1-40 (in Japanese).
- Yanagimoto, T. and M. Yanagimoto (1987) "The Use of Marginal Likelihood for a Diagnostic Test for the Goodness of Fit of the Simple Linear Regression Model," *Technometrics*, Vol.29, No.1, 95-101.
- Yang, Y., W.J. Fu, and K.C. Land (2004) "A Methodological Comparison of Age-Period-Cohort Models: The Intrinsic Estimator and Conventional Generalized Linear Models, *Sociological Methodology*, Vol.34, The American Sociological Association, 75-119.
- Yang, Y., S. Schulhofer-Wohl, W. J. Fu, and K. C. Land (2008) "The Intrinsic Estimator for Age-Period-Cohort Analysis: What It Is and How to Use It," *American Journal of Sociology*, Vol.113, No.6, 1697-1736.

Disclaimer: The views expressed in this paper are those of the authors and do not necessarily reflect views of Senshu University or the Economic Research Service, U.S. Department of Agriculture.

Appendix Table 1 Estimates of Individual Consumption of Apples by Age Groups, 1979 to 2010 (kg/person)

Age	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
15~19	3.61	3.48	3.95	4.07	3.40	4.01	2.55	2.71	2.48	2.59	3.06	2.21	1.71	1.98	2.07	1.39
20~24	3.63	3.49	3.99	3.96	3.42	3.67	2.61	2.63	2.60	2.77	2.87	2.15	2.12	2.11	2.14	1.78
25~29	3.70	3.71	4.04	4.09	3.78	3.80	2.91	2.98	3.08	3.17	2.98	2.51	2.64	2.35	2.57	2.40
30~34	4.29	5.64	4.48	4.49	4.88	4.69	4.64	4.18	4.65	4.70	4.22	3.89	3.79	3.50	3.60	3.96
35~39	4.40	6.08	5.29	5.20	5.82	5.08	5.43	5.17	5.93	5.67	5.14	5.28	5.99	5.01	5.33	4.86
40~44	4.72	6.32	5.30	5.66	6.32	5.99	5.88	6.29	6.64	7.84	6.41	6.66	6.43	6.33	6.75	6.03
45~49	5.38	6.68	5.69	6.00	6.27	6.53	5.94	6.14	6.50	7.95	7.42	7.23	7.23	6.89	7.43	7.22
50~54	5.53	6.75	5.96	5.85	6.98	6.09	6.40	6.64	7.28	8.33	7.17	7.53	8.07	7.87	7.91	8.33
55~59	5.53	7.34	5.93	7.52	8.38	7.16	6.91	8.47	8.41	8.98	7.78	9.36	8.95	8.04	9.38	9.30
60~64	6.09	7.25	7.03	7.46	8.80	7.83	7.61	8.42	8.92	9.28	8.45	9.55	9.46	9.07	10.53	11.28
65~69	7.17	6.94	7.31	6.62	8.28	8.34	8.12	8.05	8.91	9.14	9.34	9.71	10.27	8.87	11.03	11.20
70~74	7.56	6.81	7.44	6.21	8.03	8.58	8.36	7.89	8.91	9.08	9.79	9.82	10.65	8.80	11.26	11.16
75~	7.30	6.45	7.13	5.80	7.58	8.21	8.03	7.47	8.49	8.64	9.49	9.40	10.30	8.37	10.80	10.64

Age	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
15~19	1.69	1.24	0.77	0.59	0.55	0.70	0.59	0.58	0.41	0.39	0.96	0.85	0.17	0.25	0.47	0.33
20~24	2.01	1.95	1.20	1.04	0.89	1.10	0.87	1.06	0.76	0.76	1.23	1.26	0.54	0.50	0.82	0.66
25~29	2.48	2.60	1.81	1.66	1.40	1.64	1.30	1.65	1.43	1.33	1.67	1.72	1.11	1.00	1.28	1.21
30~34	3.21	3.44	2.89	2.76	2.28	2.47	2.27	2.60	2.19	1.86	1.76	1.92	1.91	1.79	1.84	1.53
35~39	4.43	4.51	4.54	4.45	3.26	3.35	3.27	3.46	2.90	2.46	2.07	2.28	2.44	2.38	2.41	1.87
40~44	5.52	5.36	5.31	5.27	4.17	4.25	4.26	4.25	3.64	3.15	2.62	2.82	2.75	2.81	2.97	2.28
45~49	6.83	6.69	5.97	6.31	4.75	5.16	5.14	5.20	4.64	4.03	3.21	3.45	3.49	3.40	3.65	2.94
50~54	7.52	8.09	7.60	7.68	6.38	6.12	5.97	6.43	6.07	5.18	3.92	4.20	4.62	4.22	4.46	3.85
55~59	9.40	9.51	8.70	8.57	7.45	7.43	6.96	8.27	7.75	6.54	5.52	5.53	6.44	6.75	6.23	5.15
60~64	10.13	9.09	9.42	9.38	8.28	9.04	8.29	9.94	9.53	8.12	8.05	7.98	8.67	9.65	9.17	7.28
65~69	10.32	9.97	10.03	9.80	9.03	9.89	8.92	10.30	10.20	8.90	8.92	8.87	9.62	9.95	9.76	8.75
70~74	10.43	10.45	10.32	10.02	9.39	10.39	9.24	10.31	10.58	9.47	9.62	9.56	10.30	9.77	10.17	9.75
75~	9.99	10.20	9.95	9.65	9.07	10.61	9.39	10.34	10.76	9.73	9.90	9.84	10.59	9.66	10.34	10.17

 Source: Calculated by the authors from *FIES* annual data, using TMI model.

Appendix Table 2 Individual Consumption of Bananas by Age Groups, 1979 to 2010

(kg/person)

Age	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
15~19	3.93	3.27	3.09	3.32	2.36	2.86	2.62	2.52	2.71	2.80	2.46	2.38	2.41	2.63	2.64	2.66
20~24	4.23	3.59	3.66	3.71	2.78	3.14	3.14	2.94	3.08	3.17	2.87	2.57	2.63	2.85	2.79	2.79
25~29	4.57	3.86	4.08	4.09	3.15	3.56	3.61	3.49	3.54	3.53	3.39	2.89	2.96	3.12	3.06	3.05
30~34	4.51	3.94	3.80	3.74	3.00	3.66	3.56	3.93	3.69	3.43	3.70	3.30	3.43	3.14	3.39	3.38
35~39	3.70	3.43	3.18	3.09	2.51	2.91	2.99	3.37	3.37	3.21	3.16	3.23	3.52	3.10	3.73	3.58
40~44	3.84	3.28	2.86	3.20	2.29	2.57	2.60	3.22	3.15	3.07	2.99	3.20	3.41	3.26	3.83	3.86
45~49	4.01	3.63	3.31	3.33	2.40	2.83	2.92	3.45	3.07	3.24	3.21	3.66	3.64	3.27	4.01	4.09
50~54	4.24	4.00	3.88	3.67	3.04	3.11	3.59	4.26	4.09	4.15	4.14	3.96	4.84	3.82	4.52	4.50
55~59	4.88	4.31	4.40	4.43	3.85	4.17	4.28	5.19	5.10	4.86	5.82	5.33	5.30	5.00	6.55	6.37
60~64	5.34	4.55	4.82	5.06	4.15	5.36	4.82	5.92	5.70	6.02	6.20	6.48	6.70	6.12	7.29	7.71
65~69	5.02	4.76	4.80	5.16	4.10	5.33	5.66	6.09	6.06	6.08	6.49	6.79	6.78	7.05	8.76	8.95
70~74	4.84	4.85	4.77	5.18	4.06	5.27	5.98	6.13	6.20	6.07	6.59	6.92	6.79	7.26	8.97	9.15
75~	4.56	4.65	4.54	4.93	3.85	4.98	5.78	5.85	5.94	5.78	6.31	6.64	6.47	6.98	8.60	8.77

Age	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
15~19	2.52	2.48	2.26	2.10	2.83	2.76	2.45	2.01	2.49	2.42	2.59	2.04	2.56	2.42	2.85	2.26
20~24	2.72	2.51	2.47	2.33	2.94	3.03	2.64	2.34	2.78	2.99	3.15	2.50	3.40	3.09	3.68	2.96
25~29	2.99	2.73	2.82	2.67	3.24	3.42	2.97	2.80	3.16	3.59	3.71	3.12	4.13	3.74	4.47	3.68
30~34	3.25	3.16	3.28	3.03	3.62	3.91	3.48	3.47	3.60	3.76	3.93	4.05	3.86	4.34	4.91	4.27
35~39	3.27	3.36	3.90	3.55	4.04	4.40	4.04	3.92	4.04	3.95	4.16	4.63	3.61	4.75	5.31	4.72
40~44	3.40	3.50	3.76	3.62	4.75	4.87	4.63	4.16	4.48	4.26	4.52	4.89	3.61	5.09	5.82	5.11
45~49	3.61	3.76	4.05	4.26	4.84	5.43	5.15	4.69	5.04	4.92	5.20	5.57	4.25	6.05	6.88	6.03
50~54	4.48	3.99	4.80	4.77	5.40	6.11	5.68	5.48	5.72	5.91	6.17	6.62	5.45	8.11	8.85	7.65
55~59	5.53	5.87	6.45	6.19	6.94	7.31	6.93	6.78	6.90	7.36	7.63	7.88	6.84	9.04	10.21	8.92
60~64	7.79	7.26	8.29	8.36	9.19	9.63	9.29	9.18	9.09	9.68	9.53	9.24	8.40	9.75	11.41	10.07
65~69	8.12	8.17	9.11	9.57	10.42	11.17	10.27	10.00	9.91	10.96	10.41	10.07	9.44	10.60	12.48	11.15
70~74	8.25	8.37	9.39	9.93	10.77	12.06	10.88	10.61	10.55	11.90	11.13	10.62	10.26	11.46	13.37	12.08
75~	7.89	8.03	9.03	9.58	10.35	12.43	11.12	10.88	10.81	12.31	11.45	10.87	10.62	11.87	13.78	12.50

Source: Calculated by the authors from *FIES* annual data, using TMI model.

＜研究ノート＞

国民的安全保障国家から諸帝国による世界分割へ？

桑野 弘隆

新たな世界秩序の模索

2008 年秋のいわゆる「リーマンショック」を端緒として、世界資本主義は未だ終わりの見えない経済的危機にさらされている。この経済危機には、合衆国サブプライムローン危機、ギリシャのソブリン危機など、国民経済の危機として一義的には捉えられている。しかしながら、それらの経済危機によって判明したのは、経済危機は国民経済の枠を超えて波及するのであり、また国民経済が抱える問題を当事者たる国家がもはや掌握できない事態になってしまっているという事実であった。遠い国での経済バブルの崩壊が、すぐさま身近の街角経済に多大な影響をあたえてしまう。国境がもはや経済危機への防波堤として全く機能してはいないことをわれわれは身をもって知ったのである。一連の経済危機は、資本主義国家の形態にも重大な影響を与えざるをえないであろう。われわれが生きている世界資本主義の危機は、ソ連崩壊以後に加速したグローバリゼーションの皮肉な形での完成を示しているかもしれない。一国主義的な経済政策は、ますますその効果を失いつつあるのであり、国民経済の利益、すなわち社会総資本の利益に立つだけでは資本主義国家は、もはや「国益」さえも守れない。さらに、自らも貨幣による運営と「収支決算」を義務づけられている資本主義国家もまた、グローバルな市場連関のなかで「監査」の対象から逃れられない。

国民経済そして資本主義国家でさえも、世界市場に抜きがたく組み込まれており、そのネットワーク連関にたいする配慮を学ばない限り、資本主義国家は桁外れの経済的損失を被る可能性があり、当の国家は衰退の一途を辿ることになる。

EU 各国が現在直面しているのは、トランスナショナルな市場および金融システムの利害と各国国民経済ならびに資本主義諸国家の利害とのあいだの齟齬と軋轢である。世界的経済危機からの脱出という観点からすれば、自国の利害さえも括弧に入れたトランスナショナルな危機対応策を、諸資本主義国家が実行しうるかどうかが決定的なものとなるだろう。とりわけ EU をめぐる経済的な危機にはこのことが当てはまる。ギリシャやポルトガルのソブリン危機にたいしてマーケットのほうがいち早く解——すなわち国家債務の元本削減、EU 圏の金融機関の資本増強そして欧州金融安定基金（EFSF）の拡充——を用意しているのであり、EU 各国の政策担当者たちにその速やかな実行を要求している。

世界的な経済危機を首尾良く生き残ることができた場合、諸資本主義国家は、おのれのおふるまいかたにつき大きな教訓を得るであろう。その教訓とは、とりわけ経済分野において国民経済ないし国益のみに配慮した諸政策はその効力を失いつつあるのであり、そのような諸政策の挫折はすなわち国家財政と国力を著しく損ねるというものだ。国民国家とは、その起源にさか

のぼっても、すぐれて「国民的競争国家」(ヨアヒム・ヒルシュ)であった。国民国家は、その世界帝国からの分離による成立当初から、軍事的・経済的に他の国民国家との競争を運命づけられていた。いわゆる「富国強兵」は、国民国家の基本原則として今なお有効なのである。産業立地として、技術開発拠点として、そしてグローバル金融ネットワークの結節点として、国民国家は今なお他国との熾烈な競争にさらされている。ところが、グローバルな分業ネットワークと金融ネットワークに、国民経済が組み込まれていく強度もますます上昇しつつある。国民国家体制にとって他国との競争と協調の微妙なバランスこそが世界秩序の基盤となっていたのであるが、このバランスもまた新たな局面に入ったといってよい。そこで、各資本主義国家の政策担当者たちは、トランスナショナルなネットワークにおける各国民経済のステータスというべきものに配慮することが求められているのであり、国境と国民経済圏との不一致、多国籍企業による産業立地拠点の分散化、グローバル金融システムの安定など、従来経験してこなかった諸課題への対応が必定となる。このような一連の事態は、資本主義国家にたいして根本的な形態変化を強いることだけは間違いがない——いいかえれば外部環境の変化に適應できない国家は没落する他はない——。

本論の課題は、グローバルな経済危機の様相を呈している現状分析から現代資本主義国家がどのような形態変化を遂げつつあるのかを考察することであり(第一章)、国民国家の歴史的・理論的に遡行することで国民国家の根源的な要素を解明することであり(第二章)、その両者の分析から、来るべき国家形態と新世界秩序への展望を試みることにある。

1. 世界資本主義と諸国民国家の現状分析

世界資本主義と諸国民国家の関係性は新たな位相へと形態変化しつつある。国民国家の様相は、中長期的にみれば大きな変貌を遂げるであろう。この変化の傾向を挙げるならば次のようになるであろう。

1) まずは、国民国家を政治経済的に均質的な空間として表象することが困難になりつつある。フォーディズム蓄積体制と福祉国家においては、法の下での平等とそれを実質的に保証する経済的再分配が重視されていた。日本における自民党支配下での「国土の均等発展」というスローガンほど、この事態を上手く表現しているものはない。都市の所得は社会保障や公共事業によって地方に移転され、多国籍企業の利潤は、コーポラティズムの諸団体を通じて再分配されていた。すなわち、不均等発展とはあくまで国際的な事象であり、国民国家の内部において政治経済は均等発展してゆくという表象が共有されていたわけである。むしろ、様々な不均等は実在した。しかし、それらは国民的発展にしたがっていずれ解消されるものと期待された。また国民国家は、領土内における時間・空間・言語を水準化・均一化することによってその統治を推し進めてきた。国民は、同一の時間・同一の国土そして同一の政治経済条件を共有し生きるものとして構成されてきたのだった。それを担保する第一の物質的条件として中心に位置づけられたのが、国民的・均衡的發展であった。こうしてみれば、経済成長こそが国民国家における統治の正当性を担保する物質的条件であり、かつイデオロギーでもあったことが見て取れよう。そして、高度成長なしに福祉国家はありえなかったと同時に、高度成長こそが福祉国家の内実であった。そして今なお経済成長

は国民国家における統治の正当性を試す試金石である。

ところが、グローバリゼーションの進展は、時間・空間・言語的に閉じられ自己完結する領域としての国民国家像を根本から覆した。たとえば、マルクスが提唱したいわゆる「労働価値説」は、一つの国の労働者が生産し、同じ国の労働者がそれを賃金でもって買い戻すことを前提としている。さらに商品の価値はその生産に投下された社会的労働時間によって決定されるという場合、ある社会に固有の単一の時間性が前提にされている。ところが、われわれが今日交換し合う諸商品は、トランスナショナルで多様な社会的労働時間のごった煮——中国・韓国・日本・合衆国など、基準が異なるさまざまな社会の労働時間がアッセンブルされて商品は構成される——のようなものであろう。こうしてみれば、マルクスが提唱した労働価値説とは普遍的な経済法則などではない。マルクスが商品価値の内実をみた「社会的労働時間」とは、国民国家の領土と国民経済とが一致し、国内製造業が自足的な規模をもって支配的生産となり、労働者＝国民が同一の時間性・空間性・言語を生きており、さらに一国内で労働者が生産したものを同国の労働者が買い戻すというような諸条件のもとでのみ、制度的に構成されうる国民経済的擬制であるといつてよい。しかしながら、資本主義企業の多国籍化とそのグローバルな展開は、労働者たちが生産したものを同じ労働者たちが買い戻すことをもはや前提としていない。国際的分業の深化と高度化、世界市場の複層化によって、国民経済の自律性はますます不確かになりつつあり、その社会的労働時間という規範尺度も形骸化が進んでいる。

ところで、国民的・均等的発展が「神話」であったことが露呈するにつれて、新たな現実が浮かび上がってきた。国民国家の内部は、「豊

かな島」と残りのほとんどの「第三世界」へとまだら模様のようなかたちで分裂しつつある。資本主義企業のヘッドクォーター立地として、あるいは金融センター・貿易センターとしての地位を確立した都市（コスモポリス）は、豊かさを享受しうるかもしれない——もっともそこでは高級住宅地とスラム街がきびすを接しているのだが。ひるがえって、国際競争力をもつ諸産業の集積立地としてのステータスを維持している地域もまた豊かなのかもしれない。ただし、多国籍企業・工場の統廃合や移転にはたえず脅えていなければならない。長期的な経済停滞によって、国家による財政出動の余地は狭まりつつあり、国民国家内部における不均等は、国家による再分配をもってしてはもはや取り繕えないほど激化している。

沈んでいく国民国家のなかで「豊かな島」となりえたコスモポリスと産業立地拠点は、国民国家の利害とトランスナショナルな分業ネットワーク・金融ネットワークとの利害とに引き裂かれているが、後者の利害が優先される傾向が強まりつつある。おそらく、グローバルな経済危機からの回復過程において、この傾向はさらに助長されると思われる。経済危機を生きのびる可能性が高いのはやはり「豊かな島々」であり、国民国家による再分配に巻き込まれて足を引っ張れたくはないからだ。各コスモポリスの財政規模はもはや国家レベルに達しつつあり、コスモポリスは自治を拡大させてゆき、それが属する国民国家との軋轢も生じてゆく。

2) 諸国民国家の形態変化の第二として、多国籍企業と資本主義国家の関係性、なかでもその権力関係の変化が挙げられよう。資本主義企業は、かつては「民族資本」として機能していた。それは企業が社会総資本の一部として機能していたことを示していた。資本主義国家にとって、個別資本の利害に配慮することは、原則

的にはあってはならないことである。なるほど、いわゆる原始的蓄積過程、とりわけその産業育成においては国家と資本（政商）との癒着がありうるかもしれない。しかし、国民経済が成長過程に入るとそのような国家と資本の癒着は、市場の発展と市民社会の育成にたいする桎梏となる。したがって、安定的な経済成長が見込める段階にあっては、資本主義国家は個別資本の利害、その競合からは一步身を引き、社会総資本の利害を望む「管制高地」に立って、市場と競争の動向を管理するのである。こうして、ライバル同士のつぶし合いにいたる過当競争、逸脱や不正の監視、市場システムの維持管理などだけに国家介入は限定されていく。ところが、このような資本主義国家による処置は、個別企業が民族資本であることを前提としている。すなわち個別資本の利害と社会総資本（国民経済）の利害が一致している場合にのみ機能しうるのだ。すなわち、企業誘致・産業育成のために私企業に与えるインセンティブの数々——各種の補助金・税制優遇・工場団地の造成・技術や情報の提供など——が、地域の活性化・雇用創出・税増収に結びつく場合である。

ところが、資本主義企業は多国籍化している。なるほど、多国籍企業は無国籍企業ではない。ましてや脱国家企業ではありえない。多国籍企業は相変わらずその開發生産販売拠点にたいする国家の庇護を必要としているからである。たとえば、ヨアヒム・ヒルシュは、次のように指摘している。「国際コンツェルンは単に『無国籍』ないし『脱国家』コンツェルンなのではなく、『多国籍』コンツェルンなのである。というのも、国際コンツェルンは、生産の枠組み条件を発達させる際に国家による支援や促進に相変わらず依存しているからであり、またほかでもないグローバルに分散する投資立地点が、政治的介入、場合によっては軍事的介入によって

初めて確保され統制されうるからでもある」(119)。多国籍企業は、「海外」進出し、現地で労働者を確保し、安定した事業を展開してゆくためには、国家の政治的・警察的・軍事的な介入に頼らなければならない。

しかしながら、その国家と多国籍企業との権力関係は、資本のグローバル化そしてIT技術の浸透とともに大きく変化している。多国籍企業の「本籍」はほとんど有名無実化しつつある。多国籍企業が好業績を維持しようとも、「本国」で恩恵を受けるのはその株式債券を扱う投資銀行ぐらいのものである。多国籍企業の利潤は、もっともコストの安い生産立地拠点を求めて再投資されるのであり、「本国」への投資はむしろコスト高の人員整理に使われる。多国籍企業の存在が必ずしも税収・雇用・産業集積には結びつかない。

そればかりではない。多国籍企業は、資本による生産過程の形式的包摂のための新たな手段を手に入れた。つまり、多国籍企業は、IT技術の発達によって、さらに生産拠点の国際的分散や製造過程の国際的アウトソーシングを推し進めることによって、生産過程の形式的包摂を推し進める新たな手段を手に入れたのだ。もはや多国籍企業は、生産現場において生産過程を実質的に包摂すべく労働者に向き合う必要すらなくなった。かつて、資本は規律と熟練をあわせ持った労働者の「生産と再生産」に苦慮したものだった。しかし、それは最も生産コストの安い地域を探しだし、現地EMS (Electronics Manufacturing Service) を選定する作業にとってかわった。多国籍企業にあっては、もっともやっかいな生産過程は「スキップ」し、利潤を追求しうるようになったのである。資本にとってその剰余価値蓄積の源泉は、賃金労働者による剰余労働にある。ゆえに労働過程とは剰余価値の源泉であるのだが、ひるがえって、労働者

による抵抗と蜂起に直面しなければならない場でもある。企業が国民経済の一部に組み込まれていた時代にあつては、資本主義国家と手を携えながら企業はさまざまな手段をつかつて労働者に規律と熟練を刻み込み、他方では様々な妥協を通じて、労働のもつ創造性と生産性を汲み出す必要があつた。企業は国家の社会保障プログラムに協力し、その一翼を担いもした。しかし、いまでは社会保障や労働者の再生産のための費用は、企業にとっては重い枷でしかない。

多国籍化した企業はグローバルに生産拠点を分散・移動したり、さらには生産そのものをアウトソーシングしたりできるようになった。それは、多国籍企業が社会の再生産、労働者の再生産にたいしてかつてほど配慮する必要がなくなったことを意味するのである。すなわち、かつてないほど生産のフレキシビリティを獲得した多国籍企業は、「移動の自由」を利用し、原理上はもっとも安くもっとも良質な労働力を提供してくれる立地拠点を選んで世界を移転してゆけるようになった。IT企業の多くがファブレス企業であり、生産過程はEMSに下請けに出している。今後は、電子機器のみならず、電気機器や自動車にいたるまで、多国籍企業は製造過程を下請けに出す傾向を強めてゆくであろう。情報や技術そしてアイデアも市場で買い取ることができるので、多国籍企業の役割は、世界中に散らばっている多種多様な非物質的労働と物質的労働それぞれの流れを精査し、調整し、分節化し、新たなグローバル生産経路を構築することにある。この新たに構築されるグローバル生産経路が、国民経済と資本主義国家にもたらす恩恵は限定されたものにとどまる。限定された雇用、限定された産業集積という具合である。他方で、資本主義国家が企業に求める負担の多くは、いまや多国籍企業にとって経済的合理性を欠いたものとなっている。海外への移転

をほのめかす脅しだけで、多国籍企業は国家や労働組合との交渉で優位性を保てるため、自分たちに有利な条件を押しつけようとしている。すなわち、資本と資本主義国家および国民経済との利害対立はかつてないほど激化しており、また資本主義国家どうしは産業立地条件をめぐる激しい国家間競争に巻き込まれている。多国籍企業といえば、株主を満足させるため、また取締役たちの高額報酬を確保するために、「国籍」の移転も辞さない覚悟で利潤追求に走らざるをえない。このように国家と資本の権力関係は、ラディカルな変化を遂げようとしている。

3) 国民国家の変容の第三として挙げられるのは、国民国家における福祉国家とリベラリズムの解体である。先進資本主義諸国においては、低成長経済と国家債務の膨張、企業の多国籍化そして産業立地条件をめぐる国家間競争の激化によって、福祉国家の無理が喧伝されることになった。ネオリベラリズムという旗の下、国家予算の削減、国営事業の民営化、国有財産の切り売り、公共事業・サービスの縮減などが行われた。しかし、このような施策の実行を列挙するだけでは、新自由主義国家の本質を捉えることはできない。

新自由主義国家の本質には、(再)原始的蓄積国家がある。新自由主義国家において、福祉国家の解体と並行して進められたのは、国家介入による資本蓄積条件の最適化と産業競争力の回復であった。デイヴィッド・ハーヴェイが指摘しているように、「新自由主義国家の基本的使命とは、ビジネスに好適な環境を作り出し、雇用や社会的福祉への影響は二の次にして、資本蓄積の条件を最適とすること」(『ネオリベラリズムとは何か』28頁)にあるのだが、何もこれは新自由主義国家だけに特有な特徴とは限らない。資本主義国家は、社会総資本の利害と利潤率の傾向につねにすでに配慮をしている。

そしてわれわれが生きる国家関係が資本主義国家であるのは、その国家が、資本蓄積の条件を最適化することをその基本的な最優先機能として備えているからに他ならない。したがって、1970年代におけるスタグフレーションの世界的拡大によって資本蓄積の危機に直面せざるをえなかった資本主義国家が、資本蓄積の諸条件を再構築し資本蓄積エンジンに再点火するため、ありとあらゆる可能性をさぐって政策を総動員した、それこそがネオリベリズムというタームで総括されているものの正体である（また一方では新自由主義国家とは、1968年の世界的な大衆の蜂起によってその正当性を揺るがされた国家による反転攻勢、反革命の国家でもあった）。新自由主義国家とは、歴史上に何度目かに現れた（再）原始的蓄積国家である。資本蓄積エンジンに再点火すべく、蓄積条件の障害になりそうなものを徹底的に取り除き、新たな蓄積条件を再構築しようとした——当然ながらこの試みの全てが成功したとは限らないが——のが新自由主義国家であった。フォーディズムサイクルにおいては、労働力の再生産過程に大いに貢献したはずの労働組合も、もはや高コストを企業に強いる桎梏になってしまったため、解体されたり弱体化されたりしなければならなかった。社会保障・社会福祉はもはや投資家と企業にとっての重荷でしかないので、縮減されなければならなかった。社会的諸資源は資本蓄積のために最優先に利用されなければならないので、ビジネスに直接に結びつかないような国家予算は優先的に削られた。ところで、ハーヴェイは新自由主義国家を、階級権力再生のためのプロジェクトとして捉えているが、これはやはりミスリーディングと言わねばならない。その場合、階級権力を回復すべく、ネオリベリズム国家を画策しシナリオを書いた「階級的黒幕」がいたような印象をうけてしまう。しかし

ながら、新自由主義国家をつうじて階級権力が出現したとしても、それはあくまで資本蓄積条件を最適化しようとする国家の「副産物」なのであって、階級権力の再生じたいに新自由主義国家の目的があったわけではないだろう。ハーヴェイも把握しているように、「再生」された階級権力の担い手たちはかつての支配階級とはそのメンバーが異なっている。（再）原始的蓄積国家は、資本蓄積の最適条件を整えるために様々な政策を打ってみるわけだが、その過程のなかで資本蓄積の担い手たち（国家ブルジョアジー）が「徴募」され、その中でも成功をおさめた者たちが支配階級として組織されるのである。すなわち、新自由主義国家は、新たな蓄積様式に照応する資本蓄積の担い手たちを「徴募」し、彼らを担い手とする新たな形態を帯びた階級権力を構成したのだ。

この新自由主義国家によって新たに構成された階級権力の下で、国民国家はどのような変容を被っているのだろうか。1968年の世界同時革命の挫折の後、国家と資本による反革命の巻き返しが始まる。ネオリベリズムとはまさにこの反革命のプロセスの延長上にある。左翼革命運動は挫折し、労働者組織は弱体化するか、体制内コーポラティズム組織へと変貌した。1960年代の熱い政治の時代に代わって、政治に無関心な消費の時代が到来した。資本制生産と商品経済が拡大するにつれて、あらゆる種類の共同体は解体されてゆき、あとには消費社会だけが残された。本格的な消費社会の到来は、イデオロギー的にはコンフォリズムを最大限に助長する。「消費生活」以外のオルタナティブが見えなくなると、諸個人は体制内秩序にしたがって消費手段をせいぜい求める他はない。そして消費生活の持続のため、社会にとっての至上命題は経済成長ということになる。いまや国民が政権に要求するのは、民主主義や政治的

自由というよりも、先ずは経済成長なのであり、経済成長こそが国家の正当性を担保するものとなっている。

この事態は国家権力を含む権力関係のありかたに影響をあたえずにはいない。かつて、ある組織を評価するにあたってもっとも重視されたのは、その組織が民主的に組織運営されているかどうかであった。あらゆる組織、企業そして国家も民主的であることを競い合っていた。たとえば、労働組合代表の経営参画や取締役会での民主的な意志決定などが、企業統治における民主主義として評価されたものだ。しかしながら、もはや「民主的」という形容詞は揶揄の対象にもなりかねない。企業における民主主義的要素は、時代遅れのものと顧みられることもない。かわって、トップダウンの迅速な意志決定こそが国際的な競争の時代に相応しいというわけである。労働組合といえば、体制内コーポラティズム組織を通り越して、人員整理をスムーズに行うために経営陣が利用する道具になりはててしまった。

資本主義企業からの民主主義的要素が一掃されたことは、他の社会関係や国家関係にまで影響を与えずにはいない。経済危機の時代にあつては、マスメディアもこぞって「民主主義のコスト」をやり玉に挙げている。金融危機の大波が押し寄せてくるときに、議会で議論などしている場合ではないというのである。政策決定者たちは、断固たる態度で迅速に施策を実行しなければならない、と。その場合、国家の諸機関のなかで議会によるチェックが甘い機関への実質的な権力の集中が進む。たとえば、現在の経済危機のさなかにあつて各国中央銀行が果たす役割は突出したものとなっており、暴走にもなりかねない綱渡り的なオペレーションが続いている。国家のもっとも決定的な経済政策が、ほとんど民主主義的なチェックが入らない密室で

の官僚たちによる裁量によって下されているのである。多国籍企業といえば、議会外での官僚との折衝のなかで、補助金や優遇税制などの優遇処置を求めている。他方、民主主義と平等を実質的にささえてきたリベラリズム的な再分配——これがなければ民主主義と平等は形式的なもののみに留まる——は、「自己責任」のスローガンの下に否定され続けている。低成長、経済危機、国際競争の激化、資本による生産過程の包摂の強化、消費社会の全体化のなかで、国民国家における民主主義、そして自由と平等は縮減され、かつてないほどの危機にさらされているといつてよい。

このように、国民国家において、その根幹を脅かすようなさまざまな変化が起こっていることが理解できよう。では、国民国家はどこにゆこうとしているのであろうか。だが国民国家の行く末を探る前に、まずはその来し方を明らかにしてゆこう。ネオリベラリズム国家の前史は福祉国家であった。つぎにミシェル・フーコーによる福祉国家の分析を援用して、福祉国家の内実に迫ることにする。フーコーによる福祉国家理論の優位性は、それによって福祉国家のみならず近代資本主義国家の根源的な要素を明らかにしうるところにある。そしてフーコーの方法論をもちいるならば、近代資本主義国家の根源的位相とは、「安全保障国家」という概念でもって表現できるのではないか——これが本論の仮説である。

2. 国民的安全保障国家

2-1 福祉国家/規律社会

フーコーにあっては福祉国家とはすなわち規律社会をも意味した。ここで、フーコーによる福祉国家/規律社会の分析を敷衍しておきたい。フーコーの診断にしたがえば、西洋社会におい

では、主権と規律権力という二つの権力形態が支配的であった。主権とは、主権者がその臣民にたいしてふるう生殺与奪の権であり、敵と友を峻別し、敵の身体に主権の刻印を押しつけつつ死を与える権力であり、臣民については生きたままにしておく権力であった。ひるがえって規律権力はより巧妙で微細な作動をその特徴としていた。それは個別な身体の動きをその対象とし、身体の動きに規則性を与えることを目的としている。それによって諸個人の身体的動作は、権力にとって予測可能なもの、計算可能なものとなる。たとえば、賃労働と搾取が成立しうするためには、予測可能・計算可能な集団の身体が開発されることが前提であった。規律権力とは、いわば身体を鋳型にはめ込むようなタイプの権力である。

ところで、規律権力が存在しているかどうかは福祉国家/規律社会を決定づけるわけでもない。規律のない社会というものは考えにくい。福祉国家/規律社会を特徴づけているのは、規律権力の行使のされかたにあった。福祉国家/規律社会とは、規律権力がすべての住民/臣民にたいして行使される社会であった。これこそが福祉国家/規律社会を特異なものにしているのである。さらに特筆すべきは、住民における規律権力の作動が、ある種の契約関係を帯びて現れるという点である。福祉国家/規律社会を解明しようとするフーコーが同時にその権力を牧人＝司祭制という比喻を用いなければならなかったのはそのためである。牧人＝司祭制とは、支配者と被支配者のあいだに特殊な相互関係があることを示唆している。牧人＝司祭制においては、支配者は一方的に権力を行使するのでもなければ、被支配者は片務的な義務を負うというでもない。支配者は、それが従える群れのすべてを救わなければならない、その権力の行使は「契約」の履行という表象を帯びる。そ

して支配者は、群れの全体に配慮しなければならないのみならず、群れのそれぞれ個別の構成員にも配慮しなければならないのである。すなわち、ここでの支配・被支配関係は、群れの安全契約として現れる。統治は、服従するならば、全ての者が救われるとされる「契約」でもある。

ところでフーコーは、牧人＝司祭制を語るにあたって、古代ギリシャからはじまりキリスト教司祭権力を経て、福祉国家にいたる系譜学を採用している。しかし、このような系譜学の問題点は、歴史的な切断面を連続性や系譜でもって覆い隠してしまうところにある。ギリシャの牧人権力やキリスト教の司祭制と、福祉国家/規律社会とのあいだには大きな切断がある。規律社会ならびに牧人＝司祭制とは、近代国民国家を分析するために有効な概念であることは強調しておきたい。

敷衍するならば、福祉国家/規律社会においては、統治者と被統治者のあいだに特異な「契約」関係があり、規律権力の作動は、被統治者による契約の履行のごときものとして現れるのであった。ひるがえって、統治者もまた義務を負っており、被統治者＝契約者という一つの「群れ」の安全に配慮しなければならない。そしてこの「契約」は主権が適応される範囲に住む全ての者に適応されなければならないのであり、すべての住民をその契約の履行に駆り立てるものであった。

つまり、福祉国家/規律社会とは、国民＝臣民＝契約者という大いなるフィクションのもとにすべての住民を総動員しようとするものだった。では、この場合の総動員とは何を目的とするものなのか。総動員といえば戦争がすぐさま想起されるかもしれないが、戦争ばかりに国民が総動員されるとも限らない。フーコーを読み込めば、総動員の目的はセキュリティ (sécurité)

にある。ところで、フーコーのセキュリティ (sécurité) という概念には注意が必要である。なぜならフーコーがセキュリティという概念を用いるとき、安全や治安というような辞書的な意味に加えて、さらなる拡張がなされているからである。われわれが日常的な意味でのセキュリティという言葉をもちいるとき警備ないしは警察が連想され、セキュリティに介入する権力といえ、むしろ抑圧や禁止というような権力のネガティブかつ暴力的な作用を連想する。しかし、フーコーがセキュリティという概念を使うときは、権力の積極的・生産的作用もまた強調される。フーコーは、経済成長の安定性や雇用の確保などもセキュリティとして位置づけているのである。

たとえば第二次大戦後のいわゆるフォーディズムサイクルというような経済的システムは、完全雇用という福祉国家の屋台骨を支える条件を担っているという意味においては、すぐれてセキュリティシステムでもあった。さらにフォーディズムサイクルにおけるコーポラティズムの役割を重視するならば、それは同時に政治的システムでもあった。福祉国家、規律社会そしてフォーディズムサイクルは、政治・社会・経済それぞれにおいてセキュリティを維持することで、結果的に安全保障国家を構成していた。総力戦体制における兵士の動員からフォーディズムサイクルにおける完全雇用への移行、完全雇用を前提とした社会保障制度、大量生産・高賃金・大量消費のサイクル、階級的諸対立を制度内調整へと転移させ、さらに国家再分配プロセスに介入するコーポラティズム諸組織——たとえば職種別労働組合は、国家再分配において政府・企業とならぶ調整役を担った。さらに、高度経済成長にすべての国民を動員する社会全域に及ぶ規律諸装置の数々。こうしてみれば、福祉国家と規律社会そしてフォーディズムサイ

クルのトリアーデは、安全保障国家の一つの到達点であったかもしれない。

その内容を拡張されたセキュリティとは、治安維持と国力増強のために必要な政治的・経済的・軍事的・文化的諸条件を確保することを指す。そしてセキュリティ確保のための国家介入とは、法への（形式的）依拠による暴力行使というよりも、牧人＝司祭が行使する契約にもとづいた「配慮」のような様相を呈するのである。フーコーは次のように指摘している。

本質的に国家と住民との関係は「セキュリティ契約」と呼んでもいいようなものの形のもとに作られているわけです。[中略] そういうセキュリティ契約は、「いいですか、これこれのことをしたら罰せられますが、それをしなかったら罰せられません」と国家がかつて言い得たときの合法的システムと同じ型ではありえないということは確かです。セキュリティを保証する国家というのは、特異な、例外的な出来事によって日常生活という布地に穴があくようなすべての場合に介入せざるをえない国家のことです。とたんに、法律はもう適用されなくなります。とたんに、そうした種類の介入がまさに必要になってきます。しかも、そうした介入がもっている例外的な、超合法的な性格は決して専制の印のようにも権力の乱用のようにも見えてはならず、逆に、心遣いの印のように見えなくてはならないわけですね。「われわれが君たちを庇護しようといかに用意ができていますかをご覧ください。なにか異常なことが起きたらすぐに、法律とか判例といった例の古めかしい習慣のことなどももちろん考慮することなく、われわれは必要な手段を使って介入します」というわけです。そういう心遣いが

あまねく現前しているという側面こそ、国家が自らの姿をさらすときの様相なのです。今展開しているのは、そうした権力の様態です。（「治安と国家」536頁）

ここでフーコーは、法に基づいた介入をおこなう国家と「契約」にもとづく介入をおこなう国家介入を峻別している。もっとも、法とは異なり、ここでの「契約」は成文ではない。「セキュリティ契約」は、大衆の欲望や世論の解釈によって左右されてしまうので、権力の行使は恣意的になりがちである。

一見矛盾するようであるが、専制権力のほうが法にその正当性を求めるのにたいし、牧人＝司祭制権力のほうは、住民との契約に訴えることで権力の正当性を確保するのである。福祉国家/規律社会とは、セキュリティを正当化原理のみならず達成目標としても据え、国民（＝臣民）全体を総動員するようなシステムであったと考えるべきであろう——そして総動員とは裏返せば群れのすべての成員に救いの手をさしのべることでもある。福祉国家/規律社会においては、セキュリティの達成確保のために、主権や規律権力などの様々な権力テクノロジーが行使され、国民が動員された。そして全国民のセキュリティへの駆り立ての究極形態とは、すなわち戦時総力戦体制であろう。戦時総力戦体制とは、戦争の遂行のために前線と銃後の区別なく全ての国民を戦争へと総動員するものであり、国民はその流した血と引き替えに、様々な福祉と社会保障が保証されたのである。

ここで一つの問いが出てくる。それは、フーコーがいうセキュリティ契約をわれわれが国家と結んだのは、果たしていつなのであろうか？ フーコーには「今後は法よりもセキュリティが優先する」というタイトルをもつインタビューが残されているが、先の引用と重ね合わせて考

えると、セキュリティ契約、法にたいする治安の優位、という事態をフーコーは比較的新しい事象と考えていた節もある。だが、国民国家の歴史のなかでセキュリティよりも法が優先された時代がはたしてあったであろうか。なるほど国家が法治国家を自己主張していた時代があったことは確かである。しかし、たとえば福祉国家にあってもなお生き延びていた優生主義が国民に何を行っていたか考えるならば、またさらに、実際には総力戦体制こそは、銃前・銃後を問わず国民に生命を賭す覚悟とひきかえに年金をはじめとする社会保障を付与した究極の「治安契約」でもあったことを考えあわせるならば、セキュリティ契約の契約期間は相当さかのぼることができよう。いやむしろ国民国家はつねにすでに国民的安全保障国家でもあったのではないか。法治主義に徹していた国家——専ら法にもとづく介入のみをおこなう国家——が地上に存在していたかは疑わしい。

したがって、第二次世界大戦の終わりを時代の画期とする風潮に対して異議を唱えるような研究が説得力をもちえたのはある意味当然でもある。第二次大戦後の世界は、それ以前の世界と驚くほど似ていた。いやむしろ二つの世界大戦という異常事態のもとで発展させられた制度やシステムが、戦後社会を用意したようにも映るのである。日本でも総力戦体制の戦後への継承や1940年体制の存続を訴える論者が大きな影響力をもった。なるほど、現実の総力戦体制は第一次大戦時、イギリスで軍需相を担当したさいロイド・ジョージが遂行した諸政策に端を発し、それがその後の政治経済システムに大きな影響を与えたとされている。しかしわれわれは、戦時総力戦体制と戦後の福祉国家/規律社会との関係を、原因と結果のようなそれとしては捉えない。19世紀における国民国家システム成立以来、国民国家にはセキュリティをめぐ

る全国民の総動員という傾向が一貫して続いているのであり、戦時総力戦体制もそれら諸傾向の現象形態の一つとして捉えるべきである。

さてフーコーによる福祉国家/規律社会の分析が説得力をもちえたのは、当の福祉国家/規律社会が揺らぎはじめ、その権力の自明性がはぎ取られ、諸個人に課される規律への抵抗があらさまになったからに他ならない。第二次大戦後から冷戦時代にかけて、セキュリティ契約にもとづく国家介入と家庭・学校・職場へ規律権力の充満が、諸個人を息苦しくさせていたのは事実である。そしてその息苦しさについていえば、自由主義国家陣営、社会主義国家陣営とともに選ぶところはなかった。もちろんその程度は異なるにしても。東側・西側を問わず、国家が与える諸規範にかなう平準的な国民像というべきものが諸個人に押しつけられていたのである。ゆえにイデオロギーや体制をめぐる国家間の敵対は、ある種の自由主義者にとっては欺瞞と映っていた。たとえばハイエクは、合衆国、ナチス、ソビエトそれぞれの計画経済に、そのイデオロギー的対決を超えて共通するもの、つまり国家の膨張と個人の自由の束縛を見いだしたわけである。したがって、社会主義諸国の体制崩壊と冷戦構造の終焉が、自由の実現として熱狂的に受け入れられたのも無理はない。規律にたいする反逆と自由への欲望が、テレビに映る「革命」へと投影されたのである。1990年代以降、「歴史の終わり」という言説とともにネオリベリズムは大きな影響力を持つにいたったのであるが、そのイデオロギーは自由を求めようとする大衆的欲望を巧妙に利用したのだった。しかし、だからといってその欲望そのもののまでをも虚偽とみなすべきではない。

1960年代、学生大衆の蜂起が世界同時的な広がりを見せたのだったが、その蜂起には反規律という位相がはっきりと刻印されていた。家

族・学校・政党・組合などの規律装置——ルイ・アルチュセールが国家のイデオロギー装置と呼んだもの——の自明性が崩れ、権力の作動連関におけるそれらの装置の機能が問題として浮かび上がってきたのだ。そして、たとえ世界同時的な蜂起が鎮圧されたとしても、規律諸装置の機能不全が回復するにはいたらなかった。一方、1970年代の低成長を背景にして国家は財政を引き締め、社会保障費を削減してゆく。こうして、福祉国家ならびに規律社会は同時にその根底から揺らぎ始めたのである。そしてその流れをとどめておくことはもはやできない。福祉国家/規律社会はわれわれにとってすでに来し方になりつつあるのであり、すでに焦点は来るべき国家形態そして社会形態へと結びつつあるからだ。

福祉国家/規律社会のあと、われわれはどこに向かおうとしているのであろうか。この問いに答えるために、われわれは総力戦体制国家から、福祉国家/規律社会そして新自由主義国家にいたるまで近代国民国家を規定してきた、一つの傾向を名指しておいた。それは、セキュリティを賭金としておく国民総動員への傾向であった。国民国家＝資本主義国家は、これまでさまざまな形態を経てきた。ところが、それら国民国家諸形態を貫いている一つの傾向として、とりわけその根源的傾向として、「国民的安全保障国家」を挙げうる。その場合、福祉国家/規律社会ですらも、国民的安全保障国家の歴史的現象形態の一つとして捉えられるであろう。であれば、国民的安全保障国家の終わりは、すなわち国民国家そのものの終わりを意味する。

周知のように、左翼理論家のなかにはマイケル・ハートやアントニオ・ネグリのように国民国家の衰退——それは市民社会の衰退と表裏一体の関係にある——を主張する論者も多い。したがって、国民国家の終わりを主張したところ

で新奇なものは何もないが、国民的安全保障国家の衰退ないし終わりが原理論的に考察されることはまれである。グローバリゼーションの進行によって、資本・商品・労働力・情報のグローバルな移動がもはや国民国家の手に余るという説明は、事実を含んではいるものの、国民的安全保障国家の衰退ないし終焉にたいしての原理論的な論証に達してはいない。その理由のひとつは、国民的安全保障国家の概念把握がいまだに十分に展開されていないからである。

2-2 国民的安全保障国家

国民的安全保障国家という概念を導入することによって、セキュリティを根本原理/達成目標とし、そのために国民を総動員する国家として国民国家の外延を規定することができる。

ただし国民およびセキュリティという概念についてはいくつかの留意が必要である。われわれが目指さなければならぬのは、まずは総動員あるいは駆り立てという動きである。国民がまずもってすでにつねに存在しており、それから彼らを動員するにいたるというわけではない。むしろ逆である。総動員こそが国民をつくりあげ、立ち上げるのである。総動員は国民成立の条件である。羊の群れがいるから牧人が必要とされるのではない。牧人による囲い込みと配慮が群れを群れたらしめているのだ。

同じようなことが、セキュリティにも言える。セキュリティとは何か？セキュリティの内容と対象、セキュリティの基準が前もって存在し、それにしたがってセキュリティの確保が遂行されるというわけではない。社会は防衛されなければならない。では、誰から？何から？安全と危険の境目とは？敵と友の区別は？このような問いへの答えはつねに曖昧にされ続けてきた。脅威については喧しいが、脅威の内容の精査、脅威が引き起こされるメカニズムの解明といえ

ば蔑ろにされてきた。それには理由がある。国家介入が先ずありきなのであり、セキュリティの内容と基準は、介入正当化のため後づけで用意されるにすぎない。セキュリティの内容と基準はつねに空白にされている必要がある。さもないければ、セキュリティは実定的なものとなり、国家介入にたいしての法のごとき束縛として機能するだろう。セキュリティとは、法治主義下における「法外な」国家介入を担保するための巧妙な仕掛けなのである。実際にはセキュリティとは法に拘束されない国家介入の別名にすぎない。

繰り返そう。国民国家は、これまでセキュリティという空虚をめぐって/空虚を中心として、組織されてきた。その空虚は法外な介入の原因であり、動機であり、方便であり、達成目標であり、国家にとって見れば自らを測る尺度ですらあるので、ありとあらゆる内容を充填しうる。「セキュリティ」というタームがほとんど定義不可能であるのはそのためであるが、このタームが連呼されるたびに国家介入が増大し、個人の領域が縮減されてゆくのは確かである。セキュリティは国家介入とほとんど同義であったが、この介入の意味内容についてはどうであれ、介入が最終審においてパフォーマンスに遂行することは、つねにすでに決定済みである。すなわち、国民への/国民としての総動員である。

さて、安全保障国家において行使される権力として主権と規律権力があることは見て取れよう。ところで、コレージュ・ド・フランスでの講義録が出版されたことによって、フーコーが主権とも規律権力とも異なる形態をもった権力形態を分析解明していたことが明らかになった。『社会は防衛しなければならない』、『安全・領土・人口』、『生政治の誕生』は、この「第三の権力」について管理ないし調整という概念を与えてさまざまな角度から分析を加えている。た

だし年度ごとの講義の焦点も異なるので、第三の権力について体系的な記述が見いだされるわけではない。よって、ここでは国民的安全保障国家の解明と概念の練り上げに役立ちうる限りで、フーコーの論述を再構成し、(再)利用したい。われわれは、第三の権力をさしあたって「調整権力」と名指ししておく。次に調整権力の形態とその作動様式を探っていこう。

権力はつねにすでにリアクションをその本質とする。だがそれは何も反動的（リアクショナリー）であるばかりを意味しない。権力は創造しない。しかしながら権力は生産的でもあり、また恐るべき順応能力にたけている。権力のあるところつねにすでに抵抗があるが、しかし抵抗がまた困難であるのは、権力が驚くべき変わり身の早さと柔軟性を持ち合わせてもいるからである。

たとえば、規律権力をフーコー的視圏から眺めてみよう。規律権力は、権力の対象としての身体が発見されたことによって、権力が身体的動作に作用することによって発展してきた。ところが権力が身体的動作を発明したわけではない。権力は、身体的限界を拡張したわけでもない。規律権力は、すでにあった身体的動作に反復可能性を与え、権力による働きかけによって引き出しうるもの、予測計算可能なものにする。さらに規律権力は身体的動作を分類する。賃労働者、兵士、農民などに求められる身体的動作が調査され、その標準偏差が統計される。そこから賃労働者、兵士、農民に求められる身体的規範＝基準が形成されてゆくのである。こうして規律権力のもとで身体的動作は、有用なもの、無用なもの、許容されるもの、有害なものというように分類され、価値づけられてゆく。ところで身体的動作はすべて集团的なものであり共同＝協働性をもつ。たとえばスキルは諸個人がもつ模倣能力を通じて集团的に伝播してゆくの

である。だが、こうして身体が獲得した力能はまたもや権力の介入対象となるだろう。われわれが身体的になしうるものが拡張され、そして集团的力能が増大すればするほど、それにたいする権力の包摂はより巧妙かつ精緻なものとなってゆく。

調整権力についてもその包摂の進み行きを記述しうるだろう。この第三の権力はどのような発展をみせたのであったか。規律権力の発展が身体が発見に由来するように、調整権力の発展もある対象の発見をその端緒とする。しかしこの発見は、同時に権力の限界の発見でもあった。それは権力にとってみれば、自生的かつ自律的な対象、固有の秩序をもつマクロな対象の発見であったのだ。さらにその脱領域的な動きがその対象を特異なものにしていた。その対象とはすなわち人口と市場であった。国家は、人口と市場はつねにすでに自らの領土におさまっていると主張してきた。そのうえ、われわれがこれまで生きてきた国家関係は、一般に国民国家と呼ばれる。ゆえに国民・人口・国家がちょうど重なり合い、一致するかのような印象を与える。しかしながら、現実には人口そして市場が国境におさまっているわけではない。このことが示唆しているように、人口と市場は国家が完全には支配下におけない存在である。あまりに統制しすぎてしまうとそれらは停滞閉塞してしまうからだ。調整権力とはこのような対象への権力の出会い、または権力の限界の認識とそれになしうるリアクションから発展したのである。

ここから（新）自由主義イデオロギーとこの新たな権力形態との関係も明らかとなる。重農主義にはじまってオルド自由主義にいたる自由主義イデオロギーは、自生的・自律的な秩序を持つ対象（人口ないし市場）にたいする過度な国家介入・国家統制はそれらを閉塞させてしまうとする批判をおこなった。もっとも正しいの

は、物事を「あるがままに放置する」(レッセ・フェール) ことだというわけだ。自由主義イデオロギーによるこの認識が間違いであるとはいえない。しかしながら、それでもなお自由主義がイデオロギーにとどまるのは、「あるがままに放置する」(レッセ・フェール) を、国家の不在として表象してしまったところにある。固有な秩序にもとづく市場の発展を、国家権力の真空地帯として見なした自由主義イデオロギーは、権力の存在を見過ごしてしまった。たいしてフーコーは、新自由主義イデオロギーに働きかけそれを加工し、科学的認識をえた。なすがままに放置する(レッセフェール)とは、国家の別様の現前であり、新たな権力の作動である。そしてその権力をフーコーは、調整権力と名づけたのである。

では、(新) 自由主義イデオロギーが見そこない続けている権力とはいかなるものなのか、上に挙げた三つの講義を辿って、調整権力の系譜を辿ってみよう。自生な秩序をもち自律的に発展してゆく対象、完全には統制できない対象にたいし権力はいかに介入すべきであるのか。それは現実がそれ自体でもっている法則やメカニズムにしたがって、物事が進んでいくように配慮するということである。現実の物事それじたいが自発的な調整システムをもっているので、権力による介入はその調整を促すこと、あるいは当の調整システムの作動にならうかたちで調整をほどこすことになる。あるいは、物事固有の秩序が逸脱に陥らぬように管理することである。この新たな権力は、従来の権力——主権と規律権力である——にたいして際だった差異を見せるだろう。主権と規律権力は、両者とも禁止と許可という二つの領域のなかで作用するという点では一致しているからだ(『安全・領土・人口』56頁)。主権とも規律権力ともまったく性質を異にする権力テクノロジーが生みだされ

たのである。

フーコーが調整権力の系譜を語るにあたって、ヴェストファーレン条約(1648)以降切り開かれた時空間に焦点を当てているのは偶然ではない。調整権力は、国民国家システムの成立以後、国家どうしが終わることのない競合のなかにおかれたことから、その展開をみせるからである。諸国民国家は、その始まりからつねにすでに他国との政治的・軍事的・経済的競合におかれている。諸国との競合関係が、自国の諸関係にたえず折り込まれざるをえないのが国民国家である。この競合のなかにおかれた国家の焦眉の課題は、国力をいかに維持増強してゆくかということであった。

フーコーは調整権力を記述するにあたって、その権力の前史というべきポリス国家の成立から記述を始めている。ポリス国家とは、フーコー独自の概念であるが、あえて当てはめるのであれば重商主義国家に相当すると言えるであろう。ポリス国家の誕生は、神聖ローマ帝国の終焉とヴェストファーレン条約(1648)以降のヨーロッパ国民国家体制の成立と軌を一にする。フーコーは、ヴェストファーレン体制を、国民国家間の競合関係として位置づけた。ヴェストファーレン条約が標したのは、帝国の不可能性であった。すなわち、神聖ローマ帝国の終焉とは、「歴史において何らかの帝国や普遍的君主制といったものを完了点として定めるような一種の絶対的終末論」の終わりを意味していた。そのかわりに決して終末を迎えることのない時間、諸国家間の終わりのなき競合の時代が始まるのである。

国力の維持増強のため、ヨーロッパでは、ポリスという新しい統治術が発展してゆく。今日ではポリス(police)とは警察といった意味になるが、十五世紀・十六世紀までは政治的権力によって支配されている公共体という意味合い

をもっていた。それが、十七世紀以降、ポリスは「良い国家秩序を維持しつつ、国力を増強する諸手段の総体」を指すようになったと、フーコーは指摘している。つまり、ポリスは、警察活動をも含む「内務」ないし「内政」を指していた。もはや国家の目的は領土の保全にはとどまらない、いや領土の保全のためには権力は領土以外にも目を向けなくてはならない。すなわち、新たな権力の対象と目標が出現したのである。

この新たな目標とは、国勢（state of nation）であった。国勢といえば人口調査ぐらいしか連想できないかもしれないが、人口や国富、軍勢力さらには技術水準、治安衛生状態をふくめた国力全般を表現している。フーコーは、ポリスの主な対象を具体的に挙げている（『安全・領土・人口』400-403頁）。それは第一に、国力との関係におかれた人口である。すでに十六世紀の重商主義者・官房学者たちは、人口を国力における根本的要素として捉えていた。農業においても、工業においても、人口は生産力と国際競争力の根幹をなしており、増加へと導くようにいかに人口を統制するかが課題とされた。したがって、ポリスの第一の目標は人口の統制である。ポリスの第二の目標は、生活必需品である。国勢の統制のためにはとりわけ十分な食料が必要なのであり、穀物の生産と流通はポリスによる介入を必要とする。第三の目標は健康である。人口の健康状態の統制という観点から、衛生学や都市計画が促進される。第四の目標は、人間達の活動の監視である。浮浪者を取り締まり、勤労を諸個人に植え付けなければ国力の増強は望めない。そこから労働政策と職業の統制が派生してくる。内政の最後の対象は流通である。内政は流通空間（街道、河川、運河そして市場）に介入し、人間達の活動から生じてくる商品・生産物の流通を統制する。このように、

内政は人々が共に生きている状態それ自体に介入する。すなわち、ポリスとは「生きること、それもただ生きると言うよりも、少しばかりましに生きること、共存すること、交流すること、このようなことが実際に国力へと転換可能になるということを確認する様々な技術からなる総体」（『安全・領土・人口』404頁）なのである。そのような技術・知として、まずは国勢の把握に欠かせない技術としての統計学（その語源は「国家の学」である）の発展が挙げられる。また、ドイツの大学ではポリツァイヴィッセンシャフト（内務学・内政学）と呼ばれる学問が成立し、それがヨーロッパ各国に輸出されることになった。しかしながら、ポリスは、われわれが辿ろうとしている調整権力の単なる前史でしかありえない。それどころが、調整権力とポリスにはほとんど共通点がないのである。

実のところポリスにおいて用いられる方法・権力テクノロジーは、伝統的な古いものであったとフーコーは強調する。なるほど、ポリスは同じく王の権力から派生した司法権力とははっきり分けられてはいるが、しかし、ポリスとは「臣民である諸個人にたいしておこなう王の権力が行う主権の行使」（『安全・領土・人口』421頁）だとフーコーは述べている。ポリスは、本質的に統制（règlement）という様式にて介入するのであって、それは統制・勅令・禁止令・指令という道具しかもたない。ポリスとは、主権者によって行われる直接的な統治であるからである。ポリス的統制は、国力および国勢の統制を、あくまで家政（オイコス）の延長において思考している。ポリス的統制は、国家にたいする人口そして国力との関係を、家父長とその家族・財産との関係のごときものとしか扱うことができない。家父長が、家の出来事すべてに通じていなければならないように、ポリスもまた人口において起こることをすべて掌握してい

なければならない。しかしながら、そんなことは不可能である。ところで人口の統治は家族の統制とはほど遠いこと、さらに市場の統治は、財産の統制とはほとんど関係がないことが理解され始める。人口そして市場へのポリス的な統制はふさわしくないという言説——統治のしすぎという批判——が現れる。国家政策の歴史においては、重商主義から重農主義への転換とちょうど重なっている。つまり、重農主義そして自由主義は、ポリス的な統制という介入様式にたいする批判として現れたのである。つまり、人口と市場という権力の新しい対象と目標が見いだされたにもかかわらず、それに相応しい権力形態が見いだされていなかったのである。

フーコーによる重農主義そして自由主義の解釈は従来のそれとは大きく異なる。なぜなら重農主義そして自由主義は、国家による統制や介入を批判し、国家不在の領域（市場）を確保すべしと主張していたというのが通説である。しかし、フーコーは、「市場を尊重するとは、その主権空間のなかに、主権者にとって触れることができず計り知ることのできない区域ができるということではない。それはむしろ、市場を前にして、主権者は、それまで自らが行使してきた政治権力とは全く別の権力を行使しなければならないという意味である」（『生政治の誕生』361頁）。すなわち、重農主義そして自由主義言説の誕生は、新たな権力形態の誕生を用意するものであったのだ。十八世紀後半、統治をめぐる言説において、重農主義（physiocracy）が出現する。重農主義の語源は、「自然の秩序にかなる統治」とされている。そして重農主義は、ポリス的な統制による「統治のしすぎ」を批判したのであった。重農主義が発見したのは、市場は国家による介入を必要とする権力の対象ではありえるが、しかし、非常に特殊な性質をもつ対象でもあるという事実であった。なぜな

らば、市場は、従来の主権的ないしは規律権力的な介入によっては、うまく機能しないからだ。

重農主義の歴史的意味とは、市場がこのような極めて特異な性質をもつ対象であることを発見し、そのような特異な対象にたいする国家の効果的な介入のありかたを編み出そうとしたところにある。重農主義者たちは、その際どのような観点を取ったのであったか。それは、物事を自然（本性）の相において捉えるという観点であった。あらかじめ想定された法や理想そして規律等を通して見るのではなく、あくまで現実を出発点としその動きを捉えることによって、現実のほうから自ずと対処法が示唆されるというわけである。そのような観点によって捉えられた市場とは、それ自体自発的な秩序をもち、自律的に発展を遂げてゆく現実なのであった。このような対象の発見は、権力の作動様式の歴史に大きな転換点を印した。「その原理は、つねに統治しすぎるリスクがあることを統治は決して十分には知らない、あるいは、ちょうど十分なだけ統治するにはどうしたらよいかを統治は決して知りすぎることはない」（『生政治の誕生』23頁）。

ここでの権力の介入は、現実がそれ自体でもっている法則やメカニズムにしたがって、物事が進んでいくように配慮するというものだ。物事それじたいが自発的な調整システムをもっているので、権力による介入はその調整を促すこと、あるいは当の調整システムの作動にならうかたちで調整をほどこすことになる。あるいは、物事固有の秩序が逸脱に陥らぬように管理することである。この新たな権力は、従来の権力——主権と規律権力である——にたいして際だった差異を見せるだろう。主権と規律権力は、両者とも禁止と許可という二つの領域のなかで作用するという点では一致しているからだ。主権とも規律権力ともまったく性質を異にする権力テ

テクノロジーが生みだされたのである。

人口に関する事実や経済的プロセスが自然的プロセスに実際に従っているとすると、それは何を意味するのか？それが意味するのはもちろん、そこに指令・命令・禁止といった統制システムを課そうと試みることはいかなる正当化もできないのみならず、単にいかなる利もないということです。国家の役割は——したがってまた、これ以降国家に対して命ぜられる形式の統治性は——、この自然的プロセスを尊重することを（ともかくもそれを考慮に入れ、働かせ、弄ぶことを）根本的原則とするようになる。つまり第一に、国家の統治性の介入は制限されるべきとされるけれども、統治性に課されるその制限は単に否定的な境界のようなものではないということです。そのように境界づけられた領域の内部に、介入（可能でも必要でもある介入）の一大領域が登場することになります。しかし、その介入は統制的介入という形を必ずしも取らず、そのような形を一般的にはとらない。しばしば、そのような形はまったく取らないのです。操作し、惹き起こし、助成し、なすがままに放置することが必要になってきます。つまり必要となるのはもはや統制することではなく管理すること（*gérer*）なのです。この管理の本質的目標は、物事を妨害することであるというより、必要かつ自然的な調整が働くようにはからうこと、さらには自然的な調整を可能にする調整をおこなうことになります。必要となるのはつまり、自然的な現象を枠づけ、それによって自然的な現象が逸脱しないようにし、あるいは不器用・恣意的・盲目的な介入が自然的な現象を逸脱させないようにするとい

うことです。つまり、必要となるのは安全メカニズムを設置するということになる。セキュリティ・メカニズム（*mécanisme de sécurité*）——いわば、経済的プロセスや人口に内在的なプロセスである自然的現象の安全を確保することを本質的機能とする国家介入——これこそが統治性の根本的目標となってゆく。（『安全・領土・人口』435-436頁）

重商主義によるボリス的統制から重農主義・自由主義による調整的管理への移行が、権力の作動様式のなかに刻み込まれてゆく。重商主義にとって、人口とは可視的な対象であり、主権者が発する禁止や命令に従うもの、恣に扱うものであった。しかし重農主義者のほうは、人口のもつ不透明性・自然性を認めることから出発している。重農主義者は、市場と同様に人口もまた調整の内的メカニズムを備えている現実として見なした。人口は自然な欲望をそなえており、ある限界のなかでその欲望をなすがままにさせてやれば、あたかも市場のように調整がはたらき、それは自ずと発展をしてゆく。権力は、直接に命令を発したり規律をほどこしたりするかわりに、人口の動きがある一定の限界内でおさまるように配慮するようになる、すなわち極端な振幅や逸脱が起こらないようにするわけだ。もちろん、その限界や逸脱の境界は、外部にある何かを参照することによって画されてはならない。たとえば、法や理念や規律などにしたがって判断してはならない。人口の正常性とは、注意深い人口の観察を通じて、人口の側から自ずと浮かび上がってくるものだからである。こうして、過剰統制的なボリスは徐々に解体されてゆく。

フーコーにとって、調整権力の展開とは国家権力の再活性化であり、権力の可視領域と作動

域の拡張に他ならなかった。したがって、「あるがままに放置する」(レッセ・フェール)とはいささかも国家の挫折ないしは国家による介入の断念を意味するものではない。たとえば、人口の自発的調整とは国家の不在・権力の空白を意味しない。直接的統制ではなく、綿密な観察・分析・計算を施すことによって様々な物質的諸条件を整え、人口がその欲望にしたがってますます「自由に」ふるまうようにさせることができれば、国家が結果的にえる利はそれだけ増大する。調整という手法を手にするによって、主権ないし規律権力が手を焼いていた対象を権力は包摂することができた。「あるがままに放置する」(レッセ・フェール)によってわれわれは権力から解放されたわけではないし、ましてや「消極的自由」(権力からの退避)を手に入れたとも言えない。調整権力の出現を通じて、権力による社会的事象(市場や人口)の包摂はまた一つ進行したのだ。

注目すべきは、調整権力の分析を進めるなかでフーコーがセキュリティの概念を二重化したことである。一つは、われわれにも馴染みのあるセキュリティ、すなわち治安維持・警察・警備という位相である。もう一つは、調整権力の介入によって切り開かれた位相である。「今や、いわば、2重のシステムがあることになります。一方にあるのは、経済に属する、人口管理に属するさまざまなメカニズム、まさに、国力増強を機能とするメカニズムであり、他方にあるのは、混乱や不規則性や不法行為や非行が妨害されることを確保する何らかの装置、というか、いくつかの道具です」(『安全・領土・人口』436頁)。調整権力は、人口や市場が自発的な秩序をもち自律的に発展してゆくことを前提に介入をおこなうのだったが、外部からの妨害や内的逸脱にさらされることなく、物事が本来持っている自然のメカニズム・法則にしたがって

発展してゆく状態——この状態こそセキュリティという概念が表現するものなのである。軍事的・政治的セキュリティのみならず、人口セキュリティ、資本蓄積セキュリティにたいしてさえも国家は介入する。現代資本主義国家分析の文脈におきなおそう。資本制経済セキュリティ確保のため市場に介入する国家とは、資本蓄積の最適条件を整え、社会的諸資源を動員しようとする国家、しかしながら市場が窒息しない程度にはプレーヤー達には経済的自由を付与する国家である。

調整権力は、統計学・確率論をその知の中核に据え、また様々なりリスク管理テクノロジーをそのまわりに組織してゆく。権力の介入には、正常と異常の峻別、そして異常の排除が不可欠である。ところが調整権力にとっての正常と異常は、主権と規律権力が見いだした規範と逸脱とは大きく異なる。規律権力は、身体の完全な統制を目標としていた。規律的規範化においては、まずはモデルが立てられる。身体のふるまいが解剖学的に分析され、そこからあるべき所作が構成される。こうして構成された規範にしたがって、身体は鋳型にはめ込まれるというわけである。このあらかじめ構成されたモデルこそが規範を画すのであり、そこからはみ出すものが逸脱に振り分けられる。しかしながら、調整権力による介入が参照する正常とは、物事の綿密な観察によって物事それ自体から導きだされるものである。すなわち正常と異常、安全と危険の境界線は、統計学を駆使することによってえられた分布にしたがって引かれるものである。規律的規範には道徳的善悪の疚しさが拭いがたくまとわりついていた。ひるがえって、調整的正常は、すぐれて確率論の数値、統計学的分布としてのみ現れる——だからといって異常の排除が寛容なものである保証はどこにもないのであるが。統計学と確率論は、正常化と排除

のメカニズムにコスト計算を持ち込んだからである。法的権力や規律権力は、例外を許してはならない厳密さにおいて機能していたが、そのような、のべつ幕なしの「生真面目すぎる」介入は、政治的・経済的コストを極限化してしまう。リスク管理という観点から、正常値に振幅の幅を持たせ費用対効果を追求する権力が出現したのである。

調整権力の発展、そしてこの比較的新しい権力と主権ならびに規律権力との節合によって、社会のあらゆる分野においてセキュリティをみだし、あらゆる角度から介入する国家が現れる。その国家は、あらゆる分野のセキュリティ維持を動機とし、なおかつそれらのセキュリティを目的として、あらゆる社会的存在者を動員しようとする国民的安全保障国家なのである。また、国民的安全保障国家において、主権と規律権力が衰退する傾向があるとも言えない。福祉国家/規律社会の衰退は、規律権力の衰退を意味するわけではない。また福祉国家/規律社会の衰退をもって国民的安全保障国家の衰退を即座に導くのは、論理的な短絡である。国民的安全保障国家において、主権、規律権力そして調整権力は、社会的資源の全てをセキュリティにむかって駆り立てるシステムにおいて節合されるのであり、その節合の形態変動が国民的安全保障国家の歴史的各段階を標すのだ。すなわち、各分野における諸セキュリティのうち、どれにプライオリティがおかれるのかによって、主権・規律権力・調整権力のどれかは前景化してゆくし、他はバックグラウンドで機能するというような具合である。

ヨアヒム・ヒルシュは、ポストフォーディズムにおける資本主義国家形態を、「国民的競争国家」と名付けた。ヒルシュのいう国民的競争国家とは、資本蓄積セキュリティへと——資本蓄積の最適条件が整えられ、可能な限り最大の

蓄積が進行すること——国民を総動員する国家であった。

国民的競争国家の機能論理は、いくぶん誇張して表現すると、グローバルな競争力の確保という目標へと社会のあらゆる領域を差し向けることになり、そうしたグローバルな競争力の基礎は、国際的によりフレキシブルになっている資本にとっての「立地点」の収益性なのである。「経済戦争」へと国民を広範に動員することが問題となっている。この経済戦争にできるだけ早く勝利を収めることができるのは、国民自身が資本主義企業であると把握させる場合だけである。すなわち、それは、中核従業員と周辺従業員の分裂、制約された共同決定権、技術革新、生産性、品質管理の責任を負う忠実なサークルなどをとめないながら、ヒエラルヒーに構造化され、経済的目標に方向づけられ、利益責任体単位へと分割され、円滑に効率的に機能し、権威主義的に指導されている場合である。（『国民的競争国家』122頁）

われわれはフーコーの権力論なんかずくその調整権力論を読み解き再構成することによって、国民的安全保障国家という概念をえた。ところで、この概念と照らし出せば、ヒルシュが描き出す国民的競争国家が、国民的安全保障国家としてとりわけ特異なものではないことが理解できよう。国民的競争国家とは、資本蓄積セキュリティにすべての国民を動員し、他方では被搾取の担い手としてふさわしい規律を賃労働者に身につけさせようとする（権威主義的）国家に他ならないのである。国民的競争国家もまた、国民的安全保障国家の歴史的な一段階として位置づけうる。すでに一章で分析したように、現

在、国民国家の根源的な要素が揺らいでいる。われわれが問題にしているのは、現在の資本主義国家が「国民的」（＝国家総動員の）でありうるのかという問であった。そのうえで、次に問題にしなければならないのは、ヒルシュの指摘するような『経済戦争』へと国民を広範に動員することが問題』となっているのかどうか、である。もし、国際的経済戦争への国民の総動員が観察されうるならば、われわれは未だに国民的安全保障国家の圏域のなかに生きていることになるだろう。

終わり——国民的安全保障国家から諸帝国（唯一の帝国ではなく）による世界分割へ？

資本のグローバル化の進行と世界市場の拡大発展が、国民国家システムの壊乱要因となったのは間違いない。なるほど、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリが主張するように、国民国家が終わりを迎えつつあると断定するのは時期尚早かもしれない。ところが国民国家においてその根幹が揺らぐような事態が進行しているのも事実である。そして、ここでも国民的安全保障国家という概念を参照することで、事態を正確に把握することが可能である。

ヒルシュのいうように、現在、資本蓄積の立地条件ならびに市場規模の優位性をめぐって、国民国家のあいだで激烈な競争が行われている。中長期的に見るならば社会の再生産条件を確保していたはずの各種政策なかでも社会保障・福祉予算が大幅に削られ、資本主義立地条件競争へと社会的資源が投入されているのもまた確かなことである。

市場の育成、産業競争力強化あるいは外国資

本誘致のための補助金・優遇税制、大学研究機関による私企業研究開発部門の下請け、国民資本・中小資本の犠牲を見越した規制緩和、国家主導による労働力商品のダンピングなど、資本蓄積条件の最適化、国際競争力強化は国民国家の最優先課題となっており、政策決定における選択の余地はますます狭められているといつてよい。たとえば、政府が福祉サービス・社会保障を拡充しようとすれば、債券市場は敏感に反応し、その国の国債は格下げの危機にさらされるかもしれない。国家もまた貨幣による経営体であり、その収支が市場において監視される存在である。福祉国家を縮小し、行政に市場原理を導入し、資本主義立地条件の最適化を優先する国家は、新自由主義国家と呼ばれる。しかし、ネオリベリズムを批判する者たちは、ほとんど道義的な批判にとどまっている。すなわちネオリベリズムの問題を「エリートの変質」と捉えているのだ。かつては、国家の担い手たち・資本蓄積の担い手たちは、福祉サービス・社会保障を社会安定に不可欠なコストとして理解を示していた。ところが今では彼らは金持ち（の味方）であり、みずから蓄財に走っている、というわけだ。しかし、ネオリベリズムの核心にあるのは、そのような当事者たちの意識や観念の問題ではない。資本主義企業も国民国家も、市場の監視と圧力をたえず受けている経営体であるので、そこでの意志決定の担い手達は彼らが抱いている意識や観念の如何に関わらず、市場動向に配慮した決定をなさざるをえないからだ。

その上で問題になるのは、新自由主義国家あるいは国民的競争国家と表象できるような諸傾向が現在の国家関係にも観察できるとしても、それが国民的安全保障国家の埒内にあるのか、それともそのフレームワークそのものが問われるような事態に至りつつあるのかという点であ

ろう。ヒルシュのいう国民的競争国家について吟味してみよう。たしかに諸国家が資本立地条件をめぐって激烈な競争に巻き込まれているのは間違いない。しかしながら、ヒルシュのいうように「『経済戦争』へと国民を広範に動員することが問題」となっているのであろうか。

われわれは国民的安全保障国家の核心には、国民として/国民を駆り立てる総動員への傾向が据えられていると論じた。国民と総動員とはほとんど同義であり、総動員こそが国民を国民たらしめているのだった。ゆえに現在、国民的安全保障国家の根幹がゆらいでいるとすれば、それは国民＝総動員こそが揺らいでいるからに他ならない。近代資本主義国家は国民国家とも呼ばれるが、そもそも国家装置が国民＝民族と結びついていた歴史はごく浅いものである。国家装置は、19世紀を境として偶然に国民＝民族と節合したのであって、この節合が今後永続する保証はどこにもない。国家装置がその生き残りのため国民＝民族を切り捨てる可能性もあるのであり、実際われわれが今生きている国家関係のなかで、国民＝総動員への動きこそが最も著しい変調をきたしているといつてよい。総動員、すなわち群れのすべてを救う牧人＝司祭制権力は衰退し、救われる者とそのまま放っておかれる者——ただしセキュリティ上危険としない程度には管理されておかねばならぬ者——との選別が進んでいる。

なるほど、資本制生産の拡大発展は続いているが、しかし資本制生産はつねにすでに限定的・部分的なものに留まる。それが世界を覆い尽くすことはない。かわりに資本は、他の諸生産様式を形式的に包摂し、それらに疑似資本制生産の外見のみを与える。つまり、資本蓄積にすべての国民を直接に動員するのは原理的に不可能なのだ。かわりにできるのは、資本蓄積過程にとっての障害とならないよう犠牲を強いる

こと、あるいはその再生産過程に間接的に貢献させることしかない。今後は、資本蓄積に直接に貢献しうる「有能な」国民には競争への動員が一層求められようが、ひるがえって競争において負担にしなければならない国民も増加してゆく。彼らにたいしては、蓄積条件の障害にならぬよう「口出しをしない」、「国家と資本に負担をかけない」ことで間接的に貢献せよ、という圧力が高まってゆくだろう。全ての国民＝住民を救おうとする牧人＝司祭制権力がまったく消滅するわけではないが、著しい再編をせまられるのは避けられない。

資本のグローバリゼーションの進行は、国境の経済的効果を著しく損ねた。一章でも分析したように、かわって進行しているのは、市場を抱えた都市あるいは資本主義企業立地拠点によって構成される、国境を超えた金融ネットワーク・分業ネットワークシステムである。国別の経済力が問題と言うよりも、都市あるいは産業立地の資本蓄積のための諸条件こそが問われているのである。国際的市場を抱えたコスモポリスあるいは多国籍企業の立地点は、国民国家からの事実上の独立と自治をますます進めてゆくであろう。世界市場や国際金融システムにおいて要所をなすようなコスモポリスの資格をそなえた都市のまわりには、目に見えない政治的・経済的な「城壁」が築かれつつあるのであり、国民国家の内部にも多重化された「関所」や「国境」が再出現しつつある。都市の内部にも日々新たなスラム・ゲッターが生まれつつあり、世界中から移民を吸収しつつある。そこでは、ハイパー搾取の対象となるような貧困層が再生産されるのであり、軍事的・警察的セキュリティの標的であり、かつセキュリティ・メカニズムのなかに埋め込まれてもいる——ネットカフェで寝泊まりする者達が、サイバー治安警察に日雇いで雇われてネット上をスパイして回

っているように。このような世界市場コスモポリスと資本主義企業立地拠点によって形成されるトランスナショナルなネットワークにたいし、国民国家はいまのところ有効な介入策を見いだせてはいない。

しかしながら、国民国家の衰退が、ハートやネグリが主張するような、単一の世界市場に対応する単一の（世界）帝国の成立に結びつくとは考えにくい。ハートとネグリによれば、彼らの主張する帝国の権力構造とは、君主制・貴族制・民主制の三層構造となっているのであった。そこには、構造的に君主制の位置を担うのは合衆国という含みがある。しかし、中長期的にみれば、君主制の位置をめぐって合衆国は中国の挑戦を受けなければならないだろう。ドルが国際基軸通貨のステータスを人民元に譲り渡すとき、世界秩序は大きな変貌を遂げる。合衆国の軍事技術的な優位性はしばらく揺るがないであろうが、軍事技術はあくまで一つの要素にすぎず、それが合衆国の地政学的なヘゲモニーを保障するかははなはだ疑問である。

そもそも世界市場に対応する世界を覆い尽くす単一の帝国を描定するのは理論的に無理があるように思われる。国民経済というフレームワーク、そして国民国家が引いていた境界線は大きくゆらぎ、点在するコスモポリスと国際的産業立地拠点は、トランスナショナルな商業ネットワークをさらに緊密かつ強固なものにしようとしている。ところで、コスモポリスと産業立地拠点を点と線で結ぶトランスナショナルな商業ネットワークは、当然のことながら、政治的・軍事的な庇護者を必要とする。このネットワークは国民国家の圏域を横切ってもいるので、その庇護には国民国家より上位に位置する政治的・軍事的権力を要請するのは当然であろう。

それは単一のグローバル帝国（ハート・ネグ

リ）ではなく、複数の旧世界帝国の復刻版のような様相を見せるのではないだろうか。しかしながらこの帝国は、地図上に出現する可能性は低い。諸帝国は「非」場である。ここで問題にする帝国とは、コスモポリスと産業立地拠点という点と線を庇護するトランスナショナルな権力を指す。したがって、軍事的な侵攻によって国民国家の主権を剥奪するような形での、つまり地図上の色を塗り替えるような形での、帝国の膨張は考えにくい。あくまで、国民国家の衰退、そのフレームワークの形骸化をつうじて、地政学的な帝国が地域の支配を実質的に強化してゆく。たとえば、あるコスモポリスの権力構造は三重化されよう。トランスナショナルな商業ネットワークの結節点として、その都市は自治の権能を高めてゆき、場合によっては都市国家的な様相を呈する場合もあるだろう。しかし、従来通り国民国家による統制に従う一自治体としての機能もまた果たしてゆく。しかし、それが位置するトランスナショナルな分業・金融ネットワークの利害と国民国家・国民経済の利害が対立したばあい、コスモポリスは前者の立場に立ち、帝國的なものを自らの庇護者として召喚するであろう。

すでに一章で論じたように、リーマンショックそしてヨーロッパ・サブリンショックと続く世界的金融危機は、国民国家単位での危機対応の限界を明白なものとした。しかしながら、一方で一連の危機に対応するグローバルな単一帝国の機能もまた見えてはこない。ネグリとハートによる仮説が正しければ、リーマンショックに始まる世界的な経済危機にこそ、グローバルな単一「帝国」が出現しなければならなかったであろう。だが単一「帝国」が出現する政治的・経済的兆しは観察できない。金融危機の連鎖、投資ファンドの挫折、基軸通貨ドルの失墜と人民元の国際舞台への登場は、ドルによる一

元的支配とそれに照応する合衆国を中心とするドル（再）投資システム——合衆国がドルを刷って世界中に散布し、そのドルが合衆国に再投資される——の終わりの始まりを画した。しかし、ドルから他の通貨への「禅譲」がなされるよりも、基軸通貨の多元化——ドル・ユーロ・人民元そして場合によっては円——が進む可能性がもっとも高い。それは世界が「帝国」によって統制されるというよりも、地域ごとに分割される可能性が高いことを意味する。基軸通貨の多角化に相応する形で、北米＝合衆国、ヨーロッパ＝EU、東アジア＝中国はそれぞれの地域の帝国として、またインド・ロシア・ブラジルなどの大国は「準」帝国としてそれぞれ地域の支配を強めていくように思われる。われわれは今後、国民国家の衰退にともなって、国民国家が、最小の地域自治体とトランスナショナルな広域帝国のあいだに引き裂かれていくプロセスを目の当たりにするのかもしれない。

参考文献

- デイヴィッド・ハーヴェイ『ネオリベラリズムとは何か』 本橋哲也訳 青土社 二〇〇七年
デイヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』 渡辺治監訳 作品社 二〇〇七年。
ミシェル・フーコー 「治安と国家」 石田靖夫訳『ミシェル・フーコー思考集成』 VI 筑摩書房 二〇〇〇年
ミシェル・フーコー『社会は防衛しなければならない』 石田英敬 小野正嗣訳 筑摩書房 二〇〇七年
ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』 高桑和己訳 筑摩書房 二〇〇七年
ミシェル・フーコー『生政治の誕生』 慎改康之訳 筑摩書房 二〇〇八年
ヨアヒム・ヒルシュ『国民的競争国家 グローバル時代の国家とオルタナティブ』 木原滋哉・中村健吾訳 ミネルヴァ書房 一九九八年
マイケル・ハート アントニオ・ネグリ『帝国——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』 水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳 以文社 二〇〇三年
マイケル・ハート アントニオ・ネグリ『グローバル化の世界秩序とマルチチュード』 幾島幸子訳 日本放送出版協会 二〇〇五年

所 報

2011. 1～12

2011年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機構及び人事

1. 定例所員総会

- (1) 第97回定例所員総会 2011年6月18日(土) 14:30～17:50 生田社研会議室

定例所員総会成立要件の確認(所員有効総数161名中、過半を超える出席18名+委任状77通で総会成立)、まず町田俊彦所長の挨拶に次ぎ、柴田弘捷所員(人)が議長に全会一致で選出され、(1)新所員等の委嘱、(2)2010年度事業報告、決算報告、(3)2011年度事業計画案、予算案、(4)その他を討議し、2010年度事業報告・決算報告、2011年度事業計画案・2011年度予算案が承認される。

- (2) 第98回定例所員総会 2011年12月3日(土) 14:30～17:20 生田社研会議室

定例所員総会成立要件の確認(所員有効総数166名中、過半を超える出席10名+委任状102通で総会成立)、まず町田俊彦所長の挨拶、新所員新田滋所員の挨拶に次ぎ、柴田弘捷所員(人)が議長に全会一致で選出され、(1)2011年度活動報告・会計報告と、(2)2012年度事業計画案・2012年度要求予算案が提出され、活発な議論を経ていずれも承認される。

2. 所員の異動

- (1) 所員の委嘱・解嘱

委嘱: 新田滋(経)・松沢裕作(経)・荻原幸子(文)・川上隆志(文)・今井雅和(営)・石川和男(商)

解嘱: 泉武夫(定年退職)・石塚良次(退職)・有田謙司(退職)・末次俊之(任期制助手終了)

- (2) 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱: 泉武夫

解嘱: 青木弘明(7月18日ご逝去)

- (3) 所外研究員の委嘱・解嘱

委嘱: 石塚良次(本学経済学部非常勤講師)・末次俊之(本学法学部非常勤講師)・三田村圭子(本学経営学部非常勤講師)・森瑞枝(本学文学部非常勤講師)・有田謙司(本学法学部非常勤講師)・山口系一(本学経済学部非常勤講師)・藤井亮二(参議院事務局社会労働委員会調査室)

解嘱: なし

- (4) 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱: 蔣 純青(院・経)

3. 運営委員、会計監査、事務局員の委嘱

2011 年度事務局体制

	運営委員	事務局員	
所長	町田 俊彦（経）	事務局長	宮崎 晃臣（経）
事務局長	宮崎 晃臣（経）	財政	○清水 真志（経）
前事務局長	村上 俊介（経）	財政	鈴木奈穂美（経）
	原田 博夫（経）	研究会	○田中 隆之（経）
	白藤 博行（法）	研究会	兵頭 淳史（経）
	池本 正純（営）	研究会	佐藤康一郎（営）
	大西 勝明（商）	研究会	小池 隆生（経）
	嶋根 克己（人）	編集	○福島 利夫（経）
		編集	前田 和實（商）
		編集	内藤 光博（法）
会計監査	永江 雅和（経）	編集	大矢根 淳（人）
		文献資料	○野部 公一（経）
		文献資料	福島 義和（文）
		ホームページ	○高萩栄一郎（商）
		ホームページ	吉田 雅明（経）

4. 事務局会議

- (1) 4月26日（火） ①2010年度活動報告、②2010年度会計報告、③2011年度活動方針、④2010年度春季実態調査の自粛、⑤2011年度夏季実態調査の方針、⑥第4回檀国大学合同研究会の会場変更（専修→檀国）⑦所報、叢書14巻の確認（鈴木G）
- (2) 5月31日（火） ①2011年度活動方針、②2011年度予算作成方針、③2010年度会計内部監査、④2011年度夏季実態調査の計画立案
- (3) 6月14日（火）（運営委員会との合同会議）
 - ①新所員等の承認、②2010年度事業報告・決算報告 ③2011年度事業計画案・予算案、④特別研究助成の審査報告、⑤その他
- (4) 7月26日（火） ①2011年度夏季実態調査のプラン、②2011年度通信第1号について、③第4回檀国大学合同研究会、④その他 (1) 12.17公開シンポ、(2) ベトナム社会科学院北東アジア研究所との覚書締結
- (5) 10月4日（火） ①9月末会計報告、②2011夏季実態調査報告、③第98回総会に向けた今後の日程と活動の確認、③第4回檀国大学合同研究会で調印される覚書の確認、④ワークショップ「中国と日本の経済・財政Ⅰ」、⑤その他
- (6) 11月1日（火） ①2011年度事業報告・同予算執行状況、②2012年度事業計画案・同予算案、③2011年度春季実態調査先の検討、④第4回檀国大学との合同研究会報告、

⑤その他

- (7) 11月15日（火） ①2011年度事業報告・同予算執行状況、②2012年度事業計画案・同予算案の確認
- (8) 11月22日（火）第2回運営委員会との合同会議
①2011年度事業報告・同予算執行状況、②2012年度事業計画案・同予算案の確認

5. 運営委員会

- (1) 6月14日（火）（第3回事務局との合同会議）
①新所員等の承認、②2010年度事業報告・決算報告、③2011年度事業計画案・予算案、④その他
- (1) 11月22日（火）（第8回事務局会議との合同会議）
①2011年度事業報告・同予算執行状況、②2012年度事業計画案・同予算案の確認

2. 研究調査活動

1. 定例研究会

研究会開催は以下の通り。

- (1) 1月15日（土） 13時00分～16時00分 場所：サテライトキャンパス・スタジオB、7名
テーマ：ジュール・ヴェルヌ『十五少年』の翻訳の系譜
報告者：三枝 壽勝（東京外国語大学名誉教授、本学非常勤講師）
テーマ：韓国におけるフランス
報告者：巖 基 珠（本学ネット情報学部教授）
- (2) 2月24日（木） 15時30分～18時00分 場所：サテライトキャンパス・スタジオA、21名
テーマ：中国における経済成長・都市発展戦略の転換と社会生活の変容
報告者：李 国慶氏（中国社会科学都市発展・環境研究所研究員）
徐 向東（中国市場戦略研究所代表、所外研究員）
南 裕子氏（一橋大学大学院経済学研究科准教授）
沈 潔氏（日本女子大学社会福祉学部教授）
- (3) 2月26日（土） 14時00分～17時00分 場所：神田校舎772教室、13名
テーマ：自治体行政の現状と課題—新潟県新発田市の事例
報告者：藤田 雅善氏（新潟県新発田市職員）
- (4) 2月26日（土） 14時00分～17時30分 場所：神田校舎764教室、13名
テーマ：雇用保障と労働組合の役割—野田知彦『雇用保障の経済分析』の検討
報告者：白井 邦彦氏（青山学院大学経済学部教授）
- (5) 6月25日（土） 14時00分～17時30分 場所：神田校舎784教室

テーマ：「新運転労組にみる労働者供給事業の現実と労供法立法化の問題点」

報告者：萩尾 健太氏（第二東京弁護士会）

- (6) 6月25日（土） 14時00分～16時00分 場所：神田校舎13-A会議室

テーマ：合評会『戦後日本の地方議会—都道府県議会の構成動態の研究』

報告者：馬渡 剛氏（（財）行政管理研究センター）

討論者：松本 俊雄（法、非常勤講師）、宗像優（九州産業大学、所外研究員）

- (7) 8月5日（金） 13時00分～16時30分 場所：生田校舎10204教室

テーマ：「愛媛経済の特徴—地域経済発展と産業集積の特徴—」

報告者：鈴木 茂氏（松山大学経済学部教授）

夏季実態調査に向けての事前研究会を兼ねて

- (8) 8月23日（火）14時00分～17時00分 場所：神田校舎784教室、

テーマ：「国家の教育政策と私的価値領域および自由の問題—学校、国家、宗教、そしてセクシュアリティ—（広瀬裕子『イギリスの性教育政策史：自由化の影と国家の「介入」』をどう読むか）

報告者：荒井 英治郎（信州大学全学教育機構教職教育部講師、所外研究員）

コメンテータ：榎 透（本学法学部准教授）

- (9) 8月29日（月）13時00分～15時00分 場所：生田社研会議室

テーマ：「中国の地域経済開発—遼寧省の事例を中心に—」

報告者：施 錦芳（東北財経大学、所外研究員）

- (10) 10月1日（土）14時00分～17時00分 場所：神田校舎773教室

テーマ：「非正規組織化、個人加盟ユニオン運動の到達と課題」

報告者：東 洋志氏（東京自治問題研究所）

2. シンポジウム等

- (1) 10月1日（土）13時30分～17時20分 場所：神田校舎731教室

テーマ：「脱原発と再生可能エネルギーへのシフトを考える」

報告者：河野 太郎氏（衆議院議員）、阿部 知子氏（衆議院議員）、小島 敏郎氏（青山学院大学国際政治経済学部教授）、竹村 英明氏（環境エネルギー政策研究所顧問）

- (2) 10月7日（金）14時00分～17時30分 場所：神田校舎771教室

テーマ：ワークショップ「中国と日本の経済・財政Ⅰ」

報告者：①馬 海濤氏（中央財政大学〔財政と公共管理学院〕院長・教授）

「中国財政政策の変遷について」

②張 忠任氏（島根県立大学教授）

「2008年以降の中国の政府間財政関係の新展開について」

③町田 俊彦（本学経済学部教授・本研究所所長）

「民主党政権下の新成長戦略と財政再建政策」

- (3) 11月5日（土） 14時00分～17時00分 場所：神田校舎13-A会議室

テーマ：「民主党政権の課題と展望」

報告者：①藤本 一美（本学法学教授）「鳩山由紀夫政権」

②岩切 博史氏（臨床政治研究所主席研究員）「菅直人政権」

③清水 隆雄氏（元国立国会図書館専門調査委員）「野田佳彦政権」

コメント：①濱賀 祐子（本学法学部非常勤講師、所外研究員）

②池田 美智代氏（東海大学政経学部非常勤講師）

③根本 俊雄（本学法学部非常勤講師）

(4) 2011年11月29日（火）18時～20時 場所：神田校舎 6号館 国際会議室

テーマ：ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？

報告者：①ゲルト・ヴィンター氏（ブレーメン大学教授）

「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」

②榎沢 能生氏（早稲田大学教授）

「脱原発経済—ドイツの経験から何を学ぶか」

③広渡 清吾（本学法学部教授）

「日本の脱原発問題を考える」

主 催：社会科学研究所、今村法律研究室、法学研究所

(5) 2011年12月17日13時30分～16時 場所：専修大学生田校舎 10号館 10209教室

テーマ：原発事故とエネルギー政策の転換

報告者：①清水 修二氏（福島大学副学長）

「原発立地地域の経済と地方財政—福島県双葉地域を中心に—」

②野口 邦和氏（日本大学専任講師）

「放射能拡散の現状と課題」

③泉 留維（本学経済学部准教授）

「脱原発と再生可能エネルギーの可能性」

3. 特別研究会

2011年度夏季実態調査：2011年9月4日（日）～7日（水）

グローバル化の進展によって各地の地域経済は大きな影響を受けており、その現状ならびに対応を各地において調査・分析することに本調査の目的がある。今回の調査対象の愛媛県では、町おこし・グリーンツーリズムで活性化を図る内子町、地域活性化のためにリレーバンキングを精力的に実施している愛媛信用金庫、グローバル化の中で生き残りをかけている今治市の産業・企業、さらに砥部焼という伝統産業で活性化している各現場を見学し、活発なヒアリング・意見交換を行い、それらを通して地域の再生、復興、活性化の重要なヒントを探ることができた。

9月4日（日） 道の駅内子フレッシュパークからり、内子八日市・護国町並保存センター

9月5日（月） 愛媛信用金庫（松山市）、まさき村（松前町）

9月6日（火） 今治造船株式会社西条工場、タオル美術館 ICHIIHIRO、四国タオル工業組合

9月7日（水） 砥部焼伝統産業会館

なお、春季実態調査は上記の調査地で3月13日（日）から16日（水）にかけて計画していたが、3月11日の大震災で急遽計画実施中止を決断し、以後春季のこの計画を上記の日程で実施することになった。

第4回檀国大学との合同研究会（10月22日 檀国大学人文科学課 大会議室）

行 程：10月21日（金）～10月23日（日）

参加者：池本 正純、田中 隆之、蔡イン錫、宮崎 晃臣

テーマ：「急速に拡大する中国市場と韓国・日本の経済・企業」

- 1 報告：宮崎晃臣 「最終的局面化を迎えた日本の産業空洞化
－米主導から新興国市場依存に転換するグローバル資本主義下の日本経済－」

討論：Choi Chang-Hwan

- 2 報告：Kim Joo-Tae *Corporate Expansion into China: New Opportunity for Global Champions*

討論：池本正純

- 3 報告：蔡イン錫 「日本の雇用形態の多様化と非正規職労働者」

討論：Park Jae-Choon

- 4 報告：Jung Jae-Hwa 「韓・日間のF T A－どう進めるべきか」

討論：田中隆之

なお、今回は経営研究所との共同参加で、ともに檀国大学との間で覚書（以下に記載）に調印した。

1. Joint seminars

Joint seminars, to be hosted alternately by Dankook University and Senshu University (Institute of Social Sciences and Institute of Business Administration) , shall be held once a year.

2. The expenses

The expenses for travels to the seminars shall be covered by the institution sending delegates.

3. The period of validity of the memorandum

The memorandum shall be updated annually.

4. 研究助成

☆グループ研究助成A（4名以上・年50万円3年間・1名以上論文発表義務、定例総会にて研究経過報告義務）

今年度は次の4件（継続2件、新規2件）を助成した。（以下敬称略）

継続 2009年度発足

- (1) 「日本と中国の経済発展モデルの比較研究」
(稲田十一〈責〉・大橋英夫・田中隆之・宮崎晃臣・施錦芳の5名)

2010年度発足

- (2) 「中国都市社会の変容に関する研究」
(柴田弘捷〈責〉・大矢根淳・嶋根克己・広田康生・馬場純子・永野由紀子・樋

口博美・横山順一・斉穎賢・徐向東の10名)

新規

- (3)「大学における生涯学習教育の現状とあり方についての総合的研究」

(鐘ヶ江晴彦〈責〉・小峰直史・野口武悟・網野房子・荻原幸子・服部あさこの
6名)

- (4)「未踏領域に入った日本経済の諸側面」

(田中隆之〈責〉・西岡幸一・宮本光晴・櫻井宏二郎・山中尚・大倉正典・石原
秀彦・遠山浩の8名)

☆ **グループ研究助成B** (2名以上・年20万円1年間・定例総会にて研究経過報告義務)

今年度は下記3件を助成した。

- (1)「公共性をめぐる理論的研究」

(広瀬裕子〈責〉・榎透・荒井英治郎・松下丈宏の4名)

- (2)「ビールテイスト飲料市場の拡大とその影響に関する研究」

(佐藤康一郎〈責〉・池本正純の2名)

- (3)「民族の共生と『先住権』」

(古川純〈責〉・内藤光博の2名)

☆ **特別研究助成** (5名以上・年100万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務、助成終了後2
年以内に「社会科学研究叢書」刊行義務)

今年度は下記3件を助成した。

継続 2009年度発足

- (1)「フランスと東アジア諸地域相互における近現代学芸の共同主観性に関する研究」

(鈴木健郎〈責〉・根岸徹郎・下澤和義・巖基珠・土屋昌明の5名)

2010年度

- (2)「若年・青年層の不安定就労ならびに社会保障制度の現状」

(宮寄晃臣〈責〉・町田俊彦・高橋祐吉・福島利夫・黒田彰三・内山哲朗・永島
剛・兵頭淳史・鈴木奈穂美・小池隆生・唐鎌直義・湯進の12名)

新規

- (3)「ポスト3・11の情報流通とメディアの役割」

(山田健太〈責〉・網野房子・川上隆志・野口武悟・藤森研の5名)

3. 所報の刊行

1. 『専修大学社会科学研究所月報』の刊行

- (1) 1月(第571)号 「公民科単元「金融」を事例として」…………… 増田 純一(所外研究員)
「第3回専修大学社会科学研究所・檀国大学合同研究会について」
…………… 宮寄 晃臣(所員)
「民主党・菅政権の『新成長戦略』と『財政運営戦略』」

- 町田 俊彦 (所員)
- 「非伝統的金融政策の効果について」..... 田中 隆之 (所員)
- (2) 2・3月 (第572・573合併号) 2010年度夏季海外実態調査 (中国内陸部) 特集号
- 「概要」..... 宮寄 晃臣 (所員)
- 「中国における中部地区開発と政府間財政関係」..... 町田 俊彦 (所員)
- 「中国経済管見」..... 熊野 剛雄 (研究参与)
- 「長 江 悠 悠」 加藤幸三郎 (研究参与)
- 「中国に進出する日系企業の課題
- 合肥市・武漢市・西安市の経済技術開発区の企業誘致と日系企業—
- 飯田 謙一 (研究参与)
- 「『中部崛起』戦略下の安徽省経済」 湯 進 (所外研究員)
- 「グローバル資本主義の新たな展開と中国中部地区崛起政策」
- 宮寄 晃臣 (所員)
- (資料) 国際金融危機下での中国中部経済の成長実態と見通し
- 『中国中部地区発展[2010]』総論の一部紹介—
- 河南省社会科学院課題組：郭 鋒 (本学大学院生) 訳
- 湯 進 (所外研究員) 監訳
- 宮寄 晃臣 (所員) 監修
- (資料) 中国中部地区の経済・財政統計..... 町田 俊彦 (所員)
- (4) 4月 (第574) 号 「望月清司先生に聞く」 村上 俊介 (所員)
- (5) 5月 (第575) 号 **The Doctrine of Active Resistance in the Sixteenth Century**
- 堀江 洋文 (所員)
- (6) 6月 (第576) 号 「鳩山由紀夫の思想と行動～ロードマップなき”理念”の宰相」
- 藤本 一美 (所員)
- 「藻谷浩介『デフレの正体—経済は「人口の波」で動く』を読んで」
- 森 宏 (研究参与)
- (7) 7月 (第577) 号 「賃金制度の改編と労働組合
- 成果主義的賃金制度の生成と変容をめぐる一考察—
- 高橋 祐吉 (所員)、兵頭 淳史 (所員)
- (8) 8月 (第578) 号 「ティーパーティー運動の光と影」 末次 俊之 (所外研究員)
- 「中国の都市扶貧開発 —遼寧省の事例を中心に—
- 施 錦 芳 (所外研究員)
- (9) 9月 (第579) 号 「聞き取り「川崎市向ヶ丘遊園の跡地保全を巡る市民運動
- 藤子・F・不二雄ミュージアム設立前史—
- (2008年度グループ研究Bの研究成果)
- 泉 留維 (所員)、小西恵美 (所員)、齊藤佳史 (所員)、
- 永江雅和 (所員)、永島 剛 (所員)

(10) 10月 (第580) 号

- 特別研究助成「若年・青年層の不安定就労ならびに社会保障制度の現状」2010年度報告 (1)
「地域雇用政策と地方財政」…………… 町田 俊彦 (所員)
「雇用保険特別会計雇用勘定の積立金の取崩しの課題」
…………… 藤井 亮二 (所外研究員)

(11) 11月 (第581) 号 「本格復興を支える中小企業金融の成立に向けて

- 一岩手県沿岸被災地からの考察」
(2010年度グループ研究Bの研究成果の一部) … 遠山 浩 (所員)
「中国における学歴格差社会」…………… 蔣 純青 (特別研究員)

(12) 12月 (第582) 号

- 特別研究助成「若年・青年層の不安定就労ならびに社会保障制度の現状」2010年度報告 (2)
「釧路市の自立支援プログラムと社会的排除／包摂概念」
…………… 鈴木奈穂美 (所員)
「釧路調査覚え書き 一自立支援、『中間的就労』そして働くということ一」
…………… 高橋 祐吉 (所員)

2. 『社会科学年報』第45号の刊行 (2011年3月10日)

【論文】 (1) 青木 純一 (所外研究員) 患者運動の存立基盤を探る

一戦中から戦後にいたる日本患者同盟の動き中心に一

- (2) 麻島 昭一 (研究参与) 創業期三井物産の有価証券所有

- (3) 梶原 勝美 (所員) ケーススタディ：台湾のブランド「エイサー」

- (4) 末次 俊之 (所員) リンドン・ジョンソン大統領とメディケア・メディケイド法成立の政治過程

- (5) 高木 康一 (所外研究員) ドイツ連邦制における州による連邦法律の執行一序論

- (6) 高梨 健司 (所外研究員) 片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給

一姫路・福島両蚕種製造所を中心に

- (7) 湯 進 (所外研究員) 中国自動車産業のキャッチアップ工業化

- (8) 野口 武悟 (所員)・宇都 榮子 (所員)・菅田 理一 (淑徳大学非常勤講師)・

土井 直子 (山野美容芸術短期大学非常勤講師)

福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討

- (9) 森 宏 (研究参与)・Hayden Stewart (Economist with ERS/USDA)

Cohort Analysis: Ability to Predict Future Consumption

一 The Cases of Fresh Fruit in Japan and Rice in Korea

【研究ノート】

- (1) 加藤幸三郎 (研究参与) 最近の中国研究の動向

- (2) 桑野 弘隆 (所外研究員) 現代資本主義国家についてのノート

〔書評〕 荒井英治郎（所外研究員） 広瀬裕子著『イギリスの性教育政策史—自由化の影と国家「介入」』

3. 「専修大学社会科学研究所叢書」刊行について

第13巻『中国社会の現状Ⅲ』（柴田弘捷・大矢根 淳 編）、2011年2月25日、専修大学出版局より刊行。

「経済転換期における都市化のロジック」

…………… 李 国慶（中国社会科学都市発展・環境研究所研究員）

「北京既成市街地（胡同・四合院）における居住環境の変容」…………… 大矢根 淳（所員）

「リーロン（里弄）の再開発に伴う人口移動と郊外核形成」…………… 福島 義和（所員）

「中国農村における人口流動と地域コミュニティ」

…………… 南 裕子（一橋大学大学院経済学研究科准教授）

「変貌する中国の高等教育」…………… 嶋根 克己（所員）

「中国の社会階層変動と『白領』の台頭」…………… 柴田 弘捷（所員）

「中国中間層の消費行動」…………… 徐 向東（中国市場戦略研究所）

「扶養から見る家族の絆」…………… 宋 金文（北京日本学研究所助教授）

「中国における高齢者間の格差問題と生活保障」… 沈 潔（日本女子大学社会福祉学部教授）

「北京オリンピック選手村からみた激動の中国」…………… 久木留 毅（本学文学部准教授）

4. その他の活動

1. 文献資料の収集理

- (1) 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集。
- (2) 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入。
- (3) 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献収集に関しては、範囲を拡大して「東アジア社会研究センター」として継続して実施する。

2. 文献資料の整理、配架

- (1) 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行ない、その電子化にむけた作業も実施している。
- (2) CD-ROM版の文献資料はロッカーに別途保管する。
- (3) 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近数年分を除き）廃棄処分とした。なお、廃棄にあたっては、希望者が対象雑誌を持ち帰りできる期間を設けた。今年度については7月25～29日に頒布会を実施し、その便宜を提供した。

3. 文献資料の公開

「文献ニュース」を社会科学研究所のホームページに掲げ、2010年度末までに収集した主な文献を中心に新着情報を提供した。

本学図書館蔵書で欠号の、本研究所所蔵の資料は図書館に寄贈した。

4. ホームページの充実

(1) ホームページの充実

ホームページのさらなる充実をすすめてきた。論文を読みやすくするために、論文単位のファイル化、抄録の作成、問い合わせ先の追加などを検討している。

(2) 電子メールの活用

電子メールを活用して、通信業務を効率化する。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続した。ただし、郵送の必要なもの（例：委任状など）や、電子メールに対応していない所員に対しては、引き続き郵送とした。

(3) コンピュータシステムの充実

社研神田分室のパソコンを更新した。ただし、インターネットとの接続が困難なので、現在まで接続されていない。その旨、あらかじめご理解の上、利用していただきたい。

(4) CD-ROMの利用環境の整備

(5) 図書館と協議し、月報・年報の専修大学学術機関リポジトリへの登録を進めた。

編集後記

『社会科学年報』第46号をお届けします。今号も多彩な内容です。国家とその政策のあり方から、衣食住、とりわけ食文化に関連する論考がいくつか見られます。おそらく、これらのテーマのすべてが今後は昨年3月の東日本大地震・大津波・原発事故を契機にして、新たな課題設定を意識せざるをえないことと思われるます。

2011年3月11日の大惨事以降、不安と憤りの報道が今日に至るもなお連日続いています。今回の事態がもたらしたものはあまりにも重大であり、それはこれまでの日本の社会のあり方全体を根底から問い直すことを求めています。同時に、学問研究に携わる者にとっては、学問のあり方、学者・研究者のあり方を問い直すことをも迫るものとなっています。その中には、社会科学の存在意義や枠組み全体の見直しも含まれているでしょう。

そもそも、原発事故の被災地の地名「福島」は「幸福の島（地域）」の意味であって、本来は幸せを願う名称です。それが正反対に災厄の地となり、「ノーモア・フクシマ」などと呼ばれたりすると、編集子自身の名前（福島）でもあるので何ともやりきれないものです。そして、もう一つの原発集中立地県である「福井」にも同じく「福」の字が入っていることが思い起こされます。

次に、「東京電力・福島第一原子力発電所」という短い表記自体に大きな問題点が隠されています。「東京電力」の電力供給管内ではない「福島」の地に、なぜ「東京電力」の原発が集中しているのでしょうか。この「東京」と「福

島」は、「中央」（強者）と「地方」（弱者）の関係であり、その中で、大小二つの「原子力ムラ」が存在してきました。一方は、強者としての大きな「原子力ムラ」（政・官・財・学・マスコミからなる原発利益共同体）であり、他方は、弱者としての小さな「原子力ムラ」（かつては「福島のチベット」と呼ばれたほどの僻地が、原発という忌避施設を受け入れ、その「迷惑料」としての各種の交付金等が主な財源となる）です。それは、強者である第一の「原子力ムラ」が弱者である第二の「原子力ムラ」を支配し、これまで存続・拡大させてきたという構造なのです。

なお、上記の構造は、沖縄に米軍基地が集中立地している事態にも共通しています。地域経済の自立的発展ではなく、アメリカの軍事戦略に主導された軍事ならびにエネルギー政策のもとで、基地や原発のモノカルチャーの産業構造が国内植民地としての「地方」に作りだされています。もっとも、「中央」による「地方」の支配という構造の底流は、7世紀末にヤマト政権が国号を「倭」から「日本」へ変更したときにまで遡ることができるのかもしれませんが。そのころ、東北地方は「日本」国の一部ではなく、未開人「蝦夷」の住む地として、敵視と征服の対象とされていました。

また合わせて、「中央」による「地方」の蔑視と切り捨てに憤慨して、東北の小さな村が日本から独立を試みた、井上ひさしの小説『吉里吉里人』（1981年）が改めて注目されるべきでしょう。小説では「吉里吉里村」は宮城県と岩手県の県境付近の内陸部にありますが、「吉里

吉里」という地名は J R の駅名も含めて岩手県沿岸部の大槌町に存在しています。今次の大震災では、残念なことにこの大槌町も大きな被害にあっています。

被災者の生活支援と被災地の復興がすみやかに行われ、「福」の字に込められた幸せへの願いをぜひ取り戻したいものです。

(福島利夫)

執筆者紹介 (執筆順)

かじはら かつみ 梶原 勝美	本研究所所員 (商学部)
か とうこうざぶろう 加藤幸三郎	本研究所研究参与
さ とうこういちろう 佐藤康一郎	本研究所所員 (経営学部)
たかなし けんじ 高梨 健司	本研究所所外研究員
ひらい たろう 平井 太郎	本研究所所外研究員
ふくしま よしかず 福島 義和	本研究所所員 (文学部)
ふじい りょうじ 藤井 亮二	本研究所所外研究員
もり ひろし 森 宏	本研究所研究参与
さえぐさ よしはる 三枝 義清	元東京都立大学経済学部教授
John Dyck	Economist with ERS/USDA
くわの ひろたか 桑野 弘隆	本研究所所外研究員

社会科学年報 第46号

2012年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 町 田 俊 彦
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829
印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 46

MARCH 2012

Articles:

Some Studies on Green Tea from the viewpoint of Brand Marketing
..... *Katsumi Kajihara*

Hàn-Yě-Píng Cōngsī and Shèng Xuānhuái in Modern China
..... *Kozaburo Katoh*

Photographic analysis of the survey on dietary habits of college students
..... *Koichiroh Satoh*

Silkworm Egg Trust Production of Katakura & Co.,Ltd. and
the Local Silkworm Egg Manufacturers *Kenji Takanashi*

‘nDK=family’ model and ‘spatial norm’ model
: for sociology of housing in / on post-war Japan..... *Taro Hirai*

Movement by Redevelopment in Lilong 里弄 Districts and Development of
Greater Metropolitan Shanghai (2) *Yoshikazu Fukushima*

The problem to be solved, about the estimation of the expenditure
for national debt service *Ryoji Fujii*

Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society
—The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan
..... *Hiroshi Mori, Yoshiharu Saegusa, and John Dyck*

Note:

From National Security States to Dividing of the World by Local Empires ?
..... *Hiroataka Kuwano*

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki